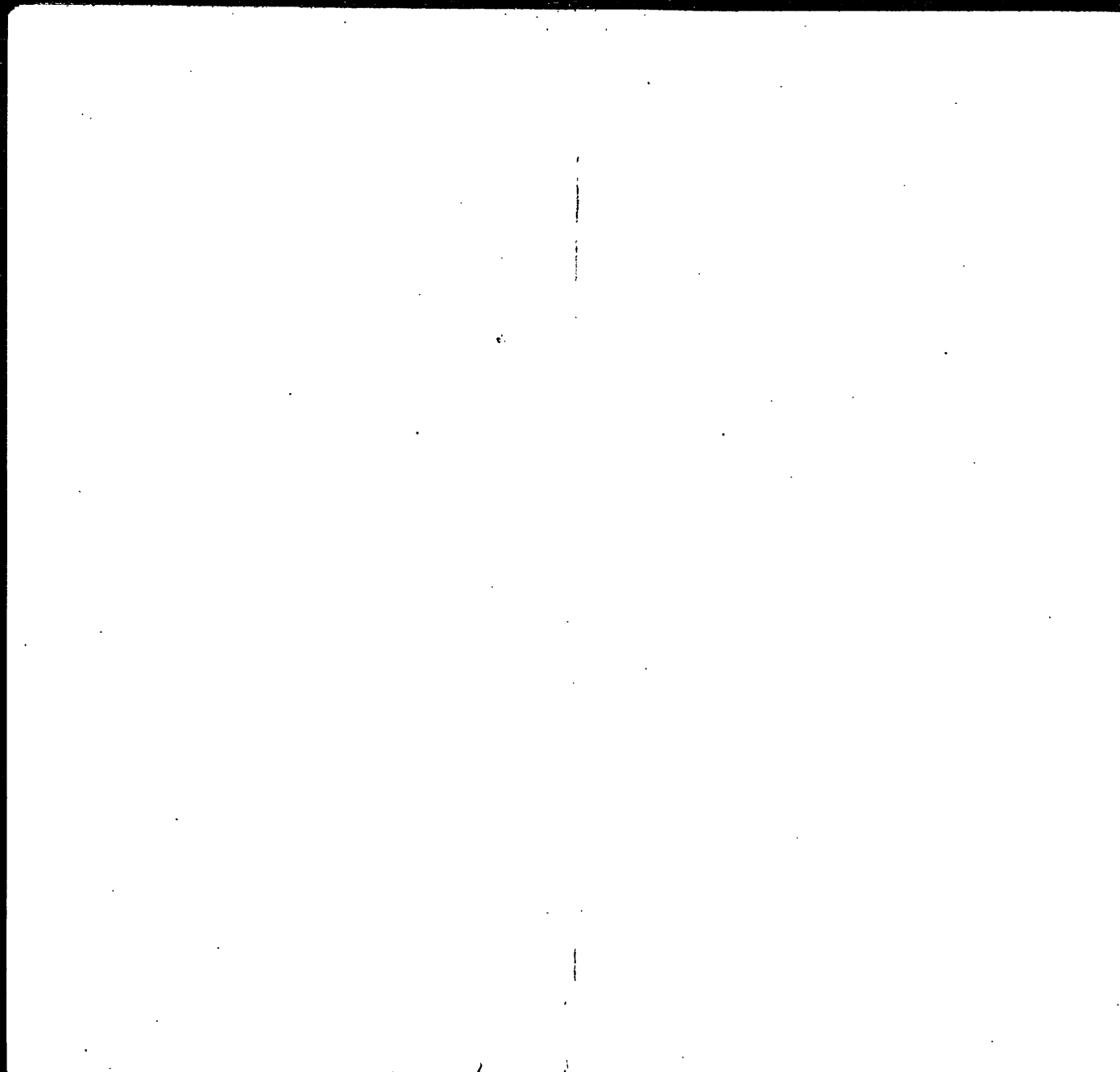


梅大要覽



292.98  
104

292
6621
104

樺太願編纂

樺太要覽

昭和三年



一、本書は最近に於ける棒太の事情を廣く紹介せんが爲に編纂したるものなり。

一、本書所載の事項は主として前曆年又は前會計年度のものに據りたり。

一、本書中昭和十五年は昭和元年、大正十五年は昭和元年とせり。

樺太要覽目次

第一章 總論

第一節 領有の沿革	一
第一款 松前氏及幕府の探險施設	一
第二款 露國の東征と南樺太の恢復	二
第二節 經營施設	三
第一款 千島樺太交換以前	三
第一項 幕府時代	三
第二項 開拓使時代	八
第二款 軍政施設	一〇
第一項 軍政署時代	一〇
第二項 民政署時代	一一
第三款 樺太廳の設置及官制改正	一三

目次

第二章 地誌

目次

第一節 位置及面積	二
第二節 地勢	二
第三節 地質	二
第四節 主要市街地	二
第五節 氣象	二
第一款 概説	二
第二款 氣温、氣壓及風	三
第三款 湿度、降水及霜雪	三
第四款 海霧及海水	三
第六節 戶口	三
第三章 交通通信	四
第一節 交通	四

二

第一款 道路	四
第二款 鐵道	四
第三款 港灣	四
第四款 航路	四
第一款 樺太廳命令航路	五
第二款 逕信省命令航路	五
第三款 鐵道省連絡線	五
第四款 社外線	五
第五款 航路標識	五
第六款 驛	五
第二節 通信	五
第一款 概説	五
第二款 郵便	五
第三款 爲替貯金	六

目次

三

目次

第四款 電 信 ..... 四

第五款 電 話 ..... 六

第四章 自治行政

第一節 自治制施行の沿革 ..... 六

第二節 町 村 ..... 六

第一款 概 説 ..... 六

第二款 町村の事務 ..... 六

第三款 町村評議會 ..... 六

第四款 町村吏員 ..... 六

第三節 町村の財政 ..... 六

第五章 財政及金融 ..... 六

第一節 財 政 ..... 六

第一款 概 説 ..... 六

第二款 歳 入 ..... 六

第一項 租 税 ..... 六

第二項 租税外收入 ..... 六

第三款 歳 出 ..... 六

第二節 金 融 ..... 六

第六章 教 化

第一節 教 育 ..... 六

第一款 概 説 ..... 六

第二款 初等教育 ..... 六

第三款 中等教育 ..... 六

第四款 教員養成及其他の教育施設 ..... 六

第一項 教員養成……小學校教員講習所、權大廳高等女學校、教員の指導教養………一〇〇

第二項 其の他の教育施設………一〇一

第二節 社會事業………一〇二

第三節 神社及宗教………一〇三

第一款 神社………一〇三

第二款 宗教………一〇三

第七章 兵 事………一〇四

……海軍募兵、在郷軍人、軍隊と地方との關係………一〇四

第八章 殖民及農業………一〇五

第一節 土 地………一〇五

第二節 移 民………一〇五

第一款 概 説………一〇五

第二款 農業移民………一〇五

第三節 農 業………一〇六

第一款 概 説………一〇六

第二款 農畜産物………一〇六

第四節 畜 産………一〇六

……畜牛、馬匹、養豚、養鶏、養羊、養狐、牛酪………一〇六

第五節 試験及調査………一〇六

第一款 概 説………一〇六

……沿革、農事試験場………一〇六

第二款 農事に關する試験及調査………一〇六

第三款 農藝化學に關する試験及調査………一〇六

第四款 畜産に關する試験及調査………一〇六

第九章 鑛 業………一〇七

第一節 總 説………一〇七

第一款 鑛業制度………一〇七

第二款 鑛務施行の状況

第二節 鑛物

第一款 石炭

第二款 石油

第三款 鑛業

第一款 鑛業の現況

第二款 鑛業の将来

第十章 林業

第一節 總説

第二節 森林の利用

第三節 森林保護

第四節 森林調査

第五節 林業試験

第六節 大學演習林

第七節 官行新伐

第一款 概説

第二項 事業の開始

第三項 事業の計畫

第三款 事業の組織

第二款 事業の概況

第三款 事業の成績

第十一章 水産業

第一節 總説

第二節 漁業並に水産製造

第三節 水産物検査

第四節 水産に関する組合

第五節 水産に関する試験及調査.....

第一款 概説.....

第二款 試験及調査.....

第一項 漁撈.....

第二項 水産製造.....

第三項 水産養殖.....

第十二章 商工業

第一節 商業.....

第二節 工業.....

第三節 外國貿易.....

第四節 商工會議所.....

第五節 度量衡.....

第十三章 警察

第一節 概説.....

第一款 沿革.....

第二款 警察機關の配置.....

第三款 警察官吏の教養.....

第二節 行政警察.....

第一款 保安警察.....

第二款 風俗警察.....

第三款 交通警察.....

第四款 營業警察.....

第三節 司法警察.....

第十四章 醫事衛生

第一節 概説.....

目次.....

目次

第二節 醫療機關	二
第一款 醫院	二
第二款 公醫	三
第三款 醫師、齒科醫師、其他	三
第三節 救療機關	三
第四節 藥品	三
第五節 海港檢疫	三
第六節 檢 菌	三
第七節 飲料水及水	三
第一款 上 水	三
第二款 清涼飲料水	三
第三款 米	三
第八節 傳染病	三
第九節 汚物排除	三

第十五章 法 制

第十六章 司 法

第一節 法 官	三
第二節 裁判所	三
第三節 供託事務	三
第四節 刑務所	三

第十七章 公共施設

第一節 水 道	三
第二節 電氣事業	三

第十八章 土 人

第一節 總 說	三
---------	---



目次

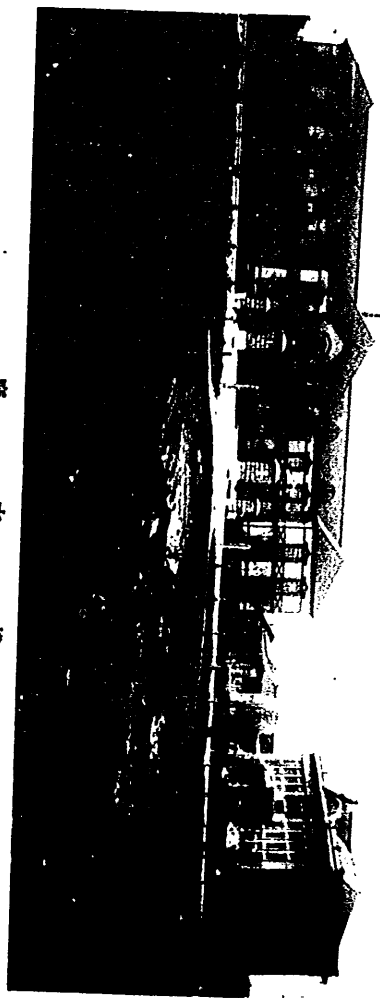
第二節 種族及戸口	三四
第三節 風俗習慣	三五
第一款 概説	三五
第二款 衣食住	三六
第三款 社會及家族關係	三七
第四款 經濟及法律關係	三八
第五款 娯樂及祭禮	三九
第四節 文化	四〇
第一款 教育	四一
第二款 衛生	四二
第五節 産業	四三
第六節 救恤	四四

挿入寫真目次

棒太廳	卷一
陶鏡標	二〇頁ノ次
豊原市街	二六頁ノ次
内泊橋	四四頁ノ次
豊原驛	四八頁ノ次
大泊港棧橋	五四頁ノ次
大泊港	五八頁ノ次
豊原郵便局	六二頁ノ次
棒太廳豊原中學校	一四頁ノ次
棒太廳大泊高等女學校	一八頁ノ次
棒太神社	三〇頁ノ次
農村部落	三六頁ノ次
養蠶場	六〇頁ノ次

目次

樟太農事試験場	一六二頁ノ次
炭 礦	一七二頁ノ次
森 林	一九六頁ノ次
豊原パルプ工場	二〇六頁ノ次
海 豹 局	二一六頁ノ次
製糖製造實況(其の一、其の二)	二二六頁ノ次
樟太農水産試験場	二三二頁ノ次
眞岡市街	二四四頁ノ次
パルプ工場	二五四頁ノ次
豊原商工会議所	二六二頁ノ次
樟太農水産試験場	二七八頁ノ次
樟太地方裁判所	二九二頁ノ次
豊原土水道水源地	三〇八頁ノ次
土人部落	三二〇頁ノ次



眞岡市街



ては史乘明確を缺くと雖も、之を邦領として認むるに至りたるは文祿二年豊臣秀吉の松前慶廣に對する蝦夷地統轄の公許及寛永以後に於ける松前氏の樺太探險施設に始まる。

松前氏は寛永以後屢次家臣を派遣して樺太を觀察探險せしめたるが、土人の漁業に従事する者尠からざるのみならず奥羽地方より渡來して漁撈を業とする者漸を逐ひ増加せるを以て、寛政二年にはシラメン(白主)、クレニコタン(大泊浦)等に勸業所を設け、藩吏を派して之が保護取締に任せしめたり。然れども當時に於ては國防警備に關して未だ何等の施設なく、勸業の藩吏と雖も僅に漁期中のみ在勤するに過ぎざりき。然るに北隊に於ける露國との交渉倍々煩繁を加へ、事愈漸く多事ならんとするを以て、幕府に於ては天明五年以降松本秀持其の他を相踵て特派して蝦夷各地を調査探險せしめ、其の進言獻策に依り之が經營の實を擧げ斯くて管轄統治の端を啓けり。

第二款 露國の東侵と南樺太の恢復

露國の東方經略は素と其の祖宗の遺蹟歴代の嚮是に基き、ものにして、其の西比利亞より貝加爾以東に進出

し、更に清國と尼布楚條約を結びてスタノボイ山脈以西の地を得たるは實に西曆一六八九年(元祿二年)なり越えて一八四七年(弘化四年)海軍中將ムラヴィヨフを東部西比利亞總督に任じて今の黒龍縣及沿海縣を略し一八五八年(安政五年)愛琿條約を締結して黒龍江以北を併せ、一八六〇年(萬延元年)北京條約を斡旋したるの故を以て烏蘇里江東の地を獲たり。

斯くて東方活躍の基礎定まるや更にベーリング海峡を涉りて北米大陸のアラスカ地方に其の驥尾を伸すと共に、一方千島に南下して我が北門を窺ふに至れり。北方の危機斯の如く急なるに而かも松前藩の北方經營は唯だ名あるのみにして其の實之に伴はず。勸業加を根據とせるコサツクは千島列島竝に樺太との間を往來して其の動靜を窺ひ、黒龍江口を地盤とせる露人は北部樺太より侵入して漸次南下せり。

露國は斯くて其の勢力の伸張に努むると共に、一方一七九二年(寛政四年)ラツクスマンをして我が漂流民を伴はしめて我が國に派し交易を請ふも成らず、一八〇四年(文化元年)レザノフ再び修交を求めて來りしが是亦幕府の拒む所となれり。然るに露國は一八五三年(嘉永六年)三度水師提督アウチヤチンを派して一は和親通商を求め、一は樺太に於ける日露國境劃定の事を議せしむ。



我が交渉委員は大目付尚井肥後守政憲及勘定奉行川路左門尉聖謨にして、プウチャチンは千島の樺太以北及亞庭海沿岸の一部を除くの外樺太の全土を露領なりと云ひ、我が委員は北緯五十度線境界を主張して譲らず、爲に交渉遅々として抄らず、若舊三年に亘り、遂に所謂下田條約に依り千島の樺太以南を邦領とし得撫以北を露領と認めたるが、樺太の境界に就ては決定するに至らず、唯從來の儘として終結せり。照で一八五九年（安政六年）東部四比利亞總督ムラヴィヨフは愛理條約の例を試みんとして渡來し、極めて強硬なる態度を以て樺太全島を露領なりと主張せるが、我が委員遠藤但馬守及酒井右京亮等之を峻拒したる爲め遂に其の目的を達する能はずして空しく歸れり。越えて一八六一年（文久元年）我國は修好の爲め國使として外國奉行竹内下野守、松平石見守、京極能登守等を歐洲各國に派遣し、露國に對しては特に樺太の境界劃定を提議せしめたり。

此の交渉に際し露國は初め樺太露有を唱へ後北緯四十八度線を主張し、我が委員は北緯五十度線を固持して相譲らず、依つて翌年を期して兩國の使節を樺太に會せしめ、實地に山河の形勢を視察し之に従つて協定せんことを約せしも、當時幕末の紛擾其の極に達し外事を顧みざる暇なく、遂に之が履行を見ること能はずして止みたり。

幕府は一八六六年（慶應二年）再び小田大和守及石川駿河守を露都に派し、曩に提議せる北緯五十度線劃定の實行を迫らしめたるも議合はず、従前の通り漫然日露兩國の所屬として之が假條約を締結し、一八七二年（明治五年）露國代理公使ピオツォフの來りて樺太に關し協定を試むる所ありしも議論せざりき。外務卿副島種臣は樺太の買収を提唱し力説大に努めたりしが、偶々開拓使次官黒川清隆の樺太抛棄の建白政府の容るゝ所となり、一八七四年（明治七年）駐露公使榎本武揚は政府の命を受け之が交渉に任じ、一八七五年（明治八年）遂に千島樺太交換條約を締結するに至れり。露國の東方經略は既述の如しと雖も、其の勢力は日清戰役の後更に滿洲を南下して朝鮮を脅かせる結果日露兩國は遂に干戈相見ゆるに至り、一九〇五年（明治三十八年）十月ポーツマス條約に依り樺太南半は永遠に我が領有に歸したることは尙ほ人の耳目に新たなる所なれば茲に詳記せず。

第二節 經營施設

第一款 千島樺太交換以前

第一項 幕府時代

樺太の經營は當初松前藩之に當リクシニコタン(大泊浦溪)、シラヌシ(自主)等に勘番所を設け、夏期間のみ藩吏を派して保護取締に任じたが、露國の東侵により北邊の情勢漸く多事ならんとし、松平定信等は北境の保全開拓の閉却すべからざるを高唱す。依つて幕府は天明五年勘定奉行松本秀持等を派遣して蝦夷各地を視察せしめたりと雖も何等積極的施設を見ず、一方露國は倍々暴威を逞ふし北方の形勢愈々急なり。書院番頭松平信濃守忠明は屢次北邊の事變の忽にすべからざるを上書して當路を激勵せるが、寛政九年に至り先づ之を實地に監察せしめ其の復命を得て施設することに幕議決し、翌寛政十年目付淺邊胤、使番大河内政壽、勘定吟味役三橋成方を監察使として簡派し、其の復命を待ち同年末松平忠明を抜擢して蝦夷地行政を統督せしめ之に勘定奉行石川忠房、目付羽太庄左衛門正養及大河内政壽、三橋成方等を配する外、幕府に蝦夷地掛

を置きて老中戸田采女正氏教、若年寄立花田雲守種周等之を監し、東蝦夷地を七箇年を限り上地せしめて幕府直接之が經營に當れり。

寛政十一年蝦夷地統治の大本を確立し、戸田氏教の蝦夷地掛を解きて老中連帶之に任ずることとなり、蝦夷地經營漸く其の緒に就きたるを以て享和二年東蝦夷地を永久上地せしめ、箱館に蝦夷地奉行を置き新に納戸頭戸川筑前守安倫、羽太安齋守正養を奉行に任じて松平忠明以下の職を解き、後蝦夷地奉行を箱館奉行と改め蝦夷地統轄の陣容漸く整ひたりと雖も尙大勢は之を以て止むべくもあらず、文化四年遂に西蝦夷地及北蝦夷地(樺太)をも上地せしめ茲に蝦夷地全部を幕府の直轄とし、翌文化五年松田傳十郎及間宮林藏に命じて樺太を調査見分せしむると共に奥羽の大藩をして之が守備に任せしむ、即ち文化五年には會津藩之に當り翌文化六年より津輕藩之に代る。

然るに之より先歐洲に於ける國際紛争の爲め極東の事關稍小康を保ちたるを以て、文政四年幕府は其の施設する所を守り邊要の警備を嚴にすべきことを命じて松前氏を蝦夷地に封じ再度其の所領に復せしめたり。茲に於て松前藩は樺太に毎年藩吏を派して土人の戸口を調査し、海岸を測量して里程を明かにし、漁業を



獎勵する等銳意經營に努めたり、然れども内外の形勢は斯る消極的施設の永續を許さず、偶々神奈川條約の結果其の必要を迫られ、安政元年幕府は箱館及其の附近の地を収めて箱館奉行を置き、勘定吟味役竹内清太郎保徳及堀越部正利等を奉行に任じたるが、滔々たる中外の大勢は幕府を刺戟し、遂に翌安政二年松前氏に令して再び蝦夷地一帯を上納せしめ之を幕府直轄とせり。

樺太は箱館奉行の管轄に屬シクシニコタン(大泊浦)に調役を、シラヌン(自主)、西トナイ(眞岡)其の他の要地に調役下役、同心等を配置し、萬延元年以後は租界駐在して行政を擔當し、警備は始め秋田藩之に任じたりしが後仙臺、會津、庄内及秋田の四藩をして二藩宛隔年交代之に當らしめたり。歴代の奉行は屢次渡航し島内の實狀を視察して土人を撫育指導し、道路を修築し航路を開きて交通運輸に便し、漁業を獎勵する等經營大に努めたるも、時恰も幕末に際し内憂外患頻發して幕府の威信殆ど地に委し治權の見るべきものなかりき。

第二項 開拓使時代

明治元年四月箱館に裁判所を置き侍從清水谷公考を總督に任じて箱館奉行に代らしめたるが、閏四月之を

廢して箱館府とし清水谷公考を府知事に任じ、翌明治二年六月清水谷公考を罷め銅島直正に蝦夷開拓督務を命じ、翌七月箱館に開拓使を置き銅島直正を長官に任じ蝦夷地一般の行政を統督せしむ。

樺太には明治元年八月樺列事岡本監輔命を奉じて樺太に駐し、此の地に公議所を置き地方に出張所を設けて樺太の行政事務を統轄す。

明治三年二月開拓使を北海道開拓使(明治二年八月蝦夷)を北海道と改稱す)及樺太開拓使に分離獨立せしめ、五月兵部大丞黒田清隆北海道開拓使次官に任じ兼て樺太開拓使の事務を擔當す。

是より先岡本監輔は諸般の施設を改善し銳意土人の撫育産業の開發に努め治績稍見るべきものありたるが、偶々樺太南部に根柢を築くべく機會を窺へる露國は我が維新の紛擾を聞知して機乘すべしと爲し、明治二年六月露兵は突如函泊(大泊茶町)に強行上陸し、我が勸告を肯せず暴逆を振舞ひて若も懼る所なかりしを以て岡本監輔は倉皇上京して北方の急を政府に報じ保護の緊要を力説大に努めたり。

然るに開拓使に新任せる黒田清隆は先づ北海道の開拓を遂行し、而して後樺太に及ぶべしと爲し樺太の積極的施設を肯せず、岡本監輔等議合はざるを以て明治三年閏十月遂に其の職を辭し、樺列官長谷部辰連岡本



監輔の後を襲ひ、監事堀基之を扶く。

明治四年八月樺太開拓使を北海道開拓使に合併して開拓使と稱し、明治五年八月クレムンコタン（大泊浦溪）の公議所を廢して樺太支廳を置き出張所を附設し、明治六年八月には黒田次官開拓使長官に任じたるが施設の見るべきものなく、我が勢力は愈々萎微し露國の勢力を倍々増長せしめたるのみならず黒田開拓使長官の樺太抛棄建議となり、外務卿開島種臣の樺太買収論も政府の容るゝ所とならず、明治八年五月樺太島は遂に千島列島と交換せらるゝに至れり。

第二款 軍政施設

第一項 軍政署時代

明治三十八年七月我が獨立第十三師團の樺太を占領するや、軍事上の必要及占領地の安寧秩序を保持する爲め臨時的軍政を施行せり。即ち軍政署をコルサコフ（大泊）に設け軍政署に軍政長官及軍政委員を置き、軍

政長官は占領軍司令官之を兼ね軍政を統轄し、軍政委員は軍參謀其の他の職員を以て之に充て軍政事務を擔當す。占領地域を數箇の假軍政區管に分ち假軍政區管に軍政區署を置き、軍政委員長及軍政委員を配置し軍政の執行に任ず。

軍政長官は立法、司法、行政の權を行ひ、軍政委員は軍人を以て之に充て、特異の組織を以て百般の事項を裁斷し占領地の安寧秩序保持に努めたり。

軍政區署は最初コルサコフ（大泊）に置き、占領地域の擴大するに従ひ逐次増設してウラジミロフカ（豊原）ガルキノウラスコエ（落合）、マツカ（眞岡）の四箇所に及びたるが、其の期間は僅々一箇月餘に過ぎざりき。

第二項 民政署時代

民政署は樺太占領草創時に於ける軍政署の後を承け、明治三十八年八月二十八日軍令第一號に依り樺太民政署をアレキサンドルフスク（同年九月コルサコフに移轉）に支署をコルサコフに置き、軍令第二號を以てコルサコフ、ボロアントマリ（大泊）ベルヤバード（ノ澤）及其の附近に民政を布きたるに始まる。



總論

民政署は明治三十八年勅令第百五十六號占領地民政署ノ職員ニ關スル件に依り編制せられ民政長官、事務官其の他の職員を置く。

樺太軍司令官(後樺太守備隊司令官以下同じ)は軍令を發して各種の規則を制定し、民政署司法委員條例を定めて民事刑事事件を審判せしむる外一般民政を統督して立法、司法及行政の權を行ひ、民政長官は軍司令官に隸し民政事務を統轄し、支署長は事務官を以て之に充て民政事務の執行に任じ、茲に組織的機關の樹立を見新販國の秩序漸く其の緒に就きたり。

民政署統治は其の期間長からずと雖も百事草創の時に際し、其の施設頗る多端にして後に於ける樺太廳統治の基礎を爲せるものと云ふべし。今民政署、民政署支署及支署出張所を示せば左の如し。

民政署	支署	出張所	設置年月日
樺太民政署	コルサコフ(大泊)支署	ルウタカ(留多加)出張所	明治三十八年八月二十八日 明治三十八年八月二十八日 明治三十八年九月十四日

ウラジミロツカ(豊原)支署	ボロアントマリ出張所	不詳
マウカ(眞岡)支署	ガルキノウラスコエ(落合)出張所 ナイヨロ(内路)出張所 クスンナイ(久春内)出張所	明治三十八年九月十四日 明治三十八年九月十四日 明治三十九年七月二十五日 明治三十八年十月二十五日 不詳

第三款 樺太廳の設置及官制改正

占領後の軍政に關しては既述せる所なるが、斯くて新領土の庶政其の緒に就きたるを以て明治四十年三月勅令第百三十三號樺太廳官制の公布あり同年三月三十一日限り軍政を撤廢し、四月一日より豊原に樺太廳を設け置せらる。即ち樺太廳長官は一般行政事務を管理し、司法事務に關し新に裁判所を設け、守備隊司令官は單に軍事のみを統理することゝなれり。

總論

總論

長官は内閣總理大臣(自明治四十年四月至明治四十三年六月は内務大臣)の指揮監督を受け法律命令を執行し部内の行政事務を管理す。

初め總に長官官房、第一部及第二部を置き、第二部に拓殖、土木、鑛業、森林、農業及牧畜に關する事務を掌り第一部は以上を除きたる以外の助長行政事務並に警察及衛生事務をも管掌せり。其の後樺太廳官制改正の主なる沿革を擧ぐれば左の如し。

- 一、明治四十二年五月 第一部より警察及衛生に關する事務を分離し第三部を設く。
- 一、大正二年十二月 第一部、第二部、第三部を内務部、拓殖部、警察部に改む。
- 一、大正三年十一月 拓殖部を廢し拓殖部の事務は内務部に移る。
- 一、大正七年六月 拓殖部設置、支廳より警察及衛生に關する事務を分離し警察署及警察分署を置く。
- 一、大正十一年十月 支廳出張所廢止。
- 一、大正十三年十二月 拓殖部を廢し、支廳出張所を置き、拓殖部の事務は内務部に移る。
- 一、昭和二年六月 農林部を設置し警察分署を廢止す。

樺太廳管内須要の地に支廳を置き管内行政事務を掌理せしむ。當初支廳長は警察權を有し警察及衛生事務の

執行に任じたるが、大正七年六月警察署及警察分署を設置し専ら其の執行に當ることゝなれり。

尙支廳管内須要の地に支廳出張所を置き支廳の事務を分掌せしむ。支廳出張所は大正十一年十月一度廢止せられたるが大正十三年十二月復活せり。

現在の支廳及支廳出張所を擧ぐれば左の如し。

支廳	支廳出張所	設置年月	摘	要
豊原支廳		明治四十年四月		
大泊支廳		明治四十年四月		
	留多加出張所	大正十三年十二月		大正十一年十月留多加支廳設置せられたるが大正十三年十二月之を廢し出張所とせり
本斗支廳		大正十一年十月		
眞岡支廳		明治四十年四月		
泊居支廳		明治四十一年十二月		始め名好に在りて名好支廳と云ひしを大正二年六月久春内に移し久春内支廳に改め、更に大正七年六月泊居に移轉泊居支廳と改稱せり

總論

總論

鶴城出張所

元泊支廳  
賑香支廳

大正十三年十二月  
大正十一年十月  
明治四十一年十二月

外に支廳出張所九箇所ありたるが大正十一年十月支廳増設の際廢止せられたり。

樺太廳官制

第一條 樺太ニ樺太廳ヲ置ク  
第二條 樺太廳ニ左ノ職員ヲ置ク

部長	三人	勅任
事務官	六人	奏任
支廳長	七人	奏任
支廳視察官	二人	奏任
技師	五人	奏任

屬	專任百二十人	判任
福學	專任四人	判任
醫部	專任十二人	判任
技手	專任六十二人	判任
森林主事	專任七十七人	判任
警部補	專任十七人	判任

教習中ノ森林主事ハ之ヲ前項定員ノ外トス

第三條 長官ハ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ執行シ部内ノ行政事務ヲ管理ス但シ郵便電信及電話ニ關スル事務ニ付テハ遞信大臣、貨幣銀行及關稅ニ關スル事務ニ付テハ大藏大臣、度量衡及計量ニ關スル事務ニ付テハ商工大臣ノ監督ヲ承ク

第四條 長官ハ其ノ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ廳令ヲ發シ之ニ三月以下ノ懲役若ハ禁錮、拘留、百圓以下ノ罰金又ハ科料ノ罰則ヲ附スルコトヲ得

第五條 長官ハ非常急變ノ場合ニ臨ミ兵力ヲ要シ又ハ警護ノ爲兵備ヲ要スルトキハ師團長ニ移讓シテ出兵ヲ請フコトヲ得

總論

- 第六條 長官ハ所部ノ官吏ヲ指揮監督シ高等官ノ功過ハ内閣總理大臣ニ具狀シ判任官以下ノ進退ハ之ヲ行フ
- 第七條 長官ハ所部ノ高等官ノ懲戒ヲ内閣總理大臣ニ具狀シ判任官以下ノ懲戒ハ之ヲ行フ
- 第八條 長官所轄官廳ノ命令又ハ處分ニシテ成規ニ違ヒ、公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ其ノ命令又ハ處分ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得
- 第九條 長官事故アルトキハ官等ノ順序ニ從ヒ部長其ノ職務ヲ代理ス
- 長官及部長共ニ事故アルトキハ内閣總理大臣ニ於テ他ノ高等官ノ一人ヲシテ長官ノ職務ヲ代理セシム
- 長官ハ廳ノ官吏ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得
- 第十條 長官ハ其ノ職權ニ屬スル事務ノ一部ヲ所轄官廳ニ委任スルコトヲ得
- 第十一條 樞太監ニ長官官房及左ノ三部ヲ置ク
  - 内務部
  - 農林部
  - 警察部
- 長官官房及各部ノ事務分掌ハ内閣總理大臣ノ認可ヲ經テ長官之ヲ定ム
- 第十二條 樞太監管内須要ノ地ニ樞太監支廳ヲ置ク其ノ名稱位置及管轄區域ハ内閣總理大臣ノ認可ヲ經テ

長官之ヲ定ム

- 第十三條 部長ハ長官ノ命ヲ承ケ所部ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス
- 第十四條 警察部長ハ事務ノ執行ニ關シ長官ノ命ヲ承ケ警視、警部、警部補及巡查ヲ指揮監督ス
- 第十五條 事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ分掌ス
- 第十六條 支廳長ハ長官ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ執行シ部内ノ行政事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス
- 第十七條 支廳長ハ法律命令ニ依リ又ハ長官ヨリ委任セラレタル事件ニ付支廳令ヲ發スルコトヲ得
- 第十八條 支廳長事故アルトキハ其ノ職務ノ上席屬其ノ職務ヲ代理ス
- 第十九條 支廳長ハ其ノ廳ノ官吏ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得
- 第十九條ノニ 警視ハ上官ノ命ヲ承ケ警察及衛生ニ關スル事務ヲ掌リ部下ノ警部警部補及巡查ヲ指揮監督ス
- 第二十條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル
- 第二十一條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス
- 第二十二條 視學ハ上官ノ指揮ヲ承ケ學事ニ關スル視察及事務ニ從事ス
- 第二十三條 警部ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察及衛生ノ事務ニ從事シ部下ノ警部補及巡查ヲ指揮監督ス



第二十四條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第二十五條 (前) (略)

第二十六條 (前) (略)

第二十七條 森林主事ハ上官ノ指揮ヲ承ケ森林及林野保護ノ事務ニ従事ス

第二十八條 警部補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察及衛生ノ事務ニ従事シ部下ノ巡查ヲ指揮監督ス

第二十九條 長官ハ支廳ノ事務ヲ分掌セシムル爲支廳出張所ヲ置クコトヲ得其ノ名稱、位置及管轄區域ハ長官之ヲ定ム

第三十條 支廳出張所長ハ屬ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理ス

第三十一條 樺太廳管内須要ノ地ニ警察署ヲ置ク。其ノ名稱、位置及管轄區域ハ長官之ヲ定ム

第三十二條 警察署長ハ警視又ハ警部ヲ以テ之ニ充ツ但シ地方ノ状況ニ依リ警部補ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

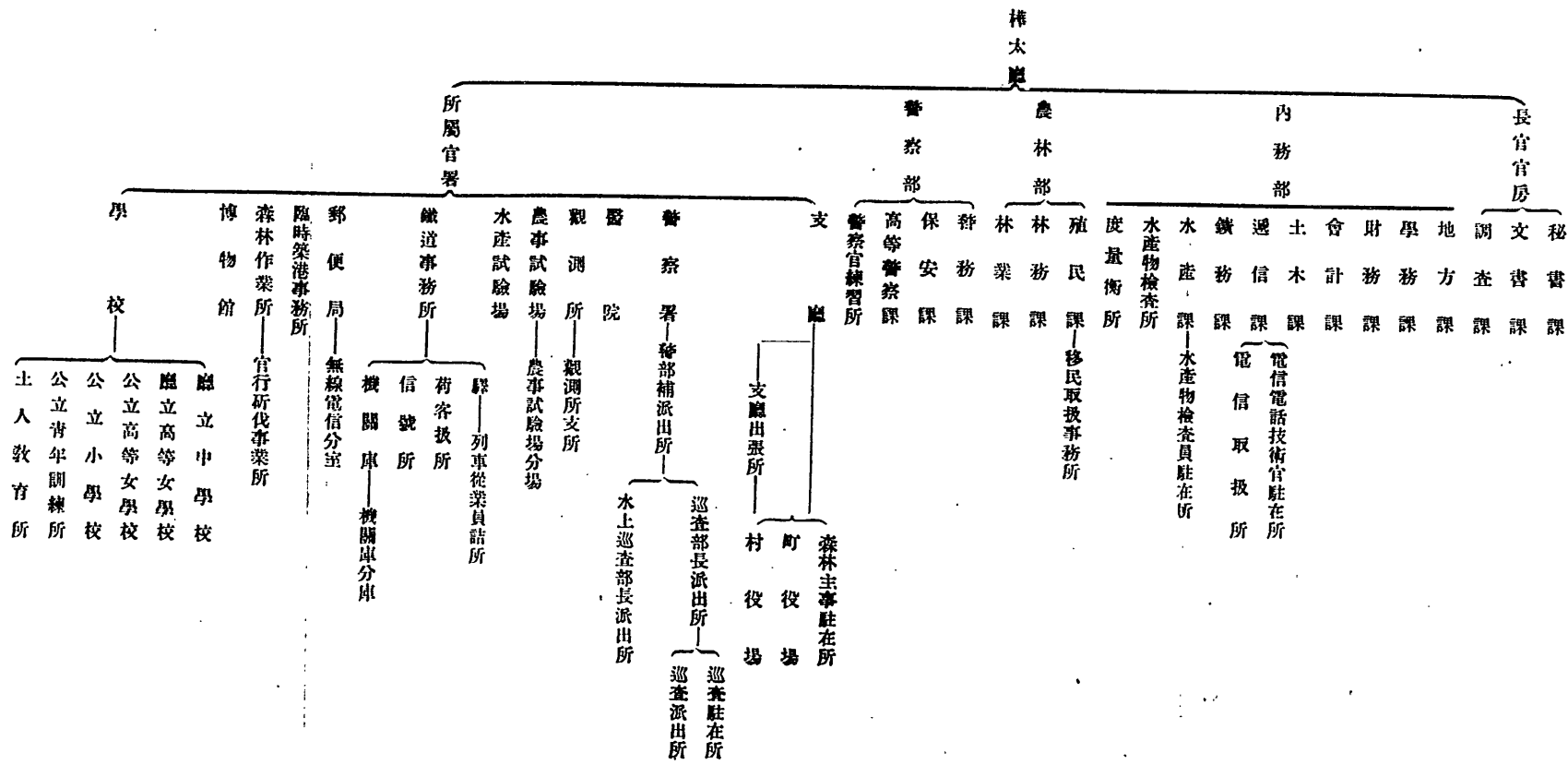
警察署長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ部内ノ警察及衛生ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

第三十三條 樺太廳ニ巡查ヲ置ク判任官ノ待遇トス

巡查ニ關スル規定ハ別ニ定ムル所ニ依ル

- 第二十四條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス
- 第二十五條 (削 除)
- 第二十六條 (削 除)
- 第二十七條 森林主事ハ上官ノ指揮ヲ承ケ森林及林野保護ノ事務ニ従事ス
- 第二十八條 警部前ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察及衛生ノ事務ニ従事シ部下ノ巡查ヲ指揮監督ス
- 第二十九條 長官ハ支廳ノ事務ヲ分掌セシムル爲支廳出張所ヲ置クコトヲ得其ノ名稱、位置及管轄區域ハ長官之ヲ定ム
- 第三十條 支廳出張所長ハ屬ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理ス
- 第三十一條 樺太廳管内須要ノ地ニ警察署ヲ置ク。其ノ名稱、位置及管轄區域ハ長官之ヲ定ム
- 第三十二條 警察署長ハ警視又ハ警部ヲ以テ之ニ充ツ但シ地方ノ狀況ニ依リ警部補ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得
- 第三十三條 警察署長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ部内ノ警察及衛生ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス
- 第三十四條 樺太廳ニ巡查ヲ置ク列任官ノ待遇トス
- 第三十五條 巡查ニ關スル規定ハ別ニ定ムル所ニ依ル

樺太廳及所屬官公署を表示すれば左の如し。



（南） 國 旗 （北） 面



## 第二章 地誌

### 第一節 位置及面積

本島はオホツク海と日本海との間に介在して南北に延び、西は僅に四渾の間宮海峡を隔て、沿海州に對す南端西能登呂岬は北緯四十五度五十四分に位し、峡間約二十三哩の宗谷海峡を隔て、北海道宗谷岬と相呼應し北端エリザベス岬は北緯五十四度二十分に位せり。南北二百四十里、東西七里乃至四十里餘、其の面積約五千餘方里にして北海道本島に匹敵す。即ち邦領樺太は其の南半にして北緯五十度を以て、嶺樺太と雖し延長百十六里餘、幅員七里乃至四十里、其の面積約二千三百三十九方里にして臺灣より稍大なり。

### 第二節 地勢

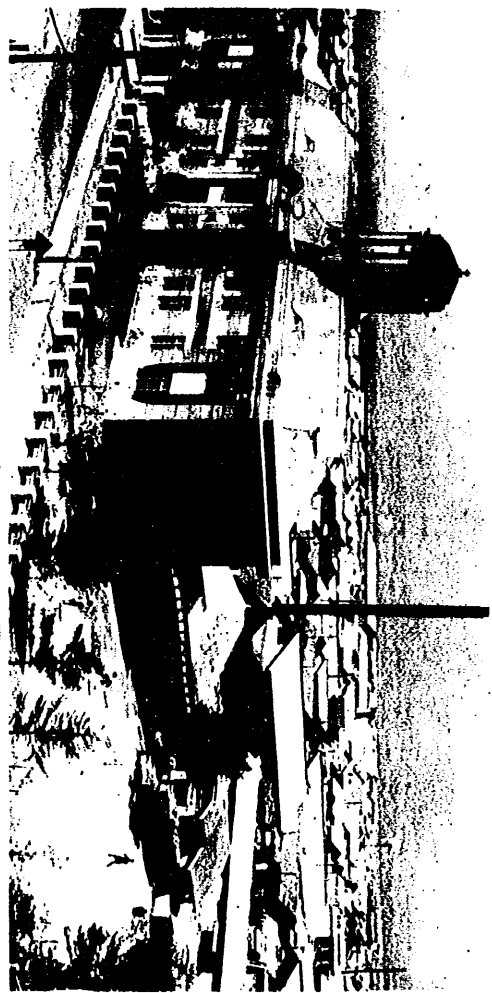
本島は地勢及地質に由り之を東部山地帯、中央低地帯、及西部山地帯、の三地帯に區別するを得べし。

地誌



西部山地帯 西部山地帯の脊骨と成れる幾多の連疊せる山嶽は所謂西樺太山脈にして、概ね南北に延び平頂を有し、幾條の深谷を以て南北に階級す。本山脈は五十度以南に於ては四十九度半附近に於て屹然最高峰（敷香嶽）を爲し海拔約四千餘尺に達す。四十八度以南に至るや漸く下り、最狭部たる直縫、久春内附近に於て最も低しと雖も再び上りて野田嶽、留多加嶽等の高峯を爲せり。本山脈の東西兩側には丘陵性の山地蜿蜒として起伏し、西海岸及登帆より真縫に至る東海岸に於ては是等低山地上に火山岩より成れる高峰南北に併立して直に海に臨めり。

東部山地帯 東部山地帯は多來加嶺より祭濱に至る間海中に没するを以て南北に二分す。北部は東北山脈と稱し五十度附近に於て幅廣く海拔二千尺に達する所あり、西南は多來加湖の北方に於て絶え、東南は船越に於て没し、再起して一連の山丘北知床半島と爲り遠く南方に突出す。本地帯の南半には海拔三千五百尺の鈴谷山脈を有する鈴谷山脈其の脊骨と爲り、南は楠溪高原と爲り、東南は富内、池邊嶺等の諸湖を湛へたる遠瀨低地を以て一度斷絶し、再び中知床半島を起して海拔約二千尺に達する山地となりて南走し中知床岬に至りて海中に没す。



新 市 原 臺

中央低地帯 中央低地帯は東側に於ける東部山地帯の中絶するや、梶内河口附近より榮濱附近迄の間は海面下に没し爲めに南北二低地に分たる。北中央低地帯はツイミ、梶内兩川の流域にして其の長さ約七十餘里五十度以南邦領に屬する部分は長さ約二十八里幅約五里乃至八里とす。其の大部分は所謂ツンドラと稱する一種の低濕地にして、厚層の泥炭上に厚き蘚苔類密生し、倭小なる落葉松點々疎生するのみにして、沼澤多き階段的平地なり。然れども梶内河畔の兩側及其の支流の兩岸には柳、どろ、蝦松、蝦夷松及落葉松叢生し、或は階段的平地の乾燥する部分に於ては往々白樺の純林を見る。斯の如く梶内河の兩側に展開するツンドラは寂寞荒茫たる濕地なりと雖も、其の地方に住するオロチヨン及ギリヤークに對して馴鹿の好放牧地なり。南中央低地帯は榮濱附近より鈴谷河口附近に至る約二十二里に亘れる平野にして、北中央低地帯に於けるが如き泥炭の厚層なく、土地豊饒にして農牧に適し、良好なる部分は既に之を開墾して幾多の農村處々に發達せり。

河川 河川の主なものは概ね南流又は北流す。東海岸に注ぐものに梶内川、内淵川、照庭灣に注ぐものに鈴谷川、留多加川、西海岸に注ぐものに泊居川、野田川、名寄川、恵須取川等あり。

湖沼 西部山地帯より東側に多来加湖、白鳥湖、富内湖、遠瀬湖、和爱湖等ありて、西側には来知志湖あり。

### 第三節 地質

樺太島(邦領樺太)を構成する岩石は左の如し。

- 一、結晶片岩系 石炭片岩、綠泥片岩等
- 二、古生界 珪岩、砂岩、粘板岩、燧岩、石灰岩、輝岩、花崗岩、閃綠岩、橄欖石等
- 三、中生界 白堊系、砂岩、頁岩、礫岩、泥灰岩
- 四、近生界 第三紀、砂岩、頁岩、礫岩、凝灰岩

第四紀、砂、礫、粘土、泥炭、玄武岩、安山岩、流紋岩等

以上は時代順に列挙せる岩類の代表的もののみなり。

東部山地帯 東部山地帯を構成する岩類は主として結晶片岩類及古生界の岩類にして、東北山脈は主として

て結晶片岩類と古生界の岩類より成り、鈴谷山脈は殆んど全く結晶片岩類より成り、南部山地は古生界の岩類及花崗岩其の大部分を成す。

西部山地帯 西部山地帯を構成せる岩類は白堊系及其以後の岩類なり。西部山地帯の脊梁を爲す山脈を構成せる岩石は白堊系に屬し南北に長く連亘す。是より西方は漸次高さを減じ臺地的地形となり、此の臺地を構成するものは第三紀岩類にして廣大なる石炭層及石油層も亦本層中に胚胎す。而して此の臺地帯には處々に火山岩の噴出せる跡ありて休火山を作り地形の單調を破れり。

中央低地帯 中央低地帯を構成するものは主として第四紀層なり。北中央低地帯には幌内河畔に點々存する安山岩の外堅硬なる岩類なく、厚層の泥、粘土及砂礫より成る。南中央低地帯は主として、粘土、砂礫より成り泥炭層甚だ薄し。

總括 以上を通過するに、本島が一種特別な地形を示すは岩石の分布と密接なる關係あり、即ち堅硬なる結晶片岩類、古生界の岩石及白堊系の岩石が長く南北に連亘し、永年の削磨作用に堪へて高處を作る結果地形は主として此等堅硬なる岩類の分布に左右されて作られ、今日見るが如く南北に延長せる地形を成せり。

るなり。同時に河流も亦此等山脈及岩質に左右され大河も堅硬なる岩石を横切りて流るゝ亦能はず殆んど全部南流或は北流す。

#### 第四節 主要市街地 (戸口昭和二年末現在)

一、豊原町 人口 二、四九九二戸

樺太總の所在地にして本島第一の平原たる鈴谷平野の中央に位し、面積四十二方里規模頗大にして市區整然たり。政治、文化、交通の中心にして鐵道本線は此の地を過ぎて東海岸榮濱に至り、東西樺太を連絡すべく豊原鐵道は此の地に起り既に一部開通せり。

ウラジミロフカと稱せし舊市街は町の北端に位し今尙露人式家屋(丸太造)を存し當時を偲ぶものあり。東郊の勝地旭ヶ岡には官幣大社樺太神社あり土地高闊眺望絶佳鈴谷平野を一眸に窺む。

各種の機關概ね此の地に置かれ樺太總を初めとし豊原支廳、豊原警察署、鐵道事務所、森林作業所、豊原醫院、豊原中學校、廳立高等女學校、豊原郵便局、樺太地方裁判所、豊原區裁判所、札幌刑務所樺太支所附館

地方專賣局樺太出張所、豊原町役場、樺太慈惠院、豊原商業會議所、北海道拓殖銀行豊原支店、王子製紙株式會社豊原工場、樺太電氣合資會社其他新聞社、銀行、會社、工場等あり。

二、大泊町 人口 三、四〇三九戸

亞庭灣の北濱千歲灣の東岸に位する開港場にして内外の船舶輻輳す。鐵道泊茶線の起點にして内樺連絡及島内交通の要地を占め、交通頗る頻繁市況殷盛、本島物資の吞吐口にして貨客集散の中心を爲し本島第一の大都市なり。元コルサコフ(補漢町)及ボロアントマリ(榮町)と稱し、露領時代にはコルサコフ那廳、監獄等ありて南部樺太の首都なりき。明治三十八年領有後暫時政治の中心を爲し各官公署の此の地に置かるゝもの多かりしを以て、領有の初期に於て急速の發展をなせり。

市街は中央の丘陵を以て自然的に區劃され、北部補漢町一帯は官署を中心として住宅地帯を爲し、南高地を隔て、榮町及本町一帯は商家縮比して商業地帯を形成し、船見町は更に南に延びて漁業者及一般勞務者を中心とする住居地を成し、海岸地帯は船舶業、運送業、旅館等軒を列ぬ。大正九年榮港事業を起し昭和二年度に於て完成し、之と内部の開発と相俟ちて倍々繁盛を加ふ。大泊支廳の外に大泊警察署、大泊臨時築港事務



所、大泊醫院、大泊中學校、觀測所、大泊郵便局、同無線電信分室、豊原區裁判所大泊出張所、函館税關大泊支署、大泊町役場、大泊高等女學校、大泊商業會議所、北海道拓殖銀行大泊支店、樺太銀行、王子製紙株式會社大泊工場、東洋製糖、樺太製糖株式會社其の他新聞社、銀行、會社、工場等多數あり。

三、落合町 人口 一〇、三三三

東海岸の稍南泊茶線沿線の要地にして、元ガルクノウラスコエと稱し十數戸の一寒村に過ぎざりしが大正六年製紙工場の設置せられてより急激なる發展を爲し期年ならずして市街地を形成せり。加之附近に肥沃なる農耕地と奥地に豊富なる炭田を擁するを以て、之が開發と相俟つて將來益々發展すべし。落合町役場、富士製紙株式會社落合工場其の他新聞社、會社、工場等あり。

四、知取町 人口 一三、二五九

東海岸の要地にして大正十三年富士製紙工場の設置以來急激なる發展を遂げ、大正十五年村名東知取村を知取町と改稱するに至れり。尙榮濱より此の地を経て數軒に至る鐵道敷設の計畫あり既に工場に著手しつゝあるを以て之が完成の上は更に一層町勢の進展を見るに至るべし。現に知取警察署、知取郵便局、知取町役

場、公立小學校、富士製紙株式會社知取工場、登根炭礦株式會社事務所其の他新聞社、會社、工場等あり。

五、本斗町 人口 八、四〇八

西海岸南部本島唯一の不凍港にして内樺連絡の要地を占め、西海岸鐵道の起點なり。大正五年築港事業を起し十餘年繼續事業として遂行し、昭和元年度に竣工せり。

領有當時は僅に十數戸の一寒村に過ぎざりしが、近海魚族の饒多なると林産物鐵産物の豊富なる爲め急激に膨脹發展せり。

海岸は暖流を以て洗はれ海水凍結せずして、氣候溫和風光亦佳にして、近海漁業盛んに行はれ、附近に林産物豊富なるも開拓未だ完からず。之が開發と相俟つて其の發展は今後に期せらる。本斗支廳の外本斗警察署、本斗臨時築港事務所、本斗郵便局、本斗町役場、本斗海陸運輸株式會社其の他新聞社、會社等あり。

六、眞岡町 人口 一三、〇三三

元マウカと稱し西海岸の要地を占むる開港場にして、本斗に發せる西海岸鐵道は此の地を経て北方野田に至り、豊原との間に豊眞街道を通ずるの外目下敷設中の豊眞鐵道近く開通せむとし、交通至便商工業活潑に

して西海岸に於ける交通經濟の中心を成し會社工場等多し、大正十年築港事業を起し昭和二年度竣工せり。眞岡支廳の外眞岡警察署、眞岡醫院、觀測所支所、眞岡郵便局、農業試驗場、宇遠泊分場、眞岡區裁判所、札幌刑務所、樺太支所、眞岡出張所、兩階稅關眞岡支署、眞岡町役場、高等女學校、眞岡商業會議所、北海道拓殖銀行眞岡支店、樺太銀行眞岡支店、樺太工業株式會社眞岡工場其他新聞社、銀行會社、工場等あり。

七、泊居町 人口 二、〇五九人

西海岸北部の要地にして泊居支廳の所在地なり。領有當時は僅かに十數戸の一寒村なりしが近海漁業の發達と附近炭鐵の採掘、工業會社の設立等により漸次發展の途上になりしが、大正七年支廳の久春内より此地に移轉してより急激なる發展をなせり。然るに大正十一年十一月火災に罹り其の主要部分を烏有に歸し一時慘澹たる状況にありしが、住民の發奮と當局の機宜の措置とに依り災前に倍したる市街を建設し面目を改むるに至れり。野田より此の地を経て久春内に至る野久鐵道は大正十四年工事に著手せるを以て、之が完成の上は地方の開發と共に益々發展するに至るべし。泊居支廳の外泊居警察署、泊居郵便局、眞岡區裁判所、泊居出張所、泊居町役場、樺太工業株式會社泊居工場、樺太汽船株式會社其他新聞社、會社、工場等あり。

第五節 氣象

第一款 概説

本島は日本海とオホシツク海との間に介在して沿岸は寒暖二種の海流に洗はれ、内部は二條の山脈之を縦貫し、近く亞細亞大陸の影響を受けるものあり。氣象は地方により種々の状態を呈せり。然れども之を概観するに南西沿岸部は暖流に洗はるゝを以て比較的溫暖に、北東海岸は寒流の影響を受け寒冷にして、中部は山脈に圍まるゝを以て大陸氣候を呈し寒暑の差甚し。而して世界同緯度の地に比して氣温の殊に低きは、近海に暖流の見るべきものなきは其の一因なりと雖も主として亞細亞大陸の影響を受けるによる。近海暖寒兩流の衝突する附近には濃霧を生じ、冬季氣温低下するに至りて止む。殊に冬季は主山脈を境とし西海岸は概ね陰曇にして東海岸は霽明なり。

第二款 氣温、氣壓及風



気温 年平均気温は本斗の四度五より敷香の水點下零度二の間に在り、最寒なるは一月最暖なるは八月にして温度の急昇するは融雪期其の劇降するは降雪初期なり。各地を通じ冬期は気温の差甚だ大なれども夏季は小にして、又内部地方は海岸地方に比すれば冬季は寒冷にして夏季は高温なり。西海岸は暖流の影響を受け同緯度の東海岸に比し各季<sup>々</sup>を通じて高温を示し、本斗、安別は大泊、敷香に比し一度餘の差あり。盛夏七、八月の候内部及北東部は南西の暖風に誘はれ往々三十度を越ゆることあり。

風 平均風向は各地皆風向を有し一定せざるも、概括すれば四月乃至九月の六箇月は南風にして、其の他の六箇月は北風なり。其の北風より南風に變ずるは各地とも其の期を一にするも、南風より北風に轉ずるは各地多少の遅延あり。而して西海岸南部に於ては南北風共に東に偏すれども、内部は西に偏し、多來加灣北岸に於ては五月乃至七月の三箇月は東に偏し、其の後は西に偏す。是れ海陸風の發達者しきに由るものなり。最多風向に視れば整然たる區別あるは敷香にして、大泊に比すれば南風の期間稍々長し。之れ秋季に於て黒龍江下流に發現する低氣壓の往來頻繁なるに由るものにして、東海岸北部の比較的溫暖なる一因も亦之に由るものゝ如し。

第三款 湿度 降水及霜雪

湿度 平均湿度は夏季に高く春季に低し、各地を通じて月平均九十%に上ることあるも七十%に降ることなく、多來加灣沿海の如きは平均八十二%に上り、最乾なる月に於ても七十五%を降らず本邦中殊に最濕の地とす。然れども春秋兩季に於ては最も能く乾燥し日平均三十%以下に降ること珍しとせず、沿海地に於ても往々二十%内外に降ることあり。本島は既記の如く對比湿度甚だ高く概ね濕り勝るも、絕對湿度は甚だ低きが故に殊に乾燥し易く、一日中の變化は其處二十%内外に上り、曇天又は雨天の場合には飽和状態にあるも變るれば忽ちにして乾燥して四、五十%の變化を呈するが如きは敢て珍しからず。

降水 降水量は一般に夏秋の候に多くして冬春の交に少く、月量多きも二百五十耗に止り少きは十耗に充たず。内部は沿海地に比し多きも尙年量九百耗を出てずして、本邦中最寡雨地の一として南滿洲に次ぎ北見沿岸と略相等し。最大日量はその五十耗を越ゆることは少からざるも、百耗を越ゆることは甚だ稀なり。

降雪日数は南部に於て秋冬の交に多く夏季に少きも北東部は之に反す。而して西海岸南部に於ては略々山陰地方に等しく一年の總日数は約二百日に達し、東海岸北部は關東地方と大差なく百五十日に過ぎず。



霜雪 霜雪は九月中旬内部に始まり、十月初旬に至りて全島に普き、五月下旬に至りて終を告ぐ。然れども内部に於ては間々六月下旬に亘ることあり、其の中間日数は内部及北東部に於ては二百五十日内外にして西海岸南部は二百三十日内外なるも、内部に於ては往々二百七十日を越ゆることあり。

雪は北部は早く概ね十月中旬下旬に現はるゝも、南部に於ては同月初旬鈴谷連山に冠雪することあるも平地の初雪は概ね十月下旬なり。終雪は各地とも五月中旬下旬の交にあるも、大正二年には南部一體六月中に於て降雪を見たり、斯の如き晩雪は又稀有のことと屬す。而して各地とも十一月下旬乃至十二月初旬には既に根雪となり、通常南西部は四月上旬、内部及北東部は同月下旬に於て融雪を見る。

第四款 海霧及海水

海霧 本島沿岸に於ける海霧の發生は三月乃至十月に亘り、其の最盛期は六月乃至八月の三箇月なり。其の他の期間に於ても間々之を認むることあれども甚だ稀にして且つ概ね淡霧なり。

之が發生は暖寒兩海流の衝突に由るが故に、其の交流の最も著しき北知床岬、中知床岬及西能登呂岬附近殊に多く、是等岬角を離るれば頗る減少するものゝ如し。海約島及西能登呂岬に於ける夏期三箇月の海霧總

日数は五、六十日に上り、濃霧日数のみを算するも四、五十日に及び、本邦に於て最も多霧なる根室及樺太岬附近に比すれば約旬日少きも朝鮮西岸よりは多し。大泊は西能登呂岬に比すれば其の半に上らず、敷香は大泊と大差なきも眞岡は甚だしく大泊の六割に過ぎず。其の發生の時刻は各地とも大差なく、午前のものは約六割を占め午後ものは約四割に充たず。連続時数に就て見れば往々斷續四、五十時間に亘ることあるも、總じて十時間以上に及ぶものは總回数の二割に上らず多くは五時間以内にして止む。

海水 本島は冬季殊に低温にして海水温も亦氷點以下に降り消海は概ね氷水し、春季に至りては氷水を見る。唯眞岡以南四十里間は著しき氷水なきも、宗仁岬附近までは西能登呂岬を遡りたる氷塊の流着すること珍しからず。海水の凍結は主に河口附近に始まり、流出結合して寒成の増進するに従ひ遂に沿岸に膠着して流動せざるに至る。然れども卓越風の向背消長に由りて著しき移動あり、殊に其の盛期に於ても一度暴風の襲來することあらんか忽ちにして潰裂流出し、風風げは再び聚着し春暖の候に至りて流出融解す。其の期間を概括すれば左の如し。

東海岸 敷香沿岸 十二月下旬乃至三月下旬





築濱沿岸 十二月下旬乃至四月下旬

西海沿岸 一月下旬乃至三月中旬

安別沿岸 一月下旬乃至三月中旬

真岡沿岸 一月下旬乃至二月下旬

第六節 戸口

概説 本島の現住人口は其の大部分内地人にして、極めて少数の朝鮮人、土人、外國人あり。昭和二年末現在の現住人口は二十二萬一千二百四十三人にして、領有當初明治三十九年末の人口一萬二千三百六十一人に比すれば實に二十萬八千八百八十二人の増加にして、約二十倍に達し増加率の高きこと他に其の例を見ざる所なり。之が増加は主として、移住に因るものにして本島が如何に發展の域にあるやを窺知するに難からず。然れども之を本島先住の土人を見るに、サンダー族は遂に其の跡を絶ちしもキーリン族の如きは北緯太より移住ありて其の數増加しつゝあり。

種族別戸口 昭和二年末現在の種族別戸口を掲ぐれば左の如し。

種族別	戸數	人口		計
		男	女	
内地人	四、三三三	三三、四四九	九、九六九	三三、四四九
朝鮮人	一、六一	二、四七七	一、一〇八	三、五八五
計	四、四四四	三五、九二六	一一、〇七七	三三、〇〇〇
土人				
ア	三〇〇	三〇〇	六〇	三六〇
ニ	二〇〇	二〇〇	四〇	二四〇
三	一〇〇	一〇〇	二〇	一二〇
オ	五〇	五〇	一〇	六〇
キ	九	九	一	一〇
計				一、〇〇〇

地誌	外 國 人				
	支那	露國	獨逸	波蘭	土人
計	1,005	3	2	1	2
總計	1,013	3	2	1	2

現住戸口増加の趨勢 明治三十九年以降五年毎の現住人口及増加の趨勢を示せば左の如し。

調査の時	現住人口	毎五年間ニ於ケル増加實數	毎五年間ノ毎一年平均増加歩合人口百ニ付
明治三十九年末	3,252		
明治四十四年末	3,755	503	15.3
大正五年末	4,280	525	12.3
大正十年末	4,800	520	10.8
大正十四年末	5,300	500	10.4
昭和二年末	5,850	550	10.3
昭和二年末	6,350	500	9.3

人口分布状況 昭和二年末現住戸口に就き其の累積の状態を町別に観るに、戸數二百戸未滿のもの二、二百戸以上五百戸未滿八、五百戸以上一千戸未滿十七、一千戸以上二千五百戸未滿七、二千五百戸以上四、

地誌

人口一十人未満二、一十人以上三、三十五人以上五、五百人以上一、千人以上一、五千人以上二、五千人以上五、五千人以上一、十万人未満  
七、一十万人以上七にして、人口密度を支離別に示せば左の如し。

管内	昭和二年末		大正十一年末	
	人口	一平方里に付人口	人口	一平方里に付人口
豊原	四〇、四四	一四・九	二七、三五	六・六四
火泊	五六、〇〇	一六・四	三、五五	一〇・二二
本斗	八〇、九五	一六・五	三、三三	三・三九
眞岡	五七、七〇	三・七	三、二〇	一四・七四
泊居	三、六九	七・六	二、五二	五・三五
元泊	三、五五	二〇・四	二〇、六九	一〇・三三
香泊	三、九四	一六・七	三、〇七	三・四四
全管内	三三、四三	四・五	一四、〇三	三・五八

四〇

右に依りて觀るに五年以前に比すれば一平方里に付四十三人即ち約二倍に増加したりと雖も、眞岡支離の二百二十七人を最も密なるものとし管内平均一平方里八十七人に過ぎず、之を内地の三千十三人に比すれば實に三十五分の一に過ぎず。北海道の四百三十七人に比するも及ばざること遠し。

年齢及性別人口 本島人口の特徴として注目に値するは各年齢階級の構成なりとす。即ち昭和二年末現在に於て内地人の所謂生産年齢級（十六歳より六十歳迄）は十四萬三千四十一人、不生産年齢級（十五歳以下六十歳以上）は七萬八千二百二人にして生産年齢級の不生産年齢級を超過する實數六萬四千八百二十九人、其の割合は人口總數百中生産年齢級六十五人、不生産年齢級三十五人に當れり。之れ本島人口は青壯年者の移住による増加多く其の年齢構成は拓殖進展の途上にある本島の特徴を示すものと謂ふべし。

性別の別に於ても男性の女性を超過すること三萬二千八百四十一人、人口百中男五十七人女四十三人に於て女百に對し男百三十四人に當り内地に比し大いに其の趣を異にせり。此の男女の權衡は僻地に到るに從ひ愈々甚だし。

出身地方別人口 在住内地人の本籍に就き之を地理的關係に從ひ十二地方に大別して表示せば、左表の通り

四一

地誌

り北海道の七萬三千四百十九人最も多く、東北區の五萬九千四百九十人之に強き、北陸區、關東、四國、東  
山、中國、東海、近畿の順にして、九州の二千四百十四人最も少し。  
然るに本島に戸籍法施行せられて以來本島に轉籍するもの相續ぎ年々異常の増加を示し、昭和二年末に於  
て既に七千八百八十九戸四萬九百六十人となり東北區本籍者の次に位せり。

地方別	戸数	人口	地方別	戸数	人口
北海道	一四、一三三	五、四一九	近畿區	六、六六	三、〇八一
東北區	二、七四七	五、四〇〇	中國區	七、四七	三、二五三
關東區	一、六六九	七、三〇〇	四國區	六、七	三、九九九
北陸區	三、三六〇	一四、三三	九州區	三、三	二、七四
東山區	八、八	三、四七	沖繩縣	二	三
東海區	七、七	三、三	樺太	七、八九	四、六〇
合計	三、三	三、三	合計	七、八九	四、六〇

職業別人口 本島の人口を職業別に觀察すれば左表の如し。

種別	戸数	人口	種別	戸数	人口
農業	九、〇〇〇	三、三三〇	無職業	三、三	一、四三
水産業	五、〇五	一一、〇三	計	四、三	一〇、三三
礦業	八、四	一、二五			
工業	四、三	二、二八			
商業	七、六	一、七五			
交通業	一、九	四、五			
公務及自由業	四、八	六、三			
其他の有業者	一〇、三	三、九			
從業者	三、三	三、三			
從業者及家事従事者	三、三	三、三			
職業ナキ従事者	一、五	一、五			
職業ナキ従事者	三、三	三、三			
計	三、三	三、三			

地誌

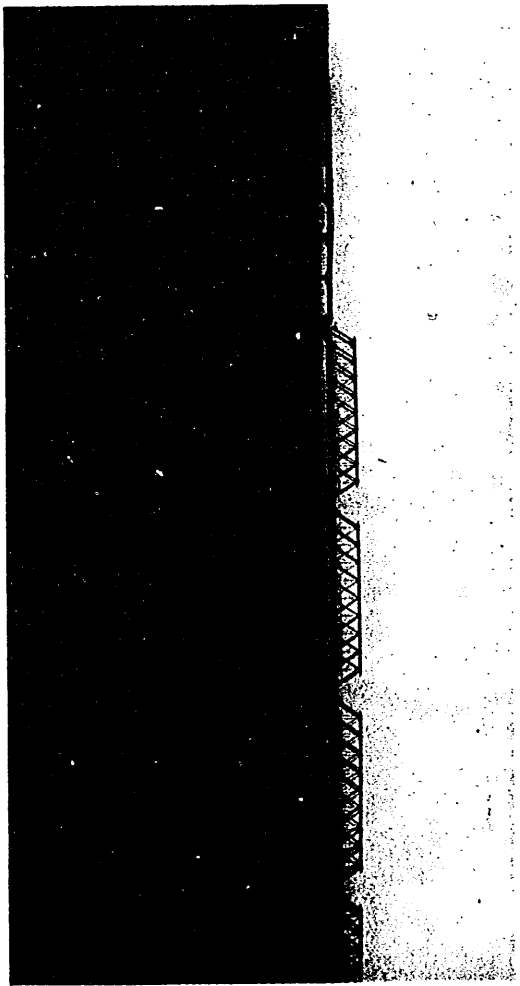
### 第三章 交通通信

#### 第一節 交通

##### 第一款 道路

露領時代に於ける道路施設は殆んど原始状態に在りて、必要已むを得ざるもののみ所在の森林を伐開して小徑を通じ僅かに通行せる有様にして、道路として稍見るべきものは大泊より豊原を経て東海岸を北上し、内路より北樺太オノールを經てアレキサンドルフスクに至る幹線道路及二、三小路の通ずるものありたるに過ぎず。然れども其の構造粗惡にして且つ幹線道路と雖も其の大半は荒廢し、降雨一處至れば忽ち泥田と化して交通杜絶する状態にして、之が施設改善に關しては創始的努力を要せり。

拓殖の業進み人口増加して各種事業の勃興するに従ひ道路の普及は倍々緊要となれるを以て、年々新道を



(村濱築部渡架、川瀨内) 橋 瀨 内

開鑿すると共に舊道を修築して其の普及發達を計り、道路網の實現を期し居れり。  
本島は地形上道路の設定は勢ひ海岸線に依らざるを得ず、従つて幹線道路の配置は東西兩海岸の縱貫線と之を連絡する横斷線に分つ。本島の路線は右幹線の外官公署所在地、桐原郡邑等を連絡する爲め幹線より分岐せる路線及農村租民部落を連絡する農耕道路より成り現在主要道路の延長六百餘里に達す。

#### 一、東部縱貫幹線

大泊を起點とし豊原、落合を過ぎ東海岸榮濱に出て海に沿ひて北上し、東白浦、元泊及内路を経て國境に至る。而して更に北走すれば嶺領オノールより遠くアレキサンドルフスクに達す。大泊國境間延長百一十里餘輛員十五尺乃至十八尺全線車馬を通じ、大泊榮濱間既設鐵道と相俟て貨客の集散に便し交通甚だ至便にして、榮濱國境間八十六里餘は大正九年軍費を以て修築せるものなり。榮濱を距る北方約一里にして内瀾橋(内瀾川)あり、同橋はハットラス式延長百六間輛員十五尺工費十一萬六千圓を要し、大正十年の竣功に係り本島に於ける最大の橋梁なり。本線は南樺太に於ける主要道路なるのみならず實に南北樺太を連絡する主要幹線にして、日露國交恢復に伴ひ之が利用は將來益々頻繁となるべし。

交通通信

二、西部縦貫幹線

本島の南端西龍登呂岬に發し、巖窟の險を越へ西海岸に沿ひて北上し、武意泊、本斗、眞岡、泊居、久春内及輪城を経て國境安別に至り、更に北走すれば遂に亞港に達すべし。延長約百三十里東部縦貫線と相俟て本島交通の動脈を爲す。本線中久春内宗仁間六十一里餘は改鑿既に成り幅員十二尺乃至十五尺車馬を通じ野間久春内間は乗合馬車あり夏季は乗合自動車を選轉し、本斗野田間の既設鐵道と相俟て交通至便なり。久春内以北六十二里及宗仁以南六里餘は未だ改鑿するに至らず、應急の措置として交通困難の箇所のみ部分的に補修しつつあり。

三、横斷線

眞岡街道 豊原より軍川、中野、逢坂を経て眞岡に至る東西を連絡する重要路線にして延長十九里餘幅員十五尺全線車馬を通じ、殊に夏季は定時乗合自動車を運轉し交通至便にして往來頻繁なり。  
眞龍街道 本島の中央最狹部を横斷連絡する路線にして軍事費を以て開鑿せるものなり。眞龍より久春内に至る延長八里幅員十八尺車馬を通じ、定時乗合馬車往復するの外夏季は臨時自動車を運轉し貨客輸送に便す。

す。

東西を連絡する横斷路線は以上の二條なるが、本島の地形及其他的の實狀に鑑み尙數條の横斷線の必要を認め之が計畫を進めつつあり。

四、農耕道路

農村内及農村相互間を貫通連絡する路線にして、應に於て經營開鑿せる官營道路と、農村に補助を與へて開鑿せしめたる補助道路の二種あり。現在の總延長二百四十四里餘に達し地方農村の交通運輸の便に資する所尠からず。

五、其の他

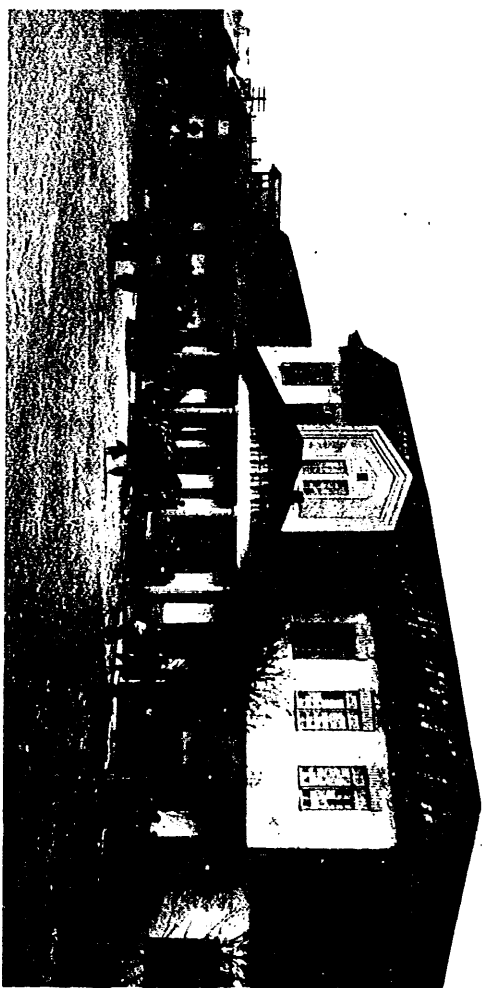
留多加街道 豊原より進分、並川、小里を経て留多加川口に至り、延長十里幅員十二尺全線車馬を通ず。本道は雨龍街道及眞岡街道逢坂より分岐し二岐を経て留多加に至る道路と共に留多加大嶺民地に至る重要路線なり。

雨龍街道 東部縦貫道路員塚より分岐して亞港灣岸に沿ひ西南走し留多加、雨龍を経て西龍登呂岬に至る、交通通信

延長三十一里餘貝塚江の浦間三里留多加伏子間一里半、雄谷兩龍間三里は開鑿既になり車馬を通ず。  
 長濱街道 大泊より亞庭海岸に沿ひ東南走し長濱を経て中知床岬に至る。延長二十六里餘にして其の中大泊長濱間八里餘は改修既に成り幅員十二尺車馬の通行自由にして、近く乗合自動車の時時運轉を見んとす。  
 富内街道 大泊より東北に向ひ喜美内を経て東海岸富内に至る、延長十三里餘幅員十二尺全線車馬を通じ富内地方より亞庭海岸に通ずる主要路線にして交通頻繁なり。軌道敷設計畫成り大泊古牧間二里餘は工事既に終り、全線の開通を見るも遠きにあらざるべし。  
 敷香街道 本道は元泊より敷香に至る路線なるも、元泊内路間は東部縦貫幹線中に掲げたるを以て有く。内路に於て東部縦貫線と別れ東北走して敷香に至り、延長約五里幅員十八尺平坦にして交通極めて容易なり。以上の外尚散江街道、野寒街道、東知床街道等あるも未改修にして徒歩通行し得るに過ぎず。

第二款 鐵 道

本島には領有當時未だ鐵道の敷設なく、軍政時代に軍需品輸送の爲め陸軍鐵道大隊が嚙噬の間に敷設した



支 那 鐵 道



る大泊豊原間の輕便鐵道を以て嚆矢とす。軍政擴張後樺太廳に於て之を繼承し、爾來之に改善を加ふると共に新線を計畫敷設し現在營業線路五、延長一五五哩六分にして、尙敷設中のもの二線あり。

營業線路

建設中のもの

- 本線 大泊—榮濱間 豊原線 鈴谷—逢坂間
- 川上線 小沼—川上炭山間 野久線 野田—久春内間
- 豊原東線 豊原—鈴谷間
- 豊原西線 手井—逢坂間
- 西海岸線 本斗—野田間

本線 本線は我が陸軍鐵道大隊が明治三十九年九月より僅々六十日間を以て急設したる樺太町豊原間の軍用輕便鐵道に始まる。當初線路は屈曲急勾配多く十八封度軌條を用ひ、軌間二呎獨逸双合式重量十五噸の機關車及積載僅か二十五噸の無蓋貨車のみにして軍備品を輸送するに過ぎざりしが、明治四十年四月軍政廢止と共に樺太廳に移管同年八月より一般營業を開始せり。翌明治四十一年四月大泊橋梁町間を延長せるが越

交通通信

交通通信

五〇

えて明治四十三年十一月全線を軌間三呎六吋にする改築工事竣工し茲に始めて普通鐵道としての形態を整へり。翌明治四十四年六月豊原茶濱間新設工事に着手同年十二月竣工、茲に大泊茶濱間延長五八哩五分の全通を見るに至れり。

川上線 本線小沼驛より分岐し西北川上炭山に至るものにして、大正三年四月には小沼奥川上間を運轉し大正十一年一月に全線一三哩四分の開通を見たり。

豊原線 首都豊原と西海岸の要地眞岡とを連絡する街路に當り、中間に鬱蒼たる大森林と留多加川流域の豊饒なる植民地を擁し、拓殖上重要な使命を有す。大正十年十月起工大正十四年十月豊原鈴谷間六哩一分、大正十五年十一月手井逢坂間一九哩二分の開通を見たり。

西海岸線 西海岸南部の要地本斗より眞岡を経て野田に至る。従來西海岸交通は海運を主としたるが近時沿岸各地の著しき發展に鑑み大正七年工を起し、大正九年十月本斗眞岡間工成り翌大正十年十一月全線五八哩四分開通せり。

一、運輸

營業線 現在營業線哩程、運轉回数等を擧ぐれば

線名	營業哩程	運轉回数	驛	荷取扱所	信號所
本線	六五・五	一八〇	一八	一	一
川上線	三・四	六	一	一	一
豊原東線	六・二	六	一	一	一
豊原西線	一九・三	六	一	一	一
西海岸線	六・四	六	一	一	一
計	一一一・八	二〇四	二〇	五	五

右の外夏期石炭輸送の爲め豊原川上炭山間に臨時貨物列車を運轉し、其の輸送年次十三萬餘噸に達す。従事員 現在従業人員は一千三百數十名にして庶務、會計等の事務に従事する外運輸、車輛、保線、建設の各系統に分属す。而して是等従事員は一哩七人強に當り、内地其の他に比し配當人員過少なるが鋭意能率

交通通信

五一

交通通信

増進を計り以て之を補ひつつあり。

運輸成績 垢原の通抄、人口増加及線路の延長等に因り之が利用逐年増加しつつあるが、殊に大正十二年五月より鐵道省の稚泊連絡大正十三年十月より北日本汽船株式會社の稚斗連絡大正十五年四月より北日本汽船株式會社及近海郵船株式會社の大泊眞岡と小樽青森間の航路を經由して樺太廳鐵道と鐵道省線との連帶運輸開始するに及本島内地間を近接せしめ更に大正十五年十月南樺鐵道株式會社の南樺線（新場留多加間十一哩五分）の開通延いては昭和二年十月樺太鐵道株式會社の經營に係る補鐵線（落合知取間百五哩九分）の開通等に依り、本島折原に一大利便を與ふると共に日露の經濟的關係を密接ならしむる效果大なり。我樺太廳鐵道は是等會社線と連帶運輸の便を計れり。今最近五箇年間の運輸成績概要を表示すれば左の如し。

年度	利別	旅 客			貨 物			純 收 入	
		入	出	入	出	入	出		
大正十二年		一、八三三、三三〇	一、五五三、三六〇	一、八六八、三九〇	二、四三三、三六〇	四、四三六、三三〇	一、四八八、六四四〇	一、四八八、六四四〇	
大正十三年		一、三三三、三三〇	一、三三三、三三〇	一、三三三、三三〇	一、三三三、三三〇	一、三三三、三三〇	一、三三三、三三〇	一、三三三、三三〇	

年度	大正十四年	昭和元年	昭和二年
旅 客	一、三三三、三三〇	一、三三三、三三〇	一、三三三、三三〇
貨 物	一、三三三、三三〇	一、三三三、三三〇	一、三三三、三三〇
純 收 入	一、三三三、三三〇	一、三三三、三三〇	一、三三三、三三〇

二、建 設

豊原線 豊原より本島の香樂を爲せる西樺太山脈を貫通して西海岸の要地眞岡に至る東西兩地を連絡する唯一の横断鐵道にして、延長五三哩大正十年十月起工昭和三年度開通の豫定なり。  
本線は本島の脊梁を爲す西樺太山脈を横断し加ふるに西海岸に急迫せる臺地を下降するを以て、長大なる土工と數十箇所の隧道、橋梁を必要とし工事の困難なる箇所尠からず。大正十四年十月其の一部豊原鈴谷間大正十五年十一月手井逢坂間開通し一般營業を開始せり。目下工事中のもの豊原口約二十哩、眞岡口約七哩にして内豊原口十四哩五分は既に軌條の敷設を了せり。

交通通信

交通通信

五四

泊居間約十哩の土工其の他の工事中なり。開通の時は沿線殖民地の開発に寄與する所大なるものあるべし。

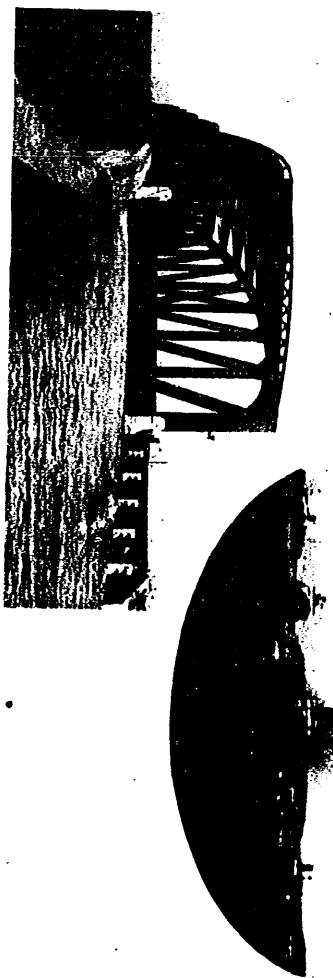
三、地方鐵道

地方鐵道の營業免許を與へたるものは樺太鐵道株式會社及南樺鐵道株式會社の二社にして、樺太線は拓殖の通展、地方開發の緊要なるに鑑み右二鐵道に對し地方鐵道補助法により補助金を交付せり。

樺太鐵道株式會社線 本社は資本金一千萬圓にして樺太廳鐵道本線落合驛より北緯敷香に至る延長一四八哩六分、落合知取間一〇五哩九分は昭和二年十一月二十日開通し近時開展を辿りつつある同地方は一層の發展を見るべきのみならず、昭和四年には全線開通に依り益々日露の經濟的關係漸く密接ならしめ、北樺太との交通の要路たる本線の活躍に俟つべきもの愈々緊切なるべし。

南樺鐵道株式會社線 本社は資本金百二十萬圓にして樺太廳鐵道泊築線新場より留多加に至る延長一一哩五分にして、大正十四年六月起工大正十五年十月開通せり。沿線は豊勝に富み且つ留多加川流域には屈指の農耕適地を擁し、將來の開発は期して俟つべし。

第三款 港 灣



大 泊 港 棧 橋

本島は四面環海の地に轄して外部との連は一に船舶に依らざるべからざるのみならず、其の主要産業たる漁業に關し漁港設備の必要なるは言を俟たざる所にして、港灣施設の如何は其の拓殖の消長に關するもの洵に大なりと云ふべし。

然るに本島は海岸線極めて單調にして天然の良港甚だ乏しきを以て政府は調査研究の結果内外の連絡港として大泊、本斗及眞岡の三港に築港するの外、沿海航行の小汽船及漁船の繫留並に避難所として沿岸樞要の地に船入洞を築設して海運に便せり。

#### 一、大泊港

本港は亞麻灣の北澳千成灣の東岸に在り、本島の咽喉を扼する主要港にして樺太の玄關とも見得べく、多量なる將來を有せり。

築港 本港の修築は明治四十二年築町、楠溪町及一ノ澤一帯を調査せるを始めとし、同四十四年工費約五十萬圓を投じて築町前面約七萬坪を埋立て船灣二箇所を築設して水陸の連絡に便し、翌大正八年工費四百九十萬圓四箇年繼續の修築計畫を樹て翌九年十一月工を起したるが、大正十二年工費六百九十九萬八千二百

交通通信

開大正十七年度に至る九箇年繼續に改め、更に大正十三年度末に財政緊縮の結果五百八十七萬四千四百圓昭和二年度打切に變更せらる。

本工事に依り一は内外交通の連絡港として船見町地先より突堤を築造して繫船岩壁を装置し、一は近く開放さるべき内閣炭輸出港の前提として突堤根部より楠溪町前面近く埋築し、榮町地先に假設する防波堤によりて内港を被覆し沿岸航行船の泊地たらしめ、荷揚場護岸と相俟つて船荷役を便ならしめんとす。岸壁は裕に三千噸級二隻二千噸級二隻を同時繋留し得べく、工事は防波堤築及北船渠改修工事の一部を残し他は昭和二年度に於て完成せり。

二、眞岡港

西海岸中部より稍南に偏し北方に小能登島岬突出して大灣形を爲し、元個人經營の一漁場に過ぎざりしも邦領後漸次發達し西海岸に於ける交通産業の中心地となり海港として認められ、南港として將來發展すべし。

築港 本港は領有當時に於て港灣として何等の設備なく大正元年始めて二千四百坪の船入湖を築設せるが

大正九年工費二百九十五萬四千七百圓七箇年繼續の修築計畫を樹て翌大正十年工事に着手せり。本工事は主として六百噸級の船舶六隻を繋留し得べき岸壁總延長四百五十米突水深干潮以下五米突幅員百二十五米突を有する湖船渠を築造し、之が航路に當る前面を浚深し船渠の背部に接して荷揚場護岸延長二百六十六米突を有する船入湖を設けて小船の繋留に便し、尙其の西南方海岸の一部を埋築して近時急激なる發展に伴ひ狹隘を告げつつある市街地及倉庫地に充當する計畫なり。大正十三年度末財政緊縮の結果工費四十五萬圓を減額せられ昭和二年竣功せり。

三、本斗港

西海岸南部に位する要港にして、陸地より約二百間の沖に陸地に並行して延長一哩餘の岩礁露出し天然の防波堤を爲し南北兩端に港口あり、本島唯一の不凍港にして往時より小形船舶の避難港として相當利用せられたり。領有當時は單なる土人の散在部落に過ぎざりしが、近海に於ける水産と附近林産産物の豐饒なること世上に知らるるや急激に發展膨脹するに至れり。

本港は西海岸南部の要地且つ本島唯一の不凍港にして、之を改修し海陸連絡の便を計るは拓殖進展上緊要



なりとし、工費二百五十萬圓を以て大正五年起工昭和元年度に竣工せり。其の概要を擧ぐれば本工事は面積三十萬坪主として三千噸級船六隻の繋留を容易ならしめ、港岸七萬餘坪を埋築して上屋及倉庫其の他海陸連絡上必要な陸上設備を施し、埋築の中央部に船溜を設け小形船及荷役船の繋留に便し、其の周囲の護岸をコンクリート造として物揚場に充當し、埋築護岸の南部及北部を繋船岸壁として大量荷役に適せしむ。

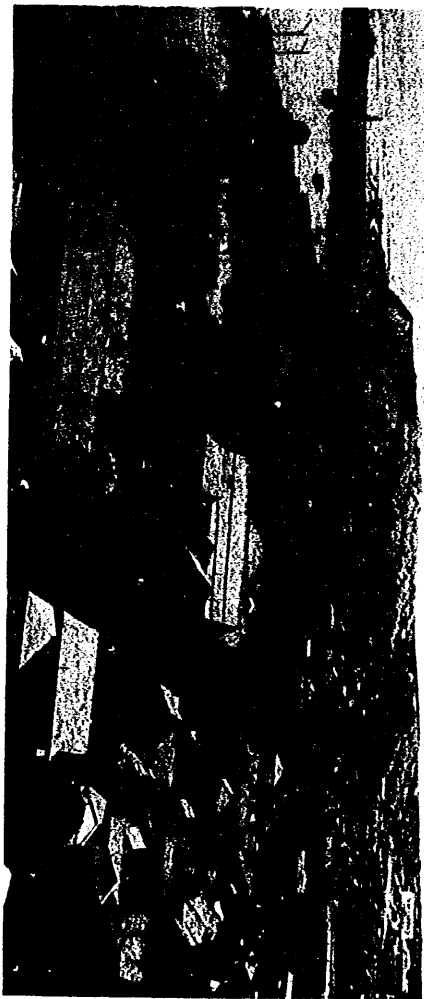
四、船入洞

沿岸航行小汽船、發動機船及近海漁船の繋留、避難所並に荷役船の繋留所として船入洞を築設し、大正十年に其の敷十を算せるが、近年の急激なる發展は之を以て足れりとせず、更に工費百十四萬圓大正十一年度より七箇年繼續事業を以て沿岸樞要の地に船入洞十一箇所築設の工事に著手し漸次進捗しつつあり、完成の時は既設船入洞と相俟つて沿岸海運に資すること大なるべし。

船入洞施設の概要は有效面積三千坪内外、水深五尺乃至六尺三十噸級以下の小型船の繋留に適す。

第四款 航路

四面環海の樺太に於て外部と接觸するには唯海上交通に依るの外なく、従つて航海業の振奮は直ちに本島



樺太の船入洞

拓殖の上に大なる影響を及ぼすを以て之が施設に關しては最善を期しつつあり。

願るに本島の航海業は領有以來南部の開拓と相俟つて逐年隆盛に向ひつつあるが、殊に大正十二年鐵道省  
營權泊連絡運輸せられてより急速の進歩を爲し翌大正十三年には樺斗連絡、大正十五年には大泊眞岡と小樽  
青森間の船車連絡開始せらるるに至り、益々發展の域に進みつつあり。今昭和三年度に於ける航路を便宜權  
本廳令航路、逓信省令航路、鐵道省連絡船及社外船の四に分ち左に略説すべし。

#### 第二項 樺太廳命令航路

樺太廳命令航路を内地北海道線及沿岸線に大別す。

##### 一、内地北海道線

内地北海道線は大阪線、敦賀線、伏木線、西海岸線、東海岸線の五線に分つ。

大阪線 本線は大阪より東西兩海岸に至るものにして東海岸に至るものは四月より十月に至る間汽船二隻  
を以て大阪を基點、敦賀を終點とし十二回、西海岸に至るものは四月より十月迄汽船三隻を以て大阪を基點  
とし惠須取を終點とする十四回、及汽船二隻を以て大阪基點眞岡を終點とする十四回を往復す。

交通通信



交通通信

六〇

●**敦賀線** 四月より十月迄敦賀を基點とし大泊間を汽船二隻を以て十四回往復す。

●**伏木線** 東西兩海岸及大泊に至る三線あり。東海岸に至るものは四月より十月迄汽船二隻を以て、伏木敦

香間十二回、西海岸に至るものは四月より十月迄汽船二隻を以て、伏木蕙須取間を十六回及伏木、大泊間は

四月より十一月迄汽船一隻を以て七回各地寄港往復す。

●**西海岸線** 本線は函館を基點とするもの、小樽を基點とするものとの二線及、稚内本斗間の連絡船あり。

函館を基點とするものは汽船二隻を以て四月より十月迄二十八回、同地を發し海馬島、本斗、眞岡、泊居、蕙須取等を経て安別に至る沿岸各地に寄港往復す。

小樽を基點とするものは夏期は蕙須取を、冬期は泊居を基點とし汽船二隻を以て夏期は七十六回、冬期は十九回往復す。

稚斗連絡は汽船一隻を以て稚内本斗間を夏期百四回、冬期二十八回往復するものにして樺太鐵道と鐵道省線との連絡運輸をなす。

●**東海岸線** 函館を基點とするもの及小樽を基點とするもの二線あり。函館を基點とするものは五月より

十月に至る間汽船二隻を以て小樽、大泊、富内、榮濱、元泊、知取、敷香等を経て海馬島間を十八回往復す。小樽を基點とするものは五月より十月迄汽船一隻を以て榮濱、元泊、知取及内路を経て敷香間を二十一回往復す。

二、沿岸線

沿岸線は東線西線及灣内線の三線に大別す。

●**東線** 大泊を基點とし敷香に至る航路、榮濱を基點とし能登を経て海馬島に至る航路及知取を基點として能登を経て海馬島に至る航路の三ありて、大泊を基點とするものは汽船二隻を以て十八回、榮濱を基點とするものは發動機船を以て三十六回、知取を基點とするものは發動機船を以て十八回何れも五月より十月に至る間往復す。

●**西線** 眞岡を基點として名好を基點とするもの、本斗を基點とし海馬島を経て西能登呂に至るもの及船城を基點として安別を終點とするもの三航路あり。眞岡名好間は汽船二隻を以て四月より十月迄五十五回、本斗、西能登呂間は發動機船二隻を以て夏季五十五回、冬季十五回、船城安別間は發動機船を以て五月より十月迄三十六回往復す。

交通通信

六一

交通通信

六二

●●●● 灣内線 大泊を基點とし、亞麻灣内東西兩海岸に至るものにして、小型汽船二隻を以て四月より十一月迄各七  
十回往復す。

第二項 選信省命令航路

選信省命令航路は汽船二隻を以て函館を基點とし、青森、小樽、大泊、真岡間を四月より十一月迄四十八回  
十二月より三月迄二十四回往復するものにして、樺太廳鐵道と鐵道省線を連絡し、運搬運輸をなす。

第三項 鐵道省連絡船

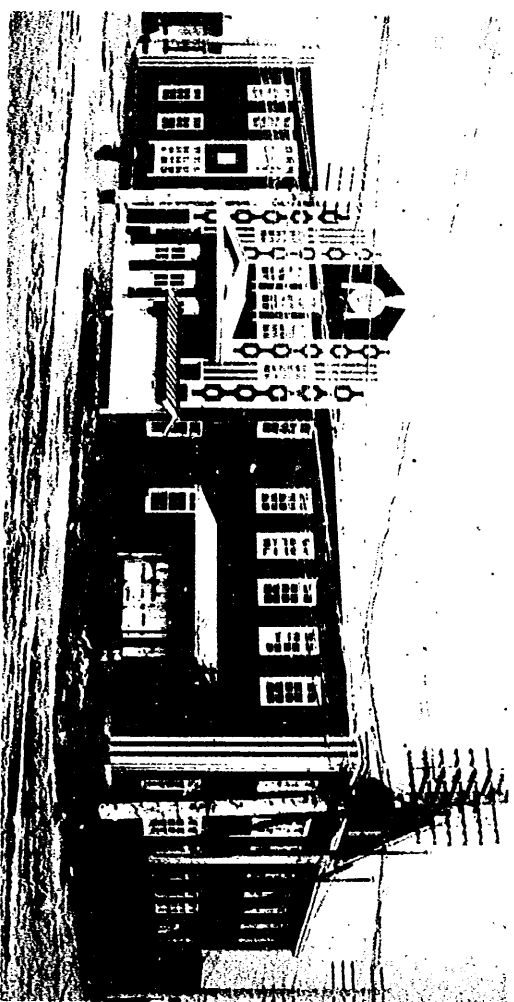
鐵道省連絡船は大正十二年北海道宗谷本線の全通を機とし、鐵道省の施設せるものにして、汽船二隻を以て  
稚内大泊間を夏季は毎日、冬季は隔日に兩地を發航す。

第四項 社外船

社外船と稱するは所謂不定期船にして、多くは夏季に於て木材或は特殊物産の運送を目的とし、航海するも  
のにして、内部の開發に伴ひ其の出入亦年々多きを加へつゝあり。

第五款 航路標識

本局に於ける航路標識は選信省の所管に屬し、現在西能登呂岬、宗仁岬、海馬島、氣主岬の四燈臺及大泊に



郵便局原圖

燈竿あり。以上の外沿岸港口に公私の施設に係る簡易なる導燈或は燈竿様のものであるも、本島は環海七百九十餘海里に及び、尙幾多燈臺建設の必要なるを認め逕信省に於ては、西能登呂岬南方二丈岩に對し目下燈標建設中なり。

#### 第六款 驛 遞

本島は人口未だ稀薄にして故里の間人煙を見ざること稀ならず、加ふるに交通機關未だ完からざるを以て僻陬の地方に於ては物資の輸送は勿論一般旅行者の齊しく困惑する所なり。依つて其の不便を補はむが爲め驛遞制度を樹て、必要の箇所に驛遞を設置して旅行者の宿泊、人馬の供給及郵便物の積立等に備ふることとし、明治三十八年七月先づ大泊豊原間に之を設け、爾來交通機關の整齊開發の程度其の他諸島の事情を斟酌して之を適當に普及せしめ、以て地方交通の便に供し居れり。現在驛遞の数は八十九に達す。

### 第二節 通 信

#### 第一款 概 説

本島に於ける通信事業は領有當時ウラジミロワカ(豊原)、コルサコフ(大泊)マウカ(眞岡)、ガルキノウラス

交通通信

交通通信

六四

コエ(格合)の四野戦郵便局に於て野戦郵便事務の外普通郵便事務の一部を、又コルサコフ外七軍用通信所に於て軍事通信の傍ら公衆電報を取扱ひたるに端を發し、明治四十四年四月軍政撤廢と共に樺太廳に於て在來の通信機關全部を繼承し、豊原に樺太廳郵便電信局を置き一般現業事務を取扱ふ外事務管理をも爲さしめ、地方は總て其の支局として事業の監督統一を圖れり。明治四十二年五月本支局の制を改めて普通局及特定局の二となし専ら現業事務を取扱はしめ、事業は樺太廳直接之を主管することとなれり。現在局所及關係職員數左の如し

局 所

(昭和二年度末現在)

種 別	局 數	業 務			備 考
		郵 便	電 信	電 話	
郵便局(普通)	四	無 配	五 五	二	外無分室、臨時出張所、電話所、三、切手賣所、四、郵便三、切手賣所、私便三、切手賣所、(郵便及切手賣所、元年度末)
特定郵便局	一	天	五	二	
計	五	天	五	二	

區 別	奏 任			判 任			員 通 信 事 務 員 (電 話 交 換 手 手 合 計)	通 信 夫 婦 人	計
	事務官局	長 技 師 局	長 技 師 局	長 技 師 局	手 記 書 記 補 (電 話 交 換 手 手 合 計)	手 記 書 記 補 (電 話 交 換 手 手 合 計)			
本 廳	一	一	一	一	一	一	一	一	一
郵便局(普通)	一	一	一	一	一	一	一	一	一
特定郵便局	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	三	三	三	三	三	三	三	三	三

第二款 郵便

郵便送達 領有當時に於ける陸上交通施設は殆ど見るべきもなく原始的境域を脱せず郵便送達は困難を極めたり。然れども人口の増加産業の發展に伴ひ道路の開修、鐵道の敷設等交通機關漸を逐ふて備はり、送達方法も人肩に依るの外汽車或は軍馬を併用すると共に一面送達線路の増設、送達回数増加等鋭意施設の交通通信

六五

改善に努めたる結果大いに面目を改めたり。

殊に大正九年度に於て東海岸築港間縦貫幹線道路の修築成り、最も難關とせる同方面の冬季運送は闊滑を得たるのみならず、昭和二年十一月落合知取間の樺太鐵道開通せるを以て、郵便運送上の從來の不利不便は一掃せられたり。

水路便は島内相互間を連絡するもの及内地本島間を連絡するものの二あり、前者は本廳命令船、後者は逓信省命令船に依る。

尙通常郵便物に關しては大正十三年八月より鐵道省の稚泊連絡船を、大正十四年五月より北日本汽船株式會社の稚斗連絡船を利用することとなりたるを以て非常に迅速となれり。

郵便物數 人口の増加産業の發達に伴ひ郵便物は逐年激増しつゝあり之を表示すれば

年 度	種 別	
	通 常	小 包
引	通	便
	引	便
受 配	郵	郵
	配	便

明治四十年	一、四六三、四二	一、七五七、〇四	八、四三〇	七、六六〇
明治四十三年	二、一四八、八七	二、四三〇、五〇	一、〇〇九	九、五五〇
大正二年	四、二二五、八〇	五、〇三三、六七	三、一五七	三、二二五
大正五年	五、三六四、二七	六、一三三、二六	五、三三六	三、二六八
大正八年	八、五五五、九六	一、一四六、一八〇	〇、一四四	一、七〇七
大正十一年	三、六六六、一四	一、七五五、七〇	一、四〇一	三、八二四
大正十三年	一、九六〇、三三	三、三九八、八四	三、六六六	四、二二五
大正十四年	三、一〇〇、三六	五、五五七、〇三	一、五二二	四、六〇五
昭和元年	三、五九〇、〇三	三、九六六、四八	二、〇九八	五、五〇三

交通通信

第三款 為替貯金

本局は未だ民間に於ける金融機關の普及完からざる爲に預金及送金の大部分は郵便局を媒介とす。之が現況を示せば左の如し。

郵便為替

年度	受		入		拂		渡
	口	金	口	金	口	金	
明治四十年		九,七九九		一,〇〇,九〇〇		一八,五五〇	五八,〇七〇
明治四十三年		八,三三五		一,四五八,〇七〇		二七,五七五	一〇,〇七,四七〇
大正二年		二,一九〇		二,三七三		四,六四〇	一〇,〇〇,二二〇
大正五年		一五,八〇〇		三,四九,一八五		六,〇〇〇	二,一八,八八〇

年度	預		入		拂		現年度末
	口	金	口	金	口	金	
大正八年		三,九三三		九,二九三五		二五,二五〇	五,八五,三三〇
大正十一年		三,六六〇		三,〇〇,八六〇		一〇,九六〇	七,八二,〇四〇
大正十三年		四,九五二		一,九二二,三三〇		一,〇七,八〇〇	三,〇〇,〇〇〇
大正十四年		四,八〇〇		二,五二五,〇〇〇		一,〇〇,〇〇〇	三,〇〇,〇〇〇
昭和元年		五,四九八		三,四四六,〇〇〇		一八,三三〇	一,九〇,九〇〇
昭和二年		五,八〇〇		三,八四一,八五〇		一六,八〇〇	二,〇〇,〇〇〇

郵便貯金

年度	預		入		拂		現年度末
	口	金	口	金	口	金	
明治四十年		一三,五五六		一五,〇四九		七,五八八	一,〇七,六三〇
明治四十三年		一五,三〇九		一五,三三九		二,七三三	二,九一,四二〇

交通通信

交通通信

年度	種別	口	拂	数	金	込	額	口	拂	数	金	渡	額
大正二年				四、〇六五	三、五九六		一六、〇五五			四、〇六五	三、五九六		一六、〇五五
大正五年				四、三三三	八、〇六三		三〇、三三三			四、三三三	八、〇六三		三〇、三三三
大正八年				四、四四四	二、〇六三		三、〇六三			四、四四四	二、〇六三		三、〇六三
大正十一年				一、四七四	三、七五五		四、八八三			一、四七四	三、七五五		四、八八三
大正十三年				一、四七四	五、八八七		四、八八三			一、四七四	五、八八七		四、八八三
大正十四年				一、四七四	六、四八七		五、八八三			一、四七四	六、四八七		五、八八三
昭和元年				一、四七四	七、六八七		六、八八三			一、四七四	七、六八七		六、八八三
昭和二年				三、三〇一	八、五〇〇		七、九八〇			三、三〇一	八、五〇〇		七、九八〇

七〇

振替貯金

年度	種別	口	拂	数	金	込	額	口	拂	数	金	渡	額
明治四十年				一、五五五	三、八八八		四、八八八			一、五五五	三、八八八		四、八八八
明治四十三年				一、五五五	三、三三三		三、三三三			一、五五五	三、三三三		三、三三三
大正二年				一、五五五	三、三三三		三、三三三			一、五五五	三、三三三		三、三三三
大正五年				一、五五五	三、三三三		三、三三三			一、五五五	三、三三三		三、三三三
大正八年				一、五五五	三、三三三		三、三三三			一、五五五	三、三三三		三、三三三
大正十一年				一、五五五	三、三三三		三、三三三			一、五五五	三、三三三		三、三三三
大正十三年				一、五五五	三、三三三		三、三三三			一、五五五	三、三三三		三、三三三
大正十四年				一、五五五	三、三三三		三、三三三			一、五五五	三、三三三		三、三三三
昭和元年				一、五五五	三、三三三		三、三三三			一、五五五	三、三三三		三、三三三
昭和二年				一、五五五	三、三三三		三、三三三			一、五五五	三、三三三		三、三三三

第四款 電信

年度	種別	口	拂	数	金	込	額	口	拂	数	金	渡	額
明治四十年				一、五五五	三、八八八		四、八八八			一、五五五	三、八八八		四、八八八
明治四十三年				一、五五五	三、三三三		三、三三三			一、五五五	三、三三三		三、三三三
大正二年				一、五五五	三、三三三		三、三三三			一、五五五	三、三三三		三、三三三
大正五年				一、五五五	三、三三三		三、三三三			一、五五五	三、三三三		三、三三三
大正八年				一、五五五	三、三三三		三、三三三			一、五五五	三、三三三		三、三三三
大正十一年				一、五五五	三、三三三		三、三三三			一、五五五	三、三三三		三、三三三
大正十三年				一、五五五	三、三三三		三、三三三			一、五五五	三、三三三		三、三三三
大正十四年				一、五五五	三、三三三		三、三三三			一、五五五	三、三三三		三、三三三
昭和元年				一、五五五	三、三三三		三、三三三			一、五五五	三、三三三		三、三三三
昭和二年				一、五五五	三、三三三		三、三三三			一、五五五	三、三三三		三、三三三

海陸交通の機關は既述の如く漸次整備の域に進みつつあるも、本島特有の現象として冬期は風雪の襲來消  
交通通信

交通通信

岸の精米等の爲め交通社絶すること妙からず。従つて電信の利用極めて旺にして通信機關中最も長足の進歩  
 發達を示せるは素より其の所なり。現時郵便局五十三中並川、大栄の二局を除く外は悉く電信事務を兼掌し、  
 尙大泊、豊原、中里、落合各線には電信取扱所を設く。同線數二六(内豊原及眞岡より北樺太亞港に通ずるも  
 の二回線、敷香より北樺太オノールに通ずるもの一回線を含む)、自動通信機三座、二重機二座、單信音響機六  
 七座、モールス機一座及電報送受用電話機一五を算す。此の外内地連絡有線電信の故障に備ふる爲め大正十年  
 八月大泊町高地に無線電信を設け、平時は主として船舶との交信に使用す。殊に大正十一年來木材積取の爲  
 め露領沿海州方面に航行する本邦汽船著しく増加し、是等船舶に發受する電報は殆んど我が大泊無線の中繼  
 に係り夏季は通信の輻輳甚しく疎通困難ならざるを以て尙一個の陸上無線電信設備の要を認め之が計畫中な  
 り。本島内地間連絡電信は豊原札幌、大泊札幌間各一回線及眞岡小樽間一回線なるに依り何れも自動二重通  
 信機を使用せり。左に電信線路及取扱電報數比較表を掲ぐ。(局所數以外の數は元年度末)

陸上線

年次	區別		年次	區別	
	長	延		長	延
明治四十年	107,000.00	117,000.00	大正十一年	354,000.00	554,000.00
明治四十三年	137,367.17	154,367.17	大正十三年	354,367.17	554,367.17
大正二年	155,070.70	170,070.70	大正十四年	355,070.70	555,070.70
大正五年	173,360.55	188,360.55	昭和元年	355,360.55	555,360.55
大正八年	184,260.7	199,260.7	昭和二年	355,560.7	555,560.7

ケーブル線 五長 一里二五町一間 延長 一里二五町一間

水底線

能登月、泊内間

眞岡、坂ノ下間

電信通數

交通通信



年次別	發信	著信	中繼信	合計
明治四十年	一四〇、五七	二四、五二	一四、三九	一七九、四五
明治四十三年	一八、九〇	一五、五九	一五、四三	四九、八二
大正二年	三三、七九	二四、四七	一五、二五	七三、五一
大正五年	三六、七〇	三〇、四〇	三八、五〇	一〇五、六〇
大正八年	四九、七六	四六、〇四	五五、〇五	一五一、八五
大正十一年	七〇、三五	五三、四三	六六、〇三	一八〇、八一
大正十三年	八六、八〇	八九、七四	一〇六、六五	二八三、一九
大正十四年	一一〇、三〇	一〇六、四五	一二〇、二七	三三六、八二
昭和元年	一三三、九七	一三八、八四	一六六、九一	四三九、七二

大泊無線電信設備

地理上 東經一四二度四六分四六秒  
北緯四六度三六分四〇秒

一、位置 東經一四二度四六分四六秒  
北緯四六度三六分四〇秒

二、電報取扱時間及取扱業務の種類 無制限 一般公衆通信、配達事務を取扱はず

三、設置年月日 大正十年八月二十一日

四、工事設計大要

(A) 装置方式 現用選信省式真空式一基 豫備選信省降滅火花式一基

(B) 電力 現用六基 豫備七基

(C) 使用電波長 火花式 一〇〇〇 キロサイクル(三〇〇米) 五〇〇 同キロサイクル(六〇〇米)  
真空管式 耳聴電波五〇〇 キロサイクル(六〇〇米) 三七五 同 (八〇〇米)  
持続電波一三六 同 (二二〇〇米) 一二五 同 (二四〇〇米)



交通通信

(D) 受信機種類  
 一、五 同 (二六〇〇米) 七五 同 (四一五〇米)  
 R、A 三、七 號但しオートダイヤン受信機

七六

種別	年度	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	昭和元年
區別	年度					
總通數		二、三、三六	三、五、五三	三、七、六九	三、七、一〇	一、五、七三
一日平均		六	九	一〇	一〇	四

第五款 電 話

電話は始め軍事上の必要によりコルサコフ(大泊)、ウラヂミロフカ(豊原)、ガルキノウラスコエ(落合)、ノトロ(小能登月)の各軍用通信所及主要軍街に設置せられ、後樺太廳之を繼承し明治四十年八月一日コルサコフ(大泊)に交換業務を、ウラヂミロフカ(豊原)、ガルキノウラスコエ(落合)、コルサコフ(記念橋)、ポロアントマリ(大泊茶町)の各地に通話事務を開始せるが、爾來各地の發展に伴ひ電話の需要激増し、廳豫算のみにては到底需要を充す能はざるを以て、大正四年度以降架設希望者をして所要物件を寄附せしめ毎年六〇

乃至二〇〇の増設を爲し稍之を緩和することを得たり、而して地方開發に伴ふ各地交換業務開始の要望を容るゝと共に市外電話回線の増設整理を行ひ、昭和元年交換局二(内特設八) 通話局二七 加入者三、四二七を算するに至れり。左に事業増進の状況を掲ぐ。

電話線路

種別	年度	大正十一年	大正十三年	大正十四年	昭和元年	昭和二年
市架線線	延長	一、六、一八	一、八、一八	一、八、一八	三、〇、〇〇	三、三、三三
市内同ケーブル	延長	三、三、三九	三、〇、〇九	三、七、三三	二、八、一三	三、四、一一
市外線線	延長	二、二、二二	三、七、三三	五、〇、〇〇	五、〇、〇〇	五、〇、〇〇
	延長	四、四、四四	八、八、八八	一〇、〇、〇〇	一〇、〇、〇〇	一〇、一、〇一
	延長	五、五、五五	五、五、五五	五、五、五五	五、五、五五	五、五、五五
	延長	五、五、五五	五、五、五五	五、五、五五	五、五、五五	五、五、五五

交通通信

七七

交通通信  
電話加入者及交換機

年度	豊原	大泊	眞岡	泊居	本斗	野田	落合	榮濱	關泊	加多留	知取	取須惠	元泊	内春久	敷香	計
昭和二年	交換機	交換機	交換機	交換機	交換機	交換機	交換機	交換機	交換機	交換機	交換機	交換機	交換機	交換機	交換機	交換機
昭和元年	3,333	2,111	1,888	1,666	1,444	1,222	1,000	888	777	666	555	444	333	222	111	15,333
大正十四年	4,444	3,333	2,222	1,111	1,000	999	888	777	666	555	444	333	222	111	111	20,000
大正十三年	5,555	4,444	3,333	2,222	1,111	1,000	999	888	777	666	555	444	333	222	111	25,000
大正十一年	6,666	5,555	4,444	3,333	2,222	1,111	1,000	999	888	777	666	555	444	333	222	30,000
大正九年	7,777	6,666	5,555	4,444	3,333	2,222	1,111	1,000	999	888	777	666	555	444	333	35,000
大正九年	8,888	7,777	6,666	5,555	4,444	3,333	2,222	1,111	1,000	999	888	777	666	555	444	40,000
大正九年	9,999	8,888	7,777	6,666	5,555	4,444	3,333	2,222	1,111	1,000	999	888	777	666	555	45,000
大正九年	10,000	9,999	8,888	7,777	6,666	5,555	4,444	3,333	2,222	1,111	1,000	999	888	777	666	50,000
大正九年	11,111	10,000	9,999	8,888	7,777	6,666	5,555	4,444	3,333	2,222	1,111	1,000	999	888	777	55,000
大正九年	12,222	11,111	10,000	9,999	8,888	7,777	6,666	5,555	4,444	3,333	2,222	1,111	1,000	999	888	60,000
大正九年	13,333	12,222	11,111	10,000	9,999	8,888	7,777	6,666	5,555	4,444	3,333	2,222	1,111	1,000	999	65,000
大正九年	14,444	13,333	12,222	11,111	10,000	9,999	8,888	7,777	6,666	5,555	4,444	3,333	2,222	1,111	1,000	70,000
大正九年	15,555	14,444	13,333	12,222	11,111	10,000	9,999	8,888	7,777	6,666	5,555	4,444	3,333	2,222	1,111	75,000
大正九年	16,666	15,555	14,444	13,333	12,222	11,111	10,000	9,999	8,888	7,777	6,666	5,555	4,444	3,333	2,222	80,000
大正九年	17,777	16,666	15,555	14,444	13,333	12,222	11,111	10,000	9,999	8,888	7,777	6,666	5,555	4,444	3,333	85,000
大正九年	18,888	17,777	16,666	15,555	14,444	13,333	12,222	11,111	10,000	9,999	8,888	7,777	6,666	5,555	4,444	90,000
大正九年	19,999	18,888	17,777	16,666	15,555	14,444	13,333	12,222	11,111	10,000	9,999	8,888	7,777	6,666	5,555	95,000
大正九年	20,000	19,999	18,888	17,777	16,666	15,555	14,444	13,333	12,222	11,111	10,000	9,999	8,888	7,777	6,666	100,000

市外通話度数

種別	年度	加入者相互	電話所扱	計
市外通話區域	明治四十年	1,000	1,000	2,000
	明治四十二年	1,500	1,500	3,000
	大正二年	2,000	2,000	4,000
	大正五年	3,000	3,000	6,000
	大正八年	4,000	4,000	8,000
	大正十二年	5,000	5,000	10,000
	大正十四年	6,000	6,000	12,000
市内通話區域	昭和元年	10,000	10,000	20,000
	昭和二年	12,000	12,000	24,000

市外通話區域 現在市外通話區域は豊原を中心として北は落合、榮濱を経て東自浦迄、南は大泊より分岐し、富内及留多加迄、又西海岸は眞岡を中心として北は野田、泊居を経て久春内迄、南は内幌に至る。此の外東海岸の北部内路散江間及眞岡より逢坂、豊原を経て大泊及東海岸に至る區間を通話區域とす。

交通通信

## 第四章 自治行政

### 第一節 自治制施行の沿革

明治三十八年本島古領後移住者は各地に集團して小部落を形成し、部落民會或は町民會等の團體を結び總代或は評議員等を選出して部落に於ける諸般の事項の審議執行に任せしめたりしが、明治四十二年に至り總令を以て部落に部落總代を置く制度を布き、且つ其の取扱事項を規定して節度あるものたらしめ以て自治的訓練に資したり。

越えて大正四年六月樺太の郡町村編成に關する勅令の公布あり、次で全管内を十七郡四町五十八村に區劃し從來の通り町村に部落總代を置けり。爾來人口年を逐うて増加し自治心の向上著しきものあるを以て遂に其の要望を容れ、大正十年四月法律第四十七號を以て樺太の地方制度に關する件公布せられ、自治の基礎確立するに至れり。同法律は大正十一年勅令第七號に依り同年四月一日より施行せらるると共に同年勅令第八

號を以て樺太町村制の公布あり、當初先づ五町十九箇村に之が施行を見、翌大正十二年四月一日より全管内に施行せられたり。現在十六郡十町二十八村に區劃す。

### 第二節 町 村

#### 第一款 概 説

町村は法人とし官の監督を承け、法律勅令に依り町村に屬する事務を處理し、町村長は町村の事務を擔任し町村を代表す。町村は其の事務に關し第一次に樺太廳支廳長第二次に樺太廳長官の監督を承け、町村長の諮問機關として町村評議會あり、町村は其の事務を執行する爲に要する費用に充つる爲め町村税其の他夫役現品等を賦課徴収することを得。

樺太に於ける町村を内地の町村制に依る町村と比較するに、内地に於ける町村長は町村會の選舉する所にして名譽職を原則とし町村會は公選に依る議員を以て組織する議決機關たり。然るに樺太に於ける町村長は樺太廳長官の任免する所にして有給を原則とし、評議會は亦支廳長の任命せる評議員を以て組織し、且つ諮

問機關たる等異なる所尠からず。然れども同じく法人にして財産権の主體たるを得る等實際に於ては町村政運用上大なる相違なし。

第二款 町村の事務

町村は法令に依り町村に屬せしめたる事務即ち教育、衛生其の他公共に關する事項を處理執行す。法令に依り町村に屬せしめたる事務左の如し。

- 一、教育に關する事項
- 二、衛生に關する事項
- 三、土木交通に關する事項
- 四、産業に關する事項
- 五、警防に關する事項
- 六、戸籍に關する事項

七、賑恤救済に關する事項

八、前各項の外町村の公共に關する事項

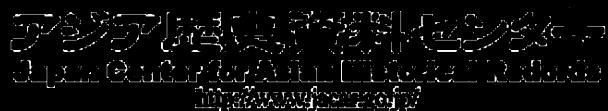
第三款 町村評議會

町村評議會は町村評議員を以て組織し、町村評議員は一定の資格を有する町村住民中より支廳長之を命ず。而して議事を統一整理する爲め評議會に議長を置き評議員中より支廳長之を命ず。

評議會は町村長又は監督官廳の諮問に答申し、町村の公益に關する事件に付町村長又は監督官廳に意見書を提出することを得。

町村評議會に諮問すべき事項左の如し。

- 一、町村規則の制定又は改廢に關する事項
- 二、町村費を以て支辨すべき事業に關する事項（町村長の執行すべき法令の定むる所に依り國及公共團體の事務及法律勅令に規定あるものを除く）



- 三、歳入出豫算の決定に關する事項
  - 四、法令に定むるものを除くの外町村税、使用料、手数料又は夫役現品の賦課徴収に關する事項
  - 五、不動産の管理處分及取得に關する事項
  - 六、基本財産及積立金穀等の設置管理及處分に關する事項
  - 七、歳入出豫算を以て定むるものを除くの外新なる義務の負擔又は權利の拋棄に關する事項
  - 八、財産及營造物の管理方法を定むる事但し法律勅令に規定あるものは此の限りに在らず
  - 九、町村吏員の身元保證に關する事項
  - 十、役場の位置決定又は變更に關する事項
  - 十一、町村に係る訴訟訴訟及和解に關する事項
  - 十二、前各號の外町村長の必要と認むる事項
- 評議員は名譽職にして其の任期は三年とす。評議員の定数は人口千五百未満の町村八人、千五百以上五千未満十二人、五千以上一萬未満十八人、一萬以上は二十四人とす。

第四款 町村吏員

町村吏員は町村長、助役、収入役、區長、委員及其他的吏員とす。

町村長は町村の事務を擔任し町村を代表し、村太監長官の任命する所にして其の任期は四年とし有給を原則とするも名譽職たるを妨げず、町村長の俸給は國庫の支辨とす。

助役は特別の事情ある町村に置くことを得るものにして町村長の事務を補助す。

収入役は町村の出納及會計事務其他を掌る但し特別の事情ある町村に於ては町村長をして之を兼掌せしむることを得るものとす。助役並に収入役は支廳長の任命する所にして任期は四年なり。

區長は名譽職にして町村住民中より支廳長之を命じ、町村長の命を受け其の事務を補助す。

委員は特殊の事務に當らしむる爲め常設又は臨時に之を置き、名譽職にして住民中より町村長之を命ず。其の他の吏員は有給にして町村長之を命じ、町村長の命を受けて事務に従事し、其の職名は支廳長の認可を受け町村長之を定む。



第三節 町村の財政

町村の經費は其の財産より生ずる収入、使用料、手数料及其他町村に屬する収入を以て之に充て、仍ほ不足あるときは町村税及夫役現品を賦課徴収することを得。而して其の必要な費用及法令に依り町村の負擔に屬せしめたる費用を支辨する爲め、町村税として賦課し得べきものは國税の附加税及特別税なり。

特別税の種類は命令を以て次の如く定めたり。

戸別割 町村内に住所を有し又は三月以上の滞在者にして構戸若しくは獨立生計經營業者に對し其の所得額及資産の状況を標準として之を賦課す。

建物業割 法人及町村住民にあらざる者の町村内に所有する建物並に建物敷地に就き其の種類及坪数を標準として之を賦課す。

雑種税 左に掲ぐる營業、稼業又は行爲をなす者若しくは物件を所有する者に之を賦課す。  
船、車、橋、電柱、金庫、畜犬、獵、不動産所得、藝妓、酌婦、興業、遊興、流木、漁業、遊技場、

所得割 樺太に住所又は一年以上居所を有せざる者の樺太に於ける資産又は營業を有する者に對し居住地の法令に依り賦課せられたる場合、其の所得税額中樺太に於ける資産又は營業より生ずる所得に對する所得税相當額を見積り法人に在りては其の十分の五、其他に在りては十分の三以内を限度として賦課す。

土地割 市街宅地又は國より貸付、讓與若しくは賣拂を受けたる後五年を経ざる土地を除き、土地臺帳又は土地貸付臺帳記名の土地の所有者、又は貸付を受けたる者、若しくは國有地を使用する者に對し賦課す、其の種類左の如し。

- 部落宅地、工業用地、漁業用地、鑛業用地
- 營業税 國稅營業收益税の賦課を受けずして左の營業をなすものに之を賦課す。  
物品販賣業、無盡業、金錢貸付業、物品貸付業、製造業、運送業、請負業、印刷業、出版業、寫真業、席貸業、旅人宿業、料理店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、理髮業、寄席業、遊藝場業、藝妓屋業、貸座敷業



### 第五章 財政及金融

#### 第一節 財政

##### 第一款 概説

樺太の歳計は領有の當初に於ては臨時軍費特別會計に屬せしが、明治四十年三月軍政を撤去し樺太廳官制實施と共に樺太廳特別會計を設置し、租税其の他の收入及一般會計よりの補充金を以て諸般の歳出に充當することとなり。今特別會計開始以來連年の收入及支出額を示せば左の如し。

樺太廳特別會計歳入及歳出

年 度	歳 入			計	歳 出
	收 入	補 充 金	繰 入 金		
明治四十一年	1,501,313	39,400	1,540,713	1,680,113	1,599,400
明治四十二年	1,397,055	50,000	1,447,055	1,696,822	1,576,400
明治四十三年	1,397,055	50,000	1,447,055	1,696,822	1,576,400
明治四十四年	1,397,055	50,000	1,447,055	1,696,822	1,576,400
大正元年	1,504,911	50,000	1,554,911	1,701,211	1,599,400
大正二年	1,504,911	50,000	1,554,911	1,701,211	1,599,400
大正三年	1,504,911	50,000	1,554,911	1,701,211	1,599,400
大正四年	1,504,911	50,000	1,554,911	1,701,211	1,599,400
大正五年	1,504,911	50,000	1,554,911	1,701,211	1,599,400
大正六年	1,504,911	50,000	1,554,911	1,701,211	1,599,400

財政及金融

八九





備考

右鐵道建設費の内百八拾參萬圓及本斗港修築費、電信電話改良費並に船舶修築費は一般財源に依るものにて其の他は公債又は借入金支辨とす。

第二款 歳入

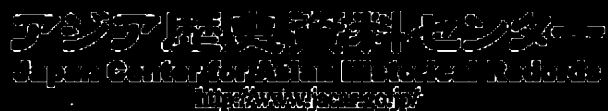
第一項 租 税

樺太に於ける租税制度は明治四十年三月の制定に係り、當時戸數割、營業税及雜種税の三目に分類せられしが爾來數次の改廢又は増設に依り今日に至れり。今現行種目を示せば市街宅地税、所得税、營業收益税、酒造税、出港税、消費税、鹽業税及漁業税等にして支廳長に於て賦課徴收す。而して支廳出張所長は其の事務の一部を分掌することとなり居れり。今其の各目に付左に説明せむ。

市街宅地税 本税は大正十年四月の制定に係り、特に指定したる市街宅地の拂下價格を以て地價と定め、課率は之を二級に分ち一級は地價千分の五、二級は地價千分の三を賦課す。實施初年度歳入六千八百參拾參圓なりしが昭和三年度豫算額は八千七百拾六圓を示す。

所得税 大正八年度始めて法人所得(第一種)のみに對し賦課し、大正十一年度より新に第二種及第三種をも賦課することに改正し以て今日に至れり。其の課率は第一種(同族會社に對する加算税率を除く)第二種は内地と同一なり。第一種中同族會社に對する加算率及第三種は内地に比し概して低減し、本税實施初年度歳入は拾萬五千貳百七拾五圓にして、昭和三年度四拾九萬九千七百八圓を計上す。

營業收益税 本税實施前は營業税として明治四十年實施以來數回の改廢ありしも昭和三年度より之を廢止し新に本税の實施を見たり。營業税は外形的の標準により課税せられたるに依り各業體毎にその標準を異にしたりしも本税は法人に在りては全部の營業利法人に對しその總益金より總損金を控除したる年額に、個人に在りては營業の純益金額に課税し個人の課税營業種類は物品販賣業、銀行業、無業業、金貸付業、物品貸付業、製造業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、寫真業、席貸業、旅人宿業、料理店業、代理業、周旋業、仲立業、問屋業の十九種とし其の課率は法人個人共内地と同一なり。營業税は施行初年度即ち明治四十年歳入貳萬五千圓(雜種税共)なりしも、商工業の發展に伴ひ逐年増加し大正十五年歳入參拾五萬八拾貳圓を計上するに至りしも新に施行せられたる本税昭和三年度豫算額は貳拾九萬參千五百貳拾八圓を計上す。





財政及金融

其の後徴収税法の改正ありて昭和三年度豫算額計四萬九千九百九拾圓を計上せり。

第二項 租税外収入

租税外収入の概要を記述すれば左の如し。

- 官業及官有財産収入 昭和三年度豫算額千參百九拾六萬零千四百零圓にして其収入の内容を左に略述す。
  - イ、郵便、電信、電話、切手収入百九拾五萬六千六百參拾四圓
  - ロ、鐵道に依る旅客、小荷物、貨車及其他鐵道より生ずる収入五百四拾參萬四千六百七圓
  - ハ、官設醫院の入院料、往診料、藥價、治療料及其他醫院より生ずる収入貳拾貳萬八千八百貳拾七圓
  - ニ、水産試験場に於ける試験漁獲に係る生魚及製品賣拂収入六千參百九拾圓
  - ホ、國有森林に於ける工業原料、普通用材、薪炭材及其他副産物の賣拂収入六百貳拾參萬五百五拾圓
  - ヘ、市街宅地、部落宅地、未開地、諸建物其他官有物の貸付料収入拾萬五千九百九拾參圓
- 印紙収入 収入印紙の賣拂代及税印押捺に依る現金収入にして、昭和三年度豫算額貳拾八萬八千五百參拾圓を計上す。

煙草專賣基金受入 樟太に於ける專賣基金を一般會計より繰入れらるゝものにして、昭和三年度豫算額は百四拾四萬四千百參拾五圓を計上す。

雜収入 懲罰及沒收金、辨償及違約金、手数料、中學校及高等女學校の授業料、石炭探削料及其他の雜入等にして昭和三年度豫算額は拾九萬四千九百八拾八圓を計上す。

大藏省預金部特別會計より受入 貯金事務取扱費の財源として受入るゝものにして昭和三年度豫算額壹萬圓を計上す。

官有物拂下代 市街宅地、部落宅地、未開地、建物、船舶、石炭、物品其他の官有物拂下に依る収入にして、昭和三年度豫算額は拾貳萬壹千四百七拾五圓を計上す。

官行斫伐収入 樟太廳の直營伐採に依る丸太材木等の賣拂代金の収入にして、昭和三年度豫算額は參百拾參萬七千圓を計上す。

返納金 定期及措置貸金の返納金にして、昭和三年度豫算額は貳千六百六拾八圓を計上す。

公債金 特別事業費の資金として昭和三年度借入所要のものにして豫算額貳百萬圓を計上す。



財政及金融

九八

補充金 棒太歳特別會計へ補給の爲め一般會計より繰入れらるゝものにして、昭和三年度豫算額貳百貳萬千六百參拾五圓を計上す。  
前年度剩餘金繰入 前年度剩餘金を繰入れらゝものにして昭和三年度豫算額貳百拾五萬四千參拾五圓を計上す。

第三款 歳出

昭和三年度に於ける歳出豫算の概要を示せば左の如し。

歳出 經常部

一三、〇〇〇圓

一、棒太神社費

官幣大社棒太神社に要する交付金なり

一、八七〇、五四六圓

一、棒太歳費

主として棒太歳、支隨及支隨出張所並に町村長俸給所要經費にして大要左の如し。

六一八、三九四圓

俸給

二二三、三七四圓

町村長俸給

七八、〇〇〇圓

職員給及備人料及給與

三二二、八一三圓

其他の雜給及雜費

六二七、九六五圓

一、教育に關する經費

一、七五六、八三三圓

中學校、高等女學校の維持經營並に公立小學校教員の俸給及旅費等の經費にして大要左の如し。

中學校

三三九、一五六圓

高等女學校

一四八、二一三圓

小學校教員諸給

一、二六九、四六四圓

一、警察に關する經費

六〇五、八五一圓

各警察署の警務に要する經費にして大要左の如し。

俸給

二九、九六〇圓

雜費

一四、六六五圓

財政及金融

九九

財政及金融

巡查諸給

四二三、六七〇圓

雜給及雜費

一三七、五五六圓

一、現業に關する經費

七、七九八、九三九圓

逓信、鐵道の經營、農事及水産の試験並に氣象觀測に要する經費にして大要左の如し。

逓信費

一、七五三、二六九圓

鐵道費

五、八〇八、三八五圓

農事試験費

一〇〇、四六七圓

水産試験費

八九、四六六圓

測候費

四七、三五二圓

一、衛生に關する經費

三三〇、四〇六圓

豐原、大泊及眞岡に於ける廳立醫院の診察に要する經費にして大要左の如し。

俸給

九〇、二〇八圓

一〇〇

事務費

一三三、四二九圓

患者費

九六、〇六六圓

助産婦及看護婦養成費

一〇、七〇三圓

一、諸支出金

二二三、三三四圓

死傷手當、國有林被害諸費、傳染病豫防費、恩賜及救助費、傳染病豫防費補助、諸拂戻金、滞納處分費、囚人及刑事被告人押送並に留置諸費、逓信事業用證票類諸費、印紙類諸費等主なるものとす。

一、公債及借入金の經費

一、六〇四、二三四圓

港灣修築、鐵道建設、改良及道路開整並に退職賜金等に要する公債及借入金の利子並に之に伴ふ諸雜費とす。

一、豫備金

一八〇、〇〇〇圓

第一豫備金

六〇、〇〇〇圓

第二豫備金

一二〇、〇〇〇圓

財政及金融

一〇一

財政及金融

歳出經常部合計

一四、三八三、五七七圓

1011

歳出臨時部

一、土木管轄並に拓殖に關する經費

四、二〇〇、一四三圓

交通、通信及治水事業の施設、廳舎、學校等の増設、新管並に拓殖開發の爲め各種事業の擴張に要する經費にして大要左の如し。

- 俸 給 一九〇、九三〇圓
- 雇 費 二六、三五七圓
- 雜給及雜費 二七五、八〇八圓
- 道路治水及港灣費並に土地改良費 四三五、四五〇圓
- 水道補助 一二五、〇〇〇圓
- 電信電話費 一四〇、二〇〇圓
- 廳舎及學校等の増築新替 三七六、六二九圓

土地區劃及標定費

一四四、二一〇圓

移民獎勵費

二二一、一九三圓

森林經營費

五二四、八二五圓

勸業費

三二一、一四五圓

補助費

一、三三三、一七圓

(私設鐵道、航路、救恤、運輸交通、教育、公醫、公獸醫及公設消防組等の補助)

其の他

九五、二七八圓

一、官行研伐に關する經費

二、三〇六、一七四圓

森林の研伐及運搬に要する經費にして大要左の如し。

- 俸 給 七〇、八〇四圓
- 事務費 二九七、五四九圓
- 研伐費 一、九三七、八二一圓

1013

財政及金融

財政及金融

一、借換費

大泊の修築及鐵道建設、通信改良、道路開鑿、船渠修築に要する經費の本年度半割額にして、其の金額の内容に就ては前項に掲記せるに付省略す。

二、鐵道改良に要する經費

鐵道に於ける軌道其の他器具機械等の改良に要する經費にして大要左の如し。

作給

六、三三四圓

事務費

二七、六九〇圓

工事費

二、六〇〇、九四七圓

一、災害復舊に關する經費

前年度天災による道路橋梁並に鐵道線路等の災害復舊に要する經費にして大要左の如し。

道路橋梁其他風水害復舊費

九六八、六三〇圓

一、大體施設に要する經費

六四二、一〇圓

三二六、五三〇圓

一三、九六〇圓

一〇四

歳出臨時部合計  
歳出總計

三、九五六、六二八圓

二七、三四〇、二〇五圓

第二節 金融

樺太に於ける金融機關の大要を略述すれば左の如し。

銀行 明治三十八年本島の邦領となるや北海道拓殖銀行は政府の命に依り直に大泊に派出所を設け、中央金庫事務の取扱を爲す傍ら預金及爲替業務を行ふこととなれり。當時一般銀行業務は同行定款の許さざる處なるを以て、本島の拓殖資金の供給に對しては全然没交渉の狀態に在りしが、明治四十年一月右派出所を樺太支店となし一面同行後援の下に大泊、真岡の兩地に泰北銀行支店を設けし一般銀行業務を營むに至れり。越えて明治四十一年大泊に於ける諸官衙の豐原に移轉するや北海道拓殖銀行樺太支店も亦豐原に移轉し依然從來の業務を行ひしが、明治四十四年拓殖銀行法を改正して本島をも同行の一般營業區域に加ふる事となれり。其の後大正三年四月に至り本島に於ける泰北銀行の業務全部を繼承する事となり大泊、真岡に出張所

財政及金融

一〇五



財政及金融

を設置せり。爾來同行支店出張所は一般普通銀行業務、不動産抵當貸付、地方低利資金取扱、農業者連帯無擔保貸付、公共團體擔保貸付、漁業權低當貸付、漁業者連帯無擔保貸付及工場財團抵當貸付等を取扱ひ、其の業務極めて廣汎にして、本島の開發と時勢の進運に順應し本島の資金需要年々増加の趨勢に在り、尙同行に於ては大正八年に泊居に派出所を、大正十年に野田に出張所を、又大正十三年には本斗に派出所を設置せり。而して樺太支店は大正三年四月之を豊原支店と改稱し、大泊出張所は大正七年八月、眞岡出張所は大正八年七月、野田出張所は大正十三年十二月何れも支店に昇格せり。

樺太に於ける産業資金の供給を圓滑ならしむるの目的を以て樺太廳の補助を得て大正三年五月設立せられたる樺太金融株式會社は、定款を變更して大正五年十月大泊に資本金五拾萬圓よりなる株式會社樺太銀行を創立し銀行業を開始せり。然るに各種産業の發展に伴ふ資金の需要逐次多きを加へ來れるを以て、大正八年三月資本金を貳百萬圓に増資すると同時に眞岡に支店を設置せり。以上の二行は鋭意折減資金の供給に努力し、本島開發に貢獻する所尠からず。

右の外樺太に於ける唯一の貯蓄銀行として大正十一年四月一日支店を豊原に設置したる株式會社北門貯蓄

銀行は鋭意島民貯蓄心の向上に努め其の業績漸次良好に向ひつゝあり。

産業組合 大正四年産業組合法施行以來各地に設立せらるゝもの逐年其の数を増加し成績見るべきものあり。今其の組合数を見るに、施行當時即ち大正四年に設立を許可せるもの二組合なりしが、昭和元年末に於ては三十三組合となれり。而して其の出資總額七拾五萬參百拾五圓、内拂込済出資額六拾壹萬參千五百六拾參圓にして積立金、準備金、借入金、剰餘金及組合員の貯金等合算すれば其の運用資金總額壹百參拾壹萬六千貳百八圓に達するに至れり。之を本島人口約二十萬に比較すれば其の發達良好にして尙益々發展せんとするの狀勢にあり。之を表示すれば

年次	種別	組合数		積立金高	準備金高	借入金高	貯金高	剰餘金	合計
		組合数	拂込済出資金高						
大正十年		三	三,五七六	六,五三三	三,五七三	一〇,二五三	六,七〇三	四,九二二	五〇,八三三
大正十一年		三	三,三〇九	一〇,五五五	四,六三三	一四,七二七	七,二二三	三,四四七	六三,二六三
大正十二年		三	四,六三五	一三,〇九六	五,六六六	三〇,九六六	一三,〇三三	三,三三九	八六,四九六

財政及金融

大正十三年	壹,四三三,七	一,四八六,六	六,六〇四	三三,八六五	三三,〇〇三	六八,五五五	一〇三,八三三
大正十四年	壹,五七〇,七	二,〇〇三,三	八,〇〇九	二九,八八九	二七,〇五九	九八,七五五	一三三,九二二
昭和元年	壹,六三三,九	三,〇〇〇,〇	一〇,九四四	二七,四四五	三六,〇三五	一〇六,六九五	一三六,〇四三

質屋營業及無盡講會 金融機關の設備はらざる本局に於ては質屋は重要な金融機關にして各地の何れも相當利用せられつゝあり。質屋營業に付ては明治四十年質屋取締法施行せられ、昭和元年末に於ける營業者數百四十八人、貸出金拾八萬七千九百八拾九圓、口數二萬三千二百四十四を算出す。無盡業法は未だ施行せられざるも小資本商工業者の資金融通機關として無盡講會を組織するもの逐年増加するの趨勢に在るを以て、大正十三年四月廳令を以て講會取締規則を施行したり。昭和元年末に於ける無盡業數二十二、資本金百九拾四萬五千圓、内拂込金額七拾壹萬五千圓、給付契約高八百拾壹萬壹千貳百七拾圓なり。講會數は昭和二年六月末日現在數四〇五、給付契約高六百八拾壹萬壹千七百九拾貳圓を算し、金融機關として漸次其の機能を發揮しつゝあるを認む。

## 第六章 教化

### 第一節 教育

#### 第一款 概説

明治三十八年本島領有當時に於ては何等施設の見るべきものなく百敷創始の状態に在りたり。然るに渡航者は續々として相踵ぎ豊原、大泊及眞岡の三地の如きは忽ちにして市街地を形成し、從て兒童亦多數を算せるが其の教育機關なきを以て之が設立の急に迫られ、明治三十九年八月始めて豊原に小學校を開校し次て同年十月大泊及眞岡の兩地に小學校を開校せり。之れ轉太に於ける小學校の嚆矢なり。而して同年九月轉太小學校内規を定め其の據る可き所を明かにせり。然るに教育上の施設を要するは實に是等市街地のみならず、其の他の村落に於ても之が必要に迫れるを以て、應急策として民間に相當補助を與へて之が設立を助成せり。即ち明治三十九年には私立簡易教育所二、同四十年に私立簡易教育所二、私立小學校一の設置を見た



り。越えて明治四十一年種太に於ける小學校に關する件（勅令）公布せられ大體小學校令に依ると共に、之が細則に就ては内務省令を以て一部を除く外小學校令施行規則を準用することとなり、次で廳令を以て私立小學校補助規則を定め、三市街以外の村落の私立小學校に對し教員俸給及設備費に補助を與ふることとし之が普及を圖れり。然れども小學校に尙廳立、私立の二種あり、私立小學校には補助を與ふと雖も教員の招來其の他に不便尠からず。茲に於て大正九年管内の小學校を統一して之を公立とし、教員の諸給與は之を兩庫の負擔として教育機關の刷新を圖れり。

斯くの如くして初等教育機關の普及漸く其の緒に就ける時一方既に高等普通教育機關の必要に迫られ之が要原の聲漸く高きを以て、明治四十五年大泊に中學校を、大正五年豊原に高等女學校を、次で大正十四年豊原に昭和二年眞岡に孰れも中學校を設置せり。之より兼大正四年大泊に私立大泊女學校の設立を見、數次の變遷を経て大正十三年公立大泊高等女學校となりたるが昭和二年四月之を廳立とせり。尙大正十五年眞岡に公立眞岡實科高等女學校の開設を見、昭和三年四月之を公立高等女學校とし、同年四月泊居に公立泊居高等女學校を設置せり。

教育機關の普及漸く其の緒に就くと共に教育行政上、監督機關充實の急にすべからざるを認め、大正五年四

月樺太廳に視學を置くと同時に支廳に兼任視學を配置し、之が監督統一の嚴密を期すると共に大正九年教育に關し告諭を發し以て其の嚮ふ所を示せり。以上の如く初等及中等教育機關稍整備し來りたるも、社會教育に關する施設及小學校教員の養成機關未だ完からず依て之を整備し以て教育の普及を圖らんと努め居れり。

第二款 初等教育

最近殖産の進展人口の増加に伴ひ學齡兒童の増加亦著しく、依て學校の増設と共に内容の充實を圖り以て教育の改善振興に努め居れり。而して學校は概ね普及し今や村落を形成する所學校の設置を見ざるなき狀況にして、従つて學齡兒童の就學率又頗る良好となれり。

學齡兒童就學歩合

年次	區別			
	學齡兒童	就學兒童	不就學兒童	學齡兒童就學歩合
大正十一年四月	12,173	12,076	99	99.2%

教化

昭和二年四月	大正十五年四月	大正十四年四月	大正十三年四月	大正十二年四月
元、壹	元、二六〇	元、一〇七	元、三、三	元、八、八
元、八、九	元、三、四	元、〇、三	元、一、四	元、四、七
四	壹	貳	三	六
九、八	九、八	九、九	九、九	九、九

一一二

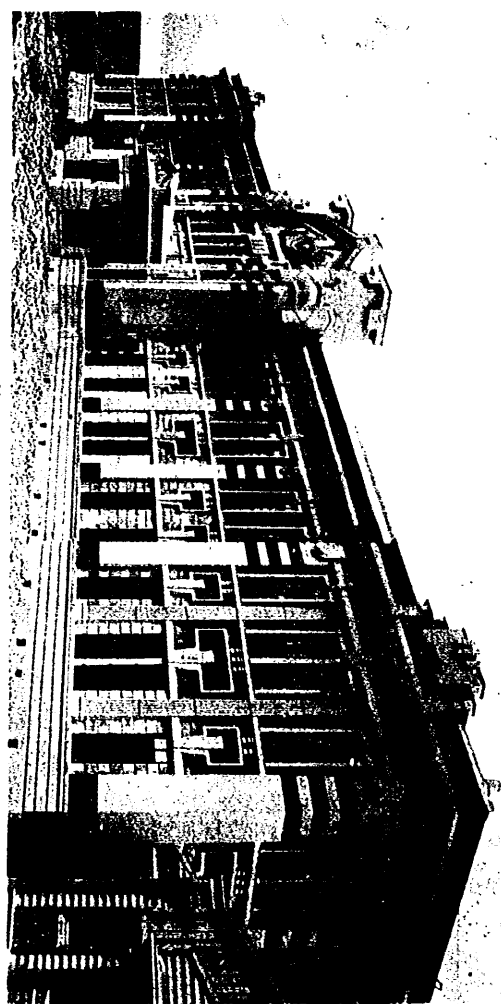
學校、學級及教員、兒童數 (昭和三年四月)

支廳別	出張所	學校種類	學級		教員	兒童
			校	級		
豐原	尋常高等小學校	尋常高等小學校	10	101	1	407
	尋常小學校	尋常小學校	2	1	1	288
	尋常高等小學校		8	5		3,433

教化

泊居	眞岡	本斗	留多加	大泊
尋常高等小學校	尋常高等小學校	尋常高等小學校	尋常高等小學校	尋常小學校
三	三	二	元	元
五	一〇	一	三	三
七	一	一	一	一
一、八	一、九	二、四	一、七	三、四

一一三



校學中原聖蹟大樟

計	敷香		元泊		鶴城	
	尋常高等小學校	尋常小學校	尋常高等小學校	尋常小學校	尋常高等小學校	尋常小學校
三	三	五	五	五	六	三
三〇	三〇	二二	三三	四四	二二	三六
四五	三	三	七	七	三	三
三〇	三〇	六六	六〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

備考 分校の児童数其の他は本校中に含む。

小學校の教科は小學校令及同施行規則に據れるを以て内地と同様なるが、本島の位置極北に偏し自ら氣候風土の異なるものあり、殊に單調にして變化に乏しき自然を環境とする兒童の教授に當りては一段の努力を要するものあり。

### 第三款 中等教育

本島に於ける中等學校は昭和三年四月現在中等學校三、高等女學校四なるも中等教育を受けんとするもの年々増加の趨勢に在るを以て尙増設の必要あり。

#### 一、樺太廳大泊中學校

明治四十五年四月開校五月一日より授業を開始す。元樺太廳中學校と稱せしが大正十四年四月樺太廳釐原中學校設立と同時に改稱す。教科目は中學校令施行規則(文部省令)に準じ、徴兵令第十三條及文官任用令第六條第一號に該當するものと認定せられ、他の學校への入轉學に關しては中學校令に依り設置したる中學校と同一の取扱を受く。

教化

種別	年度		教員	生徒	入學	卒業
	大正十一年	大正十二年				
教員	三	三	三	三	三	三
生徒	三	三	三	三	三	三
入學	三	三	三	三	三	三
卒業	三	三	三	三	三	三

二、樟太廳豊原中學校

大正十四年四月開校同月二十三日より授業を開始し、昭和三年三月始めて第一回卒業生三十七名を送り出す。教科目其の他は大體大泊中學校に同じ。

年度	種別		教員	學級	生徒	入學	卒業
	大正十四年	昭和元年					
大正十四年	二	二	二	二	二	二	二
昭和元年	三	三	三	三	三	三	三
昭和二年	三	三	三	三	三	三	三

三、樟太廳眞岡中學校

昭和二年一月創設同年四月十五日より授業を開始し現在四學級第三學年迄を收容す。教科目其の他は大體大泊中學校に同じ。

四、樟太廳豊原高等女學校

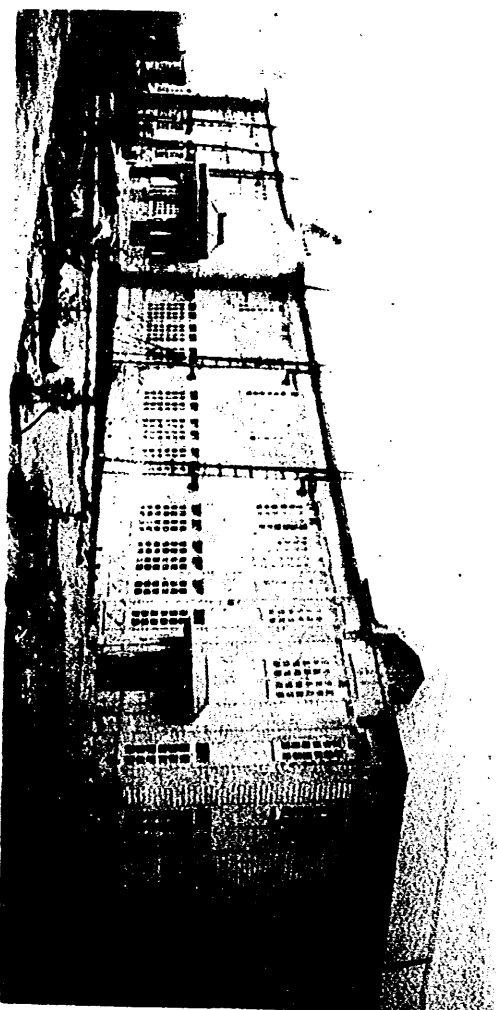
大正五年四月開校五月一日より授業を開始す。元樟太廳高等女學校と稱せしが昭和二年四月樟太廳大泊高等女學校設立と同時に改稱す。其の教科目は高等女學校令施行規則(文部省令)に準じ、他の學校への入學學

に關しては高等女學校令に依り設置したる高等女學校と同一の取扱を受く。

種別	年度	
	大正十一年	大正十二年
教員	一三六	一五七
學生	三〇七	三五六
入學	一〇〇	一〇〇
卒業	五四	四三
教員	一三六	一五七
學生	三〇七	三五六
入學	一〇〇	一〇〇
卒業	五四	四三
教員	一三六	一五七
學生	三〇七	三五六
入學	一〇〇	一〇〇
卒業	五四	四三

五、樟太廳大泊高等女學校

昭和二年四月開校し、教科日其の他は大體豊原高等女學校に同じ。  
本校は大正四年十月私立大泊女學校として設立せられたるものなるが、大正八年五月財團法人組織となし



樟太廳大泊高等女學校



大正十三年八月之を公立高等女學校に變更したるを更に離立に變更したるものなり。最近に於ける學級教員生徒數を示せば左の如し。

種別	大正十一年		大正十二年		大正十三年		大正十四年		昭和元年		昭和二年	
	入學生數	卒業員數	入學生數	卒業員數	入學生數	卒業員數	入學生數	卒業員數	入學生數	卒業員數	入學生數	卒業員數
學徒	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
學級	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
教員	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

六、公立眞岡高等女學校  
 大正十五年四月樺太公立高等女學校官制及同規程に依り公立眞岡實科高等女學校設立せられ、昭和三年四月

數 化

公立真岡高等女學校と改稱せり。

年度	種別		教員	學級	生徒	入學	卒業
	別	別					
昭和二年			二		五		
昭和三年			三		110	110	三

七、公立泊房高等女學校

昭和三年四月開校す。

第四款 教員養成其他教育施設

第一項 教員養成

拓殖の伸張人口の増加に伴ひ近年小學校の増加を來しつゝあるも小學校教員の養成機關未だ完からず。爲

めに其の補充の大部は未だ之を内地に求むるの状況にあり。亦僻遠の本島に於ては周囲の割較少きのみならず、諸般の事情内地と大に異なるを以て常に之が指導改善に努め居れり。

一、小學校教員講習所

本所は大正七年の開校に係り大泊中學校に附設せらる。修業年限一年にして當初尋常科准調尋以上の實力ある者を收容し尋常小學校本科正教員を養成せるが、大正十一年之を改め中等學校卒業者若くは之と同等以上の學力ある者を收容することとなり、師範學校第二部と軌を一にせり。尙昭和二年より本科の外に研究科を創設し、本科卒業者又は師範學校本科卒業者若し小學校本科正教員の免許狀を有する者にして樺太に於て一年以上小學校教育又は教育事務に従事し現に其の職に在る者の中より選抜收容し、本科の學科目又は之に關聯する學科目に付尙精深なる學習を爲さしむることとせり。

本所卒業後は一年現役兵たるの特典あり、入學者には學費として入學旅費、支度料、被服費、教科用圖書費、食費、手當及修學旅行費等を給す。入學志願者逐年増加しつつあり、入學者及卒業者左の如し。

種別	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年	十一年正	十二年正	十三年正	十四年正	昭和元年	昭和二年
入學者 研究科	三	五	九	三	六	五	五	五	五	六
卒業者 研究科	三	五	九	三	六	五	五	五	五	六

二、樟太高等女學校

樟太高等女學校に補習科を置き高等女學校卒業者を收容す。修業年限一年にして小學校教員たむとす。る者には特に必要なる學科目を教授し卒業後は無試験檢定を以て尋常小學校本科正教員の資格を與へ適宜任用しつゝあり。

三、教員の指導教養

本島領有の初期に於ては教員の無資格者尠からざりしも、現在は殆ど有資格者を以て充たし内地と色の差を認めず。然れども生徒は何れも内地各地方よりの移住者の子弟にして、其の風俗習慣區々にして歸一する所なく、之が教育に就ては内地に於て味ひ得ざる周到なる注意と不斷の努力を必要とするのみならず、僻地の地なるを以て環境の刺激極めて少く稍もすれば研鑽を怠らんとする弊あるを以て、常に優良教員の招來に努めると共に一方研究の機会を與へ、之を善導し素質の改善を圖り居れり。

小學校教員

小學校教員に對しては左記の方法に依り向上改善に努めつつあり。

イ、機に應じ校長會議、研究會、講習會等を開き、或は研究論文を募集する等努めて研鑽の機会を與ふ。

ロ、毎年十名内外の現職者を選び内地及朝鮮其の他の殖民地に派遣し、教育状況の實際を視察研究せしむ。

ハ、學術研究員規程を設け、現職者より試験又は無試験に依り毎年數名を選抜し、任意又は指定の學校に派遣依託して研究せしむ。

研究員は之を甲種、乙種に分ち甲種は一年、乙種は六箇月とし、大正十年度以降派遣せるもの甲種



教化

十名、乙種十五名を算す。

中等學校教員 中等學校教員は之を内地に求めざるべからざる爲め不便尠からずして、之が對策として大正十年中等學校教員依託養成規程を定め、適當と認むる學校に依託生を置き在學生中より之を募集せり。依託學生には學費月額參拾五圓、被服費月額百七拾五圓を給與し、卒業後は學費を給與したる年月日間就職の義務を負ふものとす。依託學生は大正十年より大正十二年迄に高等師範學校、早稻田大學、東洋大學、音樂學校、共立女子職業學校等十一名を算せるが、大正十三年以降中止の狀態にあり。

第二項 其の他の教育施設

本島は未だ開拓の過渡期にありて社會教育的施設完からざるを以て、之が普及發達は將來に俟たざるべからず。其の施設の主なるものを擧ぐれば左の如し。

教育會 元各支廳下に獨立したる教育會ありたるが時代の推移は之を以て足れりとせず、是等を統一するの要あるに鑑み大正十三年三月從來の教育會を解散して新に支廳管内を統一したる教育會を創設し、之を單位として中央に樺太教育會を設置したり。爾來講演會、研究會、夏季大學の開催、各科研究調查會及夜間中

等學校の開設並に機關雜誌の刊行等着々事業を進め、尙新刊書籍を購入して巡回輪讀に供すると同時に將來圖書館の建設に備へ居れり。

幼稚園 本島は其の氣候風土内地と大に其の趣きを異にするを以て、幼児の保育に關しては特に注意を要するものあり。之が保育機關を設け以て幼児身種の健全なる發達を圖るは最も緊要なりとす。大正十年始めて大泊に設置せられ、次て大正十二年豊原に、大正十五年大泊楠溪町に之が開設を見たりしも、楠溪幼稚園は昭和二年四月に閉鎖し目下大泊幼稚園と共に町立にせんとする計畫あり。其の概況左の如し。

名	稱	經營者	設立年月	保母	組數	園兒	保育料
豊原	幼稚園	私立	大正十二年五月	三	二	五	二、五〇
大泊	幼稚園	私立	大正十年七月	三	一	五	一、〇〇
楠溪	幼稚園	私立	大正十五年六月	二	一	三	三、〇〇

教化

教化

青年團 從來青年團は町村に於て各任意に設立し來りたるが、大正十四年九月是等各青年團を統一して支  
 廳管内聯合青年團を設けし、之を基礎として更に樺太青年團を組織して節度あるものたりしめたり。之等青  
 年團は各地方の中心勢力となり各種公共的事業に活動しつつあり、其の概況左の如し。

支 種 別	青年團		員 數	費 用	事 業 概 要
	豊 原	大 泊			
眞 岡	三	三	三	三	夜學會、運動會、講演會、共同労働、農事祝祭其の他
本 斗	元	元	元	元	共同作業、夜學會、運動會其の他
大 泊	元	元	元	元	講演會、運動會、夜學會、道路修繕其の他
豊 原	六	六	六	六	夜學會、講演會、勤儉宣傳、射擊會、陸上運動會、災害田動其の他

婦人團體 婦人團體には婦人會及學校を中心とする同窓會等あり。各々研究會、修養會等を催すの外公共  
 的事業に活動しつつあり、現在婦人團體數其の他左の如し。

泊 居	元 泊	敷 香
二七	三	三
六八	六	六
四二	九	九
二七	三	三
二七	三	三
二七	三	三

教化

支 種 別	青年團		員 數	費 用	事 業 概 要
	眞 岡	大 泊			
眞 岡	三	三	三	三	夜學會、運動會、講演會、共同労働、農事祝祭其の他
本 斗	元	元	元	元	共同作業、夜學會、運動會其の他
大 泊	元	元	元	元	講演會、運動會、夜學會、道路修繕其の他
豊 原	六	六	六	六	夜學會、講演會、勤儉宣傳、射擊會、陸上運動會、災害田動其の他

青年訓練所 大正十五年四月勅令第七十號を以て内地道府縣に對し青年訓練所令公布せられたるも殖民地には之を施行せられず、然れども本島の如き社會教育的施設の少き土地に於ては最も適切なるものと認め、大正十五年六月勅令第十七號を以て之が規定を公布するに至れり。其の内容に付ては唯私人の設置を認めざるの外總て内地同様にして孰れも小學校内に附設し當該小學校長之が主事たり。主として小學校教員在郷軍人等之が指導員として公民教育、職業教育及國民的教練を課す。現在に於ては收容人員比較的多き箇所のみなれども將來は全町村に普及し以て全島青少年の修養に資せんとす。現在に於ける概況左の如し。

支 離 別	調 練 所	在 籍 者	設 置 町 村
大 泊	五	一七	留多加町 富内村 長濱村 深海村
豊 原	五	三三	豊原町 榮濱村 落合町 川上村

第二節 社會事業

本島に於ける社會的事象は未だ複雑ならず従つて社會事業の發達亦著しきものなかりしも、最近本島の人口の増加と時運に伴ひ此種事業の發達を促すこと漸く繁く、最近豊原大泊等主要市街地に於ては無料宿泊所、託兒所、職業紹介所等の設置せらるゝに至りたるも未だ基礎十分ならず成績の見るべきものなし。山來本島

本 斗	三	四	本斗町 好仁村 内幌村
眞 岡	八	三三	大泊村(瀨泊勿母舞) 實地村 眞岡村 清水村(二股 逢坂) 野田町 小能登呂村
泊 居	三	九	泊居町 鶴城村 名寄村
元 泊	三	七	元泊村 知取町 帆寄村

の社会事業は慈善、救済及釋放者の保護感化を主とし、此種團體として舉ぐべきもの次の如し。

名 稱	位 置	設 立 年 月 日	事 業
財団法人 榎太慈恵院	豊原	大正八年正月十九日	窮民救助、疾病救護、施療、不具者救護等
財団法人 共濟會	"	大正十年正月十六日	窮民救助、罹災救助等
財団法人 榎太恩賜財團	"	大正十一年正月十六日	窮民救助、疾病救護、不具者救護等
財団法人 榎太慈恵園	"	大正十四年正月八日	窮民救助、疾病者救護、不具者救護等
財団法人 榎太恩賜財團	"	大正十四年正月八日	釋放者の保護等
榎太保護會	"	大正十四年正月八日	釋放者の保護等

以上の團體は何れも鋭意施設經營に努めつつあるも一般に基礎未だ確實なりと云ひ得ざる状況にして毎年紀元節の佳辰に當りては斯業獎勵の御恩召を以て御下賜金を賜はり、又兩庫より補助を與へて事業を助成する等指導改善に努めつゝあるを以て漸次發達の趣向にあり相當の成績を挙げつゝある。



(町原郷) 榎太 井

### 第三節 神社及宗教

本島の開拓未だ其の途上において住民の多くは定住の念薄く稍もすれば地の利を趁うて流轉せんとし、従つて社會的觀念亦比較的淺薄なるを免れざるを以て、敬神崇祖の念を涵養するは即ち是等荒怠せる人心を感化善導する所以なるを思ひ、大正九年總令を以て神社規則、寺院規則及布教規則を制定し以て之が普及を圖りたりしが、爾來本島拓殖年と共に進み人口の著しき増加に伴ひ、神社、寺院等の創立せらるゝもの日に多きを加へ、敬神崇祖の念を振作し美はしき國民性の發露を促して本島拓殖上貢獻渺なからざるものあり。

#### 第一款 神社

明治三十八年本島領有後住民の増加するに従ひ神社の創立を企畫するもの各地に相踵ぐに至れり。茲に於て人心の隆鬱を察して敬神の思想を涵養し崇祖の信念を振作する爲め明治四十四年本島領護の大勅として官幣大社神太神社を建立せられたり。爾來豊原、眞岡、大泊、泊居其の各地に相照て産土神社ウツチノカミの建立を見現

在其の數七十五社に及ぶ。

官幣大社神太神社、祭神は大國魂命、大己貴命、少彦名命の三柱にして豊原の東郊旭ヶ岡に鎮座し、兩邊

教化



絶佳の勝地なり。明治四十三年起工翌明治四十四年八月鎮座あり、大祭日は樺太施政記念日たる八月二十三日なり。

表忠碑 大泊中央高地に在り、明治三十七八年戦役の際し本島に於て不幸戦死せる陸軍歩兵少佐西久保豊一郎以下軍人軍属五十一名の遺骨を埋葬して其の英霊を祀り、最も激戦にして敵の主力を全滅したる七月十二日(此の西久保少佐戦死)を卜して毎年招魂祭を舉行す。全島民の尊崇を鍾むるところにして大正十四年皇太子殿下本島行啓の際には畏くも特に轡駕を枉げさせられ、本島唯一の山緒ある記念碑なり。

第二款 宗教

本島領有後各宗派の布教師種々渡來し各地に寺院、布教所を設け布教傳導に努めたる結果歳を邁うて盛んに檀徒の數亦倍々増加しつつあり。宗派は神教、佛教、基督教の三なり。

神教 神道、黒住、天理、金光、大社の五派にして各地に布教所三十六箇所あり。  
佛教 眞宗、日蓮、曹洞、眞言、淨土、天台の六派にして各派の寺院布教所百八箇所に達す。  
基督教 日本聖公會、日本メソヂスト教會及天主公會の三にして教會數五あり。

第七章 兵 事

明治三十八年樺太南半を領有すると共に大泊に樺太守備隊を設置し、明治四十年之を豊原に移轉し第七師團の管區に屬せしめ、以て本島の守備警衛に任じたるが大正二年五月終に之を撤退するに至れり。當時住民は甚だ之を遺憾とし爾來復舊を望むこと久しかりしが、時偶々大正九年五月突發したる尾港事件に基因し薩哈羅州の保障占領に伴ひ同年十月再び豊原及内路に守備隊の駐屯を見るに至れり。軍隊駐屯の有無は我が極北島地の住民の精神上に與ふる影響頗る大にして其の駐屯を望むや切なり。然るに大正十四年二月日露の新協約成立し國交の恢復に伴ひ再度守備隊の撤退を見たるは本島の爲め誠に遺憾とする所なり。

本島には從來徴兵令の施行なく特別地域を爲し居たる爲め各種の點に於て遺憾尠からざりしが大正十三年戸籍法と共に遂に之が施行を見、第七師團の管區に屬し漸次關係法規の適用を受け内地と其の軌を一にするに至り、爾來二回の徴兵検査を施行して良好なる成績を得、簡閱點呼、勤務演習其の他一般兵事々務も圓滿



なる遂行を見つゝあり。

一、海軍募兵

本局は従来海軍志願の適用は受けざりしが、大正十四年より其適用實施を見たり。爾來本局に於ける志願者の検査は北海道稚内に於て行ひ來りたるが、其初年たる大正十四年には志願者十九名採用者七名を得て相當成績を収め尙逐年増加の傾向を認むるを以て、昭和二年豊原に検査所新設せられたるも、同検査所に於て余島の志願者を受檢せしむるは交通其他の關係上遺憾の點なきに在らざるを以て、自然東西に區分し得る本島の地形を僥倖とし、西海岸真岡町に昭和三年度より更に検査所を附設せられたるが、同年に於ける志願者總数は六十八名採用者十四名の成績を見たるは誠に喜ぶべき現象なり。

二、在郷軍人

一般人口の増加に伴ひ在郷軍人又逐年増加の趨勢にあり、是等在郷軍人は概ね實業團體に生業に精勵し良兵良民の實を擧げつゝあり、堅忍奮力堅實なる基礎を築き樞要なる地位を占め、常に指導職務率先して範を垂れ住民の師表たるもの渺からず。大正十四年三月陸軍召集實施せられ續いて大正十五年七月より海軍召集令も施行せらるゝに至りたれば、是等在郷軍人に一層の自覺を促し在郷軍人會の結束愈々鞏固となれり。

三、軍隊と地方との關係

歐洲の大戦に基く隣國々家の崩壞に伴ひ漸次極東に於ける政府の安定を缺き、接續地たる北樺太に於て匪徒の横行を見るに及び住民は漸く不安の念を抱けるが、惡て尼港事件突發するに及び一層危惧の念に驅られ爲めに其の定住心を傷け延て本島の拓殖上憂ふべき結果を齎すに到るなきやを虞れたるも、薩哈連州の保障占領と共に軍隊の一部は豊原及内路に駐屯せざるを以て民心漸く平靜に歸せり。

豊原駐屯の守備隊に於ては爾來青年團員、在郷軍人又は學生等に對し軍事講話を行ひ、又は機關教練を實施し、或は管内縦覽を許して兵卒起居の實情を紹介して軍隊と地方住民の接觸親睦を計りたれば、一般軍事思想の普及並に地方風教上に及ぼしたる效果尠少なざりしと雖も、大正十四年守備隊撤退以來守備駐屯の實現容易ならざるは甚だ遺憾にして爾來軍隊と地方との連繫に就ては徴兵検査に簡便點呼に巡回の好機に於て軍事講演等を依頼し、相互の懇話に努力する一切ならざるも、近時國民思想動もすれば輕佻浮薄に流れ、國防の本義も國軍の精華も或は輕視せられ實實剛健の氣風目に失はれんとする世態を憂へ、昭和二年七月軍部と協調を遂げ軍事思想の普及を目的とする滿成一大隊の行軍を計畫實施せり。各地共有形無形に與へたる感化偉大なるものあるを信ず。

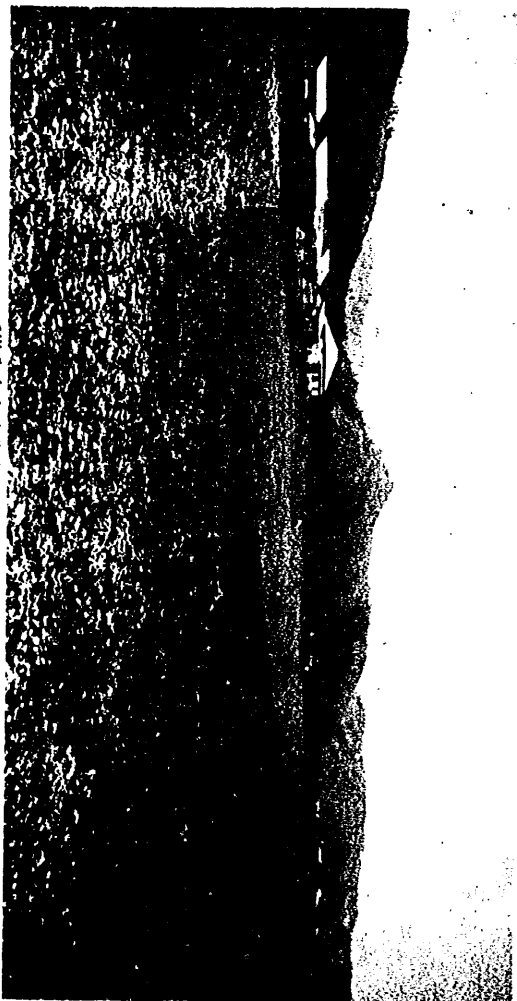


# 第八章 殖民及農業

## 第一節 土地

邦領樺太の面積は三百三十二萬八千町歩にして、内農耕地約二十萬町歩、牧畜適地約二十萬町歩、其の他宅地、道路、鐵道及排水溝等の用途に供すべきもの約三萬六千町歩と推定し、合計約四十三萬六千町歩を概算し得べし。以上は所謂第一期殖民豫定地にして、今後森林地の立木利用の途拓くるに従ひ伐木地を更に農牧に利用し得べき適地も亦尠からざるべく、之等第二期に關する調査を遂ぐるに至らば本島の農牧適地は五十萬町歩を越ゆる見込みなり。

土地豫定 明治三十八年十月以來殖民地の豫定事業に著手し、土地の廣袤を概測すると共に地勢、土質、氣候、植物、水利及交通等の狀況を調査し、昭和二年迄に農耕地十五萬三千八百八十三町歩、牧畜適地十二萬四千四百四町歩、其の他土地改良後の農耕地二萬二千六百十三町歩、泥炭地七千五百八十一町歩、計三



(樺内支庁樺太村田園部四區) 落部村處

十萬七千七百八十四町歩を撰定せり。

土地區劃 明治三十八年初めて大泊に宅地を區劃し、戦有當地の移民を收容したるを嚆矢とす。爾來土地整理並に移住民の收容に便せんが爲、地味の良否と交通の便否とに鑑み、殖民地として區劃を施設したるもの昭和二年末に於て二十一萬九千四百八十八町歩餘あり、其の主なるものを記せば左の如し。

農耕地は地味肥沃にして交通至便の地を選び五町歩乃至七町五段歩を普通農家一戸の收容に充つることゝして、明治三十九年より事業を開始し、昭和二年末に於て其面積十五萬六千七百七十九町歩餘に達せり。

市街地は樞要の地に之を施設し、普通七十坪乃至百五十六坪を一戸分となし、明治三十八年本島領有後直に大泊に區劃を新設せり。爾來新設又は増設を行ひたるもの大泊、豊原、眞岡、久春内、野川、泊居、敷香、名好、本斗、知取、内路、鶴城、落合、惠須取、留多加及川口の十六箇所あり、昭和二年末に於ける區劃面積四百六十八町歩餘に及べり。

部落宅地は移住の密居を必要と認めたる土地に之を施設し、殖民地にありては一戸の標準を普通九百坪となして専ら農民の收容に便し之を農村宅地と通稱す。又海岸に於ける必要なる土地には一戸の標準二百坪乃

殖民及農業

至六百坪となして専ら漁民の牧容に便し之を漁村宅地と通稱せり。尙ほ漁村には明治四十二年より六百坪乃至一町歩内外の附屬畑を測設し漁園を利用して農耕を奨励せり。昭和二年末に於ける區劃面積二千四百六町歩に達せり。

土地改良 本島の河川は概して迂曲蛇行せるもの多くして雨水を妨げ、爲めに河水氾濫して農耕地を浸害するもの亦尠からず。昭和二年より鈴谷川、留多加川、内淵川及列丹川の四大流域に對し土地改良基本調査を開始し、大正十五年迄に約五萬二千三百七十町歩の調査を爲せり。殊に地味肥沃なれども低濕地にして直接農牧に利用し得ざる土地に對しては、官營又は補助金を給して大小排水溝の開鑿を企圖して専ら土地の乾燥を計り、明治四十三年以來官營施設したる大排水溝の延長二十一萬二千六百三十二間に達し、又大正二年より農業者に補助金を給して各自の農耕地内に小排水溝を掘鑿せしめたるもの延長二十八萬二千六百四十三間に及べり。

以上排水溝の施設と相俟つて一方農耕道路の開鑿を計畫し、先づ殖民地内及殖民地相互間に所謂幹線農耕道路を開鑿することとし、其の工事の困難なるもの又は急務を要するものは之を官營となし、簡易なるものは

農村住民に補助金を給して之を開鑿せしむる等専ら農村交通の便を計れり。昭和二年末に於ける農耕道路延長官營十二萬三千三百七十四間補助五十七萬四千五百五十七間に達せり。

土地處分 樺太國有未開地は隨意契約を以て賣拂又は貸付することを得るも、直に賣拂を爲すは殆ど特殊の事業に供する場合に限り、他は何れも貸付の際附したる一定の條件を成功したる後に於て賣拂又は譲與に因り民有に歸するを通則とせり。

土地の貸付は有償を以て原則とするも農耕、牧畜及之に直接附隨の用途に供する場合は拓地殖民の見地より之を無償にて貸付し、専ら農牧業を目的とするを移住者の便益を計りつゝあり。

賣拂又は貸付すべき地積の制限は其の使用目的に依り一定せざるも、一人に付、耕作及之に直接附隨の用途に供する土地は三萬坪、牧畜及之に直接附隨の用途に供する土地は五十萬坪、市街宅地及部落宅地に供する土地は千五百坪、其の他の事業に供する土地は一萬坪を各限度とす。但し農耕目的の地は借地人に於て一萬五千坪に對し一戸の割合を以て移住農民を牧容するときは九萬坪迄を貸付し、其の他の事業に供する土地は會社又は組合に對する場合其の所定面積の五倍迄増加することを得せしむ。昭和元年末に於ける處分面積は

貸付地八萬九千八百十六町歩餘、譲與及賣却に依り民有に歸したる土地二萬八千六百十六町歩餘に達せり。

### 第二節 移民

#### 第一款 概説

交換前の移民概況 樺太に於ける移民事業は既往文化、文政以後多少の施設經營なきにあらざりしも、所謂移民としての事蹟に至りては素より論ずるに足るものなかりき。

明治維新後北海道に開拓使の置かるゝや本島の開拓にも亦意を用ひられたるは一葉帯水の地理的關係上當然の事と謂はざるべからず。當時の施設概況を察するに農工業に従事するもの數百名を募りて之に肥料及手當を給し専ら開墾土木の事業に従事せしめ、永住者には三年間一日一人に付安米五合、手當金一箇月三分、被服料一箇年五兩を支給するの外期地並に漁業共有地を割渡し、又永住者に對しては終身無税、寄留出稼者には三箇年無税とし四箇年目より收穫高の三分五厘を納めしむ。而して開墾目的の移民に對しては一人に付三百坪の地を下附し、次年検査の際に耕作を勵むものには更に土地を増給する等種々獎勵方法を定めて

其の實績を擧ぐる事に屆めたりしも遂に成功を見るに至らず。明治七年迄に開墾せし地積は僅に二十一町歩に過ぎざる有様にて従つて農作物の收穫亦意の如くならざりき。

今開拓使が本島開發に苦心せる跡を尋ねるに、或は人馬繼立所を設け、或は宗谷樺太間の渡航船を増加し、或は道路を開鑿し漁場を官營となす等、直接間接に移住者の保護獎勵に對する苦心の跡歴然たるものありしと雖も、移住者は風土に慣れざる結果罹病者並に死亡者増加し、一方露人との紛擾亦常に絶えず所謂内憂外患に堪ふる能はずして種々の口實のもとに歸郷せむとするもの増加し、遂に明治八年千島樺太交換條約を俟たずして移民は殆ど其の影を留めざるに至れり。

以上の如く開拓使に於ては其の移民事業に關し相當保護獎勵に努めたるも遂に失敗に終れり。是れ移民の選擇を誤りしと、交通不便なりしとに基因せるは勿論なるも、日露交渉の荏苒決せざる間に露人の勢力愈々増加し、爲に其の事業に安んずること能はざりしことも主要なる原因の一と謂はざるべからず。

露領時代の移民概況 明治八年樺太を露國に讓渡するや露國は同島を以て流刑囚徒の監獄場となし、囚人を此の地に收容し其の改心せるものは之を放免して開拓に従事せしむるの政策を執れり。即ち年々本國より









殖民及農業

一四六

右に依りて観るに逐年不作地増加し作付面積は全耕地の三分の二に過ぎざる状態にして、之が原因は多々あるべしと雖も要するに農業者の多くは勞銀高價なる伐木事業其の他の勞働に走りて耕地を顧みざりしに因るべし。

農業者戸口 近時本島内地間交通の便著しく増進せられ世人の樺太に關する知識向上し、一般渡來者の増加すると共に農業移住民亦著しく其の数を増し、昭和元年末現在九千五百九十一戸四萬二千三百二十五人にして全戸口の約三割に達せり。既往十年間に於ける戸口を示せば左の如し。

戸口	年次	
	大正	昭和
大正七年	三、七五五	四、四四五
大正八年	四、四四五	五、〇〇〇
大正九年	五、〇〇〇	五、六八八
大正十年	五、六八八	六、三〇〇
大正十一年	六、三〇〇	七、〇〇〇
大正十二年	七、〇〇〇	七、八三三
大正十三年	七、八三三	八、五九二
大正十四年	八、五九二	九、三〇〇
昭和元年	九、三〇〇	一〇、〇〇〇
昭和二年	一〇、〇〇〇	一〇、七五五

第二款 農畜産物

農畜産物の地位 本島は沿海到る處魚介豊富にして、陸には森林と礦物あり沃野の農牧に適するもの亦尠からず。各種の産物は之れより起り逐年隆昌に赴きつゝあれども開拓日淺く未開の地は今尙隨所あり、従つて之等の未開地にして開發せらるゝに至らば本島の産物は注目し値するものあるべし。今農畜産物生産額と他産業生産額とを比較すれば左の如し。

年次	種別				
	農畜産	林産	水産	鑛産	其他
大正四年	六、二五七	三、〇〇〇	六、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大正五年	九、九八六	三、〇〇〇	六、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大正六年	一、〇七五、二八八	一、三九〇、三三四	一〇、七五八、八八八	一〇、八八八、六六六	一、七五〇、〇〇〇
大正七年	二、三〇〇、四四七	四、〇〇〇、八四四	一〇、八八八、六六六	一〇、八八八、六六六	一、七五〇、〇〇〇
大正八年	三、四〇〇、三六八	六、〇〇〇、三六九	一〇、八八八、六六六	一〇、八八八、六六六	一、七五〇、〇〇〇

殖民及農業

一四七

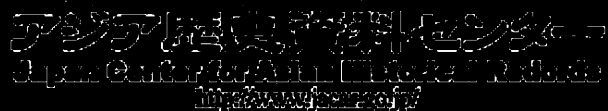
大正九年	1,210,540	8,446,144	10,736,622	3,320,444
大正十年	2,350,045	3,433,252	8,797,798	1,338,522
大正十一年	3,755,755	4,228,259	3,446,459	1,338,498
大正十二年	3,352,149	4,568,867	3,337,555	1,809,443
大正十三年	3,849,953	2,652,444	3,292,200	2,255,733
大正十四年	4,294,977	9,166,655	7,559,423	2,777,460
昭和元年	3,267,800	11,444,955	10,000,944	2,732,269
昭和二年	4,630,359		11,755,310	3,552,510

作物の種類 本島は北緯四十五度以北に位するを以て気温は内地北海道に比し低しと雖も、栽培せらるる作物の種類に至りては北海道に於けると大差なく、殊に從來不可能とせられたる水稻栽培も漸く其の曙光を認むるに至り。

食糧作物中到處栽培せられつゝあるは麥類、豆菽類、馬鈴薯、根菜類、葉菜類の各種にして麥類中最も多く栽培せらるゝものは稈麥なり。其の範圍は全島に亘り作付面積七百九十五町歩餘十一萬九千餘圓に達す。大小麥は能く本島の風土に適し生育良好なれども販路の關係等により年々減少の傾向にあるを以て、之が栽培を促して食糧の自給を期すると共に、一面副産物の發展を圖らんが爲め製粉、精麥事業を奨励しつゝあり。昭和元年末現在作付反別は大小麥八十三町歩餘三萬九千八百餘圓、小麥百二十三町歩四萬圓なり。

豆菽類中最も廣く栽培せらるゝは豌豆にして、其の作付反別五百五十一町歩産額二萬五千餘圓に達し、品質又優良なり。豌豆に次ぐは菜豆の百八十町歩三萬二千四百圓にして、大小豆蠶豆に至りては何れも五十町歩内外にして未だ大なる生産を見ず、之れ大小豆は未だ廣く栽培せられざるが爲めなるも、蠶豆にありては全島到處生産せらるゝを以て家畜の増加と相俟つて其の飼料として將來倍々増加すべし。

穀類としては以上の外蕎麥、粟黍、玉蜀黍も生産せらるゝも蕎麥を除いては栽培普及せずして生産額僅少なり。馬鈴薯は蕎麥と共に本島に於ける重要作物にして、其の作付反別千八百九十二町歩産額八十三萬餘圓に達せり。主として自家消費に充當しつゝあるも澱粉を製造するの外其の値市場に搬出するものも亦尠から



ず。現在澱粉製造者四百七十製造高四萬五千九百貫を算するも、何れも小規模のものにして工場工業の域に達せず。

蘿蔔は全島に亘りて廣く栽培せらるゝも大根蛆の發生甚しく、農業者は其の害蟲を避くる爲め被害少き新製地栽培を行ひつゝあるを以て、其の作付反別六百町歩年産額僅に二十七萬圓にして、島内需要を充たす能はず遠く北海道より移入しつゝあり。

甘藷は清涼温和なる氣候を好みて生育するものなれば、本島に於ては特に優良のものを生産せられ一箇二貫匁内外の結球は珍しからず。而して之が需要又増からざるを以て作付反別逐年増加し、現在六百町歩年産額三十萬圓に達せり。

以上の外牛蒡、人參、胡瓜、茄子、南瓜等の蔬菜生産せらるゝも廣く栽培せらるゝは市街地附近にして、其の他の地方に於ては自家用を充たす程度に過ぎず、従つて其の作付反別は何れも尠く百町歩に達するものなし。

工藝作物中本島に適するものはライ麦、亞麻、甜菜、薄荷等なれども、是等の内現在利用せられつゝある

はライ麦及亞麻等なり。

農業者は大泊製糖會社と一定の契約のもとにライ麦を栽培し、酒精原料として之れを該會社に販賣しつゝあり。其の作付範圍は現在の所大泊豊原及本斗支廳管内に限られ居るを以て作付反別も亦百町歩餘に過ぎず。

亞麻は現在主として豊原支廳管内に栽培せられ、作付反別百二十一町歩年産額一萬七千二百二十四内外に過ぎざるも漸次増加すべきは想像に難からず。而して生産品は主として製線工場を経て北海道帝國製糖會社に供給されつゝあり。

甜菜は昭和二年更初めて一般農家に試作せしめたるも其の成績極めて優良にして品質遙かに北海道産品を凌駕し、含糖量平均十八乃至二十％純糖率八十五乃至九十％を示せり。

薄荷、葉菜等は皆て相當栽培せられたる作物なるも販路の關係上漸次減少し現在に於ては殆んど皆無の状態なり。

飼料作物としては燕麥、牧草、根菜類、デントコーン等何れも生育良好にして反當收量又少なからず。就中燕麥、チモン、オチャード、瑞典燕、家畜ビートに至りては品質優良にして他の追従を許さざるものあり。



殖民及農業

一五二

燕麥は家畜飼料たるの外一般需要亦尠からず。其の作付反別は作物中第一に位し、現在に於ては五千六百町歩年産額八十八萬八千九百八十三圓に達し尙年々増加の趨勢にあり。然れども未だ島内需要を充たすに足らず年々北海道及沿海州等より移輸入するもの尠からず。

牧草も燕麥と同様相當需要あり且つ耕作容易なるを以て栽培者多く、作付面積二千町歩年産額四十五萬九千二百八十三圓に達せり。

其の他瑞典燕、家畜ビード、デントコーン等に至りては未だ栽培普及せざるも、陸農業の勃興と共に濃厚飼料として栽培面積漸次擴張せらるべし。

果樹としては一般的に栽培し居るものなきも將來有望なるは苹果なるべし。苹果は現在西海岸に於ける農事試験場分場及同地方の二三有志によりて栽培せらるゝに過ぎざるも其の成績良好なり。

今最近五ヶ年間の農作物作付反別並に收穫高を表示すれば左の如し。

種	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	昭和元年	昭和二年
---	-------	-------	-------	-------	------	------

大麥	小麥	粟麥	燕麥	豌豆	菜豆
作付反別	作付反別	作付反別	作付反別	作付反別	作付反別
收穫高	收穫高	收穫高	收穫高	收穫高	收穫高
五、〇〇〇	一、四〇〇	八、〇〇〇	三、四〇〇	三、〇〇〇	九、〇〇〇
六、〇〇〇	一、三〇〇	七、三〇〇	四、〇〇〇	三、七〇〇	一、二〇〇
七、〇〇〇	一、二〇〇	六、八〇〇	三、五〇〇	三、八〇〇	一、三〇〇
八、〇〇〇	一、一〇〇	六、三〇〇	三、二〇〇	三、五〇〇	一、四〇〇
九、〇〇〇	一、〇〇〇	五、八〇〇	二、九〇〇	三、二〇〇	一、三〇〇
一〇、〇〇〇	九〇〇	五、三〇〇	二、六〇〇	二、九〇〇	一、二〇〇
一一、〇〇〇	八〇〇	四、八〇〇	二、三〇〇	二、六〇〇	一、一〇〇
一二、〇〇〇	七〇〇	四、三〇〇	二、〇〇〇	二、三〇〇	一、〇〇〇
一三、〇〇〇	六〇〇	三、八〇〇	一、七〇〇	二、〇〇〇	九〇〇
一四、〇〇〇	五〇〇	三、三〇〇	一、四〇〇	一、七〇〇	八〇〇
一五、〇〇〇	四〇〇	二、八〇〇	一、一〇〇	一、四〇〇	七〇〇
一六、〇〇〇	三〇〇	二、三〇〇	八〇〇	一、一〇〇	六〇〇
一七、〇〇〇	二〇〇	一、八〇〇	五〇〇	八〇〇	五〇〇
一八、〇〇〇	一〇〇	一、三〇〇	二〇〇	五〇〇	四〇〇
一九、〇〇〇	〇	八〇〇	〇	二〇〇	三〇〇
二〇、〇〇〇		三〇〇		〇	二〇〇

殖民及農業

一五三

殖民及農業

作物	作付反別	收穫高	作付反別	收穫高	作付反別	收穫高	作付反別	收穫高
大豆	作付反別	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
馬鈴	作付反別	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六
薯	收穫高	三、四三三、二五	三、四三三、二五	三、四三三、二五	三、四三三、二五	三、四三三、二五	三、四三三、二五	三、四三三、二五
甘藷	作付反別	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇
蘿蔔	收穫高	一、四四、四七	一、四四、四七	一、四四、四七	一、四四、四七	一、四四、四七	一、四四、四七	一、四四、四七
牧草	作付反別	一、七六	一、七六	一、七六	一、七六	一、七六	一、七六	一、七六
牧草	收穫高	二、五五、四三	二、五五、四三	二、五五、四三	二、五五、四三	二、五五、四三	二、五五、四三	二、五五、四三

第四節 畜産

本島の氣候風土は家畜の飼養に適し飼料作物の生育亦良好にして寒氣も何等恐るゝに足らず。其の施設宜しきを得ば大に殖産發展の要素を具備せり。然るに露領時代に於ける飼養家畜類は一般に品位能力共に劣悪にして、加ふるに之が改良増殖に關する施設としては清川に官營牧場を設け種牡牛二頭を置き、荒果の私設牧場に於ける種牡馬二頭と共に民有牝牛馬の種付に供用したる外何等見るべき施設なく、其の飼養法亦甚だ粗放にして放牧を主とし、牝牡混牧の結果自由交配に因り不規則なる近親蕃殖繼續せられ、遂に體格矮少となりたるものゝ如し。

明治三十八年我軍の樺太を占領するや露人の多くは其の飼養せる家畜を遺棄して本國に引揚げたるを以て牛馬は群を爲して山野に彷徨し島内は宛然一大牧場の觀を呈せり。依て露機の策として軍令を以て移住民の之を自由に捕繋するを許すと共に、其の半數を上納せしめ他の半數は之を捕繋者に拂下ることとし、一方具塚、並川、一ノ澤、古牧、軍川に牛馬牧寮所を設け上納牛馬を收容すると同時に、島内家畜の減少を防ぐ爲め牛馬の島外輸出を禁止せり。當時收容所に收容したる牛馬は僅に五百餘頭に於て、民間にて拾得飼養のものを含し二千數百頭に過ぎず。尙其の大部分は山野に放棄の儘にして、時恰も晩秋に際し寒氣漸く

殖民及農業

迫り草木枯死して食料を得ること能はず遂に餓死するもの多かりき。  
 明治三十九年五月各牛馬牧畜所を合併して貝塚に種畜場を置き、種牡馬二頭（ベルシュロン種、種牛一頭（ホルスタイン種）を購入して場内の牝畜に種付すると同時に民間の種付に供したるを始めとし、爾來諸般の施設を爲し之が改良繁殖に努め來れり。現在は牛馬豚鶏を主とし、飼羊、家兎、水禽等の飼養せらるゝもの少致あり、亦近時養蠶業漸次實際を加へ經營宜しきを得ば將來發展すべし。今最近五ヶ年の家畜飼養数を表示すれば左の如し。

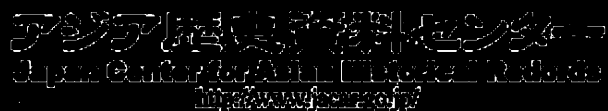
年次	種別	牛	馬	豚	鶏	狐
大正十年		三、四九	六、二六	二、三五	四、一九	五、四
大正十一年		三、七五	六、六七	二、〇四	四、三三	五、〇
大正十二年		三、七六	七、二九	一、三〇	四、四五	五、八
大正十三年		三、三六	七、六八	一、七四	四、〇四	七、四

一、畜牛

大正十四年	三、七五	九、六三	二、六四	四、四六	五、〇
昭和元年	三、〇七	九、四八	二、六七	四、四六	八、〇

本島産牛の基礎をなせるものは在來種（露人の遺棄せるものにして繁殖用に供したるもの）及領有後北海道より移入せるもの、二種に大別せらる。在來種は體格一般に矮少にして形態一定せざるも朝鮮牛に似たるもの尠からず。寒氣に堪ゆるも乳量一ヶ年二石乃至三石五斗にして四石を泌乳するもの尠く、肉量亦尠く四、五歳に達したるものにして骨付三十貫乃至四十貫に過ぎず。其の移入の経路詳かならざるも略馬匹と同一徑路を辿りたるものと思料せらる。

北海道より移入せるものはエアシャー、ホルスタイン、レンメンタール、ショートホン、ブラウンスキス、デボン種等にして、其の多くは絶滅或は辛じて其の痕跡を留むるに過ぎざるも、獨りエアシャー種は繁殖盛



殖民及農業

一五八

にして、在來種は殆どエアシャー種に依りて改良せられ現在畜牛の八割以上はエアシャー種を以て占め成績甚だ良好なり。又近時ホルスタイン種の移入増加し漸次増殖の趨勢を呈せり。

二、馬 匹

樺太産馬の基礎をなせる馬匹を大別すれば在來種及領有後内地より移入せるものとす。在來種は老馬多く時に體格優良なるものを見るも多く矮少緊縮し、性質敏捷持久力に富み且つ粗食寒冷に耐ふるも負擔力挽曳力少く概して能力低劣なり。是等馬匹の詳細なる移入徑路は知る能はざるも、其の大部分は蒙古種に屬する西比利亞馬なりと云ふ説信なるが如し。

領有後馬匹の改良増殖を圖る爲め本廳に於ては優良馬を直接移入するの外補助金を與へて民間に移入せしめ尙個人として移入せるもの尠からず。主としてトロツター、ハクニー、ノルマン等の雜種及サラブレッド、ベルシュロン、クライデスデル、アングロアラブ等の系統に屬し、優良なる駒を産し馬匹改良上效果顯著なるものあり。

三、養 豚

在來豚は樺太古領當時殆ど食用に供せられ今は其の跡を絶ち、従つて其の何種に屬するものなるや不明なり。明治四十年樺太廳に於てパークシャー種とチヌスターホワイト種との雜種を移入したるも、今は之に屬するもの殆どなく、其の後民間に於てパークシャー種及ヨークシャー種を移入し現在殆ど此の二種を以て占むる狀況にして、其の生體量二十貫乃至四十貫五十貫を算するもの稀なれば仍改良の餘地尠からず。樺太廳に於ては獎勵品種としてパークシャー種の二種ヨークシャー種の二種を決定し農事試験場に於て種畜の配付をなし居れり。

四、養 鶏

古領當時より露助鶏と稱する在來種の系統と認むべきもの各地に分布せり。されど其の起源不明にして形狀より推斷するにレグホン種とハムパーク種との雜種なるが如きも一定の形態を存せず、體軀一般に矮少舉動輕快體量僅に三百匁乃至五百匁にして、其の産卵數一ヶ年五十乃至八十個を算し一個の重量十二三匁内外なり。最近漸次改良せられつゝあれば近き將來に其の跡を絶つべし。

領有後移入せられたる鶏種はレグホン種を最多とし、ミノルカ種、アングルシャヤン種、ホーピントン種其

殖民及農業

一五九

の他数種を数ふるも、飼養試験の結果單冠白色レグホーン種並に横斑ブリマスロック種を本島に最適のもの  
と認め之を奨励品種に決定し、一般に其の飼養を奨励したる結果現在總數の約九割を占め成績亦可良なり。

五、綿 羊

露領時代に於ける牧羊業の詳細は之を知る能はずと雖も、占領當時少數なるも綿羊の各部落に散在せるよ  
り察するに、從來之に對して特種の奨励保護を加へざりしとすも多少望を賜せしものありしが如し。占領  
當時露人の遺棄せる綿羊を守備隊に收容したるも、劣等種たるを以て之を食用に併し其の跡を絶てり。

明治四十三年農務省月寒種畜場よりシユロツプンヤ一種綿羊牝四頭牝一頭を購入して種畜場に收容し、  
大正二年再び同種牝一頭を購入補足して飼養試験を繼續せり。大正八年農務試験場に於ける設備を擴張し爾  
來四年間シユロツプンヤ一種を米國より輸入して其の繁殖を圖れるに成績可良なるを以て、大正十四年より  
之を一般農家に集團的に配付しつゝあり。然れども事業的綿羊牧場の經營に至りては尙疑問の點尠からざる  
を以て大群飼養は未だ之をなまざる。

六、養 蠶



(養蠶者大村廣千郎泊大、社會式株式會社北六) 場 蠶 業



養狐事業は大正四年臘種畜場に於ける飼養試験を以て本邦に於ける嚆矢となし、爾來飼養者漸次増加し樺太特有の有望なる産業たるを失はず。依つて樺太廳に於ては大正四年臘令第二十七號を以て養狐業の爲め其の用地として一萬五千坪以内の未開地を貸付するの途を開けり。然るに時恰も毛皮の市價暴騰し需要亦激増せるを以て養狐業經營者續出し稍堅實味を缺くに至りたるが、大正十一年毛皮市價下落の結果一時飼養者激減したりと雖爾後再び増加し來り堅實なる發達を遂げつゝあり。

養狐場は人家を離れたる閑静且つ高燥なる針潤混交林地を選び、飼料の關係より以上の條件を具備せる海濱附近を最適とし、其の規模は最少限六個を可とす。飼養管理は繁殖時期及仔狐の育成中最も困難にして、狐は驚怖心及猜疑心強きを以て管理人は相當の經驗を有し、動物の習性を熟知するの外特に細心の注意と鋭敏なる觀察力とを要す。熟達せる管理人は一人にて約五十個を管理することを得べく、飼料は獸肉、魚肉を主食とし根菜類、麥粉、骨粉、果實等を適宜に給し、幼狐には牛乳を用ふ。飼料の配合蒐集貯藏等には細心の注意を要す。

七、牛 酪

殖民及農業

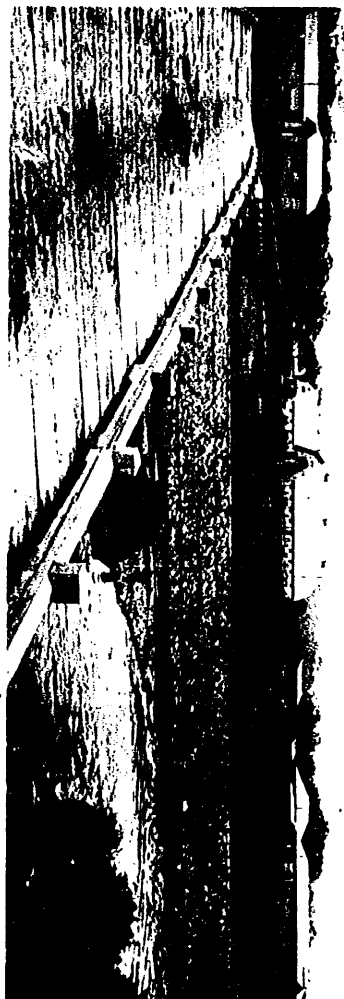
露領時代に於ける牛酪製造は農家に於て自家用として簡易なる製造法に依り製造せるに過ぎず。領有後權太廳に於て試験の目的を以て小規模の製造を行ひ來りしが、乳牛の増加に伴ひ漸次生産増加せるを以て大正八年以後之を擡下ぐることとせり。一方大正七年民間牧場之が製造を創めてより漸次増加し、大正十四年度には豊原農園支廳下に酪農組合設立せられし以來各地に該組合の設立を見、牛酪の製造量額に増加を來し乳牛の移入増殖と共に漸次堅實なる發達をなしつつあり。

### 第五節 試験及調査

#### 第一款 概 説

##### 一、治 革

未開の地を開拓して産業の發展を図るには先づ農業を振興するの緊要なるは言を俟たず。依つて明治三十八年占領早々貝塚外四箇所に牛馬牧養所を、翌明治三十九年並川に假試作場を設け、適種適作物の試験及調査を開始せるが之れ本島に於ける農事試験及調査の濼觴なり。



(村北豊原農園) 假試作場 農業試験場 大正

假設作場は明治四十一年之を農事試験場と改稱し、牛馬牧畜所は明治三十九年種畜場と改稱し同四十四年小沼へ移轉せり。然るに大正七年小沼の種畜場を農事試験場に合併して之を分場とせり。越えて大正九年並川の農事試験場は小沼に移轉し分場と合併して現在に至れり。是より先明治四十三年西海岸宇遠泊に農事試験場農圃を設置したるが大正七年之を分場とせり。

二、農事試験場

農事試験場は農事、化學及畜産の三部より成り同西海岸宇遠泊に分場を置く。之を表示すれば

農事部	農事に關する調査、試験、鑑定、講習、講話及種子、種苗の配付等
化學部	農産及畜産に關する分析、農藝化學に關する調査、試験、鑑定、講習及講話等
畜産部	畜産に關する調査、試験、鑑定、講習、講話及種畜、種禽、種卵の配付並貸付等
宇遠泊分場	一般農事及畜産に關する試験、調査、講習、講話及種子、種畜の配付等の外特に西海岸地方に於ける過作物の試験、調査並に養蠶に關する試験、調査等

殖民及農業



第三款 農藝化學に關する試験及調査

本島の農業自然要素は祖國溫帶樹土系と隔絶する所謂亞寒帶ポドソル系に屬するを以て、其の農業に於ける全操作は悉く祖國と異なり、新に開明せられたる自然要素基礎調査試験資料の上に立脚樹立せられざるべからず。而して亞寒帶ポドソル系農業の發達は其の農業生産物の特性により必然的に農畜産化學工業組織の實現を必要とし、之を達成する爲め本島農業に對する農藝化學的調査試験を遂行するの喫緊なるを認め、大正十五年新に化學部を創設し目的の達成に努力しつゝあり。今其の事業の主なるものを擧ぐれば

- 一、本島亞寒帶ポドソル系農業自然要素に關する調査及試験
  - 一、亞寒帶氣候要素の農業的意義に關する調査及試験
  - 二、本島ポドソル系土壤の農業的意義に關する調査及試験(土性調査)
- 一、本島農業自然要素に適應する人工操作に關する調査及試験
  - 一、氣候條件に適應する人工操作に關する調査及試験
  - 二、ポドソル系各種土性に適應する調査及試験

1 各種土性に對する施肥標準調査

2 各種土性に對する土地改良法に關する調査

- 一、本島農業生産物の經濟的價值査定並に増進に關する調査及試験
    - 一、本島農業要素及生産物の理化學的成分並に構造に關する調査及試験
    - 二、本島農業生産物の化學工業的加工作法に關する調査及試験
- 右の内其の主要にして既に開明せられたる事項の概要を擧ぐれば
- 土性調査 全島土性概察調査は略完了したるを以て之に基き細密調査を施行せむとす。既往調査の結果を要録すれば
- 一、樺太の國土は諸産の條件により明に過濕亞寒帶ポドソル系土性を具有し、祖國と區別し本島土壤系統上樺太系土壤として區分せらるべきものなり。
  - 一、樺太ポドソル系は左の亞系に分類せられ各々農業的價值並に意義を異にす。
  - 一、樺太沖積ポドソル亞系

1 河成沖積堆積暗褐色土壌統  
 2 海成沖積ポドゾル土壌統  
 3 沖積酸性腐植土土壌統(ポドゾル地方的高位泥炭土)

二、樺太沖積ポドゾル系  
 1 樺太沖積ポドゾル土壌統  
 2 真正沖積ポドゾル土壌統  
 三、樺太山地ポドゾル系

肥料試験 本島土性はポドゾル系を有し、アルカリ性鹽類に缺乏し有效態窒素並に磷酸に不足するを通例となすを以て、各種土性に就き主要作物に對する施肥標準樹立に關する各種の肥料試験を繼續施行中なり。而して沖積堆積暗褐色土壌統以外の土壌は殆ど所謂無機及有機性の酸性を具有するを以て、之が合理的矯正に關し石灰其の他正劑の施用法に特に意を注ぎ施肥標準樹立に努めつゝあり。

農畜産物分析調査 本島の土壌、肥料、河、沼、湖、排水、雨水、地下水、動植物其の他農業自然要素並

に農畜産物の理化學的分析檢定を施行し、其の成分、構造、性質を明かにして之が改良利用の適法査定の基準ならしめむとす。而して既に開明せられたる事實尠からず。殊に農業生産物の化學工業原料的價値、就中本島栽培甜菜の反當可製糖量が著しく高率なるを指示し得たるは本島農業の將來に對し重要な寄與たるに値するものなり。

第四款 畜産に關する試験及調査

家畜の改良増殖を圖らむが爲め年々種畜を生産育成し、或は島外より種畜移入し、種牡牛馬豚の種付、種豚種羊種鶏の拂下並に種卵の配付を爲し、種羊飼育試験、畜産製造試験、孵化育雛試験、羊毛に關する試験等を行ふ外、畜産に關する講習講話及實地指導を爲し畜産思想の涵養に努む。尙本島の氣候風土は毛皮動物の飼養繁殖に適するを認め、大正四年七月養狐飼養場を設置し、種狐は島産野狐を主として小數を島外より移入し、爾來之が飼育並に改良繁殖に關する試験をなし來れるが、本年度原産地より種狐を輸入し、在來狐との交配試験をなし、並に輸入銀黒狐の純粹種繁殖を開始す。事業の概要を擧ぐれば左の如し。

馬匹 種牡馬三十頭の内二十八頭は之を各地に貸付して適宜種付せしめ、二頭は之を場内に置き一般の希



望に依り優良牝馬に限り種付しつゝあり。種牝馬は目下二頭を有するのみなるが、之には優良種牝馬を配し種馬の繁殖育成に關する試験に供し居れり。

●畜牛 種牝牛三十頭中二十八頭は之を地方に貸付して適宜種付を爲さしめ、場内にはエアレー種及ホルスタイン種種牝牛各一頭を置き、場内牝牛の種付に供するの外其餘を以て一般の希望に依り優良牝牛に限り種付を爲せり。種牝牛は場内に十頭を置き各優良種牝牛を配して種牛の繁殖育成を圖り、尙是等種牝牛に關しては毎日泌乳量を計り、隔週一回脂肪量を檢定して一箇年の能力を調査し、剩餘乳は之を牛酪に製造して當業者の參考に供し居れり。尙豊原酪農組合の委託に依り組合生産の牛乳及乳皮を以て牛酪製造を爲しつゝあり。

●種羊 大正八年以來四年間に米國より牝牡五十五頭の種羊を輸入し、之が適化竝に増殖を圖れるが、漸次開化し成績良好なるを以て、農家の副業として飼育せしむべく大正十四年度より之が拂下を始め其の普及を圖れり。而して之に伴ひ羊皮の製絨竝に羊毛加工法の研究を爲し居れるが、種羊飼育部落に對し之が講習を行ふ豫定なり。

●養豚 種牡豚二頭種牝豚八頭を常置し、種豚を育成して農家に配付すると共に、種牡豚は養勢を以て一般の希望に依り優良牝豚に對し種付を爲しつゝあり。尙不用豚に肥育法を施し之を以て燻肉製法の研究を爲す。

●養狐 目下種狐二十頭を飼育して之が繁殖、育成、利用等に關する研究をなすと共に内外に於ける斯業の研究調査を爲し居れり。

●養鶏 白色レグホーン種及横濱フリマウス種三十羽を定置し、孵卵器を使用し種鶏を繁殖育成して種卵及種鶏を配付し、場内種鶏はトラップネストを用ひ常に其の能力を調査して配合の資に供し、尙種卵貯藏試験を行ふ。



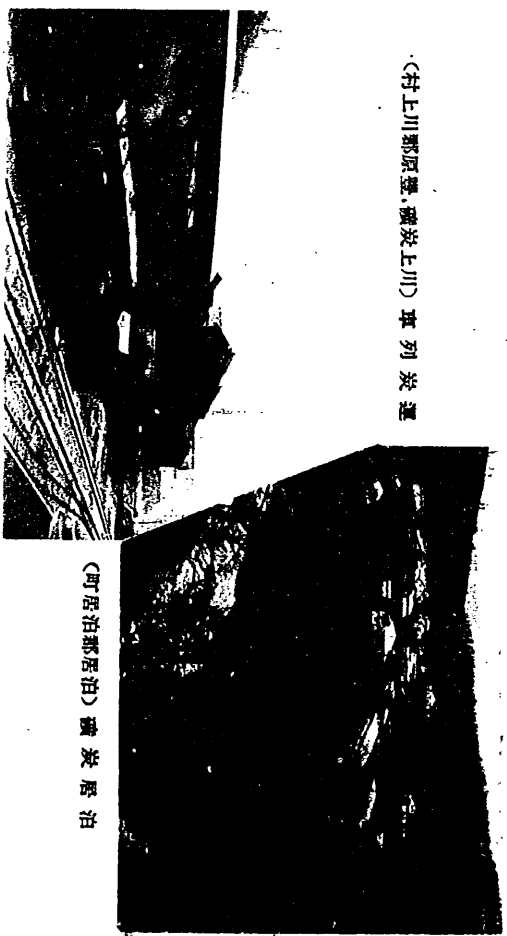
### 第九章 鐵業

#### 第一節 總說

樺太の鐵業は其領有前に在りては僅に猿津炭坑、落帆炭坑及西海岸小田洲附近に於て極めて短期間少量の石炭採掘を見たる外露國政府時代に於ては全く世人の圖表に片影だも存せざりしが如く、従つて鐵産物の調査等も僅かに海岸及河口の一部分に於ける炭層の露頭、流礫の存在等に付略記せるものありしに過ぎず。内部森林地帯の鐵物に付ては何等知る所なかりし状態なり。明治三十八年邦領に歸するや先づ全管内鐵業の絕對禁止を聲明し、爾後幾多の調査と變遷とを経て漸次部分的に之が開放を行ひ、今や管内一部の石炭鐵業を除くの外總て内地と同一制度の下に開放し居れり。

#### 第一款 鐵業制度

現今樺太に於ける鐵業の制度も亦内地同様鐵業法、鐵業抵當法、砂鐵法及砂鐵區税法の全部を施行し、登



(村上川郡原野、礦炭上川) 其列炭運

(町居泊郡居泊) 礦炭居泊



鐵手續の如き總て鐵業登錄令を準用し居れり。只此の間に在りて樺太獨特の制度として所謂封鎖炭田なるもの存在し、軍政時代以來幾多の變遷を経て明治四十五年石炭の探掘に關し法律第二十三號の發布を見、主務大臣の指定したる區域内の石炭探掘に付探掘料を徵收し、其の區域内の石炭の探掘料を競争入札に附し落札者に之を許可することとし、更に本法に基き左の法令の發布ありたり。即ち鐵業法の除外例として特殊の制度を設定し以て今日に及べり。

一、明治四十五年法律第二十三號に依る石炭探掘の許可に關する件(明治四十五年六月勅令第三百三十七號)  
一、樺太に於て石炭探掘に付探掘料徵收區域(明治四十五年六月勅令第二號)  
所謂封鎖炭田なるものは關令第二號に依り其の區域限定せらる。一に之を三大炭田とも稱し即ち左の如し。

南部炭田

雨龍川及吐龍保川流域以南能登呂半島一回  
中央炭田

内瀧川流域一回 但し第一支流落合基點より下流を除く

鐵業

鐵 業

一七四

川上川流域一回 但し同前

泊居川流域一回

東は分水嶺を界とし北は泊居川流域より南道平川流域に至る一回

北部炭田

内路川以北國境に至る間の幹線道路と其の西方分水嶺との間一回

今少しく制度の沿革を述べれば、領有直後即ち明治三十八年八月軍令第四號を以て本島全域に亘りて礦物の採取を、又同第五號を以て鐵產物の島外移出を嚴禁せり。之れ當時諸般の秩序未だ定らずして、鐵業に關して他日一定の方針に基く制度の確立せらるゝ迄は全島全域を絕對に封鎖し、以て所謂鐵山師の爲めに貴重なる鐵區を先占亂掘せられ、天與の鐵利を暴殄せられんことを防止するが爲めに外ならず。蓋し本島從來の鐵業制度の據るべき處なく、從來の鐵業關係の顧慮する處なく、本島地質礦物の調査も亦見るべきものなきを以てなり。

明治四十年民政署廢止せられ樺太廳設置せらるゝや、勅令第二百三十三號を以て先づ鐵業法の一部即ち鐵

業法に關する規定、國の鐵業に鐵業法を適用するの規定、試掘に關する規定、鐵業の出願許可手續に關する規定、土地使用の規定、訴訟、訴願、裁決に關する規定を除き之を施行すると共に、勅令第二百三十四號を以て樺太鐵業令を公布し、同令第一條に依り内務大臣の指定したる區域即ち大泊築濱間幹線道路以東の地域に對し普通の出願手續に依り鐵業權(探掘權)を許可せり。其の以外の地域に於ける各種鐵業に對しては同令第十七條により樺太廳長官は内務大臣の認可を得て鐵種及鐵區を指定し、一定の資格者に探掘權許可の際納付すべき金額を競争入札に付して其の落札者に鐵業權を付與することとせり。之れ封鎖區域と稱せらるゝものなり。

爾來地質礦物の調査進捗に伴ひ、前記封鎖區域内に於ても大規模の經營を要する石炭鐵區の如き其一部分に止まり、他は之を一般の出願許可に委するも樺太開拓の大局より見て鐵利保護上何等支障なきものと認め明治四十二年一月内務省令第二號を以て封鎖區域を現在の三大炭田及惠須原北名好兩炭田の區域に止め他は全部之が開放を斷行せり。一面同年八月に至り勅令第二百十四號を以て鐵業法中未施行に在りし第三章土地使用に關する規定及第七章訴訟、訴願、裁決に關する規定中(試掘に關する規定を除く)を施行して、其の範

鐵 業

一七五

圍を擴張し探採出願に關しては略々内地同様の制度に改めたり。

次て明治四十五年六月法律第二十三號の公布を見、之に胚胎して勅令第三百三十七號及附令第二號に依り石炭のみの封鎖區域を更に縮少して現在の區域に改むると同時に鑛業法施行の範圍も擴大し、同法中鑛業税に關する規定を除きたる以外は全部之を施行し、殆ど内地の鑛業制度と同様に爲すと共に從來の樺太鑛業令を廢止したり。

然れども採行鑛區は尙ほ漸次増加の趨勢にあるに鑑み、大正十年七月勅令第三百八號を以て鑛業抵當法を施行し、次て大正十一年四月勅令第二百六號を以て從來鑛業法中未施行部分全部及砂鑛區稅法を施行したるを以て茲に全く内地と同一の制度となれり。

尙ほ砂鑛業に關しては明治四十年勅令第二百三十五號を以て砂鑛採取法中第十二條を除きたる全部を施行し、次て明治四十二年勅令第七十八號を以て同年七月一日より砂鑛法の全部を施行したり。

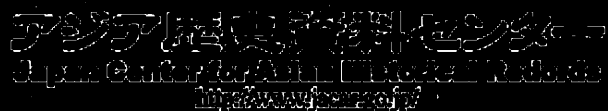
第二款 鑛務施行の狀況

樺太に於ける鑛務行政は前述の如く明治四十年度に開始せられてより實に二十年にして、其の間出願總件

數四千二十四件(昭和二年末)に及び其の大部分は石炭鑛業に屬す。

鑛業出願の趨勢を見るに明治四十年の二件を初めとして爾來連年倍加半を以て進展し、大正四年に至り一頓挫を來したるも翌五年には頽勢を挽回して四十件の出願を見、大正六年には俄然二百二十三件に上り、翌七年及八年は相次て倍加半を以て増進したり。是れ畢竟樺太に於ける鑛業の眞價漸く世人に周知する所となり、事業家の企業心を刺戟せると、當時職局に原因する財界好況の影響に外ならず。大正九年には八年に比し約二割の減少を見たるが尙ほ六百餘件の多きに達したり。然るに大正十年に至りて遂に其の三分の一に減じ、之を出願最盛期たる大正八年に比すれば實に四分の一に激減したり。而して同十一年は更に減じて百二十四件となり、同十三年に至りては僅かに九十三件に過ぎず。此の衰勢は一般經濟界が戰時好況の反動を受け緊縮の狀勢に向ひたるに因由すべし。而して翌十四年には稍や之れを挽回して二百八十五件、昭和元年には二百四件、同二年には三百五十三件を算するに至れり。

昭和二年末現在許可鑛區數を擧ぐれば左の如し。



鐵業

種別	探掘		試掘		砂鉄	
	鐵區數	面積	鐵區數	面積	鐵區數	面積
石炭鐵	三	二七、八五〇、〇〇〇	一	一〇、一六、〇〇〇		
亞炭鐵	五	四、〇〇〇、〇〇〇	一	九〇〇、〇〇〇		
石油鐵						
石炭鐵						
金鐵						
砂金鐵						
砂鉄						
砂金						
砂水金						
計						

右鐵區の内現に稼行中のものは八鐵區九鐵山にして孰れも石炭鐵に屬す。鐵産物は鐵業創始以來未だ石炭のみにして、明治四十二年に初めて少量の出炭あり、漸次増加して昭和二年には三十五萬七千四百六噸の出炭を見、尙ほ逐年増加の趨勢にあり。

現稼行鐵區一覽

名	所在	他	鐵種	面積	昭和二年 産炭額	著 年月日	鐵業權者
川上炭鐵	豊原郡川上村大字三井		石炭	三、〇九、五〇〇	一五、〇〇〇	大正 二、二、六	三井鐵山株式會社
泊居炭鐵	泊居郡泊居町大字奥澤		石炭	七、七、〇〇〇	一、五〇〇	三、〇、三	樽太鐵業株式會社
東白浦炭鐵	茶濱郡白糠村大字東白		石炭	四、九、三三三	六、九〇〇	三、一、五	樽太鐵業株式會社
大榮炭鐵	泊居郡名寄村大字東白		石炭	七、五、〇〇〇	五、八〇〇	七、六、三	樽太鐵業株式會社
知取炭鐵	知取郡元泊村大字保澤		石炭	一、八、五、〇〇〇	八、〇〇〇	三、九、七	登帆炭鐵株式會社

鑛業

一八〇

大平炭鑛	名好郡惠須取町大字白	石炭	一、三〇六、七五五	七五、三三三	昭和	今野要太郎
櫻保炭鑛	元泊郡元泊村大字櫻保	石炭	七、七、一〇〇	一、〇、〇、〇	昭和	今野要太郎
大内炭鑛	名好郡惠須取町大字惠須取	石炭	四、二、三、三五	一、〇、〇、〇	昭和	今野要太郎

第二節 鑛物

本島に於ける鑛物は石炭を主とし石油之に随ぐ。其の他の鑛物にありては砂金、含銅硫化鐵鑛及辰砂鑛等存在するも未だ重要な鑛床を發見せず。

建築用及土木用の石材類には花崗岩、閃綠岩、安山岩、流紋岩等の火山岩及粘板岩、珉岩、硬砂岩、片岩類等の成層岩多く海岸に露出するを以て切割運搬に便なり。石灰岩は知床半島の海岸に露出しバルブ製造用として採掘せられ、其の花崗岩に接觸するものは往々精晶質(大理石)と爲り、之に接して含銅硫化鐵鑛を伴ふ所あり。

第一款 石炭

炭田 炭田の主要なるものは南部、中部、北部の三大炭田及猿津炭田にして、中生界白堊系の岩層よりなる西樺太山脈の兩側に於て、該中生層に接する第三紀層の下部に發達し、含炭層は概ね南北に走り單斜又は向斜構造をなす。其の海岸に近き所に於ては一般に炭層の傾斜頗る急峻にして、或は直立に近く甚しきは反轉せるものありて地層の混亂せる状態を現出するも、之を過ぐれば内地に入るに従ひ漸次緩慢なる傾斜を示し整然たる層位を爲す。含炭層は普通二十尺内外の厚さをなして多きは十數層の炭層を夾有し、是等炭層は概ね南北に延びて二十里乃至三十里に亘る。炭層は其の厚さ三尺乃至五六尺のもの多く、屢次十數尺に達する良層存在す。

尙南部炭田に於て吐鯉保より南名好に至る海岸及知床半島の一部第三紀地層には別種に屬する厚層の上部含炭層を存し、其の他東西海岸に於て數箇所を獨立したる小炭田存在す。

埋藏炭量 左の本島主要炭田の廣袤及推定埋藏炭量を示す。炭量の計算は從來の探鑛程度に於ては其の概念を得るに過ぎず。本表に示せる水準下炭量の如きも直立五百尺迄を概算するに留め、尙厚さ二尺五寸以下

鑛業

一八一

の薄層及灰み多く悪質の炭層は之を除く。

名	稱	位	置	面積	推定埋藏炭量			小計
					水準上	水準下	計	
封鎖區域	北部炭田	敷香	梶内川西方敷香川畔より國境に至る	一五、三七〇	二五、三三〇	四〇、七〇〇	八六、〇〇〇	
				川上	一、三三〇	八、四〇〇	三、〇〇〇	一〇、七三〇
	中部炭田	内淵	内淵川流域	一五、五五〇	七九、〇〇〇	一六、〇〇〇	一〇〇、五五〇	
				泊居	六、九七〇	二五、二〇〇	一六、〇〇〇	四八、一七〇
	南部炭田	雨龍	雨龍、泊尾	八、五五〇	三、八五〇	二、九七〇	一五、三五〇	
				南名好	一〇、〇〇〇	五、三三〇	三、三三〇	一八、六六〇
	津島炭田	吐鯉保	自吐鯉保川至木蔵川	一六、六〇〇	六、三三〇	五、九七〇	二八、九〇〇	
				自津島川至北名好川	二、三三〇	二、八五〇	四、九八〇	七、一六〇
	皆別炭田	皆別炭田	知床半島、皆別川流域	三、三三〇	三、三三〇	二、六三〇	九、二九〇	
計				三三、八〇〇	一六、三三〇	三三、三三〇	八三、四六〇	

登帆炭田	東海岸登帆附近	五、六	六、七四	七、五二
惠須取炭田	惠須取川流域	二、二〇	二、〇七	三、九〇
名寄炭田	名寄川流域	三、〇〇	一、〇八	一、三〇
計		三、八〇	三、九〇	五、七二

備考 本表の推定埋藏炭量は未調査の箇所を除きたるのみならず、前記の如く地表に近き炭層のみを計上したるを以て精密なる調査を行へば相當増加の見込みあり。

別質 本島の石炭は其の性状に依り之を略左の三種に區別することを得。

第一種 一、粘結性強く 二、發熱量大なるもの。

第二種 一、粘結性微弱又は粘結性にして 二、揮發分多きもの。

第三種 一、粘結性にして 二、發熱量少く 三、水分灰分多きもの。

第一種は津島炭田及梶内地方のものに屬す。

鐵 業

一八四

第二種は北部、中部及南部に於ける封鎖區域の殆ど全部並に惠須取地方のものに屬す。  
 第三種は南部炭田に屬する吐龍保炭田を主として登帆、東白浦、野田及皆別地方に於ける上部含炭層のもの總て之に屬す。  
 前記種類により其の平均分析表を左に掲げ以て本島石炭の品位を推知するの用に供す。

地 方 別	水分	分灰	分炭	定素	揮發分	硫	黄比	重	炭	性	狀	磷	窒	素	發熱
北 部	二、八〇	五、五〇	五、三〇	三、三〇	三、三〇	〇、三三	一、三〇	一、三〇	微	弱	な	る	粘	性	六、三三
中 部	二、八〇	五、五〇	五、三〇	三、三〇	三、三〇	〇、三三	一、三〇	一、三〇	同	同	同	同	同	同	七、三〇
南 部	二、八〇	五、五〇	五、三〇	三、三〇	三、三〇	〇、三三	一、三〇	一、三〇	同	同	同	同	同	同	七、三〇
登 帆	二、八〇	五、五〇	五、三〇	三、三〇	三、三〇	〇、三三	一、三〇	一、三〇	同	同	同	同	同	同	七、三〇
東 白 浦	二、八〇	五、五〇	五、三〇	三、三〇	三、三〇	〇、三三	一、三〇	一、三〇	同	同	同	同	同	同	七、三〇
野 田	二、八〇	五、五〇	五、三〇	三、三〇	三、三〇	〇、三三	一、三〇	一、三〇	同	同	同	同	同	同	七、三〇
皆 別	二、八〇	五、五〇	五、三〇	三、三〇	三、三〇	〇、三三	一、三〇	一、三〇	同	同	同	同	同	同	七、三〇

第二種に屬するもの

地 方 別	水分	分灰	分炭	定素	揮發分	硫	黄比	重	炭	性	狀	磷	窒	素	發熱
北 部	二、八〇	五、五〇	五、三〇	三、三〇	三、三〇	〇、三三	一、三〇	一、三〇	同	同	同	同	同	同	七、三〇
中 部	二、八〇	五、五〇	五、三〇	三、三〇	三、三〇	〇、三三	一、三〇	一、三〇	同	同	同	同	同	同	七、三〇
南 部	二、八〇	五、五〇	五、三〇	三、三〇	三、三〇	〇、三三	一、三〇	一、三〇	同	同	同	同	同	同	七、三〇
登 帆	二、八〇	五、五〇	五、三〇	三、三〇	三、三〇	〇、三三	一、三〇	一、三〇	同	同	同	同	同	同	七、三〇
東 白 浦	二、八〇	五、五〇	五、三〇	三、三〇	三、三〇	〇、三三	一、三〇	一、三〇	同	同	同	同	同	同	七、三〇
野 田	二、八〇	五、五〇	五、三〇	三、三〇	三、三〇	〇、三三	一、三〇	一、三〇	同	同	同	同	同	同	七、三〇
皆 別	二、八〇	五、五〇	五、三〇	三、三〇	三、三〇	〇、三三	一、三〇	一、三〇	同	同	同	同	同	同	七、三〇

第三種に屬するもの

地 方 別	水分	分灰	分炭	定素	揮發分	硫	黄比	重	炭	性	狀	磷	窒	素	發熱
北 部	二、八〇	五、五〇	五、三〇	三、三〇	三、三〇	〇、三三	一、三〇	一、三〇	同	同	同	同	同	同	七、三〇
中 部	二、八〇	五、五〇	五、三〇	三、三〇	三、三〇	〇、三三	一、三〇	一、三〇	同	同	同	同	同	同	七、三〇
南 部	二、八〇	五、五〇	五、三〇	三、三〇	三、三〇	〇、三三	一、三〇	一、三〇	同	同	同	同	同	同	七、三〇
登 帆	二、八〇	五、五〇	五、三〇	三、三〇	三、三〇	〇、三三	一、三〇	一、三〇	同	同	同	同	同	同	七、三〇
東 白 浦	二、八〇	五、五〇	五、三〇	三、三〇	三、三〇	〇、三三	一、三〇	一、三〇	同	同	同	同	同	同	七、三〇
野 田	二、八〇	五、五〇	五、三〇	三、三〇	三、三〇	〇、三三	一、三〇	一、三〇	同	同	同	同	同	同	七、三〇
皆 別	二、八〇	五、五〇	五、三〇	三、三〇	三、三〇	〇、三三	一、三〇	一、三〇	同	同	同	同	同	同	七、三〇

鐵 業

一八五

明治四十年釧路調査に際し初めて本島の南部西海岸地方に石油を含有する地層の徴候を認め、其の後本斗附近及野田以北亞内地内に於て諸所に確實なる含油層の布延を發見し、爾來地質構造の關係も亦漸く明瞭なむとするに至れり。

該含油層は本島第三紀層の上部岩層に廣く介在するもの、如し。西海岸の吐鯤保及野田附近に於ては其の地方に存在せる上部含炭層に接近し常に之が上位をなし若くは下位をなす。

されば含油層は石炭層と共に斷續し南は十和田、呂馬内附近に起り、海岸に沿ふて北走し南名好、吐鯤保を過ぎ遠く本斗に到りて海底に入る。此の間延長約十五里に達し、地層は一大背斜層をなす。其の東西兩側の岩層は一般に急斜し且つ浸蝕によつて背斜の起隆部を削り去られ、含油層も亦變狀をなせり。石油を含有する油砂は柔軟なる青色砂岩若くは黄色を帯べる白色凝灰質砂岩にして、數條の薄層をなし厚さ凡そ二百尺位より三四百尺に達する砂岩及頁岩の累層中に介在するを普通とす。然れども野田附近のものは厚さ六十尺

を有し粗粒なる凝灰岩層をなし含油稍や多量なり。此の部分に於て地層は淺き向斜層をなし附近に安山岩脈及玄武岩脈の露出するもの多し。

其の他西海岸には久春内附近の海底より原油の浮揚ありと云ふ。是等によつて觀れば石油層は本斗、野田の一部に留まらず西海岸に接し遠く延亘するを想像せらるゝも、一般に地層構造は油田として有利ならず。若し夫れ本斗以南延長十五里に達する背斜層の地下深く更に下部含油層を發見することを得んか該油田の眞價は今俄かに斷定すべからざるものあり。

第三節 鑛 業

現今樺太に於ける唯一の鑛業は石炭にして、年々產額増加の傾向にあるも、其の他は悉く之を島外に仰ぎ未だ鑛業開始の機運に到らず。最近に於ける石炭の產額及販路を示せば左の如し。





年次	川上炭鑛	泊居炭鑛	大榮炭鑛	登帆炭鑛	東白鑛	野田炭鑛	知取炭鑛	大平炭鑛	樫保炭鑛	計
大正十一年	六、九三五	三、〇二二	六、八八三	一、一九二	六、五三三	五、九二四				二四、五〇七
大正十二年	八、五五三	八、三〇〇	五、二二六	四、五〇〇	一、〇〇一	六、〇二二				二九、五八三
大正十三年	二、四五一	三、七三三	三、九五〇	三、七三二	九、三三三	七、四〇〇	七、三三三			二九、九八〇
大正十四年	二、九六四	八、五	五、一三三	三、三三三	一、八六〇	二、五三三	六、七三三	三、九三三		二五、〇六五
昭和元年	二、六二六	一、五三三	四、四三三	三、六三三	六、〇三三	二、七三三	三、八三三	四、九三三		二五、〇八〇
昭和二年	三、九三三	一、二三四	五、八三三		六、七三三	八、四三三	七、三三三	一、〇三三		三〇、七〇〇

第一款 鑛業の現況

川上炭鑛 川上炭田は樺太に於ける最も重要な中部炭田に属し内田炭田の南端に接す。含炭層は厚さ約二千尺にして其の間主要なる炭層十五を算し之等の内現今開坑せるものは一、二、四、七、八、九番層十番層、

十四番層にして、層厚は一尺五寸より七尺に及ぶ。炭層は西に傾斜し鑛區南部に於て四十五度、北部は三十五度乃至三十五度の斜角をなせり。地勢南に高く北に低下し、炭層露頭の最高所は海拔約千二百尺にして、豎入坑道地盤以上三百八十尺に達す。走向は略南北にして鑛區の延長八千間に達し、其の間著しき斷層等の變動なく連綿として炭層を露出せり。

従來の川上探炭所は海拔約九百尺の高地點に於ける露頭より二三の探炭坑道を掘進し、地表に近き炭層を探掘する姑息なる方法にして、之が運炭鐵道は樺太鐵道本線小沼驛より分岐する川上線を通じ、大正十年以來の擴張工事や完成して島内鐵道の延長、港灣の改善に従ひ遂次年額十五萬噸より將來三十萬噸を出炭せむとす。

豎入大坑道本坑道は川上河畔の低地に於て下部に位する地層より炭層を掘進して掘進し、千八百二十尺にして第一番層に會し其の後各炭層を順次貫通し延長約四千三百尺にして最上層の十四番層に達せり。別に坑道の左右に炭層の走向に沿ひ岩切坑道、ガレリーを掘進し、更に之より適當なる間隔をなして小豎入を掘り、各炭層を掘進して此處に探炭をなすものとす。坑内より選炭場に至る運炭には電氣機關車を、掘進には壓搾



空氣鑿炭機を應用し、通風には扇風機を使用せり。選炭場は一日の扱量五百噸にして、振動スクリーンを以て篩別し、塊炭は手選帶の上に於て選別し、コムベアーにより貯炭庫に送らる。中小塊及粉炭はコムベアー及エレヴェーターにより貯炭庫の上段に至り、ブッシュ・コムベアーにより庫内の隙所に送り貯炭し、將來中小塊を選別すべく水選機設置の豫定なり。建家は鐵筋混濁土造にして、貯炭庫の漏斗口より直接鐵道貨車積込をなす。原動發電所の出力は現今六百キロワット、アムベアーなり。

泊居炭鑛 泊居炭田も亦中部炭田に属し内淵炭田の北端に接す。炭層は泊居川中流の東岸に滑ひ一の背斜層をなして北々西に走り概ね急峻なる傾斜をなし、其の緩なる所は四十五度内外なりと雖も往々七、八十度の急斜をなし甚しきは直立に近きものあり。含炭層は其の厚さ明瞭ならざるも凡そ千尺内外なるが如く、其間數枚の炭層を互層するも現今採掘せるは二尺層の一とす。

此の地方に於て地層は著しき變動をなし、炭層は屢次斷層によつて混亂せるを以て著しく採炭作業を困難ならしむ。本炭鑛は明治四十二年樺太廳に於て採炭の試験を開始せしものなるが、現今請負の方法により樺太工業株式會社に於て採掘中にして、石炭は延長八哩の輕便鐵道によつて泊居に搬出せり。

大榮炭鑛 本炭鑛は泊居炭鑛の北に接し、名寄川上流に位し、炭層は四尺層の一にして傾斜頗る緩なり。現今横坑により採掘し、炭質は泊居炭鑛と大差なく、採掘の石炭は延長二哩半の架空索道に及び輕便鐵道によりて泊居に搬出せり。

知取炭鑛 本炭鑛は知取川北方に位し、現今稼行せる炭層は三層ありて其の厚さ四尺乃至六尺に及び南北に走り、傾斜は七十度内外なり。横坑並斜坑により採掘し地元製紙工場に搬出せり。工作用としては斜坑捲揚機、排水ポンプ、扇風機等を使用せり。

大平炭鑛 本炭鑛は惠須取川中流大平澤に位し、含炭層は概して南北に走り、十度乃至二十度の緩傾斜を以て西方に沈下す。炭層の厚さ二十尺乃至二十五尺に對するものを露天掘並横坑に依りて採掘し惠須取製造工場に搬出せり。

其の他 東海岸東白浦及樺保に於ては上部含炭層(第三種炭)に屬する炭田存在し、横坑によりて水準以上の採炭をなせり。又最近西海岸天内及東海岸東白浦の千成に於ては採炭に著手すべく準備中なり。



鐵 業

第二款 鐵業の將來

一九二

需要供給の状況 本島に於ける諸種の鐵物資源に關しては之を他日に譲り、多大の埋藏量を有する石炭に就て觀察するに之が需要供給の現状左の如し。

年次	産出炭	移入炭	輸入炭	計
大正七年	二四、六五五	四、三三二		二八、九八七
大正八年	三三、四七三	三、一五五	六、六	三六、六八四
大正九年	二四、一五三	四、三三三		二八、四八六
大正十年	二五、三三三	四、四四六		二九、七八九
大正十一年	二四、四九九	四、八四三		二九、三四二
大正十二年	二六、九六六	五、九二二		三二、八八八

年次	産出炭	移入炭	輸入炭	計
大正十三年	二九、三三三	七、八八八	三、三三三	三六、五五四
大正十四年	三〇、六六六	八、二二二	三、三三三	三九、二二一
昭和元年	三五、九九九	九、三三三	四、〇〇〇	四四、三三二
昭和二年	三七、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四、五五五	五一、五五五

現今本島諸港に寄港する船舶は總て局外の石炭を燃料に供し、家庭用の燃料は未だ薪炭を使用せるもの多きも尙消費量は逐年増加の趨勢にあり、然るに内部に開採をまつ豊富なる炭田を有する本島に於て未だ局内に於ける需要をも充し得ず。内地に比し二、三割高の移入炭を消費し、其の年額百萬圓を突破するの狀態にして、電力の如きも一キロワット貳拾五錢乃至五拾錢の高價を稱へ、さなきだに一般勞銀の高率なる本島に於て此の儘推移するときは工業の振興は勿論本島産業の發達も期し得ざるべく、炭田の探採は本島開發上緊要事に屬するものと謂ふべし。以下本島炭田の探採に關し一二重要なる事項を録し以て參考に表す。

埋藏量 我國石炭の埋藏量は先年農商務省地質調査所長井上晴之助氏の調査に依れば實測炭量九億三千萬

鐵 業

一九三

順推定炭量五十億六千萬噸にして、之に比較し樺太の推定炭量五億二千六百萬噸は敢て大なりと云ふを得ざるが如きも、内地炭は多年探掘の結果前途益々探掘難を感じるに反し、樺太に於ける重要炭田の大部分は封鎖炭田に屬し、殊め小炭坑分立の弊を避け統一的大經營の要素を保留せるのみならず、其の埋藏炭量は優に探掘に容易なる安全炭を示せるものなり。

炭質 炭田の大部分に於ける炭質は瀝青炭に屬し、燃焼容易にして火格子上の操業簡便なるを以て燃料用に適し需用最も多し。

北樺太及北名好地方の炭層は一般に粘結性強く半ば無煙に近き種類に屬する優秀品なるも、瀝青炭を慣用せる本邦にありては此の種石炭の用途は自ら制限せられ燃料炭として之を賞用せず。之と同質の支那開平炭が本邦に於て約二割安の炭價を以て尙且つ僅かに年五十萬噸の販路を有するに過ぎざるを觀るも兩種石炭の市場的勢力を略ぼ推知し得べし。

探炭の便否 本島石炭の探掘に關し特に不便を感じるものは冬季氣候の寒冷にして積雪多量なると、多數の労働者を招致すること比較的困難なる二點に在り。

然れども地中温度は緯度の關係によつて影響すること極めて少なく、従つて探炭の如き地下操業は格段の困難を感じず、唯考慮すべきは坑外操業に關し適當なる防寒及防雪の設備を要する點なり。然るに本島未開炭田の重要なものは其の埋藏炭量莫大なるを以て、理想的の大施設を爲し大規模の探炭を行ふに適當を以て、大量生産の方法によりて探炭費を節減し得べく、鐵業用地の使用に就ても恐らく他に比類なき便利を有し、坑木費の如きも内地に比し遙に廉なり。

運炭方法 川上炭鐵には樺太總鐵道の川上線通ずるを以て之を利用し、泊居炭鐵に於ては樺太工業株式會社の私設にかゝる探炭所貯炭所間のケーブルカー及貯炭所海岸間鐵道の設備あり。然れども其の他に至りては交通機關未だ全からず頗る不便なる状態にあり。

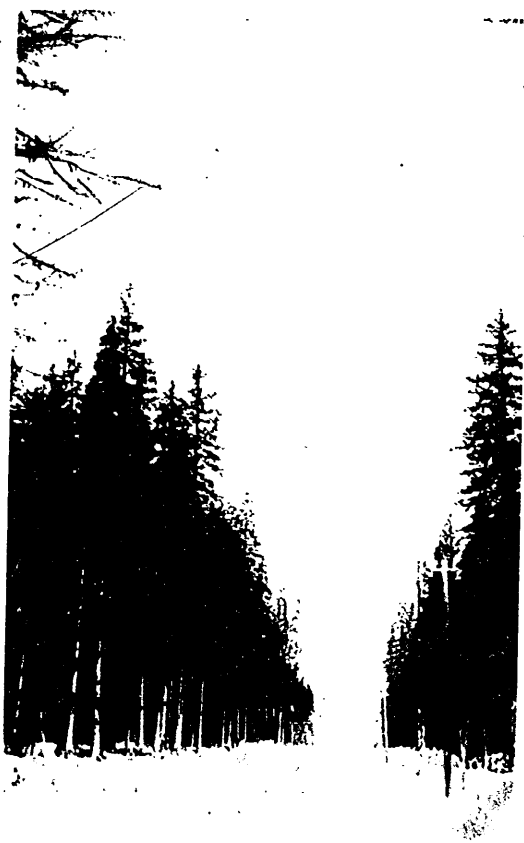
# 第十章 林業

## 第一節 總説

本島林業の消滅に就ては文献の徴すべきものなく、幕府時代に在りては濫伐を替め林間産品の採取を奨励したるが如きも、露領時代に於ては何等施設經營の跡を見ず。

明治三十八年邦領に復歸して以來専門の學者、技術者に依頼して實地に踏査せしむると共に、過去に於ける施設を調査研究して本島森林行政に關する方針を定め、之に基き諸般の施設に努め居れり。

本島の森林は總て天然林にして樹種約百二十二種あり、内喬木四十九種、灌木七十三種に分類せらるゝも實際利用價值ある材木はエゾマツ、トヤマツ、グイマツ、イチキ、シラカバ、ドロヒナギ、ハンノキ及タモ等にして、其の分布殆んど一定し、河岸の低地にはヤナギ、ハンノキ及タモ等の潤葉樹生立し、山岳にはトヤマツ及エゾマツの針葉樹を生じ、中腹より白樺を混生し頂上に近づくに従ひ其の混生割合を増加し遂に白



(近附香取) 林交混然天松葉落、松夷蝦、松根

樟の純林となり、尙グイマツは主に底地濕地に生ず。而して此等樹種中最も多きはトクマツ及エゾマツにして其の約八割を占む。

國有林面積及蓄積の調査は終了せしも、目下整理中に付、之が的確なるを得るまで暫らく推定數字を掲記せんに邦領樺太の面積三百三十二萬八千餘町歩（陸軍測量部調査圖より算出せるもの）にして從來公稱せらるる三百六十三萬町歩は海軍水路部調査圖により算出せるもの、中敷香支廳管内に於けるソンドラ地帯約二十四萬千町歩、河川敷地、ハイマツ地帯岩石地、湖沼地等の餘地十八萬六千町歩、原野燒跡伐採地蟲害地未立木地散生地等五十一萬七千町歩、殖民地及殖民豫定地四十三萬町歩、大學演習林八萬千町歩等を除く時は立木地面積約百八十七萬七千町歩にして針葉樹二千餘萬石、闊葉樹八千餘萬石なり。

## 第二節 森林の利用

領有當初諸般の施設未だ整はざる時代に於ては一時的利用の外森林を利用せんとするもの殆んどなかりしが、明治四十二年に電柱材、翌明治四十三年には枕木用材として移出せられてより之が利用逐年増加し、明

林業

治三十八年度に於ける材木賣拂額千貳百九圓に對し、大正十三年度に於ては實に壹千六拾七萬五千圓(官行  
研伐材賣拂額を含む)を突破するに至れり。

材木は本島の主要物産にして之が利用如何は本島の産業に影響する所大なるを以て、幾多調査研究の結果  
製紙原料たるパルプ製造に適切なるを認め、且つ國産の自給自足を圖る見地より紙料として利用するを得策  
なりとし、爾來斯業を奨励の結果大正二年始めて大泊及泊居に之が工場を建設翌大正三年より操業を開始せ  
り。是れ本島に於けるパルプ工業の嚆矢とす。爾來漸次隆盛に赴き現在之が工場、パルプの製産年額十一萬  
餘噸にして我國需要量の過半を占め、之に要する資材年額三百餘萬石に達す。

以上の外尙電柱、枕木、建設用材、薪炭用材其他需要多く比年其の範圍を擴張しつゝあり。  
苗圃事業、明治四十五年初めて豊原に苗圃を設け、僅かに播種及自然生苗木の移植養成等を試験的に行ひ  
來りしが、大正九年に至り清水外四箇所に、翌十年には留多加外一箇所に苗圃を増設し専ら種苗を養成しつ  
つあり。大正十年以降の主なる事業を擧ぐれば、

大正十年度トイマツ、エゾマツ及信州産松に島産落葉松各二石宛を播種し、尙同年秋季にトイマツ及エゾ

マツの自然生苗木十餘萬本を採取し、之を豊原及清水の苗圃に移植せり。

大正十一年度にはトイマツ、エゾマツ、カラマツ等の種子不作にして採取し能はざりし爲め、信州産落葉  
松種子一石九斗餘を各苗圃に分播したる外、トイマツ、エゾマツの自然生苗木五十五萬本を採取し之を用上  
外三苗圃に移植せり。

大正十二年度には豊原苗圃に於てトイマツ及エゾマツ九斗七升二合、カラマツ三斗、獨逸トウヒ三斗及其  
他の諸樹種六斗を、其の他の苗圃に於てはトイマツ、エゾマツ各二斗、カラマツ一斗、獨逸トウヒ一斗の  
別に播種し、尙養成苗木の床替並に掘置苗の手入等を行へり。

大正十三年度には豊原苗圃に獨逸トウヒ二斗、エゾマツ一斗、其の他の雜種四斗三升を、具塚及留多加を  
除く各苗圃には獨逸トウヒ二斗、エゾマツ一斗及カラマツ一斗宛を播種し、尙養成苗の床替並に掘置苗の手  
入等を行ひ、秋季に於て養成済林地植栽に充當し得べきものカラマツ外二種二七五、七〇五本を得たり。

大正十四年度には豊原、川上、富内岸、吐鯉保、泊居、寶澤の六苗圃に對しカラマツ、トイマツ、エゾマ  
ツ、ナ、カマド等二石一斗九升を播種し、尙豊原外七苗圃の養成に係るカラマツ、獨逸トウヒ、トイマツ、



林 業

二〇〇

エゾマツ等二、〇三六、一七九本に對し一回乃至三回の床替を行ひたる外、カラマツ外九樹種四、四三四、九九八本の据置苗に對し培養を行ひ、大正十四年秋季に於ける現在苗木数は播種三、六九二、六一八本、床替一、九一七、〇三三本、据置三、七二三、三五四本、合計九、三三三、〇〇五本を得、内養成済苗木にして林地植栽に充當せるものカラマツ外二種二七五、七〇五本、翌年度春期に於て養成済山行に適するものカラマツ外三種數六九二、〇二二を算す。

昭和元年度具備苗圃は地味春懸にして養成成績不良なるを以て之を廢し新に大泊に固定苗圃を設けたる外古牧眞岡澤の二箇所を臨時苗圃を設置し主として天然苗の移植養成に充つ。本年度の養苗は豊原、富内岸、泊居、寶澤、吐鯉保、大泊の六苗圃に對しカラマツ外二樹種數二七〇、〇〇〇本の天然苗の移植床替及豊原に於てポプラ二四〇本の挿穂を行ひ秋季に於ける現在數播種に於て七、九八六、三〇五、本床替に於て二、三一一、二一八本、据置に於て三、一四、五四八本、山苗養成に於て一九九、四五〇本、挿穂に於て一九〇本、合計一三、六一三、七一一本にして内養成済にして林地植栽に充當し得べきものカラマツ外三樹種數一、六四一、三五〇本を算す。

昭和二年留多苗圃は區域狹少擴張の餘地なく且つ民地借上げの關係上養苗上の支障多きを以て之を廢

止す。

本年度の養苗は豊原、川上、富内岸、清水、吐鯉保、寶澤、泊居、大泊の八苗圃に對しカラマツ外四樹種數二一石三斗を播種し豊原外七苗圃の養成に係るカラマツ外四樹種數二、八三〇、二一七本に對し一回乃至三回の床替を施行したる外豊原外八苗圃養成据置に係るカラマツ外六樹種數八、一〇九、五一四本の据置苗に對し培養を行ひ秋季に於ける現在苗木數播種に於て三、七九三、一九一本、床替に於て二、一九九、二五九本、据置に於て三、七九三、七一二本合計三、七九三、七九三、一六二本にして内養成済にして林地植栽に充當し得べきものカラマツ外六種數二、四三〇、七八四本の豫定にして逐年養成成績の向上は成苗數を増加すべく計々其實績を擧げつゝあり。昭和二年度末現在の苗圃を擧ぐれば左の如し。

名	稱	位	置	面	積	開設年月
豊原	豊原郡豊原町宇旭ヶ丘				一六、〇〇〇 <small>畝</small>	明治四五年五月
清水	眞岡郡清水村大字清水東一				五、〇〇〇 <small>畝</small>	大正九年五月

二〇一





も燃焼性に富む林木より成るを以て山火の危険極めて多く、防火線開設、法令に基く取締、火防組合の設置等種々畫策して之が禁遏に努め居れり。山火の原因は煙草吸殻、焚火不始末、汽車煤煙、開墾火入等最も多し。本島は邦領復歸前既に焼損せられたるもの實に十六萬町歩と稱せられ、其の火なるものは眞經久春内間及榮濱附近一帶にして其の状況慘然たるものあり。過去十箇年の山火統計を見るに一年を通じ最も多きは五月にして、六月及八月之に次ぎ九月は第四位にあり、尙五月の發生数は六、七、八の三箇月間の發生數と略其の割合を同ふす。山火の大部分は以上五箇月間に於て五、六月は最も注意を要する季節なり。

既往七箇年間(自大正九年度)の火災總件數は二一七件、被害面積一七七、八二七町にして、其損害額九拾餘萬圓の見込なり。以上の如く連年山火の被害著大にして本島の森林政策並に財政上急務に附すべからざる大問題なるを以て、從來消極的に愛林思想を鼓吹すると共に火防獎勵金を下附して一般島民の自警を促し、積極的には防火線の開設、法令に依る取締等を勵行して之が防遏に努め居れり。

防火線 防火線は大正十年以降毎年之を開設し昭和二年末の延長人工造林附帯線一九九、一二四間天然更新地設定線一二五、〇六六間に達せるが、將來是等防火線を據點として防火樹帯を造成し有終の效を收めんとす。

蟲害は大正八年に發生し、被害區域二十二萬町歩材積八千八百萬石に達したるも今や全く終熄せり。以上の外本島森林被害にはナラタケ、トヤマツ、エゾマツ腐朽菌、針葉樹心腐菌等の被害あるも極めて微々たるものなり。

### 第四節 森林調査

本島の邦領に歸するや其の森林概況調査の計畫を樹て、島内を十區に區劃し明治三十九年度に調査に着手し同四十一年度に之を完了せるが、大正二年更に十五箇年計畫を以て之が基本的調査を爲すこととせり。即ち全島三百三十餘萬町歩より開拓豫定地四十三萬町歩を控除し、之を三十箇の經營區域に分ちて事業區及保安林を設定せむとするものにして、此の計畫は經費其の他の都合により漸く大正五年度に至り經營調査事項中先づ林種區分及施業案の編成等をなすべく、三組の調査班を設け最も急要の地點より調査に着手せり。

大正五年五月訓令を以て經營調査に關する業務は林別區分、森林區劃、林況調査、更新方法、斫伐豫定案



説明書調製の六項と定め、其の内林別区分は左記に據りて調査することゝなれり。

第一、經濟林（第一種林、第二種林）

第二、保安林

第三、將來植用地となるべき見込の森林

第四、除地

而して之等の区分をなすに就ては次の標準による。

一、第一種林は森林を法正なる状態に導き、其の施業を永遠に保続し得べき區域

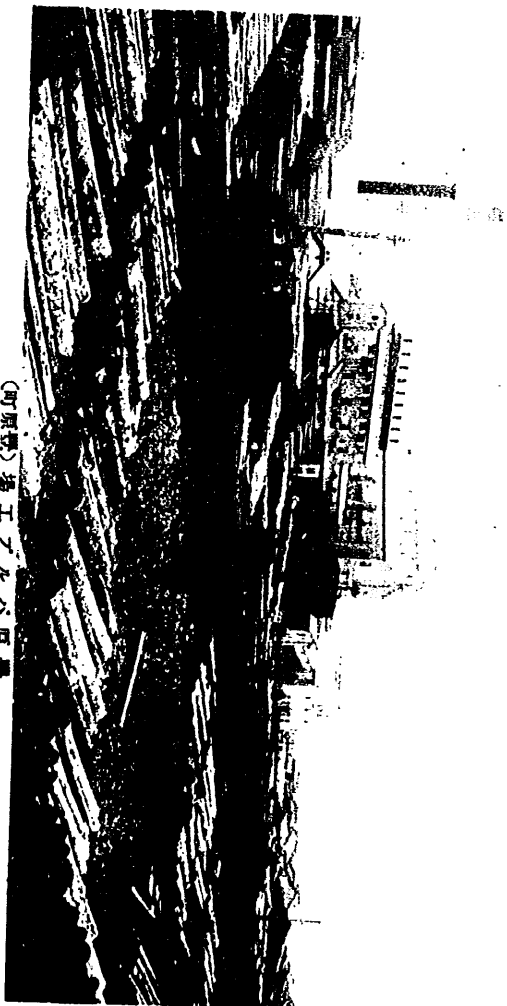
二、第二種林は地方居住者の用材、薪炭材又は鑛業用の材料を供給すべき區域

三、保安林は別に定むる所により保安上必要な區域

四、將來植用地となるべき見込の森林は傾斜二十度以下の土地にして農業に適する區域

五、除地は將來見込なき區域

大正七年度より既定計畫に基き調査班十二組を増して十五組とし、同時に十五箇年計畫にては長きに失す



(町原郷) 堀工ノル六原壘

る憾あるを以て之を十箇年に短縮したるが、大正十四年度を以て一先づ完了せり。

#### 第五節 林業試験

本島開拓の途を講ずるに當り無盡の森林を如何に利用すべきかは重大なる問題として夙に苦心せる所に於て、先づ本島木材の工藝的性質を研究して其の用途を開かんとし、明治四十三年六月廠内に臨時工業調査所を置き、更に同所所屬大泊工場を設置して化學工藝に關する試験及調査を行へり。其の主なるものは松脂ヨリテレピン油製造試験、樟油製造、木材乾燥、刺箸製造、ソンドラ製紙應用試験、パルプ試験、紙料工場廢液調査及乾留資料の調査等を行ひ斯業に寄與せる所尠からず、今日パルプ工業の盛大なるは實に其の賜と謂ふべし。

本島は北方に僻在し本土と其の氣候風土を異にするを以て林木の種類及林況等同じからず。従つて森林更新の方法、主開墾物の利用、造林樹種の選定等に關しては慎重に研究するの要あり、依つて先づ豊原の近郊大澤に面積二千二十七町歩を下して試験林を設定し、大正元年以降毎年各種の試験を行へり。其の科目を舉

林業

ぐれば左の如し。

- 一、傘伐更新法に基く後伐
- 一、傘伐更新法に於ける下種伐
- 一、帯狀皆伐更新法
- 一、立木材積と丸太材積の比較
- 一、雪中伐採による根腐試験
- 一、薪材層積と實積の比較
- 一、その他

然るに右試験林は大正十年中火災及松毛蟲の爲め其の殆ど全部を侵害せられたるを以て、前記各種試験も中絶の已むなきに至れるを以て大正十四年別に東海岸東白浦の南方保呂に試験林を設け大澤試験林は造林試験林とし十四年秋より播種、植樹等の試験を開始せり。

松毛蟲繁殖して世人の注目を惹くに至りしは大正八年なるも、其の發生は大正五年頃なるものゝ如く其の吹害の最も猛烈を極めたるは大正九年以後に屬す。當時驅除方法として誘蛾試験を行ひしに成績可良なりし

を以て、大正十年及十一年の兩年に亘り焚火誘殺法を施行し、其の防遏に努むると共に、一面松毛蟲に對する基礎的研究調査を行ひ、十三年榎太松姑孳に關する調査書を公にせり。

保呂試験林は面積五千六百町歩を占む。大正十四年施業案を樹立し大正十五年以來左記事項に關する試験を計畫し大澤試験林と相俟て各種試験を行ふと共に早速完備せる林業試験場を設置し其の運用によつて本局林業の進展に貢獻せん事を期待しつゝあり。

### 第六節 大學演習林

大正三年六月相川、小田寒川流域二萬町歩を劃て東京大學演習林設置せられ之と相前後して北海道、九州、京都各大學の演習林設置せらるゝに至れり。今其面積材積を表記すれば次の如し。

演習林名	所在地	面積	材積		
			針葉樹	闊葉樹	總計
東京大學演習林	茨城県茨城村相川流域	三、五五町	二、五九九	一、二〇〇	三、七九九
小田寒川流域の一部					

林業

京都大學 古丹岸演習林	敷香郡泊岸村古丹岸川流域	11,735	11,735	100
〃 臨屯演習林	敷香郡敷香村内川支流域	7,719	7,700	100
北海道大學演習林	久春内郡三濱村珍内川流域	19,900	19,900	100
九州大學演習林	敷香郡敷香村内川支流域 流保恵川流域	30,555	18,000	1,000
計		81,909	60,335	3,100

110

第七節 官行斫伐

第一款 概説

第二項 事業の開始

大正九年より大正十二年に亘る松毛蟲蔓延の爲め森林面積約二十二萬町歩、材積約八千八百萬石の被害を

蒙りたるが、當時之が利用應急の措置として其の一部は民間に拂下ぐると同時に他方官營に依る蟲害木の斫伐事業を計畫し、大正十一年度より事業を開始昭和元年度に於て大體所期計畫の完了を見るに至れり。  
然るに樺太國有林施業案編成の基礎的調査たる大正五年以降十箇年に亘り施行せる第一期森林調査(業積材積調査、林地調査)終了の結果を見るに、森林面積は二百八十六萬餘町歩(内立木地約二百萬町歩)にして總蓄積は約七億餘石を有するに過ぎず。依つて従來の方針即ち利用價値を有する林木(胸高直徑四寸以上)の皆伐法に依る百年輪伐天然更新の方針は到底維持し得ざると共に、残存木の枯死及成長旺盛期に在る材木を而して以上伐木方法の改訂に依る作業は従來の皆伐法に比し

- 一、損傷木及掛木を多く生ず
- 二、残存木の風害を蒙り易し
- 三、伐木に多額の經費を要す
- 四、伐採跡地の技藝及枯損木等の不整理は森林火災發生を助長す

111

林業

二二二

以上の如き危険あるも  
 一、森林の保護上最も重要な天然更新の安全を図り得  
 二、森林火災の防止  
 三、盗伐隠伐等の弊風除去  
 四、林木の集約的利用  
 五、調査監督費の節減  
 六、生産費の減少  
 七、林間移民の定着  
 八、従来の官行研伐に依り得たる技術者の経験を利用し得  
 等幾多の利益あり、然れども之を民營としては到底森林保護の不可能なる事情あるに鑑み、更に昭和二年  
 度より改訂方針に基き恒久的官行研伐事業を実施することとなりたり。

第二項 事業の計畫

昭和三年度事業計畫を示せば左の如し。

- 一、官行研伐収入 三、一三七、〇〇〇圓
- 二、官行研伐費 二、三〇六、一七四圓
- 三、事業 伐木一、三〇〇、〇〇〇石、搬出一、二五八、〇〇〇石、販賣一、二五八、〇〇〇石。

第三項 事業の組織

昭和二年五月二十五日勅令第一三三號を以て従来の臨時森林作業所官制中「臨時」の二字を削除し定置の機  
 關に改めたり。  
 所長は技師を以て充て技師、屬、技手及雇員等を配し、事業現場には事業所を置き現業に従事す。之を表  
 示すれば左の如し。

區別	技師	屬	技手	雇員	備人	計	事業所
内務	四	六	八	五	一	三	三
外務(事業所)	一	一	七	二	一	三	一

林業

二二三

伐木造材 造材方法は利用の集約運搬並に用途等の關係上エゾマツ、トドマツは總て丸太材末口直徑一〇乃至一四種以上長さ二、九及三、八米とし、カラマツは末口直徑一〇種以上長さ四、〇及四、二米に造材す。昭和二年度に於ては昭和元年産繰越を加へて五九八、八五〇立方米（約一、六七七、〇〇〇石）を伐採の豫定なりしが、交通及勞力供給の關係等により約五五〇、九五八立方米（約一、五四二、〇〇〇石）を實行せり。集材運搬 夏山小川は修羅、木馬、手浴し及玉曳等により流送地點に運材卷立をなし直に流送に付す。冬山は獨乳、四乳、トラクター等により流送地點又は海岸迄運搬し卷立をなす。トラクターはフォードソン六臺、I.I.I.W.二臺計八臺を輸入し幌岸、和愛、亞南、氣頓等の事業所にて之を應用したるが、初經驗のことゝて機械の故障多く爲めに豫期の成績を挙げ得ざりき。搬出は市場關係其の他を考慮して之を縮少し流送網場及海岸土場に卷立てたるものを合算するときは約七四、〇七し立方米（約二、二〇〇石）なり。

製品引渡 昭和二年産實行數量七四、〇七七立方米（二、二〇〇石）と臨時森林作業所時代に於て實行

し繰越せる數量一九九、八三六石八六合計四一、八三六石八六合全部を特賣處分せり。

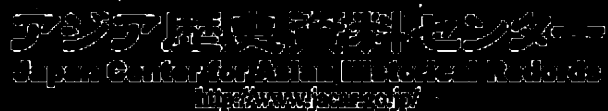
尙参考の爲め自大正十一年産至昭和元年産松毛蟲害に基く研伐事業並製品質擔の成績を左に掲ぐ。

第三款 事業の成績

事業 大正十一年度は當初計畫の通り九六三萬石を造材し内五十萬石搬出の豫定なりしも、民間造材の勃興に伴ふ勞力の不足並に勞銀騰貴等の關係を考慮し伐木數量を減じて搬出數量を増加せり。大正十二年度は蟲害蔓延状況當初の豫想に反し大體終熄の狀態に在りしも、恰も關東地方の震災あり、需要の激増に應ずべく増伐計畫を企てたるも勞力の拂底、勞銀及船運賃の暴騰等に累せられ成績豫期の如くならざりき。大正十三年度は増伐を豫定せるも、議會解散豫算不成立及政府の事業緊縮方針に餘儀なくせられ、二百三十萬石伐採二百五十萬石搬出の計畫に改めたるが比較的順調に進行せり。大正十五年度は百二十九萬石伐採、二百二十三萬石搬出の計畫なりしが事業上の都合に依り百十萬石伐採、二百十三萬石を搬出し残部は翌年度に繰越したり。今各年度の成績を表示すれば左の如し。

事業成績表

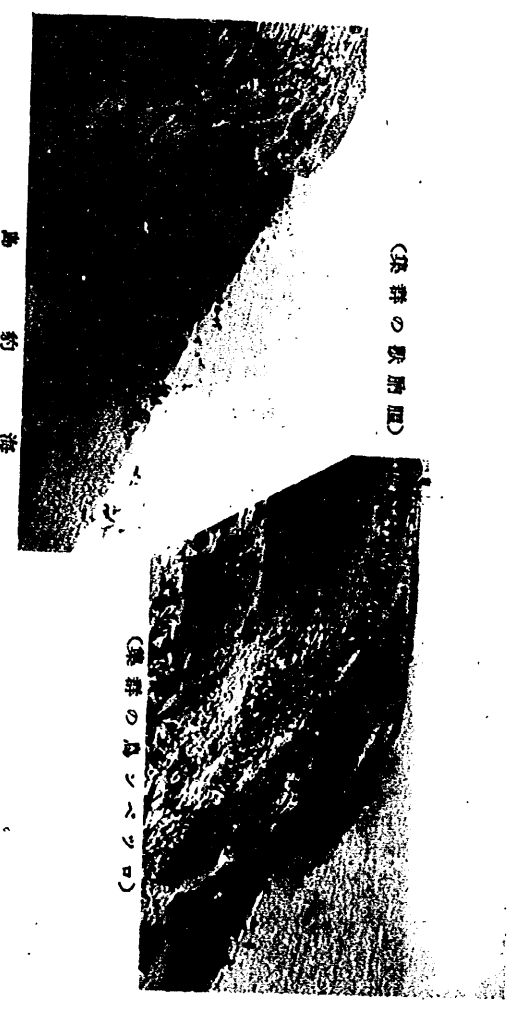
林業





年度	伐木	搬出	引渡	備考
大正十一年	三、三〇、〇〇〇 三、三〇、〇〇〇	六、五〇、〇〇〇 六、五〇、〇〇〇	六、五〇、〇〇〇 六、五〇、〇〇〇	一、搬出は鐵道沿線に在りては鐵道各驛附近土場其の他に在りては海岸最終土場迄とす。 二、敷は薪材なり。 三、大正十四年度鐵道事業二十二萬五千八百四十四石一斗六升を含む。
大正十二年	三、五九、四八七 一、〇九、〇〇〇	一、九〇、一五七 三三、〇〇〇	三、二二、〇〇〇 三三、〇〇〇	
大正十三年	二、三六、四九六 一、〇〇、〇〇〇	二、五〇、〇〇〇 二、三〇、二八三	二、五〇、〇〇〇 二、三〇、二八三	
大正十四年	一、〇〇、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇	七、〇八、二九二 一、〇〇、〇〇〇	七、〇八、二九二 一、〇〇、〇〇〇	
計	八、〇〇、〇〇〇 一、〇〇、〇〇〇	七、〇八、二九二 一、〇〇、〇〇〇	七、〇八、二九二 一、〇〇、〇〇〇	

●賣拂 製品は事業の状況及市場の關係等を考慮し、大正十一年度六十一萬五千餘石、大正十二年度二百一萬一千餘石、大正十三年度二百五十四萬七千餘石、大正十四年度二百六十九萬九千餘石、昭和元年度には百三十一萬九千餘石を販賣せり。即ち之を表示すれば左の如し。



炭素の炭素面

炭素の炭素面

年度	賣拂區別		年	期	豫約公募	特	賣	計
	木材積	金材積						
大正十一年	三、三三、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	三、三三、〇〇〇	三、三三、〇〇〇	三、三三、〇〇〇	三、三三、〇〇〇	三、三三、〇〇〇	三、三三、〇〇〇
大正十二年	三、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇
大正十三年	三、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇
大正十四年	三、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇
昭和元年	三、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇
計	三、三三、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	三、三三、〇〇〇	三、三三、〇〇〇	三、三三、〇〇〇	三、三三、〇〇〇	三、三三、〇〇〇	三、三三、〇〇〇

林業

### 第十一章 水産業

#### 第一節 總説

樺太に於ける鯨、鱈及鮭の漁業は遠く松前氏の經營時代に於て既に邦人に依り行はれたりしが、明治八年千島樺太交換條約の結果樺太が露領となりたる後に於ても漁業は尙依然として邦人に依り經營せられたり。而して鯨、鱈及鮭のみならず、其の他の魚族亦尠からざれば水産は樺太に於ける唯一の富源として重要視せられ、明治三十八年邦領に歸するや其の主要魚族たる鯨、鱈、鮭に付ては其の漁利を永遠に保持し、該漁業の他貨なる發達を期せむが爲め建網制度を採用し、其の漁場は露領時代に設けられたる漁區に基き之を定め邦人の經營したる漁場は從來の經營者に免許し、其の他の漁場は競争入札に依り漁業者を定めたり。鯨、鱈及鮭以外の漁業に付ては鯨、鱈、鮭の蕃殖保護に妨なき範圍内に於て一般に之を許可したりと雖も、是等の漁業に従事する者の多くは養力乏しき樺太定住の漁業者にして、其の収益亦鯨、鱈及鮭に比し尠く生計の維持困難なる狀況に在りしを以て、大正四年漁業法規の一部を改正して樺太定住の漁業者を以て組織する漁業組合に對し鯨、鱈、鮭の専用漁業を免許し、其の漁業組合員をして一般漁業に従事するの傍ら鯨、鱈及鮭の漁利に均霑せしめ以て漁業經濟の一端を補はしめたり。越えて大正十年専用漁業の数を増加し漁利の均霑に努め、更に大正十一年及大正十五年漁業法規改正に依り漁業免許の入札制度を廢したる外漁具漁法等漁業上改革せられたる點少からず。今現行漁業法規の主なるものを掲ぐれば左の如し。

- 一、漁業法
  - 一、樺太に於ける漁業法施行規則
    - 一、漁業登録令
      - 一、樺太に於ける漁業登録令施行規則
        - 一、樺太漁業取締規則
          - 一、鰮鮫及燈籠製造業取締規則
            - 一、水産物検査規則
              - 一、漁業組合令
                - 一、漁業組合令施行規則
                  - 一、水産組合規則等。
                    - 漁業を爲さむとする者は是等の法令に基き鯨、鱈及鮭の定置漁業、魚類介類漁業及専用漁業に付ては樺太廳長官の免許を受けることを要す。而して鯨、鱈及鮭の免許漁業は特定の事項(樺太に於ける漁業法施行規則第九條)に該當する場合に非ざれば免許を與へず。其の漁具は鯨に付ては建網、鱈、鮭に付ては建網又は錨網に限られ、又専用漁業は鯨に付ては刺網及小建網又は曳網、鮭に付ては小建網又は曳網に限らる。



水産業

二二二

本漁業に使用する漁具は明治三十九年は露領時代の例に倣ひ建網一統及曳網一統なりしが、翌明治四十年より曳網を廢し副網に代へ建網二統を使用せしめたり。然るに大正九年漁業法規を改正し一漁業權に付一建網の制に改め、鱒、鮭と鱈とは別個の漁業權とし、鱈漁業に對しては副網に代ふるに待網を以てせり。大正十一年再び漁業法を改正し之に伴ひ待網に代ふるに建網を免許したる結果、大正六年度に於ける定置漁業權三百六十四漁場に對し現在建網四百六十二、鱒及鮭副網又は建網二百七十四に及びり。尙大正五年より專用漁業場を設け現在其の數六十七に達せり。

鱈は其の大部分は漁業者に依り搾粕に製造せらるゝと雖も、近時身欠鱈並に鱈の製産次第に増加し品質亦漸次改良せらるゝに至れり。

鱈漁獲高(生鱈ノ重量ニシテ、百石ヲ二萬貫トシテ計算シタルモノ)

| 年度    | 支那       | 香元       | 泊原       | 大泊       | 本斗       | 真岡       | 泊居       | 計        |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 大正十四年 | 四、五〇、〇〇〇 | 七、八三、二五〇 | 七、〇六、三〇〇 | 二、四三、九〇〇 | 一、九六、八〇〇 | 八、〇六、六〇〇 | 三、八〇、一〇〇 | 四、五〇、〇〇〇 |

|      |          |          |          |          |          |          |          |          |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 昭和元年 | 七、二六、七〇〇 | 四、六九、八〇〇 | 五、〇三、八〇〇 | 〇、七〇、七〇〇 | 二、四四、六〇〇 | 〇、八六、九〇〇 | 三、八三、五〇〇 | 二、四四、五〇〇 |
| 昭和二年 | 五、三九、六〇〇 | 六、三六、六〇〇 | 九、六六、三〇〇 | 三、五五、五〇〇 | 三、〇三、六〇〇 | 八、七〇、九〇〇 | 三、三〇、六〇〇 | 九、二七、六〇〇 |

鱒 鱒漁業は鱈漁業に次ぐ重要漁業にして東海岸を主とし、就中幌内川を中心とする多摩加新間及内泊川を中心とする元泊富内間を最とす。此の外胆廬灣に在りては中知床岬及鈴谷川、留多加川を中心とする一帯は稍漁獲多く、西海岸に於ては内幌、樂府附近及來知志川日附近を除きては鱒漁場として價値あるものなし。

本漁業に使用する漁具は従來建網に限られたるが大正九年より副網をも使用し得ることゝなれり。

漁況は年に依り豊凶著しと雖も大凡五年を以て周期となすものゝ如し。

鱒は冷蔵船に依り内地及島内各地へ生賣せらるゝもの及罐詰原料に供するもの次第に増加せるも尙其の大部分は鹽藏せらる。

水産業

二二三

水産業

鱒漁獲高(生鮮重量ニシテ、一尾三百六十四)

| 年度    | 支離 | 敷          | 香        | 元        | 泊        | 豊        | 原        | 大        | 泊        | 本        | 斗        | 眞        | 岡        | 泊        | 居        | 計        |
|-------|----|------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 大正十四年 |    | 五、六、六四     | 一、四、六三   | 二、六、八〇   | 一、四、七三   | 一、六、二九   | 一、六、四七   | 一、六、四七   | 一、六、四七   | 一、六、四七   | 一、六、四七   | 一、六、四七   | 一、六、四七   | 一、六、四七   | 一、六、四七   | 一、八、〇、〇〇 |
| 昭和元年  |    | 二、五、二五〇    | 一、二、八、七〇 | 一、六、七、〇〇 | 一、六、七、〇〇 | 一、六、七、〇〇 | 一、六、七、〇〇 | 一、六、七、〇〇 | 一、六、七、〇〇 | 一、六、七、〇〇 | 一、六、七、〇〇 | 一、六、七、〇〇 | 一、六、七、〇〇 | 一、六、七、〇〇 | 一、六、七、〇〇 | 一、八、〇、〇〇 |
| 昭和二年  |    | 一、〇、五、一、六四 | 四、一、五、〇〇 | 三、六、三、〇〇 | 三、六、三、〇〇 | 三、六、三、〇〇 | 三、六、三、〇〇 | 三、六、三、〇〇 | 三、六、三、〇〇 | 三、六、三、〇〇 | 三、六、三、〇〇 | 三、六、三、〇〇 | 三、六、三、〇〇 | 三、六、三、〇〇 | 三、六、三、〇〇 | 一、八、〇、〇〇 |

鱒 鱒は夏期秋期の二期に漁獲せられ前者を夏鱒又はトキノラズと云ひ後者をアキアヂと稱し、其の分布區域狭く豊凶の差少し。夏鱒は東海岸敷香附近を主として一漁場にして漁獲高六萬貫以外に達するものもある他の地方は甚だ稀薄なり。アキアヂは西海岸に於ては多關泊、麻内、阿幸及南名好川附近、東海岸に在りては内瀬川附近に多く一漁場にて三萬貫以上漁獲するものあり。

鱒は鱒と同じく一部冷蔵に依り生賣せられ又は罐詰原料に供するも其の大部分は鹽鱒に製せられ、近時鱒

製品の製造を企圖するものもあるも尙其の産額多からず。

鱒漁獲高(生鮮重量ニシテ、一尾九百五)

| 年度   | 支離 | 敷        | 香        | 元        | 泊        | 豊        | 原        | 大        | 泊        | 本        | 斗        | 眞        | 岡        | 泊        | 居        | 計        |
|------|----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 大正十年 |    | 一、四、八、〇〇 | 一、七、〇、〇〇 | 三、〇、〇、〇〇 | 一、七、〇、〇〇 | 一、七、〇、〇〇 | 一、七、〇、〇〇 | 一、七、〇、〇〇 | 一、七、〇、〇〇 | 一、七、〇、〇〇 | 一、七、〇、〇〇 | 一、七、〇、〇〇 | 一、七、〇、〇〇 | 一、七、〇、〇〇 | 一、七、〇、〇〇 | 一、八、〇、〇〇 |
| 昭和元年 |    | 三、五、〇、〇〇 | 四、一、〇、〇〇 | 八、〇、〇、〇〇 | 四、一、〇、〇〇 | 四、一、〇、〇〇 | 四、一、〇、〇〇 | 四、一、〇、〇〇 | 四、一、〇、〇〇 | 四、一、〇、〇〇 | 四、一、〇、〇〇 | 四、一、〇、〇〇 | 四、一、〇、〇〇 | 四、一、〇、〇〇 | 四、一、〇、〇〇 | 一、八、〇、〇〇 |
| 昭和二年 |    | 一、六、七、〇〇 | 四、一、〇、〇〇 | 三、〇、〇、〇〇 | 四、一、〇、〇〇 | 四、一、〇、〇〇 | 四、一、〇、〇〇 | 四、一、〇、〇〇 | 四、一、〇、〇〇 | 四、一、〇、〇〇 | 四、一、〇、〇〇 | 四、一、〇、〇〇 | 四、一、〇、〇〇 | 四、一、〇、〇〇 | 四、一、〇、〇〇 | 一、八、〇、〇〇 |

鱒 鱒は沿海沖合一帯に棲息せるも其の主産地は西海岸野田より武窓泊に至る間に於て、該地方に於ては夏期三箇月を除くの外殆ど該漁業に従事す。同地方に於ける盛漁期は所謂春漁季節即ち二月より六月に至る時期にして、此の期間に於ける漁獲高川崎船一隻にて三萬貫乃至四萬貫、發動機付漁船一隻にて五萬貫乃至十萬貫に達す。十月より翌年一月に至る秋及冬漁は漁獲高春漁の半に達せず。大正十四年夏以來小型發動機

水産業

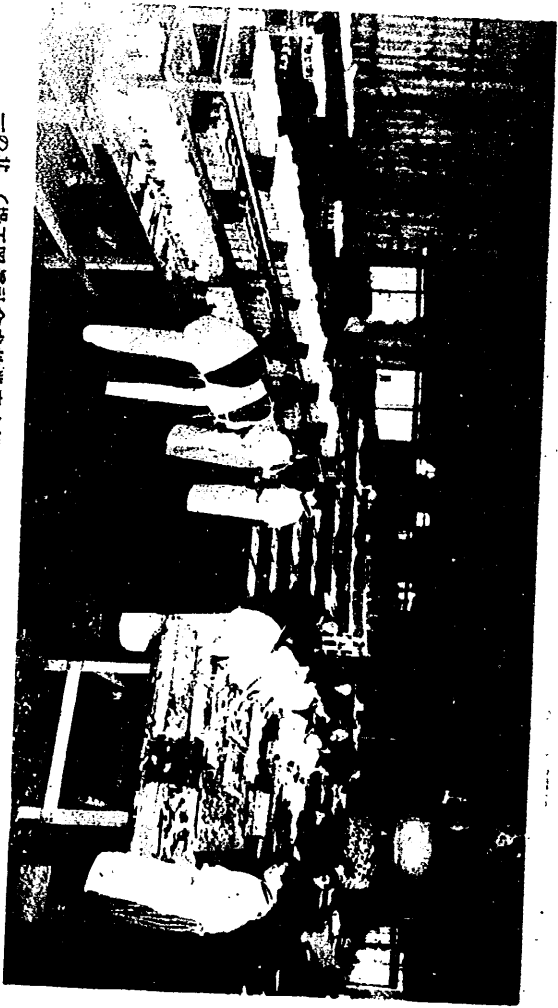
水産業

二二六

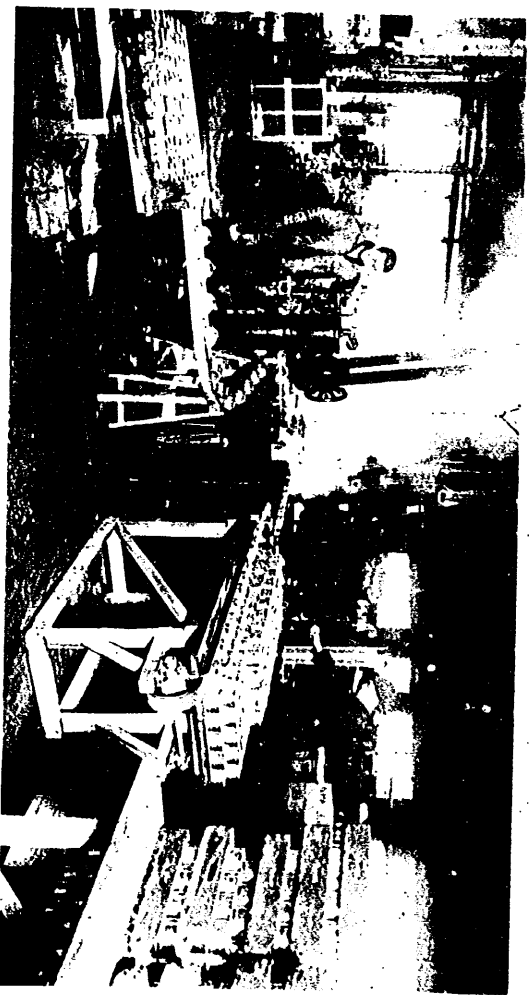
船隻増したるを以て今後は其の産額著しく増加すべし。  
 鱈は主として棒鱈に製するも夏季に於て樽粕又は開鱈に製するもの亦尠からず。尙大正六年頃より歐米輸出向鱈、特にストックフイツシユの製造企業せられ、大正八年の如き其の年産額二十五萬五千貫に達したるも、大正九年以降歐米市場の變動と一般經界の打撃とに依り漸次減少し現在は殆ど休止の状態に在り、大正十四年以來鱈鱈として移出せらるゝもの百萬尾に達するに至れり。  
 尙開産品たる鱈肝油の製造盛にして主要なる鱈漁業地には其の工場を見ざるなく、製品は工用油及薬用肝油の二種にして其の年産額二萬兩に達す。

鱈漁獲高(生鱈ノ重量ニシテ、一尾八百匁ト)  
 シテ計算シタルモノ

| 年度    | 支離 | 敷 | 香 | 元 | 泊   | 豊 | 原   | 大 | 泊       | 本   | 斗   | 眞   | 岡   | 泊 | 居   | 計         |
|-------|----|---|---|---|-----|---|-----|---|---------|-----|-----|-----|-----|---|-----|-----------|
| 大正十四年 |    |   |   |   | 三九〇 |   | 五二七 |   | 100,000 | 五八三 | 三六九 | 二六六 | 一三三 |   | 三九〇 | 八、六六五、二八八 |



一の共 (場工岡真社株式会社製氷機、脂肉及肉運) 況實造製船機業



二の井 (精工岡谷株式会社株業産本権、消肉及肉運) 泥 質 造 製 結 確 築



|      |     |       |         |           |           |         |           |
|------|-----|-------|---------|-----------|-----------|---------|-----------|
| 昭和元年 | 二八八 | 五,四四〇 | 一〇八,〇〇〇 | 四,九六六,六八八 | 三,二二九,七五五 | 二〇〇,〇〇〇 | 八,四四〇,〇〇〇 |
| 昭和二年 | 三〇〇 | 四,五六八 | 一〇八,〇〇〇 | 四,九六六,六八八 | 三,二二九,七五五 | 二〇〇,〇〇〇 | 八,四四〇,〇〇〇 |

鯨の種類は十数種に及び、其の棲息を見る。漁業は延縄及手繰網漁業の二種なりし、最近従動機船に依る底曳網漁業續出せり。鯨は生賣せらるゝの外は悉く搾油に製造せらる。

鯨漁獲高(生鯨ノ重量ニシテ、百石ヲ二萬貫トシテ計算シタルモノ)

| 年度    | 支     | 出     | 入     | 出     | 入     | 出     | 入     | 計     |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 大正十四年 | 八,六六六 | 六,六六六 | 三,五三〇 | 四,六六六 | 二,四九九 | 三,七九九 | 六,八〇〇 | 八,四九九 |
| 昭和元年  | 五,四四〇 | 四,三三〇 | 五,三三〇 | 三,三三〇 | 三,三三〇 | 三,三三〇 | 三,三三〇 | 三,三三〇 |
| 昭和二年  | 三,〇〇〇 | 三,八八〇 | 五,〇〇〇 | 三,三三〇 | 三,三三〇 | 三,三三〇 | 三,三三〇 | 三,三三〇 |

水産業

水産業

蟹の最も多く利用せらるゝものはタラバガニと稱するものにして、沿海到る處に棲息し就中西海岸及  
 亞庭灣口に多く、専ら刺網を使用して漁獲せらる。  
 明治四十二年以降鐘詰製造業勃興に伴ひ本漁業の隆盛を來せしが、濫獲の弊に陥るを避け之が蕃殖保護の  
 爲め雌蟹及背甲五寸以下の稚蟹の漁獲を禁止し、且つ一定の禁漁期を設くる等力めて漁利の維持を圖れり。  
 蟹は少量の生賣を除くの外全部鐘詰及燈詰に製造せられ大正六年には其の産額十二萬兩價額百拾六萬五  
 千餘兩に上れるが、蟹漁獲高漸減の傾向を呈せるを以て大正九年工場の間合を行ひ、蟹の濫獲を防ぐと共に  
 一面製品の改良統一を計り、樺太の重要水産物として其の聲價を擧ぐるに努め居れり。販路は従來米國を主  
 とせしが近時歐洲各國(特に英國)及南洋方面に販路を開拓しつつあり。

蟹漁獲高

| 年度    | 支廳 | 數 | 香     | 元 | 泊     | 豐 | 原      | 大 | 泊      | 本 | 斗      | 真 | 岡     | 泊 | 居     | 計       |
|-------|----|---|-------|---|-------|---|--------|---|--------|---|--------|---|-------|---|-------|---------|
| 大正十四年 |    |   | 1,500 |   | 7,700 |   | 29,300 |   | 30,600 |   | 30,982 |   | 2,000 |   | 2,000 | 102,000 |

| 昭和元年  | 昭和二年  | 昭和三年  | 昭和四年  | 昭和五年  | 昭和六年  | 昭和七年  | 昭和八年  | 昭和九年  | 昭和十年  | 昭和十一年 | 昭和十二年 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 |

昆布 昆布は其の分布頗る廣く全沿海殆ど産せざるなく就中西海岸及亞庭灣に多産す。西海岸に於ては有  
 都以南西能登呂に至る間及海馬島最も多く品質亦良好なり。亞庭灣に於ても大泊、池邊間産額多く品質西  
 海岸に次ぎ、東海岸は品質一般に劣れり。昆布は豐凶隔年にして凶年には豐年の二分の一にも達せざること  
 あり。

昆布は其の種類品質等に應じ反昆布、長切昆布、花折昆布、細目昆布、トロ、昆布、島田昆布等に製せら  
 れ、食用に堪へざるものは沃度製造の原料としてケルプに製せらる。沃度及加里製造業は一時海岸到る處盛  
 に行はれたるも近時全く休止の状態に在り。

昆布製品(昭和二年)

水産業

水産業

二二〇

| 品種 | 支離 |   |   |   |   |   |   | 合計 |
|----|----|---|---|---|---|---|---|----|
|    | 反  | 長 | 花 | ト | 島 | 瑞 | 其 |    |
| 昆  | 切  | 折 | 折 | 川 | 折 | 足 | 計 |    |
| 布  | 昆  | 昆 | 昆 | 昆 | 昆 | 昆 | 他 |    |
| 香  |    |   |   |   |   |   |   |    |
| 元  |    |   |   |   |   |   |   |    |
| 泊  |    |   |   |   |   |   |   |    |
| 豊  |    |   |   |   |   |   |   |    |
| 原  |    |   |   |   |   |   |   |    |
| 大  |    |   |   |   |   |   |   |    |
| 泊  |    |   |   |   |   |   |   |    |
| 本  |    |   |   |   |   |   |   |    |
| 斗  |    |   |   |   |   |   |   |    |
| 眞  |    |   |   |   |   |   |   |    |
| 岡  |    |   |   |   |   |   |   |    |
| 泊  |    |   |   |   |   |   |   |    |
| 房  |    |   |   |   |   |   |   |    |
| 合  |    |   |   |   |   |   |   |    |
| 計  |    |   |   |   |   |   |   |    |
| 金  |    |   |   |   |   |   |   |    |
| 額  |    |   |   |   |   |   |   |    |

鯨 沿海は鯨族の洄游地からず、殊にコクヂラノ一種ガクケと稱するもの極めて多く、南部に於ては座頭長鯨の洄游を見る事あり。捕鯨業は露領時代に於て既に之に従事せしものありしも、當時設備の不充分と交通の不便とに依り其の發達を見るを得ざりしが、明治四十三年以來大日本水産株式會社は亞細洋内各港を根據地として諸式捕鯨業を開始し、大正三年以降休業の状態にありしが其の後東洋捕鯨株式會社と合併し、亞細洋内各港に根據地を選定し事業に着手して今日に至れり。最近に於ける捕獲頭数は大正十二年十六頭、大正十三年は休業し、大正十四年には三十六頭、昭和元年には四十九頭、昭和二年に於て三十九頭を捕獲せり。

鰮 鰮は我が國唯一の鰮産地として、米領アリヒロフ群島及露領コマンドルスキー群島と共に北太平洋に於ける三大棲息地として並び稱せらる。明治三十八年樺太の我が領有に歸するや直に獲獲を禁止し、之が獲獲状態を調査し、翌明治三十九年より年々監視員を駐在せしめ専ら鰮産地保護及調査に従事せしめたり。

明治四十四年英米露と條約の結果大正元年より之が獲獲を開始せり。

水産業

二二一

鰮産地保護状況

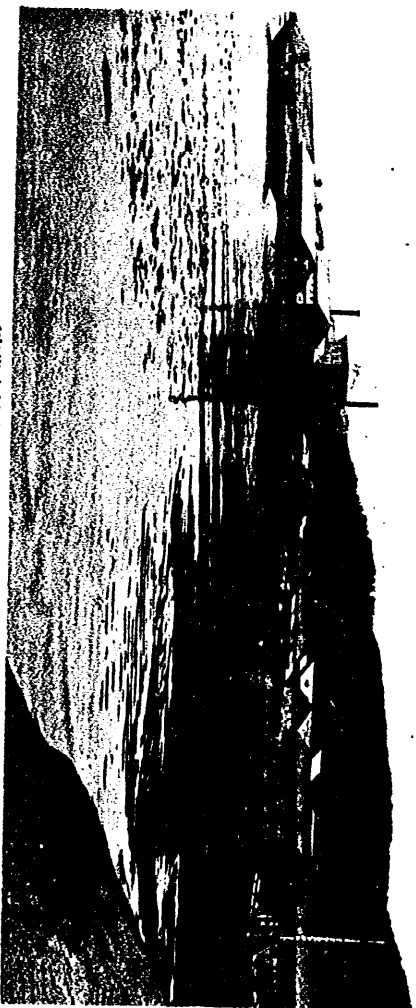
水産業

| 年別    | 最大上陸数 | 産兒数   | 死兒数   | 獵獲頭数  |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 大正十四年 | 三、八〇三 | 八、五三六 | 三、二〇〇 | 八、六八八 |
| 昭和元年  | 二、四三三 | 九、六四四 | 四、四〇〇 | 一、三三三 |
| 昭和二年  | 六、〇〇六 | 二、〇〇六 | 三、三三三 | 一、〇〇八 |

以上各種水産物の最近の總價額を示せば左の如し。

| 種類 | 年度    | 總價額      |
|----|-------|----------|
| 鱈  | 大正十四年 | 二、七六、〇〇〇 |
|    | 昭和元年  | 三、七九、〇〇〇 |
|    | 昭和二年  | 二、四三、〇〇〇 |
| 鱈  | 大正十四年 | 八、三三三    |
|    | 昭和元年  | 二、四三三    |
|    | 昭和二年  | 一、〇〇八    |

水産物總價額



(千葉県市川市) 漁船の碇泊場











は、アタシ多くカジカ及小鱈等亦相當に棲息せり。

其の他、以上の外延種の強弱、釣鉤浮子及漁網染料の如き漁具材料に關する試験、本島近海に於ける三大漁族の根本的調査等を行ひ、各種試験、調査の結果其の成績良好なるもの又は漁業上參考となるべき必須なる事項は可成其の都度之を發表し、當業者に向ひて極力指導獎勵に努めつゝあり。

大正十四年度に於ては各府縣下に於て好成绩を示しつゝある小型發動機漁業を指導獎勵したるに、僅に一箇年を出て予して本斗野田間沿岸漁村に於て五馬力乃至十五馬力程度の小型動力を川崎造船に据付け著業せるもの五十餘艘の多きに達し、現在西海岸を通じ九十餘艘を算し今後益増加せむとするの趨勢を示しつゝあり。

第二項 水産製造

魚粕製造試験 米國プロセツス會社製機械を設置し、主として練粕製造試験を施行の結果操業の利便、製品々質の精良、魚油の増收等見るべきもの多々ありと雖、機械及建築物等に多額の固定資本を要するを以て經濟上不利なる缺點あるも本機利用法に就いては目下講究中なり。

魚粕壓搾試験 動力、手廻兼用の簡易なる機械を考案し、練粕壓搾につき試験を遂行し豫期の成績を得たるを以て、之れが使用法に就き一般當業者を誘導しつゝあり。

改良籠試験 烏産石材を以て改良籠を設置し、從來の土籠と比較し燃料、能率其の他に關し試験の結果良好なる成績を擧ぐるを得たりしを以て當業者の參考に供しつゝあり。

人口乾燥試験 冬季間に於て粹鱈、開鱈等の人工乾燥を行ひ、製品の速成、品質向上等に就き研究を續行し、解主産地北本斗に於て當業者の指導の傍ら實地試験を行ひ、稍所期の目的を達したるも、尙進んで經濟上に關する試験を重ねると共に梅雨期に於ける製品速成試験をも併行せんとす。

魚粕防腐試験 兩箇市に於て發賣ミダカ劑に付試験を行ひ、良好なる成績を得たるを以て一般當業者に紹介せし結果野田、島内各地漁業組合に於て、春、夏、秋に之を利用し効果を擧げつゝあり。

分析試験 當業者の出願に係る水産物製造に附隨したる各地の分析、鑑定を行ひ、之が結果を一般に公表して參考に供し居れり。

食糧品製造試験 其の主なるものを示せば左の如し。



水産業

二四二

一、鮭 鹽漬品、粕漬、三五八漬、鮭漬、酢漬、燻製、身欠及鮭粕漬、鮭味淋漬及御所漬、磯千鳥、栗漬、魚圍、富貴鮭鱈詰、温煙、身欠味付等

一、鱈 鹽漬、燻製、削節、各種鱈詰等

一、鮭 鹽漬、巻鮭、栗漬、燻製、粕漬、水煮及味付鱈詰、孵化場親魚利用等

一、鱈 鹽漬、燻製、凍乾品、福多良、栗漬、紅葉漬、燻製、多加良揚、鱈卵大和煮鱈詰、惠美壽鱈等

一、蟹 鱈詰、凍乾品、味付乾、佃煮、鹽漬品、酢漬、蟹味噌、蟹あられ、粕漬等

一、海果 雲丹、彌貴雲丹、木の華雲丹、味付鱈詰、雲丹煎餅等

一、鮭鱈卵 鹽漬、粕漬、イクラ改良筋子等

一、魚介藻類 岩鱈貝水煮、水下水利用加工品各種、つぶ味付、岩海苔佃煮、昆布佃煮、いか味付、北寄貝鱈詰、鮭水煮及味付鱈詰、フジコ味付、仔鱈各種鱈詰、たこ酢漬及粕漬等

以上各種食品製造試験の結果成績良好なるものは之を富業者に奨励指導したる結果近時一般に水産物加工事業に著目する者漸次多きを加へ、燻製事業を開始せるもの四を算し、雲丹製造業に従事するもの海馬島及西海岸の一部に於て既に十指を屈するに至れり。鮭粕漬は大抵生産に適するを以て有視せられ之が計畫中

のものあり。鱈詰類にては鮭の水煮、味付鮭、魚圍の油漬品仔鱈味付等は原料豊富にして比較的安値なるを以て支那、臺灣向として可能性を有し、尙凍鱈及水下水凍乾製品は本島特産品なるを以て之が製造法の研究及販路調査に努めると共に、岩海苔及昆布佃煮の需要は漸次増加の傾向を呈し居れるを以て此の機を利用し鳥產品の経値向上を図り居れり。尙アサリ貝、白魚、公魚、フジ子等の加工試験、製品の營養價值増進、生産費の軽減、販路の擴張等に最善の努力を爲しつあり。

第三項 水産養殖

● 鮭調査 本調査は大正十年度より繼續施行し、主として春鮭の形態及生態に就き生物學的調査を爲し、形態調査の結果 (一) 西海岸沿岸に於ては年齢滿五年生にして脊椎骨數五十三個を有するもの多く、海馬島及安房近海にては年齢滿十一年乃至十三年生にして脊椎骨數五十五個のもの多し、(二) 亞陸内國留以東の沿岸に於ては年齢滿五、六年生にして脊椎骨數五十三個のもの多く、兩龍沿岸にては年齢滿三年生脊椎骨數五十二個を有するもの多数を占め、能登近海にては年齢滿十一年脊椎骨數五十四、五個を有するものも來游す。(三) 來游期節に依り鮭の型に相異點あるの事實を確めしも東海岸處に就ては後日の調査研究を

水産業

二四三

要す。又生産調査の結果は (一) 沖合洞游の場合と沿岸に襲来する場合とは洞游適温範圍を異にし、(二) 沖合洞游の場合には概ね未熟なるも沿岸に襲来するものは然らず。(三) 沿岸に襲来する場合は其の海水柱濃度中キートセラズ、タラシオンイラ等の多量に發生せるにより混濁せし時最も適當なり。

蟹抱卵飼育孵化試験 本試験はタラバ蟹孵化事業の準備試験にして、大正十年度より繼續實施し大正十四年度迄に判明せる事實次の如し。(一) 仔蟹は孵化後水温攝氏四度より零下八分までの間に於ては二十三日間、四度八分乃至九度に於ては九日間飼育し得たり。(二) 孵化後鹽分三三・〇〇乃至三四・五一%に於ては二十三日間、三三・〇二乃至三三・〇六%に於ては十三日間、三一・〇四乃至三三・〇二%に於ては九日間生存せり。(三) 水温攝氏四度より零下八分に至る間に於て鹽分三一・〇〇乃至三四・五一%に於ては仔蟹の發育良好にして十四日に脱皮し二十日後に於てメタゾエア型に似たる状態を呈せるも、其の場合に於ては脱皮することなく發育不良にしてゾエア期を脱せずして死せり。(四) 發眠前の卵を飼育するも發眠に至らずして死に至れり。(五) 仔蟹孵出後蟹肉、蟹肉、昆布、鵝卵黄味を乾燥粉末となし飼料となして投入せるに、蟹蟹肉粉末の場合には參集捕食し、昆布粉末の場合には參集するも之を食するの状なく散去し、鵝卵黄味粉末



蟹 抱 卵 飼 育

の場合には投入するや相争ふて群集捕食し粉末沈下するに随ひ沈降するものゝ如し。

海洋調査 本島近海の海洋状態を顯明ならしめむ爲め鶴城、久春内、樂磨、海馬島、西能登呂、長濱、元泊、敷香等に定地観測點を設け、自四月至十一月間或は周年観測をなし以て各月に於ける海洋の變化を調査すると共に、自三月至十一月間各月樂磨正西一測點を基點とし西方二十一測線上三測毎に横斷観測をなし、夏季本島近海全般に亘る大横斷観測を實施し、且つ標識海流塔を放流し表層流の概要を調査せしに、(一) 本島近海を環流する海流に對馬、韃靼、オホツクの三海流存在し、(二) 對馬海流は北海道西海岸を流ひつゝ北進し來り其の主部は本島西海岸に沿ふて北上するも、宗谷海峡を横斷するに際し分流を出し海峡深く浸入し、其の主部は北海道北見沿岸に沿ふて南下千島列島に至り諸島の海峡を通過して千島海流と合し再び南下するものゝ如く、分流の一部は亞庭灣に入りオホツク海流の分流と合し灣内を時計針の廻轉方向と反對方向に流れ去り、他の一派は中知床岬を廻りて北知床岬方面に北上して海約島近海に於てオホツク海流の南下に相遇し之がため多來加灣内に壓入せらるゝが如し(北知床岬以北にまで其の一部北上するものならんも未調査に付き斷定し得ず)。(三) 韃靼海流は本島西海岸を北上せる對馬海流が間宮海峡に至り冷却し且つアム

水産業



その他、西海岸に在りては本斗、野田、泊岸、蕨須取、東海岸に在りては、落合、茶瀬、元泊、知取、敷香等あり。夫々特殊の使命を有し、内部の開拓交通の普及と相俟て漸次發展しつゝあり。  
 會社 會社設立の狀況は産業の發達に伴ひ大規模の企業漸次増加し、殊に近年各種工業を目的とする大會の設立せられるもの多きを加ふる傾向を示せり。

構太に本店を有する會社

(昭和二年末現在)

| 種別   | 會社數 | 資本金         | 拂込金        |
|------|-----|-------------|------------|
| 株式會社 | 一一四 | 一〇七,五三三,〇〇〇 | 六,七三三,〇〇〇  |
| 合資會社 | 一〇三 | 一,四〇一,五七〇   | 一,四〇一,五七〇  |
| 合名會社 | 三   | 一,三三三,〇〇〇   | 一,三三三,〇〇〇  |
| 計    | 二二〇 | 一一〇,二六八,〇〇〇 | 六四,四六七,五七〇 |

構太外に本店を有する會社

(昭和二年末現在)

| 種別   | 會社數 | 資本金        | 拂込金       |
|------|-----|------------|-----------|
| 株式會社 | 一五  | 一七,六六六,〇〇〇 | 一,一〇〇,〇〇〇 |
| 合資會社 | 一   | 五,〇〇〇,〇〇〇  | 五,〇〇〇,〇〇〇 |
| 合名會社 | 一   | 五,〇〇〇,〇〇〇  | 五,〇〇〇,〇〇〇 |
| 計    | 一七  | 二七,六六六,〇〇〇 | 一,一〇〇,〇〇〇 |

物價 戦後各種企業の興隆に伴ふ労働者の増加、農村好況に伴ふ購買力の増進等相俟て、物價は漸次強調を辿りしも現在に於ては殆んど内地の其れと大差なし。  
 左に昭和二年八月の重要物價を表示せん。

豊原市場重要物價 (昭和二年八月現在)

商工業

| 和赤糖  | 和白糖  | 茶    | 酒    | 牛乳   | 豚肉   | 牛肉   | 牛乳   | 石    |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 一    | 一    | 一    | 一    | 一    | 一    | 一    | 一    | 一    |
| 升    | 升    | 升    | 升    | 升    | 升    | 升    | 升    | 升    |
| 0.15 | 0.15 | 0.15 | 0.15 | 0.15 | 0.15 | 0.15 | 0.15 | 0.15 |
| 根    | 根    | 根    | 根    | 根    | 根    | 根    | 根    | 根    |
| 六分   | 四分   | 九分   | 角    | 洋    | 美    | 白    | 木    | 薪    |
| 根    | 根    | 根    | 根    | 根    | 根    | 根    | 根    | 根    |
| 一    | 一    | 一    | 一    | 一    | 一    | 一    | 一    | 一    |
| 坪    | 坪    | 坪    | 坪    | 坪    | 坪    | 坪    | 坪    | 坪    |
| 1.10 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 |

| 酢    | 醬    | 味    | 蕎麥   | 小麥   | 小麥   | 大豆   | 大豆   | 蒸麥   | 精麥   | 精麥   | 米    |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 一    | 一    | 一    | 一    | 一    | 一    | 一    | 一    | 一    | 一    | 一    | 一    |
| 升    | 升    | 升    | 升    | 升    | 升    | 升    | 升    | 升    | 升    | 升    | 升    |
| 0.15 | 0.15 | 0.15 | 0.15 | 0.15 | 0.15 | 0.15 | 0.15 | 0.15 | 0.15 | 0.15 | 0.15 |
| 綿    | 木    | 昆    | 綿    | 綿    | 綿    | 綿    | 綿    | 綿    | 綿    | 綿    | 綿    |
| 一    | 一    | 一    | 一    | 一    | 一    | 一    | 一    | 一    | 一    | 一    | 一    |
| 反    | 反    | 反    | 反    | 反    | 反    | 反    | 反    | 反    | 反    | 反    | 反    |
| 1.10 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 |

商工業

● 勞銀 大正五年以後歐洲大戰の進展に伴ひ財界は未曾有の活況を呈し、各種企業の勃興は勞銀の昂騰を促し其の著しきを觀たるが、大正九年三月の財界の變動を一轉機として内地事業界は停頓し、勞銀亦低落の歩調を辿るに至りし結果其の波動を受けて、權太に於ても内地と同歩調をとり年々低落の傾向を示しつつあり。

各種勞働賃銀表 (昭和二年八月)

| 職業別 | 日給月  | 豊原   | 大泊   | 本斗   | 真岡   | 泊居   | 元泊   | 敷香   |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 大工  | 賄無日給 | 四、〇〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 | 五、〇〇 |
| 左官  | 同    | 四、五〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 |
| 石工  | 同    | 五、五〇 | 四、五〇 | 四、五〇 | 四、五〇 | 四、五〇 | 四、五〇 | 四、五〇 |
| 木挽  | 同    | 四、三〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 |
| 根家  | 同    | 四、〇〇 | 三、五〇 | 三、五〇 | 三、五〇 | 三、五〇 | 三、五〇 | 三、五〇 |
| 煉瓦積 | 同    | 五、三〇 | 四、五〇 | 四、五〇 | 四、五〇 | 四、五〇 | 四、五〇 | 四、五〇 |

商工業

| 職業別   | 日給月  | 豊原   | 大泊   | 本斗   | 真岡   | 泊居   | 元泊   | 敷香   |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 建築具   | 同    | 四、三〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 |
| 經師    | 同    | 四、七〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 |
| 指物    | 同    | 四、〇〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 |
| 日傭人   | 同    | 四、〇〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 |
| 桶屋    | 同    | 四、〇〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 |
| 靴工    | 賄付月給 | 五、〇〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 |
| 裁縫(洋) | 同    | 五、〇〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 |
| 裁縫(和) | 同    | 四、五〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 |
| 鍛冶    | 同    | 四、〇〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 | 四、〇〇 |



商工業

| 下女    | 下男    | 漁夫    | 漁師    | 傭物    | 無目給   | 月給    | 七     | 〇     |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 15.00 | 10.00 | 30.00 | 40.00 | 4.00  | 3.00  | 4.50  | 4.50  | 1.00  |
| 10.00 | 10.00 | 3.00  | 3.00  | 5.00  | 3.00  | 3.00  | 3.00  | 10.00 |
| 15.00 | 10.00 | 10.00 | 10.00 | 15.00 | 15.00 | 10.00 | 10.00 | 10.00 |
| 15.00 | 10.00 | 10.00 | 10.00 | 15.00 | 15.00 | 10.00 | 10.00 | 15.00 |
| 15.00 | 10.00 | 10.00 | 10.00 | 15.00 | 15.00 | 10.00 | 10.00 | 15.00 |

二五四

第二節 工業

本島は天産物豊富にして水産、林業、農産等の粗原料は無限に而かも助成原料たる石炭亦無盡蔵と稱せらるるも、人口稀薄にして勞銀高く金利亦内地に比し五朱方の高半を示し其の發達遲々として進まざる状態にあり。今其の概況を見るに本島に於ける大正十三年各種生産物總額五千七百參拾參萬五千六百貳拾六圓中工業物は貳千七百七拾萬六千八百參拾七圓にして其の五割を占め、之を六年前の大正七年の實數生産總額參千七



(物工原田社合式製菓工場) 第一工場

百五拾六萬九千參百六拾六圓中工産物壹千七百九拾八萬七千八百四拾貳圓に對比すれば相當の成績を擧げたものと云はざるべからず。然れども斯の如き無盡の原料と助成原料を有する我が樺太に於て尙進歩發展の遅々たるは畢竟資本と勞力の缺乏に歸せざるべからず。最近我が樺太の資源も漸く一般礦者の認むる所となり、資本家の視聽を惹くと共に労働者の渡來する者漸次増加し來れるは喜ぶべき現象なり。

我が富有なる天産物を如何に利用すべきに就ては領有の初期に於て夫々斯道の専門家を招聘して調査研究を爲したるが、明治四十三年に臨時工業調査所を設けると共に大泊に附屬工場を設置し、主として林木の利用に關し松脂よりテレピン油製造、樟腦製造、木材乾燥、割箸製造及バルブ製造等の試験研究を爲し、一方明治四十四年に豊原に乾留工場を設け潤葉樹材を乾留して醋酸、石灰、木精及木タールを製造して之を移出し、其の副産物たる木炭は之を一般の需要に應ずるの外鍊鐵工場を起して其の需要に充つる計畫の下に著業し、次で大正六年工場を大倉組に排下げて之を經營せしめたるが大正八、九年の經濟界の變動に依り化學製品下落し、爲に工場の維持困難となり大正十年以降一時閉鎖するの止むなきに至れり。針葉樹の利用は建築材、鐵道用材の外製紙原料たるバルブ製造用に充つるを以て策の得たるものとし、之を獎勵したる結果遂に

商工業

今日の盛大を致せり。

又一方臨時産業調査所を設け本島産業の獨立を得せしむべく調査研究を重ね、直接に或は間接に其の助成に努めたる結果漸次發達し遂に今日の進境を開き、尙將來資本並に勞力の移入と相俟つて益々繁榮なる發展を爲すべし。

一、パルプ

林木は樺太に於ける重要産物にして、其の利用方法の如何は直に樺太に於ける産業の盛衰に關係するを以て、夫々専門家及學者に依頼して調査研究の結果、針葉樹の利用に關してド松、エゾ松は其の一部を建築其の他の用材に供する外製紙原料たるパルプ製造に利用するを最も策の得たるものとなし、諸般の事情を斟酌して工場設置箇所を豫定し之が獎勵に努めたり。

當時我が國に於けるパルプ事業甚だ不振にして、且つ樺太の事情の未だ一般に知悉せられず、加之勞力の缺乏、冬季採業の不安等に脅威せられ、有利なる條件、特別の保護も企業者の意を惹くに至らざりしが、漸次具體的調査の進むに従ひ冬季採業可能にして、勞力の供給亦其の方違立ちたるを以て、大正二年始めて大

泊に王子製紙株式會社の工場創設せられ、次で泊居に樺太工業株式會社工場の設置を見、何れも大正三年より採業を開始し漸次好況に向ひたりしが、時恰も歐州大戰に際會しパルプの輸入杜絶せるのみならず却つて逆輸出の状態を示すに至りし爲茲に形勢一變し、工場増設の氣運を醸成してより次第に發展し、現在八工場、製産年額十數萬噸に及び所製資材三〇〇萬石を要し、現時本邦パルプ資材の大半を供給する状況にあり、既設工場の基礎漸く強固を加へ將來倍々堅實なる發展を爲すべし。

島村移出に付ては明治四十二年頃より電柱材、枕木材としてカラマツの移出を見、内地方面パルプ資材の缺乏に伴ひパルプ資材として移出を見たりしが、大正八年より十二年に亘る大蟲害の爲め官行新伐、大口賣拂處分行はれてより俄然移出量を増加し北洋材として内地到る所に聲名を博するに至れり。

最近に於ける移出量を示せば次の如し。

|       |       |
|-------|-------|
| 大正十二年 | 六六七萬石 |
| 〃 十三年 | 九四八〃  |
| 〃 十四年 | 九五六〃  |

商工業

商工業

十五年 一〇七九〇

昭和二年 一一五六〇

島内製材工場は九十三箇所あり、使用丸太九十七萬石、製材六十三萬石にして四萬五千石を移用し他はすべて島内にて使用せり。

二、醸造業

邦領後移住者の増加に伴ひ酒類の醸造を企圖するものありしも、氣候の變化及設備等大に内地と異なり好結果を得る能はざりしが、原料米の精撰、技術の進歩向上に専念せる結果、今や内地先進地に比し敢て遜色なき醇良品を生産するに至り、遂に今日の成功を収むることを得たり。

新なる植民地に加ふるに凍寒の地なるを以て、酒精飲料の需要比較的多く生産量亦逐年増加し、現場醸造業者五十、醸造高酒精四萬石、焼酎二百餘石、酒精及酒精含有飲料一千五百石等にして、尙年を逐うて味盛に向ひつつあり。而して斯業の發達に伴ひ一般の嗜好亦向上し、濁酒の如き劣等酒は漸次減少し焼酎及酒精含有飲料等比年増加しつつあり。

醤油の醸造は酒類に比し未だ幼稚なるも將來相當發展すべし。

三、鹽・詰業

水産工業は領有前既に相當發達せしことを認め得るも徴すべき文獻なきを遺憾とす。

明治四十一年西海岸樂府に水産試験場を設けし、漁場及漁業方法の調査を爲すの外水産物の製造方法に就き調査研究して範を示し直接に間接に之を獎勵し斯業の發展を促せり。

本島に於ける鹽詰業(重に蟹鹽詰)は明治四十二年以來事業勃興し、大正六年度には工場數百十一、製産額十三萬六千八百八十四兩、參百參拾七萬五千五百五拾八圓に達したるが蟹は濫獲の結果次第に其の量を減じたるを以て、大正九年蟹鹽詰工場を閉鎖し、工場を十餘箇工場に制限せしめたる結果工場數三十八、製産額二萬八千五百七十七兩、百四拾五萬八千圓に激減し、大正十一年には工場數更に減じて十四となり、大正十四年には工場數十六、製産額二萬二千七百七十二兩、八拾八萬貳千七百九拾七圓、大正十五年には工場數十八、製産額二萬四千五百三十五兩、六拾六萬參千四百圓となれり。

四、製材業

商工業



明治三十八年領有後政府に於て露人の遺棄したる亞庭灣沿岸荒果の木工場を修理し、廳舎及兵舎の建築用材を製材したるを嚆矢とし、漸次發展して大正十三年末現在工場五十六、一箇年の消費原木九十四萬九千石に達せり。是等製品は主として島内の需要に充て島外に移出するは甚だ僅少なり。大正十二年關東地方大震災に際し斯業は一時活況を呈したるも豫想は現實を伴はずして、製品滯滞事象不振に陥りたりしが、昨今漸く景氣回復し順調に向ひつつあり。

五、其の他の工業

澱粉製造 農業工業に馬鈴薯を原料とする澱粉製造あり、一時非常の勢を以て發展し大正七年には製造戸數二百八十八、製産金額四萬四千四百四拾壹圓に達したり。然るに漸次不況となり大正十三年末には製造戸數は四百七十三に漸増せるも製産額は七千貳百拾五圓に激減し僅かに産業誌に片影を止むるに過ぎざるの狀態なり。之畢竟原料の高價なると海運の關係等に依り北海道品に對抗し得ざるに因る。

牛酪製造 牛酪製造を獎勵し之に補助金を交付し、漸次發展しつつあるも未だ盛なりと稱するの域に達せず。

其の他の各種工業は未だ幼稚にして僅かに島内消費に充當するに過ぎず、要するに本島の工業はバルブ及一部水産製造品を除くの外は何れも之を將來に俟たざるべからず。

第三節 外國貿易

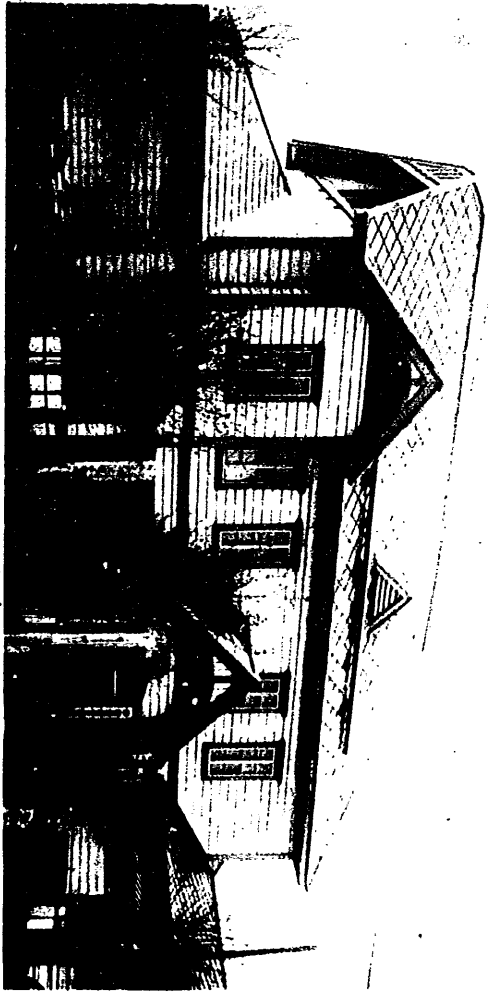
本島の貿易港は現在大泊及眞岡の二港にして、大泊港は明治四十二年三月、眞岡港は大正十一年二月に開港を見たり。貿易先は最初殆ど朝鮮、支那、露領東部亞細亞に限られしが、大正八年以降朝鮮貿易は杜絶し大正十二年より關東州との貿易を見、大正十四年には英國、米國及獨逸等の間に貿易を見るに至りしが更に大正十五年以來西班牙及を加へたり。

本島の貿易は最初朝鮮への鐵道枕木其の他の木材、支那への木材、露領亞細亞への石炭等の輸出及朝鮮より軌條其の他の鐵道用具、露領亞細亞より鱒、鮭等魚類の輸入に始まり、明治四十三年の貿易額輸出拾萬六千八百九圓、輸入參拾萬七千九百七拾九圓、計四拾壹萬四千七百八拾八圓を算したり。爾來漸次減退し大正六年最も不振を極め輸出八拾六萬八千五百九拾九圓に過ぎず。然るに翌大正七年より再び漸増し大正九年に至



り俄然輸出激増し、翌大正十年には尙増加して輸出八拾七萬九千八百貳拾八圓、輸入四萬四千七百貳拾五圓、計九拾貳萬四千五百五拾參圓を示したり。越えて大正十一年二月真岡港の開港を見たるも貿易は却て逆調を早し減少せるが大正十四年には著しく輸入増加し、貿易總額百參拾六萬圓を超え實に領有以來の首位を占めたり。大正十五年に於ては前年に比し減少を示せしも尙輸入九拾六萬六千九百餘圓に上り續見るべきものありと雖、本年の如きは貿易總額七拾五萬五千餘圓を示し年々衰微を來せるは洵に憂ふべき現象なり。今最近數年間に於ける貿易の消長を示せば左の如し。

| 支那 | 露西亞 | 別  |    | 大正十二年  | 大正十三年  | 大正十四年  | 昭和元年   | 昭和二年   |
|----|-----|----|----|--------|--------|--------|--------|--------|
|    |     | 輸出 | 輸入 |        |        |        |        |        |
| 秦天 | 渤海  | 輸出 | 輸入 | 四六、五五〇 | 三三、八五〇 | 三五、八〇〇 | 三三、四〇〇 | 二、〇〇〇  |
| 京島 | 海州  | 輸出 | 輸入 | 三〇、七三三 | 四八、〇〇〇 | 五、三〇〇  | 二、六三三  | 二六、五三三 |
| 支那 | 天津  | 輸出 | 輸入 | 三六     | 一、〇〇〇  | 五九     | 七、五七   | 八、五三   |
| 支那 | 天津  | 輸出 | 輸入 | 三、四三   | 六、九七   | 七、〇〇   | 七、五七   | 八、五三   |



所業會工商廣

| 關東州       | 其の他の外國    |    | 合計        | 超過        |
|-----------|-----------|----|-----------|-----------|
|           | 英國        | 米國 |           |           |
| 輸出        | 輸入        | 輸出 | 輸入        | 輸出        |
| 1,500,000 |           |    | 5,350,000 | 3,850,000 |
| 1,630,000 | 1,900,000 |    | 4,000,000 | 3,100,000 |
| 1,800,000 | 800,000   |    | 2,600,000 | 1,800,000 |
| 1,500,000 | 2,000,000 |    | 3,500,000 | 2,000,000 |
| 2,000,000 | 2,500,000 |    | 5,000,000 | 3,500,000 |

輸出貿易は多くは北樺太及沿海州其の他東部露領亞細亞を販路とするを以て盛衰は其の地方の經濟狀況に左右せられ、大正九年以後尼港事件に依る北樺太の保隊占領に依り同地方への輸出激増せるが、大正十一年

商工業

商工業

同地方の金融逼迫し経済不況に陥るや義に輸出せる物品も却て逆輸入の情勢を呈し、爾來不振の状態を持續せり。

大正十四年輸入の概に激増せるは英、米、獨等より製紙機械類其の他の輸入ありたるものにして、昭和二年西班牙及埃及との貿易は前年と同じく粗鹽の輸入を見たるに因る。今最近に於ける輸入品の主なるものを舉ぐれば左の如し。

- 輸出 木材及板、漁網、酒類、食鹽、米及穀、鐵材及鐵製品、醬油、小舟、鮮魚介、打綿絲繩索、靴提袋襪及佩衣類、粗綿織物、車輛及機械類、衣類、農具及工匠具、穀粉及種子、味噌、木竹製品、小麥粉、陶磁器及硝子製品、鐵油其の他油脂蠟、石治、木炭、足袋、化學藥及配合品、履物、櫛寸、麻類等
- 輸入 機械類、石炭、燕麥、牛、馬、鹽、鹽鹼、鹽鮭、筋子、米及穀、栗、パイプアール及シダー、陶磁器、酒類、玉蜀黍、小麥粉、農具及工匠具其の他鐵製品、衣類、金地金、魚粕、鳥獸肉魚介鹽罐詰、鐵材、綠豆、學用品及部分品、セルロイド製品等

第四節 商工業會議所

本島の主要市街地たる豊原、大泊及眞岡には従前より商業會議所類似の私設團體ありて専ら商工業の向上發展に努め、公設商業會議所の權限に屬する事務を掌理し來り其の効績尠からざりしと雖も、法令に依據せるものにあらざるを以て事業遂行上常に不便不利尠からざりき。然るに大正十一年九月に至り商業會議所法を施行せられたるを以て同時に廳令を以て商業會議所法施行規則及商業會議所議員選舉規則を公布したり。因つて前記三團體は之を解散し、新に商業會議所法に據り正規の手續を経て茲に其の設立を見るに至りしが昭和三年一月商工業會議所法を施行の結果商工業會議所と改稱せらる。

爾來銳意新興地に於ける事業發達の爲め活動しつつあり。今其の概況を舉ぐれば左の如し。

| 區別       | 成立年月日      | 議 員 |     |     |
|----------|------------|-----|-----|-----|
|          |            | 定 數 | 現 在 | 定 額 |
| 豊原商工業會議所 | 大正十二年三月二十日 | 三〇  | 三〇  | 六   |

商工業



|         |             |  |  |
|---------|-------------|--|--|
| 大泊商工業議所 | 大正十一年九月二十八日 |  |  |
| 眞岡商工業議所 | 大正十二年二月十六日  |  |  |

各商工業議所の經費を擧ぐれば左の如し。

| 年度    | 豊原商工業議所   |           | 大泊商工業議所   |           | 眞岡商工業議所   |           |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|       | 収入        | 支出        | 収入        | 支出        | 収入        | 支出        |
| 大正十五年 | 10,564.55 | 10,564.55 | 16,533.00 | 16,533.00 | 14,684.00 | 14,684.00 |
| 昭和元年  | 10,555.00 | 10,555.00 | 16,330.00 | 16,330.00 | 13,555.00 | 13,555.00 |
| 昭和二年  | 10,555.00 | 10,555.00 | 16,330.00 | 16,330.00 | 13,555.00 | 13,555.00 |
| 昭和三年  | 10,555.00 | 10,555.00 | 16,330.00 | 16,330.00 | 13,555.00 | 13,555.00 |

第五節 度量衡

明治三十八年邦領に歸するや住民の大部分は退散し、先住民として在留せるは曖昧にして民度極めて低き小数の土人と極めて僅なる露人として、度量衡制度の如きも何等遺跡なく従つて系統を異にする度量衡器を見ざりしは後年之が制度施行上非常に好都合なりき。然るに邦領後比年住民増加し商取引亦漸く繁盛を加へ來りたるが未だ度量衡制度の施行なく之が確立の必要愈々迫れり。依つて大正五年其の準備調査に着手し遂に大正八年九月に至り總令を以て度量衡規則を公布せられたり。本規則は内地に於ける度量衡制度を斟酌し制定せるに依り其の内地に於けると異なる所なきも、法系を異にする結果實際運用上尙不便尠からざるを以て大正十二年遂に度量衡法及其の附屬法令を施行せられ茲に内地と同一制度の下に立つに至れり。

營業免許 度量衡器、計量器の製作は商工大臣の免許を要し、度量衡器、計量器の修覆及販賣は權太廳長官の免許する所なり。昭和二年度未營業者數を示せば左の如し。

|      |       |
|------|-------|
| 度量衡器 | 計量器販賣 |
| 製作   |       |
| 修覆   |       |
| 販賣   |       |



### 第十三章 警察

#### 第一節 總 說

##### 第一款 沿革

明治三十八年八月本島を占領するや其の警察権は樺太占領軍司令官に屬し、最初は所屬憲兵隊其の執行に任じたりしが樺太民政署開設と共に同署に移管せり。

明治四十年四月樺太廳設置せらるるや廳に第一部及第二部を置き、第一部に警務課を設けて警察事務を管掌せしむ。又地方に支廳を置き支廳に警務係を設け支廳長に警察権を付與して警察事務を執行せしめたり。

明治四十二年五月官制の改正に依り第一部の警察課を獨立せしめ之を第三部とし、部長は事務官を以て之に充てたり。尙第三部に警務長を置き第三部長たる事務官を以て之に充て、警務長は警察事務の執行に關し事急なる場合に於ては支廳長以下を指揮する職權を有せり。

大正二年十二月官制を改正して第三部を警察部と改め警察部長を置き、部長は警察事務の執行に關し事急なる場合に於ては支廳長以下を指揮するの職權を有せり。

大正七年六月官制改正に依り支廳長より警察事務を分離して管内須要の地に警察署及警察分署を設置し、専ら警察及衛生事務の執行に任ぜしむることゝなれり。

昭和二年六月官制改正に依り警察分署を警察署に昇格せしめたり。

第二款 警察機關の配置

拓殖の進展、事業の勃興に伴ひ逐年人口増加し、且つ住民は内地各府縣よりの移住者なるを以て人情風俗を異にするのみならず、未開地の開拓と共に警察取締を要する區域自然に擴大せられ、加ふるに交通機關の設備完からざるを以て職務執行上困難尠からず。殊に露國と陸を接するを以て國境の警備を要し之が配置に關する苦心亦容易ならず。本島警察官吏の受持人口は昭和二年に於て巡查一人當り八百五十人にして内地に比し何等逾ることなく、加之其の受持區域の尅大と交通不便其の他警察連絡機關の缺如は職務執行上一層辛酸を嘗むるの實況に在り、且下鋭意之が研究に努め其の改善充實を期し居れり。





第二節 行政警察

第一款 保安警察

一、工場

管下に於ける工場總數は三四八、使用職工數は六、二〇三名にして工場數の最も多きは火力工場の一、二、製材業七二、織詰業九、製紙業は之に次ぐ。然れども規模の廣大なるは製紙業にして其の使用職工數四、三八九名にして本島職工數半數以上を占む。一般工場取締に關しては大正六年工場取締規則を制定し大正十年工場法の精神を採りて之に改正を加へ現在に至れり。斯くて職工の保護待遇の改善、災害豫防に努め以て産業の圓滿なる發達を保護する爲臨時吏員を派し之が取締を爲しつゝありて労働爭議等は從來絶無の状態なり。

二、原 動 機

原動機は主としてバルブ工場、製材工場、織詰工場等に設置せられ、昭和二年末現在一五〇にして内五馬力以上のもの八〇、五〇馬力以上のもの一五、百馬力以上のもの八、二百馬力以上のもの一八ありて總動力四

二、三七〇馬力なり。而して之が取締に關しては原動機取締規則の制定ありて毎日警察官吏をして臨檢せしむるの外、保安課に技手一名を置き定期及臨時に檢査を行ひつゝあり。

三、勞 働 者

拓殖の進展に伴ひ韓近鐵道の建設、道路の開鑿、港灣の修築其の他の土木事業並に林業、鑛業等の諸事業勃興して各種労働者著しく増加し、警察上取締及保護を要するもの尠からざるのみならず、關係者間に問題を惹起せるを以て、昭和二年労働者募集取締規則を制定し、募集に従事せんとするものは樺太廳長官の許可を受けしむることとせり。昭和二年末現在樺太一五、一一七、土工九五九、其の他八、二二四總計二四、三三一名にして尙外に朝鮮人労働者年々増加しつゝあり。

四、危険物取締

本島に於ける危険物の主なるものは銃砲及火薬類なり。韓近各種事業の勃興に伴ひ火薬類の需要著しく増加せるも之が取締不備の點多きに鑑み、目下之が取締命令案の制定手續中にして不日其の公布を見るに至るべし。昭和二年に於ける消費量は火薬一、七四三貫、ダイナマイト二一、一六三貫、雷管六五七、〇九七貫、



準火線一、八五五、一九三尺なり。

五、建物火災

本島は氣候の關係上火氣の使用多きと一時的居住者多かりし爲、防火建築物極めて尠く従つて火災の半多きを免れず。依て兼には煙筒取締規則を制定し昨年四月よりは豊原、大泊、眞岡、泊居、本斗、野川の各市街地には屋上制限規則を實施し、火氣使用場の取締並に防火建築の實行を促進すると共にボスターの配付、火防劇活動寫眞の映寫、火防講演の開催を行ひ警火思想の普及宣傳に努め其他消防組頭會議を開催し防火諸計畫の實行を促し居れり。昭和二年中に於ける火災度数は一一八、焼失家屋三三二戸、二六七棟、損害一、三〇五、六八六圓、死者四名にして原因はストーヴ煙筒最も多くストーヴ飛火之に次ぎ一月乃至五月に最も多し。

六、林野火災

本島固有林面積は邦領樺太全面積三百三十二萬八千餘町歩中百九十九萬千町歩に達し其の廣漠たる森林地帯は多く天然の密林なり。故に晴天の續ける時期に一度火を發せば數日に亘り延焼し一回に千數百町歩を爲有に歸すること珍しからず。斯くては如何に人力を盡すも消火の效なく雨天の至るを待つの外なき有様なり。故に林野火災は之を未然に防止するを必要とし次の方法に依り取締並に豫防宣傳に努め居れり。

一、林野火入取締規則を制定し火入の取締を勵行す。

二、融雪乾燥期に入るや各地に林野火災取締事務の警察官を配置し之が取締に當らしむ。

三、林野火災警防委員を囑託し受持區域を定め巡回せしめ豫防及發見に努めしむ。

四、汽車の煤煙よりの出火に關しては機關車火粉飛散防止の裝置を爲さしむるの外鐵道沿線の雜草を焼却せしむ。

五、ボスターの配付活動寫眞の映寫並に講演等を爲し警火思想の普及宣傳に努む。

右の外本年度に於ては照鈴板にて宣傳板を作製し各警察署に配付し林野の入口其の他入林者の見易き場所に設置せしめ之が豫防宣傳に努力を爲しつゝあり。

昭和二年中の林野火災度数は一一一回、焼失面積三六、三二四町歩、損害六三九、八五四圓に達し、原因は煙草破殺最も多く汽車の煤煙、火入之れに次ぎ五六月の候に多し。

七、消防

本島の消防組合は廳令公設消防規則に依り火災警戒防禦の爲、町村費用を以て常置せるものにして一町村消防組の制を執り、現在三十八組、昭和二年末現在組員五、〇七四名あり、自動車ポンプ七、蒸氣ポンプ



五、瓦斯倫ボン二九、オートバイボンブ一、腕用ボンブ一三五、水管車七二ありて、之が防備に對しては年々権太廳より補助金を交付し改善發達に努力せり。

尙消防組員の修養並に相互の連絡親睦を計る目的にて消防義會報を發行せり。

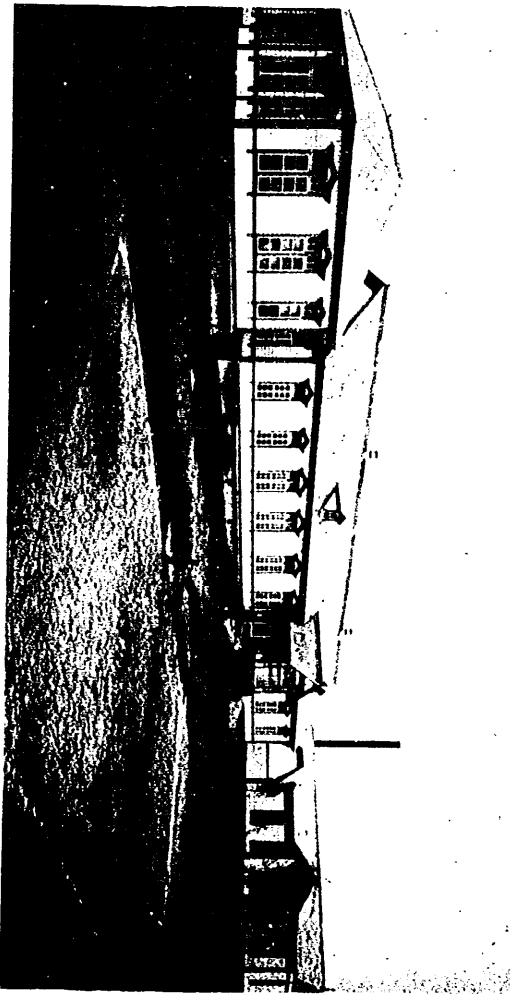
第二款 風俗警察

新興地の弊として動もすれば無節制に陥り、風俗頹廢の虞あるを以て之が取締を嚴重にせり。昭和二年末現在料理店六三五、飲食店八四五、藝妓九四〇、酌婦一、五〇二名、貸座敷三九、娼妓一八〇名なり。

第三款 交通警察

海上 海上交通は近年著しき發達を來せるが、航路の増設船舶の増加に伴ひ事故亦逐次増加の傾向あるを以て、海上街突豫防法、出入船舶届出規則、船隻及小廻船の各營業取締規則其他諸規則に依り取締を勵行し事故防遏に努力せり。昭和元年中に於ける海難罹災船舶は汽船八、帆船三、發動機船二九、漁船六、其他一四、計六〇、死者四三、負傷者二、損害一五三、一七〇圓なり。

陸上 概近各種交通機關漸次發達し、殊に自動車は各地に普及し年と共に著しく其の数を増加し就中昨春來大泊に於ける借橋岡太郎の出現を見、豫期以上の収益を得たるに鑑み其の出願尠からず。既に豊原眞岡兩



警察原豊岡大棟

市街に各一名を許可し目下營業中なり。昭和二年末現在自動車一三八、自轉車四、二〇七、人力車三四、客馬車二三九、犬橋六八、馴鹿橋二〇あり。

#### 第四款 營業警察

新領土の通幣として領有後一攫千金を夢想して渡來する商人頗る多く、従つて之に伴ふ弊害亦尠からざりしを以て、毎月二回以上警察官吏をして監査せしめ、或は營業者を警察官署に召喚して訓戒する等種々方法を講じ各種取締規定を制定し之が取締を勵行してより爾來堅實なる發展を爲しつゝあり。昭和二年末現在旅人宿六五三、質屋一八三、古物商四八七、湯屋一二二、雇人口入業九四、代書業一四九、遊戯場六五なり。

#### 第三節 司法警察

繞近各種事業の勃興と共に人口増加し世態漸く複雑を加ふるに従ひ一般犯罪亦著しく増加の傾向を呈せり。依つて警察機關の充實を圖り之が豫防に努むると同時に其の捜査並に檢舉の充實を期し居れり。昭和二年度中に於ける主要なる犯罪を擧ぐれば詐欺一、五八八、強盜四、窃盜一、六四一、横領六六五、賭博二一八、殺人二八、傷害致死四五、傷害三一六なり。

警察



### 第十四章 醫事衛生

#### 第一節 總 說

領有以來衛生設備は漸を趁ふて備り衛生思想亦次第に普及發達し、市街地に於ては稍意を強ふするに足るものあり。加之本島には風土病と稱すべきものなく、傳染病の如きも時に少數の發生を見たることあるも部分的にして、殊にコレラ、ペストの如きは未だ曾て發生したることなし。然れども村落にありては衛生施設未だ全からず衛生思想の普及も亦充分ならざるものあるを以て、衛生思想の喚起を計ると共に施設の改善を要するもの尠からず。轉近拓殖の進展に伴ひ交通機關の發達及人口の増加著しく、従つて交通亦頻繁を加へ各種病傳播の機會多きを以て、衛生思想の普及、施設の完備を計れり。

醫藥機關は醫師一六二、齒科醫師四八、藥劑師三三、藥局二三あり。人口の比率より見れば内地及各植民地に比し寧ろ優れる觀ありと雖も、本島は人口に比し面積廣汎にして寧ろ過少の憾あるを以て尙之が充實の計畫中なり。而して病海傳播上最も注意を要する飲食物及接客營業に關しては嚴重取締を勵行すると共に之

を指導し、自發的病害豫防に努めつつあり。

#### 衛生營業者 (昭和二年末)

|    |     |     |      |      |    |     |    |    |      |
|----|-----|-----|------|------|----|-----|----|----|------|
| 市場 | 理髮業 | 飲料水 | 氷雪營業 | 牛乳搾取 | 屠場 | 賣肉業 | 屠獸 | 屠夫 | 汚物掃除 |
| 三三 | 五二五 | 一〇  | 二五   | 一五   | 七  | 三六  | 二  | 三  | 二五   |

#### 第二節 醫療機關

##### 第一款 醫院

明治四十年四月コルサコフ(大泊)に樺太總醫院を設置し、ウラジミロンカ(豊原)及マウカ(眞岡)に其の分院を置き一般患者の診療を開始せるを始めとす。同年九月マウカ分院を廢止し、翌明治四十一年四月ウラジミロンカ分院を豊原分院と改稱したるが、同年十月樺太總醫院を豊原に移すと共に大泊を分院とし、尙眞岡

醫事衛生

分院を復活して同年十一月より診療を開始せり。越えて大正五年四月分院を廢止して豊原の外大泊及眞岡に  
樟太廳醫院を置き、之が擴張改善を図り一般診療の傍ら看護婦及助産婦の養成に努めつゝあり。

| 區別   | 職員 |    |    |    | 計 | 分科                           | 病室 |    | 昭和二年中患者及延人員     |
|------|----|----|----|----|---|------------------------------|----|----|-----------------|
|      | 院長 | 醫官 | 醫員 | 藥局 |   |                              | 普通 | 傳染 |                 |
| 豊原醫院 | 一  | 三  | 四  | 一  | 九 | 內科、外科、皮膚科、泌尿科、眼科、耳鼻喉科、小兒科、産科 | 三  | 〇  | 七、〇〇〇<br>延一、〇〇〇 |
| 大泊醫院 | 一  | 一  | 一  | 一  | 四 | 內科、外科、皮膚科、泌尿科、眼科、耳鼻喉科、小兒科、産科 | 四  | 三  | 七、〇〇〇<br>延一、〇〇〇 |
| 眞岡醫院 | 一  | 一  | 一  | 一  | 三 | 內科、外科、皮膚科、泌尿科、眼科、耳鼻喉科、小兒科、産科 | 三  | 三  | 七、〇〇〇<br>延一、〇〇〇 |

第二款 公 醫

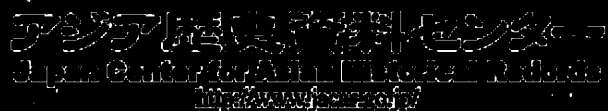
管内樞要の地に開業せる醫師に公醫を命じ、一定の受持區域を指定して一般醫務、傳染病豫防、種痘、一般保健事務等を擔任せしめ一定の補助を與ふ。現在五二名あり。

第三款 醫師、齒科醫師其他

本島は土地の廣大なるに比し人口稀薄にして未だ大都市を形成せるものなく、従つて病院の如きも多くは個人經營にして概ね小規模なり。昭和二年末現在醫師、齒科醫師等左表の通にして醫師一名に對する人口割合一・四六四名、齒科醫師一名に對する人口割合四・三七九名なり。

| 醫師   | 免許 |     | 假免許 |     | 看護婦 | 鍼灸術 |
|------|----|-----|-----|-----|-----|-----|
|      | 免許 | 假免許 | 免許  | 假免許 |     |     |
| 醫師   | 三  | 三   | 三   | 三   | 六   | 七   |
| 齒科醫師 | 三  | 三   | 三   | 三   | 六   | 七   |

第三節 救療機關



財團法人樺太慈惠院其の他あり、第六章第二節所記のものにして貧困患者の救療を爲す。右の内樺太慈惠院最も整備し養育七五・八五三圓餘を有し、普通病室八室、精神病室四室、患者收容定員普通五五名、精神病者四名にして、現在收容しつゝあるは町村の委託に依る行旅病人及精神病者並に私人委託の精神病者及貧困者にして外來患者なし。最近の收容人員左の如し。

| 年次    | 區別    |   | 人員  |        |
|-------|-------|---|-----|--------|
|       | 前年より越 | 收 | 院一死 | 亡一年未現在 |
| 大正十二年 | 三     | 三 | 七   | 三      |
| 大正十三年 | 三     | 三 | 三   | 三      |
| 大正十四年 | 三     | 三 | 三   | 三      |
| 昭和元年  | 三     | 三 | 三   | 三      |
| 昭和二年  | 三     | 三 | 三   | 三      |

第四節 藥品

警察部及各警察官署並に樺太廳醫院に藥品監視員を置き、藥品の取締に任ずるの外醫師藥室、藥局、藥種商及製藥場等に對し年一回以上警察官吏をして一齊に臨檢せしむると共に時々部分的に巡視し、必要に應じ藥品の分析、試験を行ひ以て之が取締を勵行しつゝあり。現在製藥品目は沃度、沃度加里、鹽化加里、硫酸加里、硝酸加里、クロールナトリウム、肝油、酒精、グアスターゼ、石炭酸水、亞鉛華軟膏及グリセリン等なり。

製藥製造に就いては樺要地に賣藥検査員を配置し、其の製造及製品を検査監視せり。現在營業者左の如し。藥劑師、藥種商其他

| 藥劑師 | 藥局 | 藥種商 | 毒物營業 | 製藥者 | 賣藥業 | 賣藥請賣 | 賣藥行商 |
|-----|----|-----|------|-----|-----|------|------|
| 三   | 三  | 七   | 六    | 六   | 四   | 六八   | 三六六  |

第五節 海港檢疫

海外との交通は従来北樺太及沿海縣との間に於て小船舶の往來頗繁なりしが、北樺太に於ける日本軍撤退後は其の跡を絶ち、沿海縣浦鹽より入港するもの少數あるのみにして、傳染病殊にコレラ、ペストの流行地と目せらるゝ南支那、印度、ヒリッピン諸島方面との航通なく、従つて從來斯種病原の侵襲を見たることも、近時滿洲方面諸港よりの入港船舶増加の趨勢にあり、従つて病源傳播の機會亦多きを以て之が取締に關しては最念を期するの必要あり。海港檢疫に關しては未だ之が法規の制定を見ざるも、是等船舶の入港に際しては醫師、警察官吏立會の上船員船客の健康診斷を行ふ外、貨物の陸揚、鼠族の驅除等に監視を嚴にし之が防遏に努めつゝあり。

第六節 檢 徴

娼妓・豐原及眞岡に貸座敷の設置あり、娼妓には各貸座敷組合の建設に係る保健院に於て毎週一回醫師の健康診斷を受けしめ、其の傳染性疾患の輕症患者は保健院に於て治療し、重症患者は樺太總醫院に入院治療せしめ其の料金を半減す。

娼妓酌婦 娼妓酌婦は貸座敷所在地に於ては毎月一回以上、其の他の地方に在りては年二回以上指定したる醫師の健康診斷書を所轄警察官署に提出せしめ、傳染性疾患者は治療に至る迄就業を停止し、入院治療者には娼妓同様其の料金を半減す。昭和二年中娼妓及酌婦の健康診斷成績左の如し。

| 娼妓酌婦 | 受診人員  | 有 病 者   |         |           |      | 計    | 有病率 |
|------|-------|---------|---------|-----------|------|------|-----|
|      |       | 微 毒 淋 病 | 軟 性 下 疳 | 其 他 傳 染 病 | 者    |      |     |
| 娼妓   | 九、八三  | 四       | 三三      | 五三        | 九〇   | 一・〇% |     |
| 酌婦   | 二七、九二 | 五五      | 三六      | 四〇        | 一三〇  | 三・〇% |     |
| 計    | 五、四四  | 六六      | 五三      | 九三        | 一、七二 | 三・六% |     |

第七節 飲料水及氷

第一款 上 水

現に上水道の設備あるは豐原町及泊居町のみにして眞岡町、本斗町、名好村、野田町及大泊町の一部には醫事衛生

簡易上水道あるも、其の他の地に於ては一般に井水、泉水又は河水を濾過して飲料に供し居れり。最近各地共人口激増し之が飲料水の供給に關しては相當考慮せられつゝありて、大泊町に於ては既に起工し眞岡町に於ても其の人口の増加に鑑み設備を急ぎつゝあれば近く之が實現を見るに至るべし。尙飲料に供する井水に就ては順次水質検査を執行し、飲料としての適否を明にして衛生上の不安なからしむべく計畫中なり。

第二款 清涼飲料水

清涼飲料水營業者及之が製造場は豊原町、榮濱村、大泊町、眞岡町及本斗町にあり、其の水質竝に製品に對し理化學的試験を行ひ且つ販賣業に就ては賣品の検査を施行して不良品の取締を勵行せり。昭和二年中に於ける製造高はラムネ八四、八五六本、サイダー類六一二、六六七本、果實蜜其の他一七九、五七五本なり。

第三款 氷

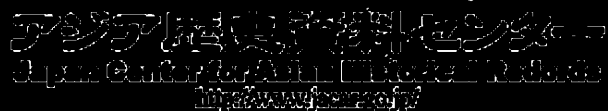
本島は冬期寒冷にして四圍の事情は天然水の採取に最も適す。従つて人工製氷場は大正十四年度より大泊に一工場を設置を見るに過ぎず。天然氷は氷結前現場の設備及水質検査の結果優良なるものに付許可を與

へ、尙成氷検査の上採取せしむ。而して採取後其の融解水の試験表を徴するの外販賣場に就き現品を收去し検査する等品質改善に努めつゝあり。昭和二年中に於ける營業者二七(内一名は人工製氷者)天然氷四六六、五五七貫を示し、其の品質良好にして近年内地、北海道等に移出を企てるもの續出するの状況にあり。

第八節 傳染病

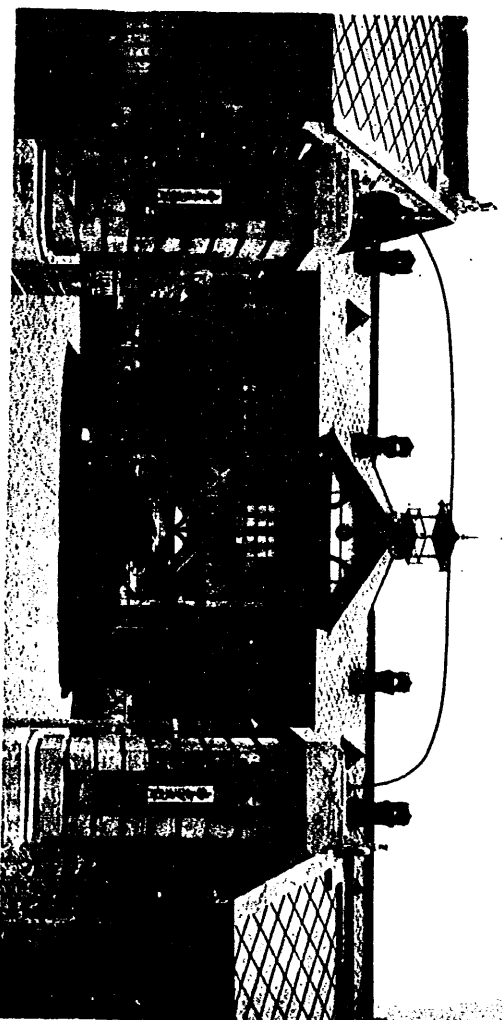
法定傳染病 法定傳染病は腸チフスを首位としデフテリア、バラチフス之に照ぎ、其の他赤痢、猩紅熱、流行性腦脊髄膜炎、痘瘡、發疹チフス等の發生に至りては徹々たるものにして、コレラ及ペストは曾て其の伎倆を見たることなし。

傳染病に關しては從來に於て直接之が豫防及消毒を行ひ、各醫院に傳染病室を設け患者を收容治療するの外一切の事項を處理し來りたるが、大正十一年及大正十二年に町村制施行せられてより其の一部は之を町村に於て行ふこととなれり。然るに人口増加し交通頻繁となるに伴ひ各種病菌の傳播する虞れあるを以て大



正十四年六月廳令を以て傳染病豫防法施行規則及同施行細則を公布し各町村に於ては相競ふて隔離病舎を設くるの外蠟の飄除、豫防注射其の他の豫防施設を爲し之が防遏に努め居れり。左に最近六年間に於ける發生狀況を表示すべし。

| 區別    | 年次 |    |
|-------|----|----|
|       | 患者 | 死亡 |
| 腸チフス  | 一八 | 一  |
| イフテリア | 五  | 一  |
| バラチフス | 一七 | 一  |
| 患者    | 三〇 | 三  |
| 死亡    | 三  | 三  |
| 昭和元年  | 三三 | 三  |
| 昭和二年  | 三〇 | 三  |
| 昭和三年  | 五九 | 七  |
| 昭和四年  | 二五 | 三  |
| 昭和五年  | 二五 | 三  |
| 昭和六年  | 二九 | 三  |



（阿原町）所列發方地大總

醫事衛生

| 死亡<br>率% | 計  |    | 流行性<br>腺性<br>炎 |    | 痘<br>疹 |    | 赤<br>痢 |    | 猩<br>紅<br>熱 |    |
|----------|----|----|----------------|----|--------|----|--------|----|-------------|----|
|          | 死亡 | 患者 | 死亡             | 患者 | 死亡     | 患者 | 死亡     | 患者 | 死亡          | 患者 |
| 一八       | 一〇 | 三〇 | 一              | 一  | 一      | 一  | 一      | 一  | 一           | 一  |
| 三三       | 三六 | 四二 | 一              | 一  | 一      | 一  | 一      | 一  | 一           | 一  |
| 三九       | 三八 | 五九 | 一              | 一  | 一      | 一  | 一      | 一  | 一           | 一  |
| 三九       | 三六 | 四九 | 一              | 一  | 一      | 一  | 一      | 一  | 一           | 一  |
| 〇七       | 〇七 | 一〇 | 一              | 一  | 一      | 一  | 一      | 一  | 一           | 一  |
| 三五       | 三三 | 六〇 | 一              | 一  | 一      | 一  | 一      | 一  | 一           | 一  |

二九一

結核 結核患者は比年其の数を増加しつゝあり。最近五年間に於ける患者及死亡左の如し。

| 年次    | 區別           |               |            |               |       | 計    | 死亡<br>率% | 一般患<br>者に對す<br>る死亡<br>率% | 結核<br>患者に對<br>する死亡<br>率% |
|-------|--------------|---------------|------------|---------------|-------|------|----------|--------------------------|--------------------------|
|       | 呼吸器結核<br>患者死 | 結核性胸膜炎<br>患者死 | 腺結核<br>患者死 | 其の他の結核<br>患者死 | 計     |      |          |                          |                          |
| 大正十二年 | 三、二六六        | 一、三三          | 一、五二       | 三、〇九          | 九、二一八 | 二〇・四 | 二・八      | 二・八                      |                          |
| 大正十三年 | 三、五三三        | 一、六           | 一、九        | 三、〇           | 九、一七二 | 二〇・三 | 三・〇      | 三・〇                      |                          |
| 大正十四年 | 三、九三三        | 一、九           | 二、〇        | 三、三           | 九、一六六 | 二〇・三 | 三・〇      | 三・〇                      |                          |
| 昭和元年  | 三、二〇二        | 一、三           | 一、〇        | 三、八           | 八、七二二 | 一九・七 | 三・三      | 三・三                      |                          |
| 昭和二年  | 三、四九九        | 一、五           | 一、〇        | 三、二           | 八、六二二 | 一九・六 | 三・三      | 三・三                      |                          |

性病 性病患者は人口増加に伴ひ増加しつゝあり。最近五年間に於ける患者の数を示せば左の如し。

| 年次    | 區別    |      |      | 計    | 軟性<br>下疳 | 淋毒性<br>諸症 | 合<br>計 | 人口に對<br>する罹病<br>率 |
|-------|-------|------|------|------|----------|-----------|--------|-------------------|
|       | 第一期   | 第二期  | 第三期  |      |          |           |        |                   |
| 大正十二年 | 一、七二  | 一、八七 | 九四   | 四、五三 | 一、五〇     | 四、〇三      | 一〇・四   | 七・四               |
| 大正十三年 | 一、六八  | 一、七五 | 七六   | 四、二〇 | 一、四九     | 三、七一      | 一〇・三   | 七・二               |
| 大正十四年 | 二、三三  | 二、三三 | 七五   | 五、四一 | 一、九三     | 三、四八      | 一三・五   | 七・二               |
| 昭和元年  | 二、四〇〇 | 二、八五 | 二、〇五 | 七、三〇 | 二、〇五     | 五、二五      | 一五・八   | 七・二               |
| 昭和二年  | 二、五五九 | 三、三三 | 一、八二 | 七、七二 | 二、一五     | 五、五七      | 一五・八   | 六・七               |

癩病 癩病は殆ど算するに足らざる少数にして、大正十五年醫務を受けたる患者は四名、昭和二年度に於ては内地人四名、内地外一名なり。

その他 其他傳染性疾患者は昭和二年中麻疹三、七九五名あり、トラホーム八、五一一名、流行性感冒四、



九一名を算せり。而して流行性感冒は漸次其の数を減じつゝあるもトラホームは逐年増加の傾向を示せり。

### 第九節 汚物掃除

糞芥 此年人口増加するに伴ひ糞芥の處分に就きては各地に於て種々考慮研究されつゝあるも未だ確實なる成案なく、現在郊外に汚物投棄場を指定し之に搬出投棄しつゝあり。搬出は豊原、大泊、眞岡の各市街地に於ては町にて之を経營せるも、泊居、落合、留多加及本斗は各汚物掃除營業者ありて之を處分し、野田町に於ては衛生組合の事業として之を處理しつゝあり。

屎尿及汚泥 各地共附近農民に於て適宜搬出し肥料に供するもの多く、農民に於て消費し得ざる部分は汚物掃除業者に依り郊外汚物投棄場に瀧溜し自然乾燥せしめ、又は農家に供給しつゝありて今後之が處分に就ては尙充分の研究を要す。

## 第十五章 法制

樟太は各般の狀態未だ未開の域を脱せず、曾ては我が領土たりし地なりと雖も曖昧なる土人の在るあり之を本土と同一に律する能はざる實狀に鑑み、軍政撤廢と同時に明治四十年法律第二十五號を以て特に樟太に施行を要する法律は勅令を以てすることとし、一定の事項に關しては尙之が特例を定め得ることとなれり。爾來右に依り樟太に施行の法律漸を逐ふて増加し、現在全部施行のもの民法外百四十二件一部施行のもの訴訟法外七件に達し、尙明治四十年勅令第九十四號等を以て特例を定め來りたるが、大正九年勅令第百二十四號を以て之を統一し以て施政の圓滑を期せり。

◎樟太ニ施行スヘキ法令ニ關スル件 (明治四十年法律第二十五號)

法律ノ全部又ハ一部ヲ樟太ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム但シ左ノ事項ニ關シテハ勅令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

法制

一 土人ニ關スルコト

二 行政官廳又ハ公署ノ職權ニ關スルコト

三 法律上ノ期間ニ關スルコト

四 裁判所又ハ裁判長ノ職權ヲ以テ選任シ又ハ選定スル辯護人、訴訟代理人又ハ訴訟承繼人ニ關スルコト

◎樺太施行法律特例

(大正九年勅令第百二十四號)

第一條 樺太ニ於ケル土人ノ外ニ關係者ナキ民事ニ關スル事項及土人ノミニ對スル刑事ニ關スル事項ハ從來ノ慣例ニ依ル

前項ニ規定スル事項ニ關スル訴訟手續ハ裁判所ノ便宜ニ從フ

第二條 樺太廳支廳長及稅務、林務、鑛業又ハ水産ニ關スル事務ヲ管掌スル官吏ハ刑事訴訟法第二百四十八條ニ規定スル司法警察官ノ職權ヲ有ス

刑事訴訟法中地方長官ノ職務ハ樺太廳長官之ヲ行フ

第三條 民法又ハ商法ニ規定スル登記ヲ爲スヘキ期間ハ之ヲ二倍トス

第四條 民事訴訟法第六十七條第一項及刑事訴訟法第八十二條ノ場合ニ於テハ海陸路四里毎ニ一日ヲ伸長ス

第五條 裁判所又ハ裁判長ノ職權ヲ以テ辯護士ヲ訴訟承繼人、訴訟代理人又ハ辯護人ニ選定シ又ハ選任スヘキ場合ニ於テハ辯護士ニ非サル者ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第六條 漁業法第七條ノ規定ハ土人ノ漁業ニ關シテ之ヲ適用セス樺太廳長官ニ於テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第二十二條 商業會議所法中農商務大臣及地方長官ノ職務ハ樺太廳長官之ヲ行フ

第二十三條 戶籍法ニ規定スル届出又ハ申請ヲ爲スヘキ期間ハ之ヲ二倍トス

第二十四條 國籍法及明治三十一年法律第二十一號中內務大臣ノ職務ハ內閣總理大臣之ヲ行フ



### 第十六章 司法

#### 第一節 沿革

明治三十八年八月本島を占領するや軍令第二二號を以て民政を布くと共に民政署に於て民事及刑事の審判を行ふこととなれり。  
 翌て同年十月占領地人民刑罰令(軍令第二十一號)、民事審判條例(軍令第二十二號)及民政署司法委員條例(軍令第二十三號)を制定し、民政署職員中に就き民政長官の任命せる民政署司法委員が民事及刑事の審判(軍令裁判所の権限に)を發すこととなり、其の職務を行ふ所を民政法院と稱せり。然るに明治四十年三年軍政の撤廢せらるゝや司法事務は行政事務と分離し、同年四月より司法省管轄の下に裁判所の設置を見るに至りたり。

#### 第二節 裁判所

明治四十年軍政の撤廢と共に同法律第二十八號を以て四月一日より豊原に樺太地方裁判所及區裁判所を、眞岡に區裁判所を設置せられ、尙勅令第九十四號を以て司法に關する各種法律を樺太に施行せられ、特殊

の事項を除くの外殆ど内地と同一の制度となれり。即ち樺太に於ける裁判所は司法大臣の管轄に屬し裁判所構成法に依り構成せられ、其の組織に關しては内地に於ける裁判所と同一なり。左に其の概況を記述すべし。

| 地方裁判所   | 區裁判所   | 區裁判所出張所 | 設置年月日      | 位 置    |
|---------|--------|---------|------------|--------|
| 樺太地方裁判所 | 豊原區裁判所 |         | 明治四十年四月一日  | 豊原郡豊原町 |
|         | 眞岡區裁判所 |         | 明治四十年四月一日  | 豊原郡豊原町 |
|         |        | 大泊出張所   | 明治四十年十一月一日 | 大泊郡大泊町 |
|         |        | 元泊出張所   | 大正十一年十月十六日 | 元泊郡元泊村 |
|         |        | 泊居出張所   | 明治四十年四月一日  | 眞岡郡眞岡町 |
|         |        | 鷗居出張所   | 大正八年七月一日   | 泊居郡泊居町 |
|         |        | 鷗城出張所   | 大正十一年十月十六日 | 鷗城郡鷗城村 |

裁判所開設當時に於ては各種事件何れも少数なりしが、折衝の進展、人口の増加するに従ひ逐年増加を來せり。

民事 領有の初期に於ては事件の内容概ね簡易にして又件数も少かりしが、近時人口の増加に伴ひ人事漸く繁く、事件は逐年増加すると共に其の内容亦複雑となり來れるも人事訴訟は極めて少数なり。

刑事 人口の増加に伴ひ刑事事件亦逐年増加し詐欺、軍人服役及召集に關する犯罪最も多く、窃盜、殺傷、横領、漁業及賭博に關する犯罪之に次ぐ。殺傷犯、詐欺、横領及軍人服役に關する犯罪の比較的多きは漁業、林業等に從事する働勞者の犯すもの其過半を占むるに因る。

新受理件数 (地方裁判所)

| 種別 | 大正十二年 |    |
|----|-------|----|
|    | 年次    | 第一 |
| 民事 | 二五    | 四三 |
| 刑事 | 五     | 七  |
| 計  | 二八    | 五〇 |
| 民事 | 一八    | 一三 |
| 刑事 | 一〇    | 三六 |
| 計  | 二八    | 四九 |
| 豫審 | 三     | 一  |

備考 左側数字は民事の部は故隙事件、刑事の部は保釋請求なり。  
新受理件数 (區裁判所)

| 種別 | 昭和二年 | 昭和元年 | 大正十四年 | 大正十三年 |
|----|------|------|-------|-------|
| 民事 | 九    | 二八   | 九六    | 一四    |
| 刑事 | 六    | 二    | 一七    | 一三    |
| 計  | 一五   | 三〇   | 一一三   | 二七    |
| 民事 | 一    | 三    | 六     | 四     |
| 刑事 | 一    | 一    | 一     | 一     |
| 計  | 二    | 四    | 七     | 五     |
| 民事 | 一    | 一    | 一     | 一     |
| 刑事 | 一    | 一    | 一     | 一     |
| 計  | 二    | 二    | 二     | 二     |
| 民事 | 一    | 一    | 一     | 一     |
| 刑事 | 一    | 一    | 一     | 一     |
| 計  | 二    | 二    | 二     | 二     |

| 種別 | 大正十二年 |    |
|----|-------|----|
|    | 年次    | 第一 |
| 民事 | 二五    | 四三 |
| 刑事 | 五     | 七  |
| 計  | 二八    | 五〇 |
| 民事 | 一八    | 一三 |
| 刑事 | 一〇    | 三六 |
| 計  | 二八    | 四九 |
| 豫審 | 三     | 一  |



|      |      |      |      |      |      |      |
|------|------|------|------|------|------|------|
| 強盗   | 強盗   | 強盗   | 強盗   | 強盗   | 強盗   | 強盗   |
| 窃盗   | 窃盗   | 窃盗   | 窃盗   | 窃盗   | 窃盗   | 窃盗   |
| 伤害致死 | 伤害致死 | 伤害致死 | 伤害致死 | 伤害致死 | 伤害致死 | 伤害致死 |
| 伤害   | 伤害   | 伤害   | 伤害   | 伤害   | 伤害   | 伤害   |
| 放火   | 放火   | 放火   | 放火   | 放火   | 放火   | 放火   |
| 失火   | 失火   | 失火   | 失火   | 失火   | 失火   | 失火   |
| 詐欺   | 詐欺   | 詐欺   | 詐欺   | 詐欺   | 詐欺   | 詐欺   |
| 賭博   | 賭博   | 賭博   | 賭博   | 賭博   | 賭博   | 賭博   |
| 計    | 計    | 計    | 計    | 計    | 計    | 計    |

|    |       |        |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|----|-------|--------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 局別 | 年次    | 犯罪検査件数 | 件数 | 人員 | 件数 | 人員 | 件数 | 人員 | 件数 | 人員 | 件数 | 人員 |
|    | 大正十二年 |        |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|    | 大正十三年 |        |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|    | 大正十四年 |        |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|    | 昭和元年  |        |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|    | 昭和二年  |        |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |

漁業法違反  
森林法違反  
積込  
樺太漁業取締規則違反  
樺太海軍々人召集又は服役に關する規則違反

|         |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
|---------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 樺太地方検事局 | 六    | 二〇四  | 七    | 二〇三  | 二〇二  | 二〇一  | 二〇〇  | 一九九  | 一九八  | 一九七  | 一九六  | 一九五  |
| 豊原區検事局  | 一、五〇 | 一、八八 | 一、四〇 | 一、三〇 | 一、二〇 | 一一〇  | 一〇〇  | 九〇   | 八〇   | 七〇   | 六〇   | 五〇   |
| 眞岡區検事局  | 一、四〇 | 一、五〇 | 一、六〇 | 一、七〇 | 一、八〇 | 一九〇  | 二〇〇  | 二一〇  | 二二〇  | 二三〇  | 二四〇  | 二五〇  |
| 計       | 二、七二 | 三、五五 | 二、六〇 | 三、〇〇 | 二、九〇 | 二、八〇 | 二、七〇 | 二、六〇 | 二、五〇 | 二、四〇 | 二、三〇 | 二、二〇 |

登記事務：登記事件は國有土地の拂下増加並に人口増加し取引關係頻繁となるに従ひ逐年著しく其の数を増しつゝあり。従つて現在の機關に不足を來し尙出張所三、四箇所増設の必要に迫れり。  
 執達事務：從來事件多からざりし爲め未だ執達吏を置くに至らずして、區裁判所書記に於て其の事務を取扱ひ居れり。然れども近年著しく事件増加せるを以て近く執達吏を置くゝに至るべし。  
 公證人事務：未だ事件多からざる爲め公證人を置くの時機に至らずして、區裁判所書記に於て其の事務を取扱ひ居れり。  
 辯護士：領有當時に於ては百般未開の状態にありて辯護士を得ること亦困難なる事情ありしを以て、衆人

の便宜を図る爲め辯護士にあらざるも特に適當と認めたる者に民事訴訟代理及刑事辯護を認可し來れり。是れ所謂訴訟代理業者にして從來民事訴訟に於ける一機關たり。然るに近年辯護士の登録を受くもの漸次多きを加へ最早訴訟代理業者を認むるの必要なに至りたるを以て大正十三年七月限り其の業務を差止め、當時警察中の事件に限り尙處理し得ることとせり。

戸籍事務 明治四十年樺太廳令を以て居住、移轉、出生及死亡に關する届出規則を制定したるが、大正九年之を廢止して居住者届出規則を制定し、戸口に關する事務は支廳に於て掌理し來りたるが、大正十一年及大正十二年に樺太町村制施行せられたるを以て之を町村に移管せり。然れども樺太には未だ戸籍法の施行なく、各種手續上の不便は勿論島地開拓の上に及ぼす影響尠からざりしが大正十三年八月遂に國籍法、戸籍法其の他關係法令施行せられ始めて樺太は内地と同一法の下に統一せられ、爾來樺太に轉籍するもの相續き大正十三年末に於て既に二、九二六、一六五、六七七人を算し、尙逐年増加の趨勢にありて本島開發上裨益する所大なるものあり。昭和二年末現在本籍を有するもの八一、八七、四二、九〇四人にして同年中に於ける戸籍に關する届出種類及件数左の如し。

| 種別      | 件数    |      | 種別         | 件数  |      |
|---------|-------|------|------------|-----|------|
|         | 本籍人   | 非本籍人 |            | 本籍人 | 非本籍人 |
| 出生      | 一、七〇六 | 六、五九 | 推定家督相續人の廢除 | 三   | 三    |
| 認子      | 三三    | 一、四  | 家督相續人の指定   | 三   | 三    |
| 養子      | 三〇    | 一、七  | 入籍離籍及復籍拒絕  | 三   | 三    |
| 養子離縁    | 三     | 一、〇  | 廢家及絶家      | 二   | 二    |
| 婚       | 七〇    | 一、四  | 分家及廢絶家再興   | 六   | 一    |
| 離婚      | 七     | 一、〇  | 氏名族稱の變更及襲  | 一   | 一    |
| 親權後見及保佐 | 一     | 一    | 就籍及轉籍      | 一   | 一    |
| 隠居      | 一     | 一    | 追完訂正其他     | 一   | 一    |
| 死亡及火災   | 八     | 一    | 合          | 六、〇 | 一、〇  |
| 家督相續    | 三     | 一    | 計          | 三、〇 | 一、〇  |

### 第三節 供託事務

大正十一年四月供託法を施行せらるゝと共に供託局官制の公布を見、豊原に獨立せる樺太供託局を置き眞岡に其の出張所を設けて供託事務を取扱ふことゝなれるも其の取扱件數並に金額未だ多からず。

### 第四節 刑務所

明治三十九年一月樺太民政署拘禁所條例(軍令第三十一號)を制定し、樺太守備隊憲兵隊長管理の下に大泊に民政署拘禁所を、豊原及眞岡に拘禁所支署を置き、民政署司法委員の管掌に屬する未決既決の囚人を收容せり。明治四十年軍政の撤廢せらるゝや同年四月豊原に札幌監獄樺太分監を置き、大正十一年十月官制改正の結果獨立して樺太刑務所設置せられたるが、大正十三年十二月札幌刑務所樺太支所となれり。最近に於ける收容人員左の如し。



地源水道水上原聖



| 種<br>別 | 受 刑 者        |        |        |        | 刑 事 被 告 人    |        |        |        |
|--------|--------------|--------|--------|--------|--------------|--------|--------|--------|
|        | 前<br>年<br>より | 新<br>出 | 出<br>末 | 在<br>現 | 前<br>年<br>より | 新<br>入 | 出<br>末 | 在<br>現 |
| 大正十一年  | 二八           | 三六     | 三五     | 二九     | 元            | 三三     | 三五     | 三三     |
| 大正十二年  | 一九           | 三三     | 一八     | 二〇     | 三            | 二六     | 二二     | 二二     |
| 大正十三年  | 二〇           | 二四     | 三〇     | 一四     | 二            | 二七     | 二五     | 二七     |
| 大正十四年  | 一四           | 三〇     | 二五     | 一五     | 七            | 三三     | 三三     | 二四     |
| 昭和元年   | 一五           | 二四     | 二七     | 一八     | 一四           | 三三     | 三三     | 二四     |
| 昭和二年   | 一八           | 二六     | 二五     | 一四     | 一四           | 二八     | 二八     | 二二     |

司  
法

| 計       |       |       |       | 人 員 留 場 役 券 |     |     |       |
|---------|-------|-------|-------|-------------|-----|-----|-------|
| 年 末 現 在 | 出 所   | 新 入   | 前 年 越 | 年 末 現 在     | 出 所 | 新 入 | 前 年 越 |
| 1,000   | 1,500 | 2,000 | 1,800 | 1           | 8   | 10  | 1     |
| 1,100   | 1,600 | 2,100 | 1,900 | 1           | 9   | 11  | 2     |
| 1,200   | 1,700 | 2,200 | 2,000 | 1           | 10  | 12  | 3     |
| 1,300   | 1,800 | 2,300 | 2,100 | 1           | 11  | 13  | 4     |
| 1,400   | 1,900 | 2,400 | 2,200 | 1           | 12  | 14  | 5     |
| 1,500   | 2,000 | 2,500 | 2,300 | 1           | 13  | 15  | 6     |
| 1,600   | 2,100 | 2,600 | 2,400 | 1           | 14  | 16  | 7     |
| 1,700   | 2,200 | 2,700 | 2,500 | 1           | 15  | 17  | 8     |
| 1,800   | 2,300 | 2,800 | 2,600 | 1           | 16  | 18  | 9     |
| 1,900   | 2,400 | 2,900 | 2,700 | 1           | 17  | 19  | 10    |
| 2,000   | 2,500 | 3,000 | 2,800 | 1           | 18  | 20  | 11    |

第十七章 公共施設

第一節 水 道

領有當時本島には上水道の施設せるものなきを以て衛生及火防上之が急設の必要を認め、應に於て之が調査研究の結果先づ應急の施設として豊原、大泊、本斗、眞岡、野田、泊居及北名野の各市街地に木樋木管式の簡易水道を敷設したり。然るに大正十一年町村制施行せられたる結果水道は町村の事業となれるを以て従來の簡易水道と共に水道に関する事項は全部之を町村に引継ぎたり。然れども右水道は應急の施設なるを以て各地方に於ては改修を爲し或は新規計畫を爲すもの或は又既に完成せるもの等あり、左に其の概況を述べし。

豊原町水道 將來の發展を豫想して永久的設計を爲し、工費六拾五萬圓（内參拾萬圓は津太廳補助）を投じて大正十二年七月起工翌大正十三年十月竣工せり。

本設計は現在の人口を基礎とし過去の増加率を斟酌して將來の人口を豫想し、二十年後の人口を六萬人と



假定し之に基き設計したり。

即ち導水管及配水管の如く將來擴張に巨費を要するものは人口六萬人に對する設計とし、濾過池、配水池及配水管等の如き臨時容易に擴張を施し得るものは差當り人口三萬人に對する設備に止めたり。

水源地は町の東方玉川にして、從來の簡易水道水源地の土流約十五町の地點に於て河流を堰止め、其の上流左岸に取入口を設け、溜水場は旭ヶ岡北麓の緩傾地に設備し、此處に濾過池及配水池を築造せり。

配水管は内徑四吋乃至十六吋鐵管一萬五千七百九十間を綑狀形に敷設し、制水弁大小七十三個を付して局部の斷水に便し、専用給水を受くる能はざる者の爲めに併用栓二十九個を設置すると共に十字街の要所には地上式消火栓百八個を配置せり。

泊居町水道 簡易水道の木造を鐵管及混凝土に改むると共に將來の人口増加を豫想し、工費拾萬貳千餘圓（内六萬圓は樺太廳補助）を投じ大正十一年五月起工大正十三年八月竣工せり。水源地は泊居川の支流川口より約二千間の箇所通稱二十間澤にして夏季萬一の湧水を慮り鐵筋混凝土を以て現河底以上二十呎四吋高の堰堤を築造して貯水池となせり。

本斗町水道 從來の簡易水道を改修し木樋水管を鐵管に替へ、工費貳萬零千九百貳圓（内六千圓は樺太廳補助）を以て大正十四年六月起工同七月竣工せり。

大泊町水道 吉牧窪助澤地内大泊川支流に水源を探り工費百五拾六萬餘圓を投じ昭和二年七月起工同五年完成の豫定なり。

其他 眞岡村は四拾貳萬餘圓の豫定を以て目下永久的工事計畫中にして、其の他の地に於ても夫々改修の計畫を爲し居れり。

### 第二節 電気事業

本島に於ける電気事業は明治四十三年十一月樺太電気合資會社が、陸軍守備隊の設備せる發電所の貸付を受けて豊原市街一圓に電燈の供給を爲せるを嚆矢とす。次で大泊、眞岡等にも該事業の經營を見たるも當時開拓未だ進まず人口稀薄にして新築起々として振はざりき。然るに大正三年大泊にバルブ工場創設せられて以來各地に大バルブ工場建設せられ工場の動力及燈用として自家用の電気施設勃興し、其の發電餘力を以て電気事業の經營を爲す者、或は該工場より受電して供給事業を經營するもの等續出し、供給區域として開業せるもの全島三十八町村中二十四町村に及び最近は送電事業の整理合同せられむとする傾向あり。其の概況左の如し。



公共施設  
電氣事業一覽(昭和二年未現在)

| 種別        | 供給事業              | 自家用      | 計         | 前年度末比<br>(増減) | 摘要 |
|-----------|-------------------|----------|-----------|---------------|----|
|           |                   |          |           |               |    |
| 事業者数      | 一八                | 二        | 二〇        | 二             |    |
| 未開業       | 五                 | 一        | 六         |               |    |
| 開業        | 一三                | 一        | 一四        |               |    |
| 電氣設備固定資本金 | 三,三九〇,〇〇〇<br>キロソト | 七,九五八,七七 | 一一,三四八,九七 | 二,五五,〇〇〇      |    |
| 発電力       | 八三三<br>キロワット      | 六,七七一    | 七,六〇四     | 二,三三          |    |
| 電燈        | 外二電一四五<br>需要戸数    | 同上       | 同上        | 二,三三          |    |
| 電燈        | 二,三三<br>需要戸数      | 同上       | 同上        | 二,三三          |    |
| 電燈        | 九,二二六<br>換算光算数    | 三,八〇〇    | 一三,〇二六    | 二,〇三三         |    |
| 電燈        | 二,三三<br>換算光算数     | 三,八〇〇    | 六,一三三     | 三,八〇〇         |    |

| 種別        | 供給事業              | 自家用      | 計         | 前年度末比<br>(増減) | 摘要 |
|-----------|-------------------|----------|-----------|---------------|----|
|           |                   |          |           |               |    |
| 事業者数      | 一八                | 二        | 二〇        | 二             |    |
| 未開業       | 五                 | 一        | 六         |               |    |
| 開業        | 一三                | 一        | 一四        |               |    |
| 電氣設備固定資本金 | 三,三九〇,〇〇〇<br>キロソト | 七,九五八,七七 | 一一,三四八,九七 | 二,五五,〇〇〇      |    |
| 発電力       | 八三三<br>キロワット      | 六,七七一    | 七,六〇四     | 二,三三          |    |
| 電燈        | 外二電一四五<br>需要戸数    | 同上       | 同上        | 二,三三          |    |
| 電燈        | 二,三三<br>需要戸数      | 同上       | 同上        | 二,三三          |    |
| 電燈        | 九,二二六<br>換算光算数    | 三,八〇〇    | 一三,〇二六    | 二,〇三三         |    |
| 電燈        | 二,三三<br>換算光算数     | 三,八〇〇    | 六,一三三     | 三,八〇〇         |    |

備考 昭和二年未現在許可せるもの供給事業五、自家用二、開業せるもの供給事業一、自家用一、廢業せるもの一、自家用一  
市街別事業概況(供給事業)  
公共施設  
三一五

公共施設

| 市街別 | 事業者        | 需要戸数  | 概内人口   | 算電燈数  | 均一戸当り電燈数 | 均一人当り電燈数 | 電燈料金 |
|-----|------------|-------|--------|-------|----------|----------|------|
| 豊原  | 樺太電気合資会社   | 三、四九〇 | 一七、三〇〇 | 二、五〇〇 | 一四・九     | 一四・五     | 三三・三 |
| 大泊  | 北海電力電気株式会社 | 四、三三〇 | 二〇、三〇〇 | 三、〇〇〇 | 一四・九     | 一四・五     | 三三・三 |
| 具原  | 同          | 三、三三〇 | 一三、三〇〇 | 二、〇〇〇 | 一四・九     | 一四・五     | 三三・三 |
| 真泊  | 帝國電燈株式会社   | 二、三三〇 | 一〇、三〇〇 | 一、〇〇〇 | 一四・九     | 一四・五     | 三三・三 |
| 小泊  | 同          | 一、三三〇 | 五、三〇〇  | 五〇〇   | 一四・九     | 一四・五     | 三三・三 |
| 留廣  | 同          | 一、三三〇 | 五、三〇〇  | 五〇〇   | 一四・九     | 一四・五     | 三三・三 |
| 泊   | 同          | 一、三三〇 | 五、三〇〇  | 五〇〇   | 一四・九     | 一四・五     | 三三・三 |
| 惠須  | 同          | 一、三三〇 | 五、三〇〇  | 五〇〇   | 一四・九     | 一四・五     | 三三・三 |
| 本斗  | 同          | 一、三三〇 | 五、三〇〇  | 五〇〇   | 一四・九     | 一四・五     | 三三・三 |

三一六

| 市街別 | 事業者       | 需要戸数   | 概内人口    | 算電燈数   | 均一戸当り電燈数 | 均一人当り電燈数 | 電燈料金 |
|-----|-----------|--------|---------|--------|----------|----------|------|
| 内野  | 野田町(町營)   | 七、五〇〇  | 三〇、〇〇〇  | 三、〇〇〇  | 一四・九     | 一四・五     | 三三・三 |
| 野田  | 同         | 七、五〇〇  | 三〇、〇〇〇  | 三、〇〇〇  | 一四・九     | 一四・五     | 三三・三 |
| 久春  | 合資社久春内製材所 | 一、三三〇  | 五、三〇〇   | 五〇〇    | 一四・九     | 一四・五     | 三三・三 |
| 茶濱  | 同         | 一、三三〇  | 五、三〇〇   | 五〇〇    | 一四・九     | 一四・五     | 三三・三 |
| 標保  | 同         | 一、三三〇  | 五、三〇〇   | 五〇〇    | 一四・九     | 一四・五     | 三三・三 |
| 川上  | 同         | 一、三三〇  | 五、三〇〇   | 五〇〇    | 一四・九     | 一四・五     | 三三・三 |
| 敷香  | 同         | 一、三三〇  | 五、三〇〇   | 五〇〇    | 一四・九     | 一四・五     | 三三・三 |
| 元泊  | 同         | 一、三三〇  | 五、三〇〇   | 五〇〇    | 一四・九     | 一四・五     | 三三・三 |
| 小泊  | 同         | 一、三三〇  | 五、三〇〇   | 五〇〇    | 一四・九     | 一四・五     | 三三・三 |
| 知取  | 同         | 一、三三〇  | 五、三〇〇   | 五〇〇    | 一四・九     | 一四・五     | 三三・三 |
| 富内  | 同         | 一、三三〇  | 五、三〇〇   | 五〇〇    | 一四・九     | 一四・五     | 三三・三 |
| 計   |           | 三三、〇〇〇 | 一三〇、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 一四・九     | 一四・五     | 三三・三 |

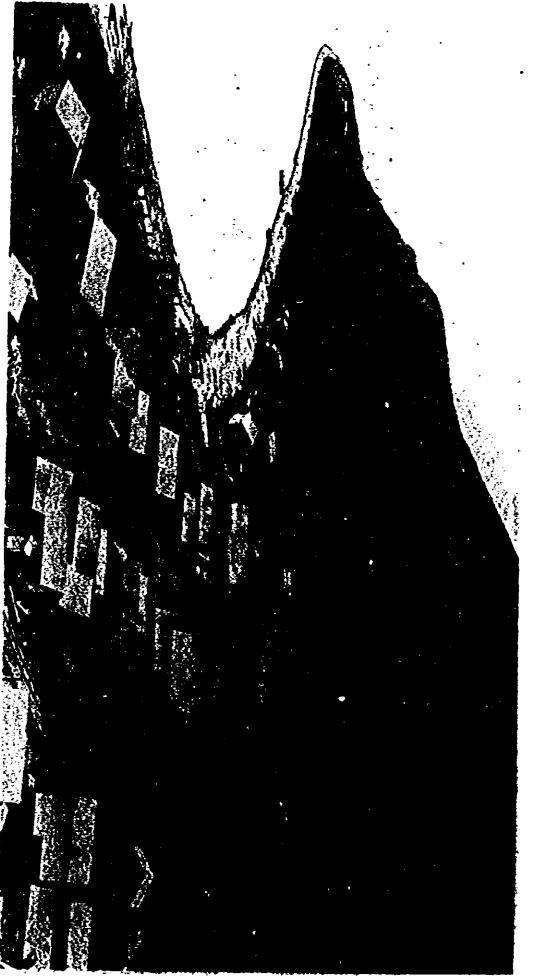
三一七



| 公共施設     |        |       |
|----------|--------|-------|
| 富内電気株式会社 | 昭和三年三月 | 三二〇   |
| 計        | 燈      | 三     |
|          | 富内村汽   | 一、九六  |
|          |        | 三二〇   |
|          |        | 三、五〇〇 |
|          |        | 一、二五  |
|          |        | 三、五〇〇 |
|          |        | 三、五〇〇 |

備考 目的の欄中燈は電燈、力は電力、原動力の欄中汽は汽力、吸瓦は吸入瓦斯力なり。  
 自家用電気工作物概況 (昭和二年度末)

| 種別 | 施設者      | 使用開始年月 | 目的  | 使用区域 | 原動力 | 電力及電燈装置 | 電力装置  | 電線長 | 電線延長 | 電気設備費 |
|----|----------|--------|-----|------|-----|---------|-------|-----|------|-------|
| 工場 | 王子製紙株式会社 | 大正三年三月 | 製紙用 | 内栗川地 | 汽力  | 三、五〇〇   | 八二二   | 六   | 三    | 六、〇〇〇 |
| 工場 | 大正製紙株式会社 | 大正三年三月 | 製紙用 | 内栗川地 | 汽力  | 三、五〇〇   | 七二二   | 六   | 三    | 六、〇〇〇 |
| 工場 | 同留多加原本捲上 | 大正三年二月 | 燈用  | 同    | 同   | 一〇〇     | 二     | 二   | 五    | 三、三〇〇 |
| 工場 | 同豊原工場    | 大正三年二月 | 燈用  | 同    | 同   | 三〇〇     | 三     | 二   | 五    | 三、三〇〇 |
| 工場 | 同野田工場    | 大正三年二月 | 燈用  | 同    | 同   | 三〇〇     | 三     | 二   | 五    | 三、三〇〇 |
| 工場 | 同太工業株式会社 | 大正三年二月 | 同   | 同    | 同   | 一、五〇〇   | 二、三〇〇 | 四   | 三    | 三、三〇〇 |
| 工場 | 同居工株式会社  | 大正三年二月 | 同   | 同    | 同   | 一、五〇〇   | 二、三〇〇 | 四   | 三    | 三、三〇〇 |



(泊瀬多字泊瀬大字大村地(真野郡)落部「ライア」人主)





### 第十八章 土 人

#### 第一節 總 說

我が南部樺太に在住する所謂土人とはアイヌ、ニクアン、オロツコ、サンダー及キリーンの五種族を指稱せるものなり。彼等は従順にして民族極めて低く到底社會の競争場裡に互立し得ざるを以て、農業、漁業其の他に關し特殊の制度を設けて之を保護し、其の生活の基礎を安固ならしむると共に農耕を獎勵して自活思想を養ひ、子弟に教育を授けるの外彼等の風習を毀げざる範圍に於て自由に文明の惠澤に浴せしむる等専ら其の保護誘掖に努めつゝあり。然るに彼等の或る民族の人口は増加せざるのみならず却て減少の傾きもあり、殊にキリーンは滅亡に瀕しサンダーの如きは既に其の跡を絶てり。

#### 第二節 種族及戸口

アイヌ族 往昔は廣く樺太全島に亘り居住せしとの説あり。領有當時に於ては南樺太の東西海岸及中央内

湖川の沿岸各地に散在し居たるが、保護上集團せしむる必要を認め大正十年より同十年に至る三箇年間に於て東海岸は富内、白濱、樺保、新間及多來加の五箇所に、西海岸は多爾泊、登富津、智來及小茂白の四箇所に夫々集合せしめたるも、鶴城管内のみは尙依然として散在の状態にあり。同族は他の種族に比し内地人に接する事久しきを以て我が國體の梗概を知り、内地人に對して尊敬の念を有し文化の程度亦比較的進めりと雖も體質は漸次劣弱に赴く嫌あり。其の原因は多々あるべきも要するに物質文明の普及に因る衣食住の微變移住者増加に伴ひ直接間接に受くる生活上の壓迫、花柳病の傳播等其の主たるものゝ如く之等弊害の除去に努め居れり。

ニクアン族 太古に於ける亞細亞人の残存者にして本島の北部幌内川流域に居住し、先住民たるオロツコ族間に雜居す。近親結婚を嫌ひ他民族と雜婚するを以て其の體格漸次優良となり能く困苦に耐ふ。他種族の如く夏期竹炭を食ふことなく孜々として常に冬營準備を怠らざ。オロツコ族、キリーン族に比し優越の位置を占む。今後其の指導宜しきを得ば相當發展を期し得べし。

オロツコ族 トングース族の一分派にして其の人口アイヌ族に次ぐ。北部幌内川流域に在り馴鹿を飼育す

土 人

三二四

ると共に一、二月は山に入り鹿、貂を獲り、三月より五月には海岸に出て、海豹を捕へ、五月より八月迄は鱒鮭漁に従ひ、八月の候魚族の廻河するに至れば川を廻り之が漁獲を爲す等一定の居所を定むる事なし。一般に無智昧且つ怠惰にして、三、四歳にして既に煙草を用ひ五、六歳にして酒に親む者あり。斯くして生活難に迫れば他を恨み、或は同族互に反目するの狀態なり。

キーン族 本種族の現に我が南部樺太に居住するもの僅かに四十二人に過ぎず。其の本島に渡來したるは他種族に比して遙かに遅きが如し。大陸居住中支那文明の感化を受けたる爲めなるか他種族に比し稍文化の度進めり。其の性狀亦アイヌ族、ニクブン族の如く沈鬱に陥らず、オロツコ族の如く卑屈に僻せず、快活にして舉動敏捷、種族的偏見少きも漂泊性に富み轉々居を移す。

サンダー族 我が國に於て往昔山丹人（又は山騷人）と稱へ、往時貿易の爲め大陸と本島間を往來したるものにして、漸次減少し遂に其の跡を絶つに至れり。其の言語習俗は、ニクブン族、オロツコ族と大同小異なりき。

今各種族の戸数人口を示せば左の如し。

（昭和二年末現在）

土 人

三二五

| 種別 | 管轄支廳   |        | ア  |    | イ  |    | ウ  |    | エ  |    | オ  |    | カ  |    | キ  |    | ク  |    | ケ  |    | コ  |    | 計      |        |
|----|--------|--------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|--------|--------|
|    | 戸数     | 人口     | 戸数 | 人口 | 戸数 | 人口 | 戸数 | 人口 | 戸数 | 人口 | 戸数 | 人口 | 戸数 | 人口 | 戸数 | 人口 | 戸数 | 人口 | 戸数 | 人口 | 戸数 | 人口 | 戸数     | 人口     |
| 豊原 | 1,412  | 1,665  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 1,412  | 1,665  |
| 大泊 | 1,173  | 1,332  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 1,173  | 1,332  |
| 本斗 | 1,077  | 1,236  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 1,077  | 1,236  |
| 眞岡 | 1,053  | 1,212  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 1,053  | 1,212  |
| 泊居 | 1,029  | 1,188  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 1,029  | 1,188  |
| 元泊 | 1,005  | 1,164  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 1,005  | 1,164  |
| 香泊 | 981    | 1,140  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 981    | 1,140  |
| 計  | 10,000 | 11,000 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 10,000 | 11,000 |

第三節 風俗習慣 (主としてアイヌ族につき記述す)

第一款 概 説

夏期は河海に於て漁撈に従事し冬期は狩獵又は労働によりて生活の資料を得つゝありしも、中農半漁の方針に依り指導したる結果漸次農耕の方法を取得し、馬鈴薯、菜根の類を栽培して其の成績見るべきものあり。一面拓殖の進展に伴ひ各種事業の勃興し、勞力の需要増加し來れるを以て、之等労働に従事し漸次獨立自營の境に進みつゝあり、従つて生活狀態も不知不識の間に改善せられ時に内地移住農民を凌ぐものありて到底昔日の比にあらず。然れども一般に虚榮に驅られ、金錢を得れば之を酒食に費すにあらざれば不用の物品を購入する等更に貯蓄の念なく、一朝不漁、不作其の他の災厄に遇はんか直に窮蹙に陥るを常とす。古來彼等の風習として隣保相扶け同病相憐むの情厚く、相互に扶助するの美風あるも一面却て依頼の念を助長する慥みなきを得ず。

第二款 衣食住

衣服 多く草木の皮を以て製したるアツシを用ゆ、アツシはオヒョウ(木の名)又はエラ草(一名カイ草)

の皮を剥ぎて水に濡し、冬期越年中に糸に製して之を縫る。禮服には其の優良品を用ひ、襟、裾、袖、背等に刺繡を施し、之を製作するに三年の日子を費すと云ふ。婦人の用ひるものは海豹皮、鱒及イトウ(魚の名)の皮にて製し、鳥毛にて裝飾を施す。其の他犬の皮を以て外套、股引、手袋等の防寒具を作る。現今にては男子は洋服を着用し、女子は内地人に倣ひ帯、羽織等を用ゆ。之れ價格低廉にして且つ欲する儘に求め得らるゝを以てなり。

裝飾 身體の裝飾としては男女共に耳環を付け、婦人は一般に上唇に鏤をなす。其の他練玉又は青銅貨等を紐に通して頸より胸に懸け、或は眞鍮の輪若くは穴明錢を紐に通して帯の如く腰に締むるものあり。頭飾りとして男子は十二三歳の頃滿洲玉、南京玉を以て三角形のものを作り前頭部に掛けたるが今は全く廢れたり。女子は綿布を以て高さ三寸位の環を作り、色糸を以て刺繡をなし種々の玉を付けて冠とす、要は頭髪の亂れを防ぐ爲なりと云ふ。

飲食物 主食物は魚類にして其の主なるは鱈及鱒なり。何れも收穫期に之を倒き乾燥して貯藏し冬期の食料とす。夏期は生魚を海水にて煮又は焼き海豹の脂肪にて調理せるものを食す。海豹の脂肪は海豹の油肉を

竈に入れて煮沸し脂肪の滲出するを掬ひ取り、其の胃袋の洗滌乾燥したるものに容れ貯蔵して随時使用する。其の他アメミス、蝶、カジカ、ウグイ及び貝類等を用ひ、副食物としては野生の百合根、キト、トマ、コザク及款冬等を生又は乾燥貯蔵して用ふ。極めて酒を嗜み青年以上にして酒を飲食せざるものなく、煙草も亦男女共に之を嗜む。

●家屋 家屋を建築するには汚穢凶妖の地を避け尤も清淨の地を選ぶ。之を建つるに大小廣狭の別あれど一定の規矩ありて何れも規を一にす。即ち四方に柱を建て粗雑なる丸太を積上げ、屋根及周囲は樹皮又は草を編みて之を覆ひ、度器なきを以て其の長短を計るに手又は指長を以てし、木根、藤莖等にて緊縛するのみ。土間の中央には大なる爐を造り其の上部に煙出管採光のため二、三尺角の天窓を明け、室の兩側には高さ一尺五寸、幅二、三尺の床を設けて寢室に充て、左側の床の隅には必ず家神を祭る。家財、道具、食料を貯蔵する爲めに倉庫を建つるも、便所は之を設くることなし。

第三款 社会及家族關係

●社会關係 各部落に酋長あり絶対支配權を保持して部落を統率し、部落内に於ける紛擾犯罪等に關しては總

て自ら之を裁斷して異議を挟むことを容さず、酋長は專制獨裁にして而も世襲の主權者なり。

●部落相互間の關係は極めて親密にして其の情義の濃かなるは到底内地人の比にあらず。慶弔共に禮節を以てし數十里の遠路寒暑雨雪の厭ひなく互に相往來し、吉凶禍福を別つるの美風尙存す。

●家族關係 父又は長兄を以て家長とし、長は幼を憐み幼は長を敬ひ、家内に紛擾の起るが如きことは稀なり。男子は漁業、農業、狩獵等に從事し、女子は裁縫、炊事、採薪等に從ふ。家督は普通長子之を相続するも事故ある場合には次男、三男等に順次之を譲る。(一説に曰く、家長の生在中長男妻を娶らば別居し、二男、三男亦此の如くして家長死去の時同居せる男を後嗣とし、相続者を長男と定むるの掬なしと)。

●結婚について見るに、往時は子女の父兄間の婚約に依り成年に達するを俟ちて結婚を行ふ所謂許婚なりしも、現今にては雙方の合意に依り他より何等干渉することなく、而して別に儀式を行ふことなく當事者の同居を以て結婚したるものと見做すを普通とす。離婚は頗る簡單にして其の數又多し。即ち雙方の合意の者は育ふ迄もなく、夫が強て妻を離婚せんとする場合は幾分の物品を與へて親許に歸らしめ、妻より離婚せんとする時は無断にて夫の家を去るのみ。出産の場合は湯を以て生兒を洗ふの外別に醫藥を用ひず、多くは二、



三年後に於て命名す。

又死を語るを甚だしく忌むも死事は決して忽にせず、死者あれば歛葬の具を備へ親族古舊相集り慟哭數日に及ぶ。生前の所持品及寶物等は棺に入れて埋葬し、墓標を建つものもあるも多くは之を用ひず。埋葬すれば死者は神となるものと信じ、墓の掃除、墓參等をもなすことなし。死者あれば三日目にして燼の灰を新にし、變死者の場合は其の家を焼き又は築ち、疫病にて死亡せる場合は其の家を捨て、省みず。

第四款 經濟及法律關係

往昔に於ける物資の交易は専ら物々交換に依り有無相通せり。即ちギリヤーク族は數香方面より富内に來り、山丹人はアレキサンドル方面よりマイ山道を経て灣内に來り、金具等を提供し、アイヌ族は貂類、狐等の皮を提供したるが、亦遠く宗谷海峡を渡りて刀、鈔、陣羽織、酒器等と交換したるものがあるが如し。

貸借契約に關しては何等法的觀念なく、義務は必ず履行すべきものとして證書、抵當等を徴せず、且つ數の觀念に乏しきを以て之に關しては木片に印を付け又は繩に結目を作りて記憶の便に供せり。期間は長きは

一年又は二年にして其の時期は鎌時、餅時、又は鮭時等を以て定め、短きは月の盈虧等を以て其の期間となせり。期日に至りて返済を怠るものあれば一應之を督促するも取て追求めず、萬一是が義務を果さざるものあらば違約者として之を卑下するに止まる。

犯罪は凡て酋長が之を審問し處罰するものにして、多くは財産刑なるも稀には體罰をも行へり。財産刑は被告人所有の寶物又は家畜等を沒收して之を相手方に給付するを普通とし、體罰は笞杖、指切、死刑等に於て是が執行は被告の尤も親近のものをして行はしめたり。

第五款 娛樂及祭禮

アイヌ族の娛樂としては解樂、音樂、舞踊及遊戲等あり、解樂としてはユーカラ(酒宴の席などにて歌ふ男女の痴情を語るもの)、ハツケ(祭文の如きもの)、ヤエガタカラ(都々逸の如きもの)、オイナ(昔噺)、トイタ(伽噺)等あり。

樂器には左の二種及剛扇形の太鼓あり、麝香鹿の皮にて作り主に祈禱者が之を使用す。

トッコリ(三味線に類似し五弦なり)

ムツキナ(竹を以て作り、口に銜て吹く)

舞踊は我が盆踊の如く八人づゝ一團となりて環状を爲し、中腰と爲りて一足づゝ飛びつゝ手を拍ち、リリ  
ーリリと呼びながら踊り廻り、多くは熊祭のときに爲す。

遊戯には綱曳、角力、廻籠び、棒飛及輪投げ等あり。

祝祭には内地の如く盆、正月、氏神祭典等稱するものなく、唯漁期の始めに海岸、河岸に木幣を掛け濁酒を  
捧げて豊漁を祈る。最も厳肅壯麗に行ふものは熊祭にして、其の部落は勿論遠近の部落より老若男女の別な  
く聚り、盛装して飲み、歌ひ且つ踊り歡樂を盡すこと數日に亘り、青年男女の情事は多く此の際に行はる。

### 第四節 文 化

#### 第一款 教 育

土人の教育に關しては土人教育所を設くるの外各種施設を爲し、専ら智徳の啓蒙、生活の改善其他指導誘  
掖に努めつゝあり。

土人教育所は明治四十二年始めて東西兩海岸のアヌ族集團部落に各一箇所を設置し、其つ子弟を收容す  
るの外、尙地理的其の他の關係上之を公立小學校に委託して教育せるが、各種の設備未だ充分ならざりしを  
以て、大正十三年四月部落の合併行はるゝと共に、教育所も之を六箇所として其の内容の充實を圖れり。従  
て其の内容は公立小學校と大差なく教科目も小學校と同一にして、現在々々學兒童二百餘名、公立小學校に委託  
教授中のもの四箇所四十名にして、年々十數名乃至三十名の卒業生を出しつゝあり。其の成績を見るに書方、  
圖畫、手工、唱歌等は内地人子弟に比して遜色なきも算術、綴方等は劣れり。卒業者の成績は概して良好に  
して普通々信交其の他家庭の用務を辨ずるは勿論、既に官公署の職員又は代用教員等に奉職せるものあり。  
現在の土人教育所を擧ぐれば左の如し。

| 教 育 所   | 學 級 數 | 教 員 配 置 數 | 兒 童 數 | 所 在 地      |
|---------|-------|-----------|-------|------------|
| 白濱土人教育所 | 二     | 二         | 六三    | 榮濱郡榮濱村大字相濱 |

土 人

三三四

|          |   |    |             |
|----------|---|----|-------------|
| 落帆土人教育所  | — | 五七 | 富内郡富内村大字落帆  |
| 多爾泊土人教育所 | — | 五九 | 眞岡郡廣地村大字大穂泊 |
| 智來土人教育所  | — | 二一 | 泊居郡名寄村大字智來  |
| 新聞土人教育所  | — | 二〇 | 敷香郡泊岸村大字新聞  |

社會教育に關しては各部落に青年團、婦人會等を設け、主として教育所教員之が指導に當り、尙夜學會を  
開き或は講話をなす等其の誘導啓蒙に努め居れり。

第二款 衛生

土人は一般に衛生思想に乏しく、其の衣食住の非衛生的なることは疾病を多からしめ、其の血族結婚と酒  
精分の過飲とは體質を脆弱ならしむ。之れ彼等の容貌の魁偉なるに似ず體質の虛弱なる所以にして、而も病  
魔に犯さるゝや先づ舊習に依る新薬卜占を爲し、草根、木皮、獸骨等を服用し、愈々重墮となるに及び始めて

醫藥を求め而して病苦少しく減するか若は短期に特効を認め得ざる場合は多く醫藥を廢するを以て、傳染性  
疾患の如きは其の間に傳染の機會を多からしめ保健上遺憾尠からず。以上の事實に鑑み土人の衛生に關し深  
甚の注意を拂ひ、部落の衛生的施設の整備を計ると共に各部落に公醫を囑託して診療せしめ、各種藥品、器  
具等を配備して傳染病の豫防に備へ、時々衛生に關する講話を催ほし又は衛生に關する活動寫眞を映寫して  
觀覽せしむる等衛生思想の喚起普及を計れり。

第五節 産業

領有前に在りては河海に漁り山野に獵し、天産物によりて衣食したるを以て、一定の産業に従事して將來  
の策を樹てんとするの念なく複雑を厭ふ風あり。依つて彼等の最も得意とする漁業に就き特殊の方法を授け  
漁船漁具を貸付して漁業を爲さしめんとするも、唯舊慣を遵守するのみにして更に改良發達を圖らんとせず。  
農業に就ても土地を貸付し農具並に種子を給與して之が獎勵を爲すも、勸勞を厭ひて播種後の中耕除草をな  
さざるのみならず、甚しきは給與の種子を食用に供し、唯僅に自己の食料を得て満足し居れり。商業の如き

土 人

三三五

も計数の觀念に乏しく經濟思想なきを以て之を營むもの極めて稀なり。然れども不斷の指導啓發と拓殖の進  
展、人口の増加に伴ふ周圍の刺戟とは漸次覺醒を促しつゝあるものゝ如し。

### 第六節 救 恤

土人の救恤に關しては特例を設け、其の普遍を圖ると共に諸般の事情を參酌して遺憾なきを期し居れり。  
即ち漫然金品を與へて依頼心を助長せしむるの弊を避け、老幼を恤み、不具癡疾を憐み、鰥寡孤獨を救ひ、  
六歳以下六十歳以上のものにして自活し得ざるものに對しては救恤米を與へ、罹病者にして治療の資力なき  
ものには醫藥を給し、或は樺太慈惠院に收容施療し、水火災其の他の罹災者には金品を施與する等之が救済  
に關し遺憾なきを期しつゝあり。

### 樺太要覽 終

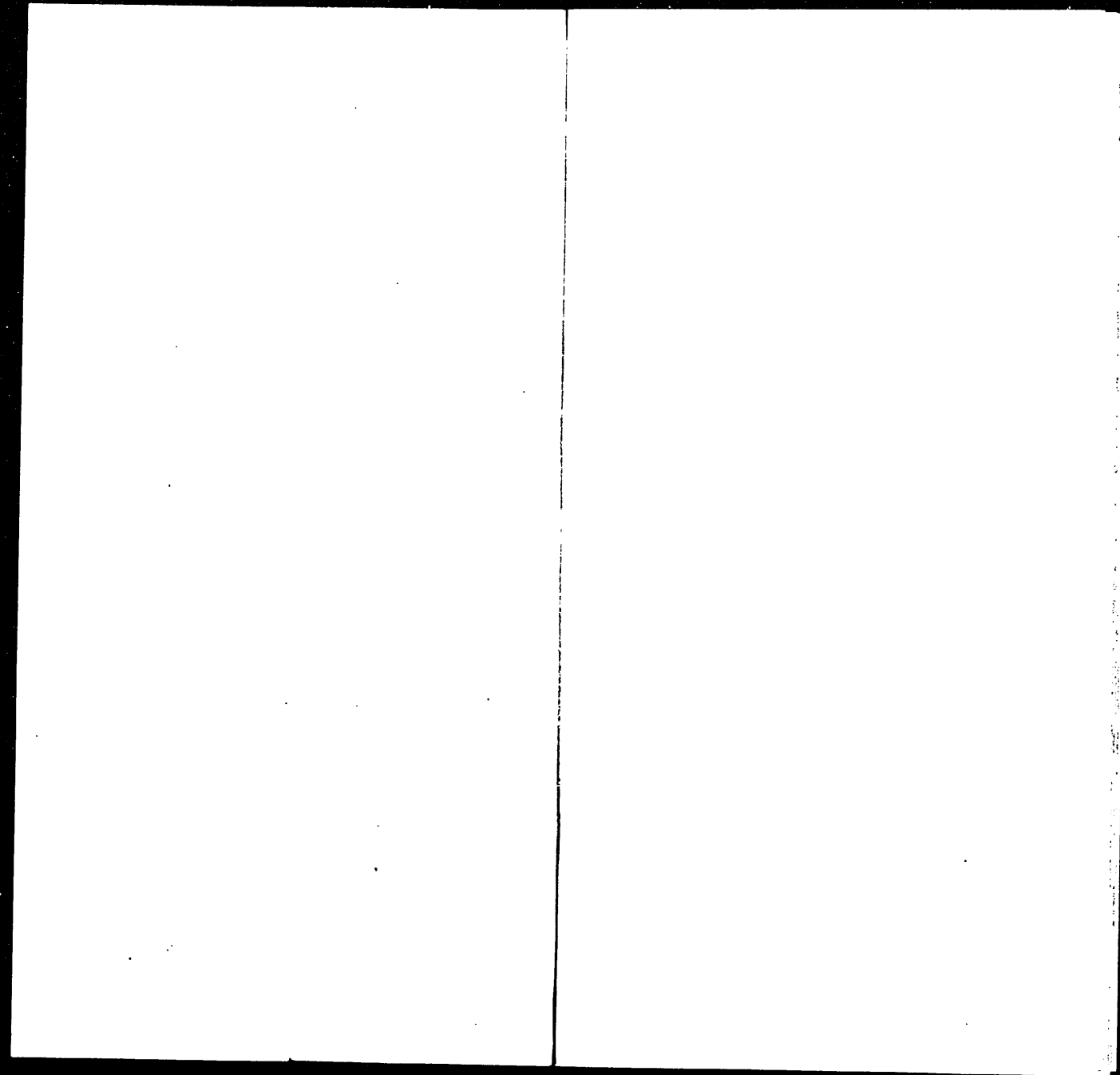
昭和三年六月十三日印刷  
昭和三年六月十五日發行

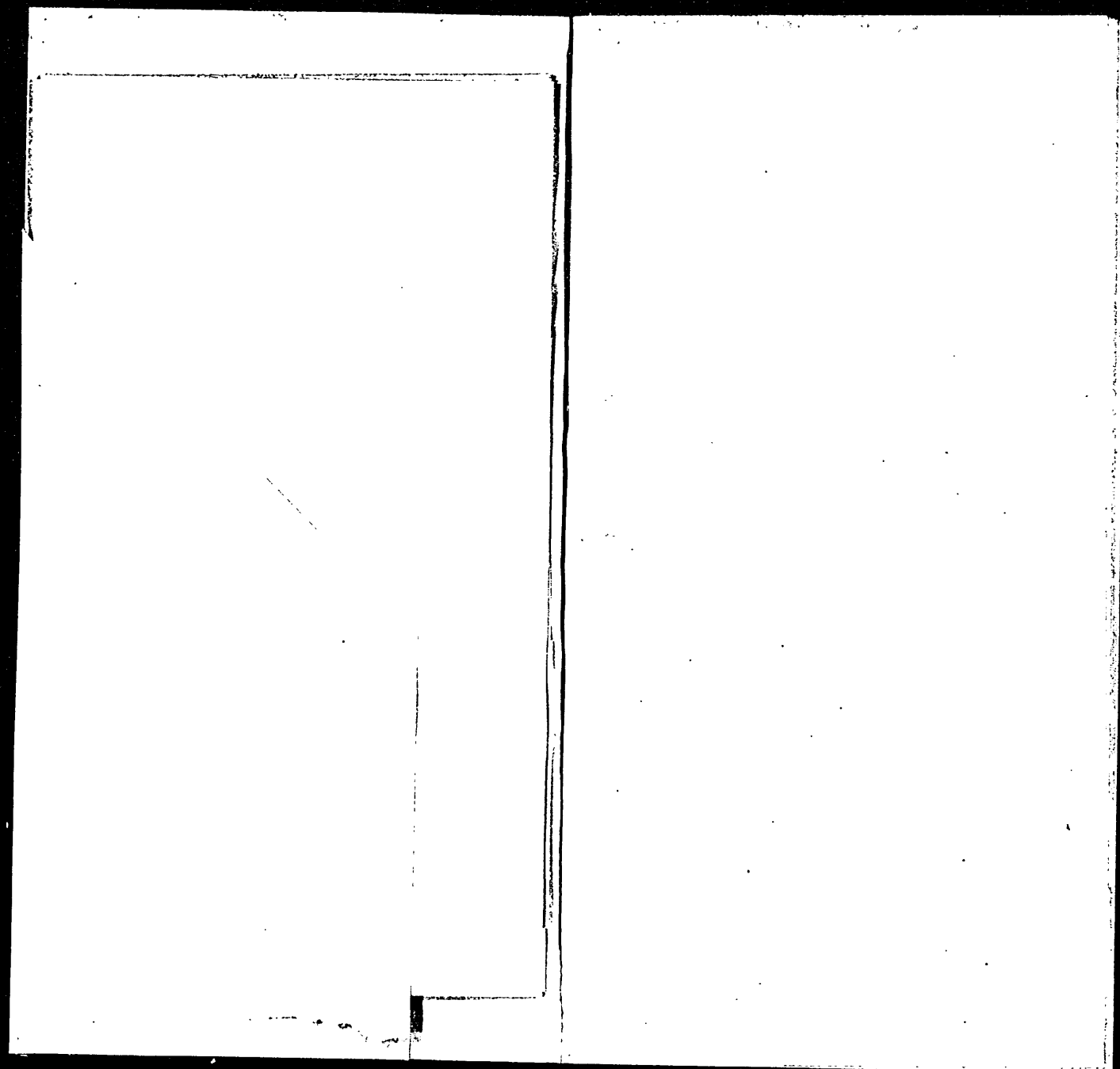
樺 太 應

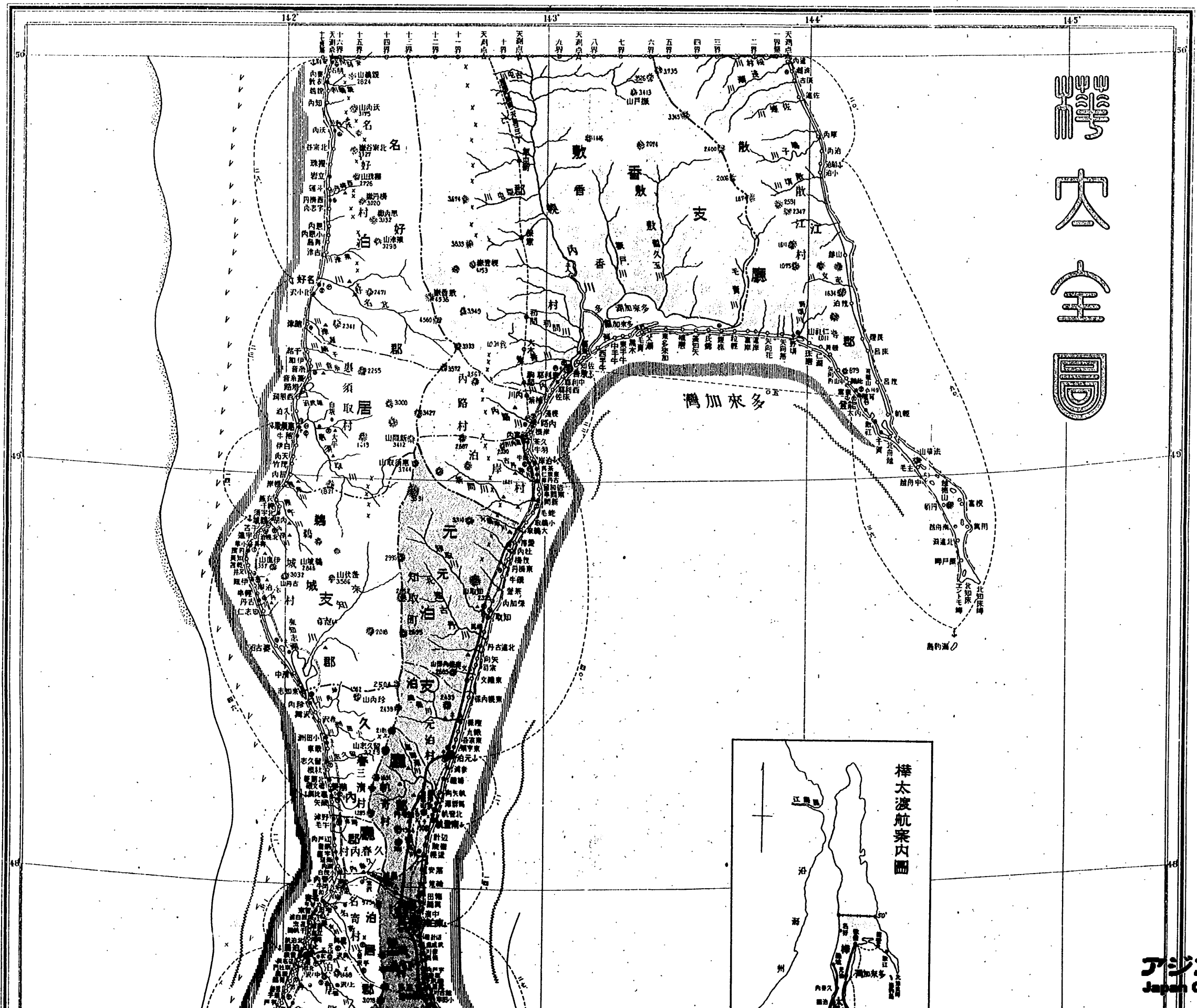
東京市芝罘區三丁目二番地  
印刷人 牛 丸 勝 三 郎

東京市芝罘區三丁目二番地  
印刷所 東洋印刷株式會社

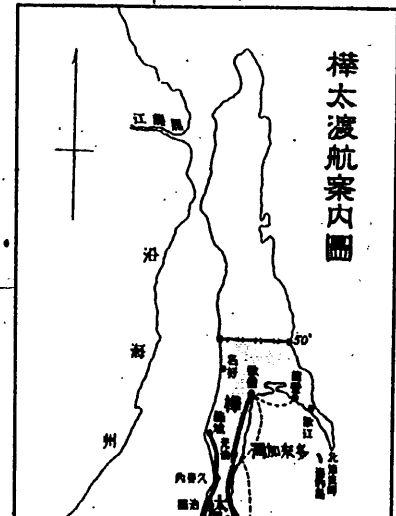






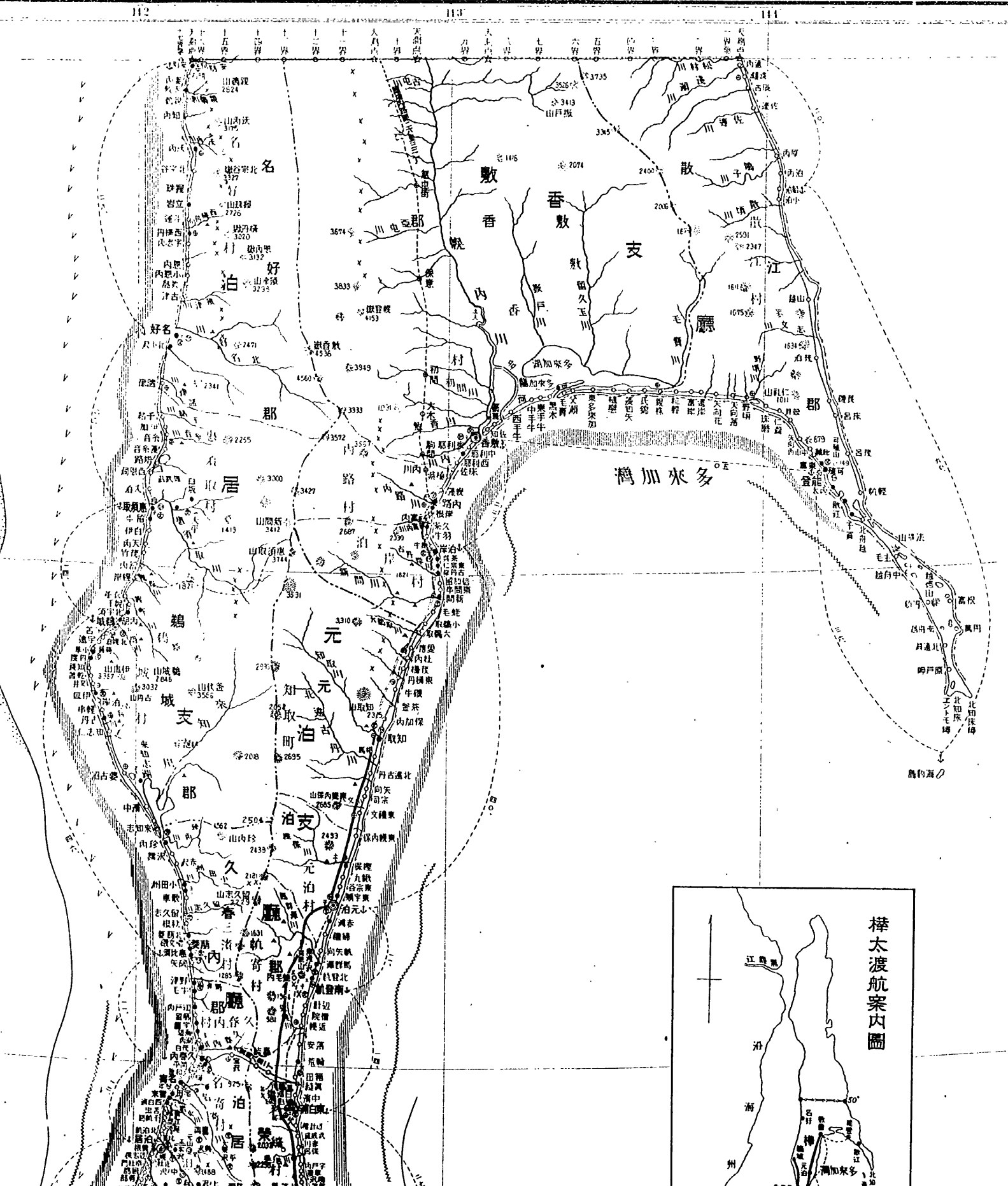


大分県

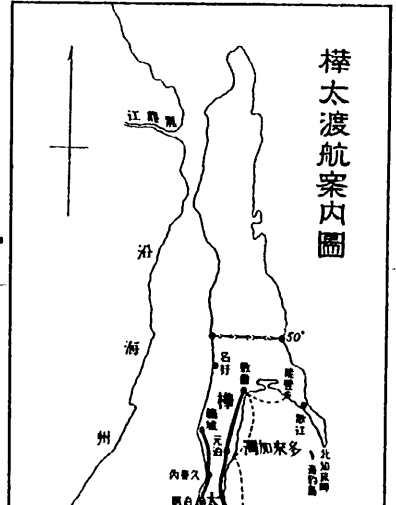


封筒在中物  
露光量違いにより重複撮影

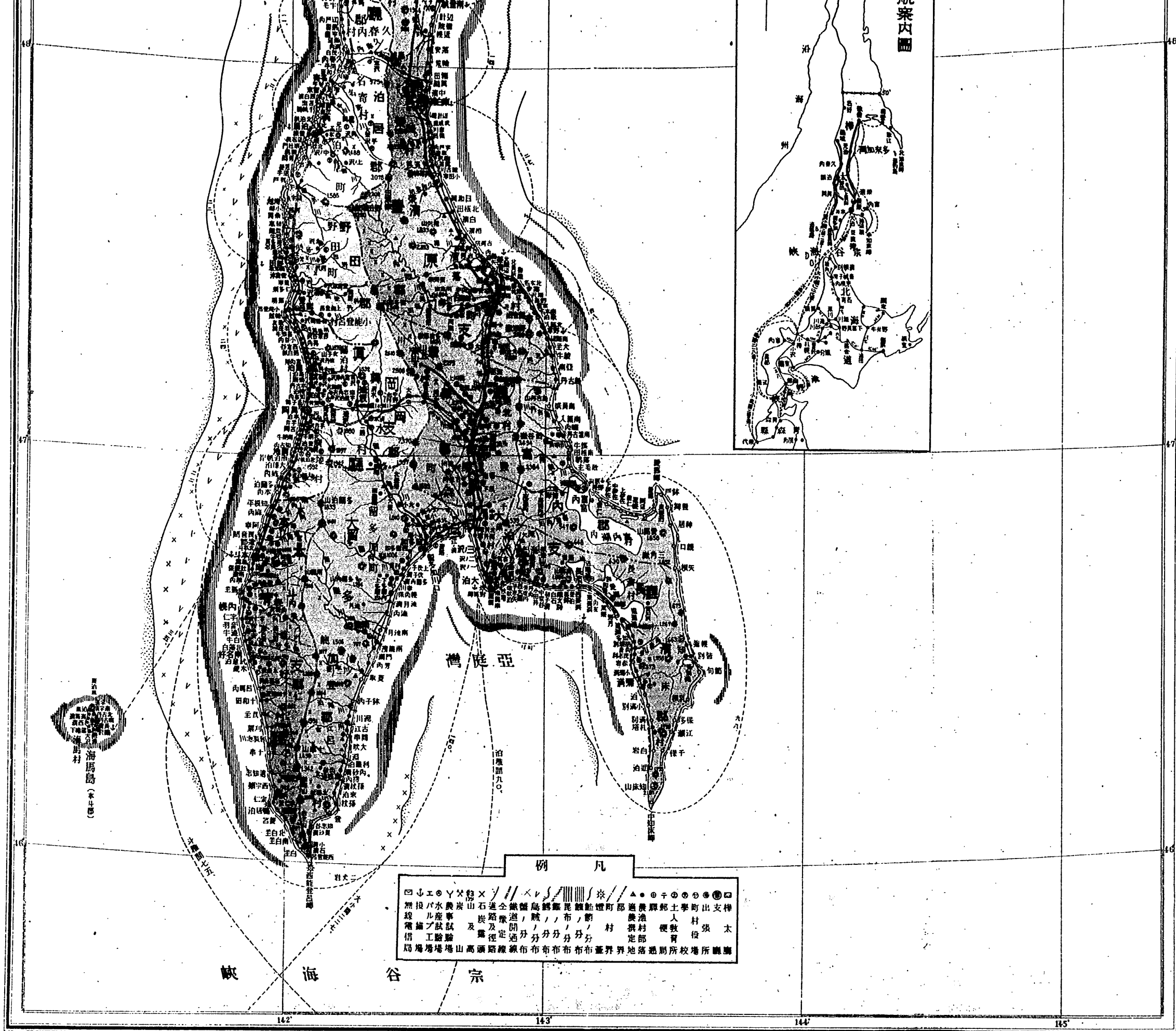
# 澤太全圖



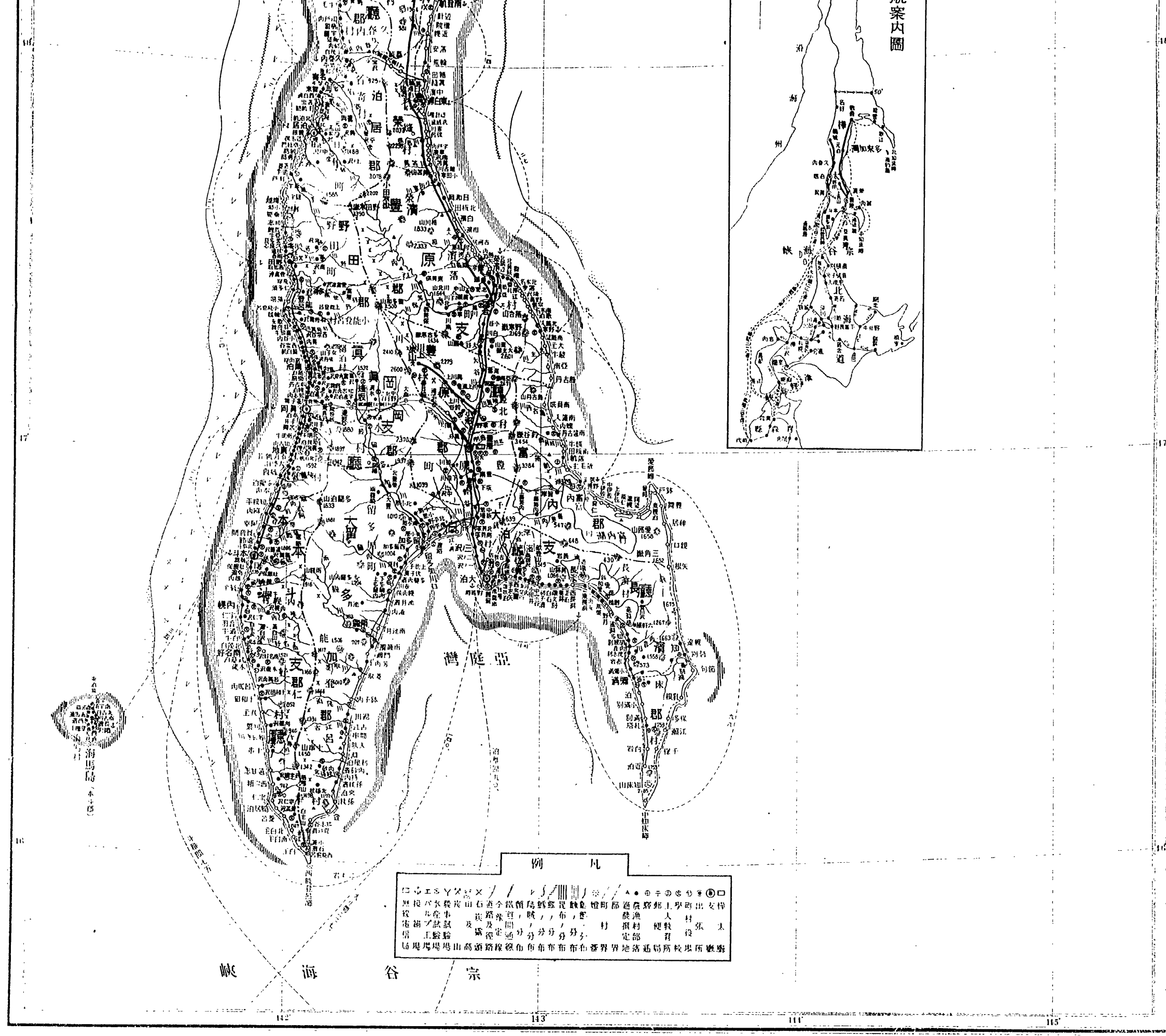
多來加灣



露光量違いにより重複撮影



露光量違いにより重複撮影



本案内圖

例凡

- 市 ○ 町 ○ 村 ○ 支庁
- 市 ● 町 ● 村 ● 支庁
- △ 市 △ 町 △ 村 △ 支庁
- ◇ 市 ◇ 町 ◇ 村 ◇ 支庁
- 市 □ 町 □ 村 □ 支庁
- 市 ■ 町 ■ 村 ■ 支庁
- ▲ 市 ▲ 町 ▲ 村 ▲ 支庁
- ◆ 市 ◆ 町 ◆ 村 ◆ 支庁
- 市 ○ 町 ○ 村 ○ 支庁
- 市 ● 町 ● 村 ● 支庁
- △ 市 △ 町 △ 村 △ 支庁
- ◇ 市 ◇ 町 ◇ 村 ◇ 支庁
- 市 □ 町 □ 村 □ 支庁
- 市 ■ 町 ■ 村 ■ 支庁
- ▲ 市 ▲ 町 ▲ 村 ▲ 支庁
- ◆ 市 ◆ 町 ◆ 村 ◆ 支庁

露光量違いにより重複撮影

裏面白紙